宮城県文化財調査報告書第171集

山 王 遺 跡 Ⅳ

－多賀前地区考察編－

平 成 8 年 3 月

宮 城 県 教 育 委 員 会
建設省東北地方建設局

序　　文

宮城県には、現在約5,600カ所の遺跡の存在が知られています。これらの遺跡には、旧石器時代以来各時代にわたって築かれた祖先の歴史が刻み込まれています。このようなかけがえのない文化遺産を後世に伝えることは、私達にとって重要な責務であると考えます。

近年の文化財を取り巻く状況をみますと、従来の経済優先に対する反省から、物資のみならず精神的・文化的な面を大切にしようとする価値観の転換がなされつつあるのは、すでに私達の知るところであります。こうした時代の趨勢にあって、文化財や歴史的環境を保存し、地域づくりの一環として積極的に整備活用してゆこうとする気運が徐々に高まる傾向にあることは、文化財保護思想のより一層の普及・啓蒙につながるものであり、まさに歓迎すべきことといえましょう。

しかし、一方では絶えることのない開発事業により、遺跡の多くは依然として破壊・消滅の危機にさらされているのが実情です。こうしたなかにあって、当教育委員会では遺跡の所在等について関係者への周知を図るとともに、協議調整を重ね、可能な限りの保存に努めているところであります。

本書は、仙塩道路建設工事に伴って実施した「山王遺跡」多賀前地区の発掘調査成果をまとめたものです。これらの成果が広く活用され、地域の歴史の解明に資するところとなれば大きな喜びであります。

最後に、遺跡の保存に御理解を示され、調査に際しては多大なるこ協力をいただいた関係機関の方々、さらに実際に調査にあたられた皆様に対し、厚く御礼申し上げる次第であります。

平成8年3月

宮城県教育委員会教育長

鈴　鴨　清　美

例　　言

1．本書は建設省東北地方建設局仙台工事事務所が担当する仙塩道路建設工事に伴う山王遺跡の発掘調査のうち、平成4～6年度に調査した多賀前地区の調査成果をまとめたものである。仙塩道路建設関係遺跡発掘調査報告書の第4分冊（『山王遺跡Ⅳ－多賀前地区考察編』）にあたる。

2．発掘調査および整理・報告書の作成に際しては、次の方々および機関から指導、助言を賜った。(五十音順、以下敬称略)。

相沢清利、相原嘉之、阿部義平、石川俊英、石本　敬、井上和人、井上喜久男、今泉隆雄、今尾文昭、上村憲章、宇野隆夫、近江俊秀、岡田茂弘、岡田文男、岡村道雄、小川淳一、小野正敏、金子浩昌、金子裕之、亀井明徳、菊地　豊、久世康博、近藤　修、狭川真一、佐川正敏、佐藤和彦、佐藤敏幸、茂原信生、進藤秋輝、杉山　洋、鈴木拓也、関口廣次、高倉敏明、高野芳弘、高橋照彦、滝口　卓、田中壽夫、田中　琢、田中哲雄、千葉孝弥、辻誠一郎、手塚　均、寺崎保広、樋泉岳二、百々幸雄、内藤俊彦、仲田茂司、中野裕平、中村　敦、永嶋正春、永田信一、楢崎彰一、西中川　駿、西本豊弘、丹羽　茂、日野尚志、平川　南、日永伊久男、古川雅清、前川　要、松井　章、松本秀明、真鍋篤行、百瀬正恒、柳沢和明、山中　章、山中敏史、山村信榮、山本信夫、和田　萃、渡辺　誠

東北歴史資料館、宮城県多賀城跡調査研究所、多賀城市埋蔵文化財調査センター

3．本書の執筆は、調査担当者との協議の後に以下のような分担で行い、菅原弘樹が編集した。

第Ⅰ章1（1）……佐藤憲幸
第Ⅱ章1（2）……伊藤　裕
第Ⅰ章2 ……古川一明
第Ⅰ章3、4……山田晃弘
第Ⅰ章5 ……吉野　武
第Ⅰ章6、第Ⅱ1、2、Ⅲ章……菅原
第Ⅰ璋3 ……佐藤則之
付編1……松本秀明（東北大学理学部）
付編2……辻誠一郎（国立歴史民俗博物館）・福田美和（大阪市立大学大学院）
付編3……近藤　修・百々幸雄（東北大学医学部）
付編4……内藤俊彦（東北大学理学部付属植物園）

4．仙塩道路建設に伴う本遺跡の調査成果については、これまでに調査概報および報告書などでその内容の一部を報告しているが、これと本書の記載が異なる場合は、本書がこれらに優先する。

目　　次

第Ⅰ章　遺　　物 …… 1
1. 土器類 …… 1
(1) 土師器・須恵器・赤焼土器 …… 1
(2) 施釉陶器 …… 32
2. 木製品 …… 45
(1) 木製容器について …… 45
(2) 建築部材について …… 48
3. 土製品 …… 53
(1) 土器片製円板の性格について …… 53
(2) 土錘について …… 54
4. 石製品 …… 58
(1) 砥石について …… 58
5. 文学史料の性格 …… 61
(1) 墨書土器 …… 61
(2) 木簡 …… 78
(3) 漆紙文書 …… 79
6　祭祀関係遺物 …… 92
(1) 祭祀遺物の出土状況 …… 92
(2) 祭祀具の特徴 …… 96
(3) 多賀城周辺における祭祀 …… 98
第Ⅱ章　遺　　構 …… 100
1. 道路と方格地割 …… 100
(1) 多賀前地区検出の道路跡 …… 100
(2) 道路の年代 …… 104
(3) 道路の変遷 …… 106
(4) 道路の施行基準と方格地割 …… 108
2. 区画内の様相 …… 112
(1) 北１西３区 …… 112
(2) 南１西２区 …… 121
(3) 南２西１区 …… 131
3. 土器埋設遺構について …… 136
(1) 道路検出の土器埋設遺構 …… 136

(2) 区画内検出の土器埋設遺構 …… 139
第Ⅲ章　ま と め …… 142
付編1　山王遺跡の地形学的背景 …… 146
付編2　山王遺跡多賀前地区における泥炭の堆積環境 …… 155
付編3　山王遺跡多賀前地区出土人骨 …… 158
付編4　山王遺跡多賀前地区出土種子 …… 169

挿 図 目 次

第 1 図　赤焼土器坏・皿の口径 ……7
第 2 図　赤焼土器坏・皿A類 ……7
第 3 図　坏・埦・皿の分類 ……8
第 4 図　甕・鉢の分類 ……9
第 5 図　土器群と重複関係 …… 14
第 6 図　第2群土器の底／口比 …… 16
第 7 図　ＳK820、ＳＩ531・579 出土土器の底／口比、高／口比 …… 18
第 8 図　第4群土器の口径 …… 19
第 9 図　第5群土器の口径 …… 20
第10図　第1・2・3群土器 …… 23･24
第11図　第4・5群土器 …… 25･26
第12図　施釉陶器埦・皿の底部形態 …… 32
第13図　緑釉陶器（1） …… 34
第14図　緑釉陶器（2） …… 35
第15図　緑釉陶器（3） …… 36
第16図　灰釉陶器（1） …… 37
第17図　灰釉陶器（2） …… 38
第18図　灰釉陶器（3） …… 39
第19図　灰釉陶器（4） …… 40
第20図　灰釉陶器（5） …… 41
第21図　貿易陶器 …… 41
第22図　挽物・曲げ物の直径の比較 …… 47
第23図　ＳB862・863 礎板出土状況 …… 49
第24図　ＳB751・752・857・858 礎板出土状況 …… 50
第25図　ＳB584・585・750 礎板出土状況 …… 51
第26図　管状土錘の長幅比と孔径 …… 55
第27図　管状土錘の重さと口径 …… 55
第28図　呪符釈文 …… 61
第29図　『古文孝経孔氏伝』復元図 …… 79
第30図　計帳歴名統計記載模式図 …… 80
第31図　「越前国江沼郡山背郷計帳」抜粋 …… 81
第32図　6号B漆紙オモテ面復元釈文 …… 85

第33図　祭祀関係遺物の分布状況（1）－北1西3区・南1西2区－ …… 94
第34図　祭祀関係遺物の分布状況（2）－南2西1区・南3区－ …… 95
第35図　多賀城周辺における祭祀遺物の出土分布 …… 98
第36図　多賀城周辺の方格地割 …… 100
第37図　道路計測地点模式図 …… 101
第38図　道路変遷図 …… 107
第39図　道路網と方格地割の変遷 …… 108
第40図　北1西3区 …… 112
第41図　北1西3区主要遺構の重複関係図 …… 115
第42図　北1西3区の遺構変遷図（1） …… 117
第43図　北1西3区の遺構変遷図（2） …… 119
第44図　南1西2区 …… 121
第45図　南1西2区主要遺構の重複関係図 …… 124
第46図　南1西2区の遺構変遷図（1） …… 125
第47図　南1西2区の遺構変遷図（2） …… 127
第48図　南1西2区の遺構変遷図（3） …… 128
第49図　南1西2区出土墨書土器 …… 129
第50図　紅梅殿の庭園 …… 130
第51図　南2西1区 …… 132
第52図　南2西1区出土墨書土器 …… 133
第53図　南2西1区の遺構変遷図 …… 134
第54図　多賀前地区検出の土器埋設遺構 …… 137
第55図　道路検出の土器埋設遺構分布 …… 138

表　目　次

第 1 表　土器用途別の割合 …… 1
第 2 表　各調査区毎の坏の特徴 …… 1
第 3 表　土器群設定に用いた遺構 …… 10
第 4 表　土器群別坏・皿等の分類 …… 12･13
第 5 表　坏類の特徴 …… 21･22
第 6 表　施釉陶器の底部成形技法と形態 …… 32
第 7 表　灰施釉陶器ⅡC類の高台形態 …… 33
第 8 表　灰施釉陶器ⅡC類底部集計表 …… 33
第 9 表　施釉陶器の出土状況 …… 36
第10表　多賀城外の施釉陶器出土率 …… 42

第 11 表　多賀城外主要遺跡の施釉陶器構成比 …… 43
第 12 表　各地区の掘立柱建物跡出土の建築材の一覧表 …… 52
第 13 表　砥石の石材と粒度 …… 58
第 14 表　粗粒砥石（A）の形状と大きさ …… 58
第 15 表　中粒砥石（B）の形状と大きさ …… 59
第 16 表　細粒砥石（C）砂岩ほかの形状と大きさ …… 59
第 17 表　細粒砥石（C）粘板の形状と大きさ …… 59
第 18 表　細粒砥石（D）砂岩ほかの形状と大きさ …… 60
第 19 表　墨書分類表 …… 61
第 20 表　主要墨書分布表 …… 70
第 21 表　多賀城周辺の墨書一覧表 …… 75
第 22 表　宮城県集落遺跡等墨書一覧表 …… 77
第 23 表　『古文孝経孔氏伝』校訂表 …… 83
第 24 表　祭祀関係遺物の遺構別出土状況 …… 93
第 25 表　多賀前地区検出の道路跡一覧表 …… 101
第 26 表　多賀城外検出道路の座標一覧表 …… 110
第 27 表　道路検出の土器埋設遺構 …… 138
第 28 表　区画内検出の土器埋設遺構 …… 140

付編図表目次

付編 1　図 1　　仙台平野北部の地形 …… 151
図 2　　七北田川に沿う沖積層断面図 …… 151
図 3　　仙台平野北部の海面上昇と地形変化 …… 152
図 4　　山王遺跡周辺の沖積層断面位置図 …… 153
図 5　　山王遺跡地下の沖積層断面図 …… 153
図 6　　仙台湾岸の沖積層から求められた後氷期海面変動曲線 …… 154
付編 2　図 1　　Ｓ－7 区の柱状ブロックサンプル①の灼熱消費量と
大型植物遺体の層位的変化 …… 157
図 2　　Ｓ－7 区の柱状ブロックサンプル②の灼熱消費量と
大型植物遺体の層位的変化 …… 157
付編 3　図 1　　顔面平坦度示数の 3 次元図 …… 165
表 1　　頭蓋計測値 …… 162
表 2　　四肢骨計測値 …… 163
表 3　　主要頭蓋計測値 12 項目による平均値の比較 …… 164
表 4　　ペンローズの形態距離ＣＺ …… 164

表５　　顔面平坦度計測値 …… 164
図版１　No.2333 頭蓋…… 166
図版２　No.2334 頭蓋…… 167
図版３　No.2335 頭蓋…… 167
図版４　No.1、No.2、No.3 頭蓋…… 168
図版５　左大腿骨（No.4）と左大脛骨（No.299） …… 168
付編４　図１　　山王遺跡から出土したオニグルミの核の大きさ …… 171
図版１　ＳＤ2000 河川跡出土の植物遺体…… 171

第Ⅰ章　遺　　物

1　土器類

（1）土師器・須恵器・赤焼土器

河川跡、道路側溝、土壙、ＳＤ1020 溝跡などを中心にほぼ全域から出土しており、各調査区毎で土器の出土傾向に違いが認められる。

出土量の多い北１西３区と南１西２区を比較すると、赤焼土器の坏類に占める割合は、北１西３区では17%なのに対して南１西２区は3%と低い。土師器坏の調整技法でも、南１西２区では回転糸切り無調整の割合は49%で、北１西３区の64%と比べると低く、土器の傾向としては、北１西３区は新しく、南１西２区は、やや古い様相を示している。（第２表）

また、土器を食膳具（坏・椀・皿・高台坏・高台椀・高台皿・壺など）や煮炊具（土師器甕・甑など）、貯蔵具(須恵器甕)に大別して、それぞれの構成割合をみてみると、ほぼ全域で食膳具が90%前後の高い割合を示しており(第１表)、古代の一般集落よりは、むしろ多賀城政庁跡や城内出土土器に近い様相を呈していると言えよう。（註1）。

本項では、これらの土師器、須恵器、赤焼土器について、特に坏類を中心に整理・分類し、組合せや特徴から、主に年代についての検討を行う。

（単位%）

	食膳具	煮炊具	貯蔵具			食膳具	煮炊具	貯蔵具
北１・西３道路跡	88.7	7.1	4.2	SD2000 河川跡	2層	88.3	5.5	6.1
大路・西２道路跡	94.6	4.8	0.5		3層	90.7	4.3	4.9
南１・西１道路跡	90.3	7.9	1.8		4層	90.7	8.7	0.5
南１・２間道路跡	92.4	5.0	2.6		6層	85.3	11.8	2.9
南２・西０道路跡	86.1	8.6	5.3		7層	76.7	20.0	3.3
北１西３区	88.6	10.2	1.2		8層	91.3	7.0	1.7
南１西２区	88.5	9.6	1.9		9層	95.8	4.2	0.0
南２西１区	89.4	10.4	0.2		10層	91.9	6.2	1.9
南３区以南	78.4	17.8	3.8		11層	87.7	9.9	2.5
SD1602 河川跡	92.1	5.8	2.1		12層	83.0	12.3	4.7

第１表　土器用途別の割合

調査区	坏構成割合（%）			底部調整	
	土師器	須恵器	赤焼土器	土師器	須恵器
北１西３区	50.0	33.4	16.5	0 100%	0 100%
南１西２区	45.9	51.0	3.1		
南２西１区	48.1	33.5	18.3		
南３区以南	44.9	53.6	1.5		

回転ヘラケズリ　手持ちヘラケズリ　ヘラ切無調整　回転糸切無調整

第２表　各調査区毎の坏の特徴

①土器の特徴と分類

〔土師器〕

坏・高台坏・双耳坏・埦・高台埦・高台皿・台付耳皿・蓋・鉢・短頸壺・長頸壺・甕・甑・羽釜などがあり、土器の器形や製作技法によって以下のように分類することができる。

【坏】526 点図示した。

［A類］器面調整にロクロを使用しないもので、

Ⅰ類：外面に段や沈線を有するもの。

Ⅱ類：外面に段や沈線を持たないもの。

とに分けられる。底部の形態にはⅠ・Ⅱ類それぞれに丸底のものと平底のものがある。

［B類］ロクロ調整のもので、

Ⅰ類：底部から直線的に外傾して立ち上がるもの。

Ⅱ類：底部から内湾気味に立ち上がるもの。

とがあり、体部から口縁部にかけての形態によって、

Ⅰａ類：直線的に外傾して立ち上がり、そのまま口縁部に至るもの。

Ⅰｂ類：直線的に外傾して立ち上がり、口縁部が外反するもの。

Ⅱａ類：内湾気味に立ち上がり、体部は外傾して口縁部に至るもの。

Ⅱｂ類：内湾気味に立ち上がり、体部は外傾して口縁部が外反するもの。

Ⅱｃ類：内湾気味に立ち上がり、体部中央で外反して口縁部に至るもの。

Ⅱｄ類：内湾気味に立ち上がり、そのまま口縁部に至るもの。

Ⅱｅ類：内湾気味に立ち上がり、口縁部で外反、あるいは屈曲して外傾するもの。

とに分けられる。さらに底部の切り離しや再調整技法をみると、（1）切り離し後、回転ヘラケズリ調整が施されるもの。（2）切り離し後、手持ちヘラケズリ調整が施されるもの。（3）ヘラ切り無調整のもの。（4）回転糸切り無調整のものの 4 種類がある。これらは口径 13～14 ㎝台のものが主体を占めるが、口径 12㎝ 未満の小形坏や 17 ㎝を越す大形の坏も少量認められる。

【高台坏】21 点を図示した。

すべてロクロ調整で内外面にヘラミガキ調整と黒色処理が施されたものと、内面のみを黒色処理されたものの 2 種類がある。前者には双耳坏も含まれている。坏部の形態には、坏分類におけるⅠａ・Ⅱａ・Ⅱｂ・Ⅱｄ類などがあり、高さ 0.5～1.5 ㎝の高台が付く。またこれらの中には底部に菊花状調整痕が認められるものもある。

【双耳坏】1 点図示した。（山王Ⅲ-第 17 図 27）。

ロクロ調整で内外面にヘラミガキ調整と黒色処理が施されており、高さ約 1 ㎝の高台が付く。坏部の器形はⅡｄ類に属する。

【埦】19 点図示した。

［A類］器面調整にロクロを使用しないもので内外面にヘラミガキ調整と黒色処理が施されたものと、内面のみを黒色処理されたものとがある。器形は平底で底部から内湾気味に立ち上がり、そのまま口

縁部にいたるものである。
［B類］ロクロ調整のもので、内面に黒色処理が施されている。
　Ⅰ類：底部から内湾気味に立ち上がり、体部は外傾して口縁部に至るもの。
　Ⅱ類：底部から内湾気味に立ち上がり、そのまま口縁部に至るもの
とに分けられる。
　法量はA類が口径16～22㎝であるのに対し、B類は口径15.5～17.5㎝とやや小さめである。外面の再調整はA類がヘラケズリの後ヘラミガキ、B類には回転ヘラケズリや手持ちヘラケズリが施されている。
【高台埦】11点図示した。
　すべてロクロ調整で、器形によって
　Ⅰ類：底部から内湾気味に立ち上がり、口縁部で軽く外反するもの。
　Ⅱ類：体部に稜を有し口縁部が外反するもの（稜椀）。
とに分けられる。Ⅰ類は内外面にヘラミガキ調整と黒色処理が施されたものと、内面のみを黒色処理されたものとがあり、高さ1㎝以下の低い高台が付く。またこれらの中には底面に菊花状調整痕が認められるものもある。Ⅱ類には内外面に黒色処理が施されており、高台については欠損のため詳細は不明である。（山王Ⅲ-第90図②-1）
【高台皿】19点図示した。
　すべてロクロ調整で、内面にヘラミガキ調整と黒色処理が施されたものである。口縁部の形態によって
　Ⅰ類：口縁部が直線的に外傾するもの。
　Ⅱ類：口縁部が外反するもの。
　Ⅲ類：口縁部が内湾するもの。
とに分けられる。高台には高さ0.5㎝程のものから2.5㎝前後の高いものまであり、いずれも付け高台である。またこれらの中には底面に菊花状調整痕の認められるものもある。
【台付耳皿】3点図示した。（山王Ⅲ-第45図8・第52図17・第53図②-1）
　すべてロクロ調整で、ヘラミガキ調整と黒色処理が内外面に施されたものと、内面のみに施されたものがあり、高さ1.0～1.5㎝の高台が付く。
【蓋】2点図示した。（山王Ⅲ-第15図2・第90図②-2）
　ともにつまみを欠損しており、全体の器形を知り得るものはない。須恵器蓋分類のⅠd類に相当し、ロクロ調整で内外面にヘラミガキ調整と黒色処理が施されたものと、内外面回転ヘラミガキ調整で内面のみ黒色処理したものとがある。
【鉢】13点図示した。
　ロクロ調整で内面にヘラミガキ調整と黒色処理が施されたものである。
　Ⅰ類：底部から内湾気味に立ち上がり口縁部でほぼ直立するもので
　　a類：口径16㎝前後のもの。

ｂ類：口径 25 ㎝以上のもの。

Ⅱ類：底部から内湾気味に立ち上がり、口縁部で短く外反、あるいは「く」の字に屈曲するもので

ａ類：口径 19 ㎝前後のもの。

ｂ類：口径 24～29㎝ のもの。

とに分けられ、外面にはヘラケズリ調整が施されている

【短頸壺】2 点図示した。（山王Ⅲ-第 43 図 13・第 69 図③-6）

ロクロ調整で内外両面にヘラミガキ調整と黒色処理が施されている。口径約 7 ㎝、器高約 8 ㎝、体部最大幅約 10 ㎝の小形品と、口径約 10 ㎝、体部最大幅 18㎝ 以上（器高は不明）の中形品がある。

【長頸壺】2 点図示した。（山王Ⅲ-第 87 図・第 104 図 14）

ロクロ調整で内外両面にヘラミガキ調整と黒色処理が施されている。器高 10 ㎝の小形品と、16 ㎝以上の中形品とがあり、前者は高さ約 0.5 ㎝、後者は高さ約 1 ㎝の高台が付く。

【甕】120 点図示した。

［A類］器面調整にロクロを使用しないものである。器形により、

Ⅰ類：長胴形のもの。

Ⅱ類：胴部中央が膨らみ、Ⅰ類よりも胴部の長さが短く、やや寸胴形のもの。

Ⅲ類：球胴形のもの

とに分けられる。器面調整はナデ、ハケメ調整が主体を占めるが、Ⅰ類の中にはヘラケズリ調整のものもみられる。

［B類］ロクロ調整のものである。器形により、

Ⅰ類：長胴形で口径は 23 ㎝前後のもの。

Ⅱ類：胴部のほぼ中央が膨らみ、Ⅰ類よりも胴部の長さが短く、やや寸胴形のもの。

ａ類：口径 13 ㎝以下の小形もの。

ｂ類：口径 14～18 ㎝の中形もの。

ｃ類：口径 19～23 ㎝の大形もので、内面に(1)黒色処理が施されるものと、(2)黒色処理が施されないものとがある。

Ⅲ類：球胴形のもの。口径は 16 ㎝前後で内面には黒色処理が施されている。

とに分けられる。外面はヘラケズリ調整されるものが多い。

【甑】2 点図示した。（山王Ⅲ-第 22 図 9・第 24 図 6）

破片の為、全体の器形を知り得るものはないが、いずれも無底の甑である。A類：ロクロを使用しないものと、B類：ロクロ調整のものとがあり、B類は体部下端が「く」の字に屈曲している。器面調整はA・B類とも内外面にヘラケズリ調整が施されている。

【羽釜】1 点図示した。（山王Ⅲ-第 29 図 16）

破片の為全体の器形は不明である。ロクロ調整で口径推定 8.1 ㎝の小形のものである。外面には工具によるナデの痕跡が認められる。

〔須恵器〕

坏・高台坏・埦・高台埦・高台皿・高台盤・高坏・蓋・鉢・短頸壺・長頸壺・横瓶・甕があり、土器の器形や製作技法によって以下のように分類することができる。

【坏】401 点図示した。

土師器坏の分類と同一の基準を用いることとする。手持ちヘラケズリ調整が施されるものの中には静止糸切り技法によって切り離されたものも極少量であるが認められる。また、回転糸切り無調整でⅡ類に属するものの中には赤焼土器と同様に内面が平滑に仕上げられ、軟質で色調が灰白色を呈しているものがあり、これらには内外面に黒斑が認められるものが多い。

【高台坏】21 点図示した。

坏部の形態には底部から直線的に立ち上がるものと、内湾気味に立ち上がるものとがあり、坏分類におけるⅠａ・Ⅰｂ・Ⅱａ・Ⅱｄ類などがみられる。高台は高さ 0.5 ㎝～2.0㎝ の付け高台である。底部の切り離し技法については高台取り付け時のナデ調整の為、不明なものが多い。

【埦】7 点図示した。

器形によりⅠ類：底部から直線的に立ち上がるものと、Ⅱ類：底部から内湾気味に立ち上がるものとに分けられる。法量は口径 15～18 ㎝である。

【高台埦】8 点図示した。

部の形態により

Ⅰ類：底部から直線的に外傾して立ち上がり、そのまま口縁部に至るもの。

Ⅱ類：底部から内湾気味に立ち上がり、そのまま口縁部に至るもの。

Ⅲ類：体部に稜を有し、稜から上が外反して立ち上がるもの（稜埦）。

とに分けられ、Ⅱ類には外面に回転ヘラケズリ調整が施されている。また、Ⅲ類には小破片ではあるが内外面にヘラミガキ調整が施されるものもある。高台はいずれも高さ 1㎝ 前後の付け高台である。

【高台皿】1 点図示した。（山王Ⅲ-第 81 図 5）

口径は 14.8 ㎝、器高 2.6 ㎝で、口縁部との境で内側に屈曲し外面に稜、内面に軽い段を有する。高台は高さ約 0.5㎝ の付け高台である。

【高台盤】2 点図示した。（山王Ⅲ-第 63 図 10・第 66 図 9）

底部から直線的に立ち上がるものと内湾気味に立ち上がるものとがあり、前者は口径 17 ㎝、器高 3.2 ㎝、後者は口径は 14.8 ㎝、器高 2.6 ㎝で、ともに高さ 0.7 ㎝前後の高台が付く。

【高坏】1 点図示した。（第 70 図②-3）

坏部は内湾気味に立ち上がり、口縁部との境で内側に屈曲し外面に明瞭な稜を有する。口縁部は外反して立ち上がっている。器面調整は内外面ともヘラミガキ調整である。脚部は欠損のため不明である。

【蓋】20 点図示した。

Ⅰ類：坏類と組み合うと推定されるもので、つまみは中央部が突出するもの、くぼむもの、平坦なものやリング状のものなどがある。

ａ類：天井部は平坦で器高が低く、口縁部は下方に屈曲して外面に縁帯をつくり出すもの。

ｂ類：天井部中央が平坦で、周囲は内湾してやや丸味を持ち、口縁部は下方に屈曲して外面に縁帯をつくり出すもの。

ｃ類：天井部中央が平坦で、周囲は外傾、あるいは軽く外反し、口縁部は下方に屈曲して外面に縁帯をつくり出すもの。

ｄ類：天井部に明瞭な平坦面はなく、内湾して丸味を持ち、口縁部は下方に屈曲して外面に縁帯をつくり出すもの。

Ⅱ類：短頸壺に組み合うと推定されるものである。天井部はやや丸味を持ち、屈曲が明瞭で、口縁部は外反して下垂している。

【鉢】1 点図示した。（山王Ⅲ-第 80 図①-3）

口径約 30 ㎝の大形品で底部を欠損している。最大径は口縁部にあり、体部はやや内湾気味に立ち上がっており、口縁部が短く外反するものである。

【短頸壺】2 点図示した。（山王Ⅲ-第 17 図 49・第 107 図 51）

体部から外反して立ち上がる高さ 1 ㎝前後の短い頸部を有する。口径は 8～9.5 ㎝、器高 7～9.5 ㎝で最大径は胴部上半にあり 11～12.5 ㎝である。器面調整は静止糸切り無調整のものと、手持ちヘラケズリ調整が施されるものとがある。

【長頸瓶】17 点図示した。

最大径は胴部上半にあり、下半には回転ヘラケズリ調整が施されている。高台は高さ 1.0～1.5 ㎝の付け高台で、断面形態には方形、三角形、外面に突帯がめぐるものなどがある。底面に菊花状調整痕の認められるものもある。

【横瓶】1 点図示した。（山王Ⅲ-第 99 図 47）

口径 11.5 ㎝、高さ 26.7 ㎝で体部の横幅は 23.6×30.6 ㎝である。外面調整は平行のタタキ目で一部には縦方向に回転ヘラケズリ調整の痕跡も認められる。

【甕】17 点図示した。

口縁部から頸部にかけての破片が多く、全体の器形を知り得るものは少ない。器形はいずれも頸部が長く、大きく外反する。口径は 25 ㎝前後の中形のものと、45 ㎝前後の大形のものとがあり、後者には頸部に櫛描き波状文が描かれているものもみられる。調整は平行叩き目が施されるものが多い。

〔赤焼土器〕

坏・高台坏・高台埦・皿・高台皿・三足皿・台付鉢などがあり、土器の法量や器形や製作技法によって以下のように分類することができる。また、胎土は砂粒を多く含むものから、砂粒をあまり含まず緻密なものまで多様であるが、前者は全体的には少量で、砂粒を少量程度含むものが最も多い。胎土と色調との関係については、砂粒を多く含むものに淡橙色～淡赤橙色、砂粒をあまり含まないものには淡黄色～浅黄色のものが多いという傾向はあるものの、厳密な斉一性は認められなかった。

【坏】201 点図示した。

口径 12 ㎝未満の坏をＡ類(小形坏)、12㎝ 以上のものをＢ類とし、器形については土師器坏の分類と同一の基準を用いることとする。

器形はⅡ類が主体を占めており、底部の切り離しや再調整技法についてはほとんどが回転糸切り無調整であるが、手持ちヘラケズリ調整が施されるものも少量みられる。また、内面はⅠ類の一部とⅡ類のほとんどが平滑に仕上げられている。

【高台坏】23 点図示した。

口径は 12～15 ㎝で、坏部の形態をみると、坏分類のⅠａ・Ⅰｂ・Ⅱａ類がある。高台は高さ 1.0～2.0 ㎝の付け高台である。またこれらの中には底面に菊花状調整痕の認められるものもある。

【高台埦】2 点図示した。（山王Ⅲ-第 82 図 16、17）

底部から内湾気味に立ち上がり、口縁部で軽く外反するもので、器形は土師器高台埦Ⅰ類と同様である。内面は平滑に仕上げられており、胎土は砂粒を余り含まない緻密なものである。0.5 ㎝前後の低い高台が付く。

【皿】18 点図示した。

口径 11.0 ㎝、器高 2.2㎝ 以下の皿をＡ類(小皿)、口径 12 ㎝以上、器高 2.5 ㎝未満のものをＢ類とする。これらは更に器形によって、Ⅰ類：底部から直線的に立ち上がるものと、Ⅱ類：底部から内湾気味に立ち上がるものとに分けられる。内面は平滑で胎土は緻密なものが多い。

【高台皿】21 点図示した。

皿部が口径 9～11.9 ㎝、器高 3 ㎝以下のものをＡ類、口径 12 ㎝以上、器高 3 ㎝未満のものをＢ類とする。皿部の形態については土師器高台皿とほぼ同様であり、同一の基準を用いることとする。高台はＡ・Ｂ類ともに高さ 0.5～1.0 ㎝前後の付け高台がほとんどであるが、中実で高さ約 1.5 ㎝の柱状高台もあり、底面はナデ調整がなされている（第 91 図①-5）。内面は平滑で胎土は緻密なものが多い。

【三足皿】2 点図示した。（山王Ⅲ-第 50 図 56、57）

口径は約 19 ㎝で底部から内湾気味に立ち上がり、そのまま口縁部に至るものと、口縁部で外反するものとがあり、内面は平滑に仕上げられている。外面底部付近には手持ちヘラケズリ調整が施されている。脚部は高さ 2.5 ㎝程で、皿部に径 1 ㎝程度の円形の穴を開けて差込み、皿の内外両面からナデツケによって接合されている。胎土は砂粒を少量含むものである。

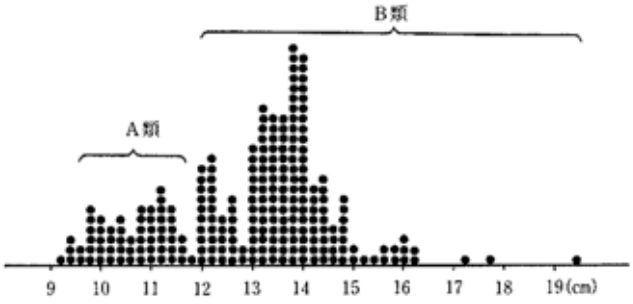

第 1 図　赤焼土器坏・皿の口径

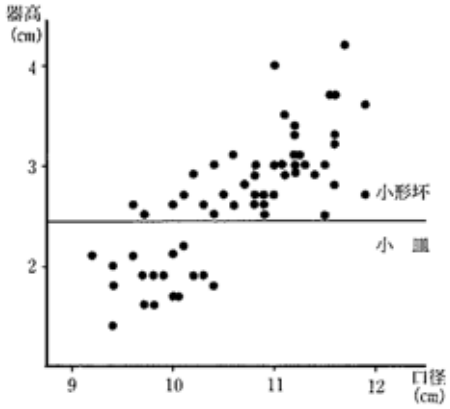

第 2 図　赤焼土器坏・皿　Ａ類

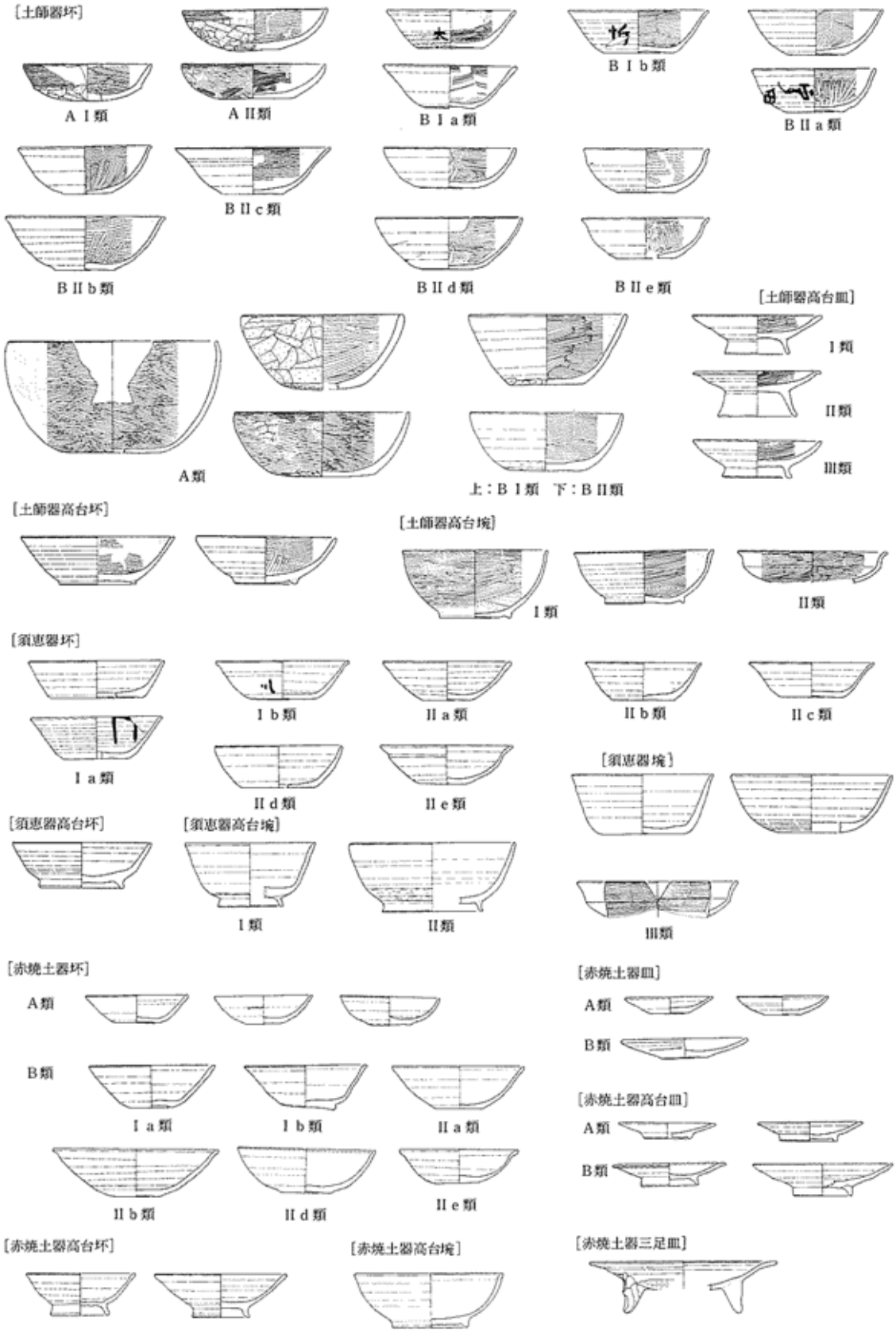
[土師器坏]
A I 類
A II 類
B I a 類
B I b 類
B II a 類
B II b 類
B II c 類
B II d 類
B II e 類
A類
上：B I 類　下：B II 類
[土師器高台皿]
I 類
II 類
III類
[土師器高台坏]
[土師器高台埦]
I 類
II類
[須恵器坏]
I a 類
I b 類
II a 類
II b 類
II c 類
II d 類
II e 類
[須恵器埦]
III類
[須恵器高台坏]
[須恵器高台埦]
I 類
II類
[赤焼土器坏]
A類
B類
I a 類
I b 類
II a 類
II b 類
II d 類
II e 類
[赤焼土器皿]
A類
B類
[赤焼土器高台皿]
A類
B類
[赤焼土器高台坏]
[赤焼土器高台埦]
[赤焼土器三足皿]

第３図　坏・埦・皿の分類

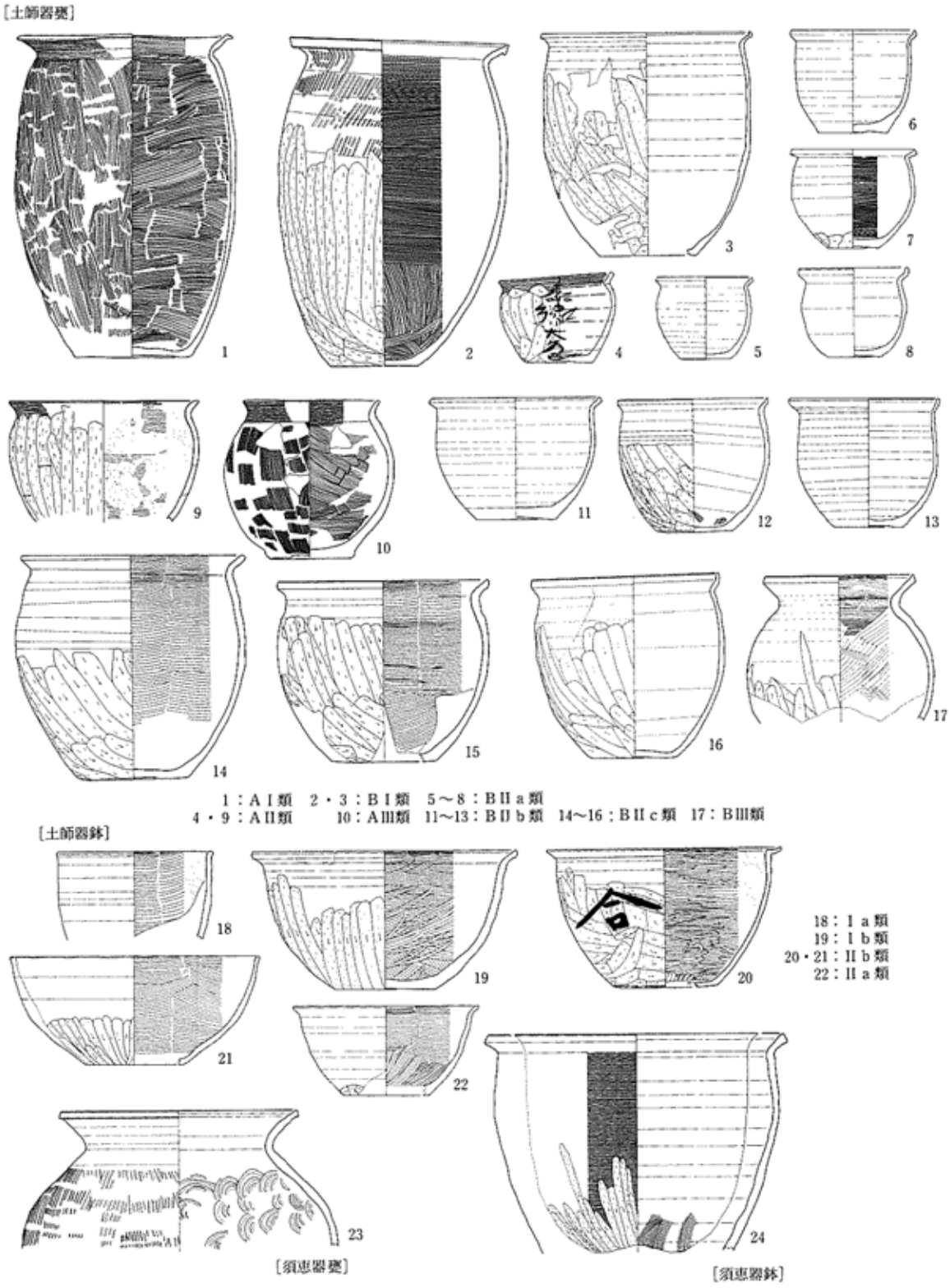
[土師器甕]
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
1：AⅠ類　2・3：BⅠ類　5～8：BⅡa類
4・9：AⅡ類　10：AⅢ類　11～13：BⅡb類　14～16：BⅡc類　17：BⅢ類
[土師器鉢]
18
19
20
21
22
23
24
18：Ⅰa類
19：Ⅰb類
20・21：Ⅱb類
22：Ⅱa類
[須恵器甕]
[須恵器鉢]

第4図　甕・鉢の分類

【台付鉢】5点図示した。

すべてロクロ調整である。破片の為、全体の器形を知り得るものはない。底部から直線的に外傾して立ち上がっており、再調整が施されるものは外面にヘラケズリ調整、内面にヘラナデ調整が施されている。

②土器群の設定

ここでは、「山王遺跡III」第III章1節-Bで取り上げた遺構（第3表）出土の土器をもとに多賀前地区における土器群を検討する。

ＳＤ2000河川跡出土土器については1層～12層まで土器様相に大きな違いが認められ、かなりの時間幅を持った土器群であり、各層において下層の遺物を多く含んだ様相を呈していることから、土器群設定に際してはＳＤ2000出土土器を除いて土器の検討を行い、第3節でその成果をもとＳＤ2000の土器を考えることとする。

道　路　跡	SX10・20BC北東・北西側溝 SX1300D南側溝 SX1350F東側溝
北1西3区	SE502・892井戸跡 SI 531・579竪穴遺構 SK503・507・540・551 820・844土壙
南1西2区	SE50井戸跡 SK1009・1010・1218・2009 2019土壙 SD1020A・C・1230・1240溝跡
南1西3区	SD317溝跡
南2西1区	SE1606・3207井戸跡 SA1609材木塀跡 SD1602B河川跡

第3表　土器群設定に用いた遺構

ａ 土器群の設定

上記の遺構から出土した土器を比較すると主に坏類の種類毎の組合せや調整技法などに相違が認められ、大きく5つのグループに分けることができる。そこで、以下ではこれらの土器を第1群土器～第5群土器と呼称することとする。

第1群土器

ＳＤ317溝跡出土土器を基礎資料とする土器群である。

坏類の特徴：土師器A類と須恵器からなる。

土師器坏は底部が丸底を呈し、体部外面に段が形成されているＡＩ類と底部が平底あるいはやや丸底状を呈し、体部は内湾して立ち上がり、外面に段を持たないＡII類が共伴しており、後者が主体を占める。両類とも内面はヘラミガキ・黒色処理が施されている。外面はＡＩ類が段から上はヨコナデ、

下から底部にかけてはヘラケズリ調整が施されており、ＡⅡ類はヘラケズリ後、ヘラミガキ調整が主体で、他にナデ調整が施されるものもある。埦は口径推定 22.4 ㎝の大形のものと 18.4 ㎝の中形のものがある。両者とも内外面にヘラミガキ調整が施されており、更に前者は内外面を、後者は内面のみを黒色処理されている。

須恵器坏はＩａ類で回転ヘラケズリ調整が施されている。底径／口径比は 0.60 である。

第２群土器

ＳＸ10･20 道路跡Ｃ側溝出土土器を基礎資料とする土器群で、ＳＸ10･20 道路跡Ｂ側溝、ＳＥ892 井戸跡、ＳＫ844･1218 土壙、ＳＡ1609 材木塀跡、ＳＤ1020Ａ溝跡出土土器も、この中に含まれる。

坏類の特徴：土師器Ｂ類と須恵器からなり、須恵器Ｉａ3 類が主体を占める。（註 2）

土師器坏はＢＩａ･ＢⅡａ類で体・底部に回転ヘラケズリ調整や手持ちヘラケズリ調整が施されるものが主体である。内面のヘラミガキ調整は一定方向のものと放射状のものとがある。

須恵器坏はＩａ類を主体にして、他にＩｂ･Ⅱａ･Ⅱｂ･Ⅱｄ類があり、坏類全体の 70%前後を占める。底部の切り離し及び調整は多くの場合ヘラ切り無調整が主体を占めるが、ＳＸ10･20 道路跡Ｃ側溝出土土器のように手持ちヘラケズリ調整が施されるものが多く含まれるものもある。底径／口径比は 0.55 前後のものが多い。

第３群土器

ＳＫ820･1010･2009･2019 土壙出土土器を基礎資料とする土器群で、ＳＫ541 土壙、ＳＤ1602 河川跡出土土器もこの中に含まれる。

坏類の特徴：土師器Ｂ類と須恵器からなり、土師器坏が主体を占める。

土師器坏はＢⅡａ類を主体として、他にＢＩａ･ＢＩｂ･ＢⅡｂ･ＢⅡｄ･ＢⅡｅ類があり、坏類全体の 70%以上を占めている。底部の切り難し・調整は回転糸切り無調整のものが 50%前後を占め、次に手持ちヘラケズリ調整を施されるものが多い。但し、ＳＫ820 出土土器については回転糸切り無調整が 72%とやや多めである。内面の調整は放射状のヘラミガキ調整が多い。器形をみると底部から内湾気味に立ち上がるⅡ類が主体を占めており、底径／口径比は各遺構の平均値で 0.45～0.53 を示す。

須恵器坏はＩａ･Ⅱａ･Ⅱｂ類があり、底径／口径比は各遺構の平均値で 0.46～0.57 を示す。底部の切り離しおよび調整は回転糸切り無調整で、ヘラ切り無調整や手持ちヘラケズリ調整が施されるものも少量含まれる。

第４群土器

ＳＫ503･507･551 土壙出土土器を基礎資料とする土器群で、ＳＩ531･579 竪穴遺構、ＳＥ50･1606 井戸跡、ＳＫ540 土壙出土土器も、この中に含まれる。

坏類の特徴：土師器、須恵器、赤焼土器からなる土器群で、小皿や高台埦は伴わない。

土師器坏はＢⅡａ類を主体として、他にＢＩａ・ＢⅡｂ・ＢⅡｃ・ＢⅡｄ類がある。底径／口径比

は各遺構の平均値で 0.38～0.43 を示す。体・底部の切り離しおよび調整は回転糸切り無調整のものが主体である。底部内面の調整は放射状のヘラミガキ調整がほとんどである。

須恵器坏は坏類全体の 3～16%程度と少なく、ＳＥ50・ＳＫ551 出土土器については前者は抜取り穴に 29%、後者は 33%須恵器坏が含まれているものの、その殆どは小破片である。色調が灰白色を呈し、軟質のものが多く、器形はＩａ・Ⅱａ・Ⅱｂ・Ⅱｄ・Ⅱｅ類があり、底径／口径比は 0.40 前後で、底部回転糸切り無調整のものが主体である。

赤焼土器坏はＢⅡａ類を主体として、ＢＩａ類からＢⅡｅ類まであり器形は多様である。底径／口径比は各遺構の平均値で 0.36～0.41 を示す。底部の切り離しおよび調整は、殆ど回転糸切り無調整であるが、手持ちヘラケズリ調整が施されるものも極少量認められる。内面は平滑に仕上げられているものが多く、コテ状工具の痕跡を残すものもみられる。A類の坏についてはＳＥ50 抜取り穴から１点のみ出土している。

第５群土器

1230・1240 溝跡出土土器を基礎資料とする土器群で、ＳＸ1300Ｄ南側溝跡、ＳＸ1350 東側溝、ＳＥ502・3207 井戸跡、ＳＤ1020Ｃ溝跡-1～3 層出土土器も、この中に含まれる。

坏類の特徴：土師器Ｂ類、須恵器、赤焼土器からなり、小皿（皿A類）あるいは高台埦（Ｉ類）が共伴する。（註 3）

土師器坏はＢⅡａ・ＢⅡｄ類があり、口径 11 ㎝台の小形坏もみられる。体・底部の切り離しおよび調整は回転糸切り無調整である。高台埦はＩ類に属する深埦もみられる。内外面をヘラミガキされて

土器群	遺構名	土師器																	須恵器						
		坏									高台坏	埦			高台埦		高台皿	耳皿	坏						
		A Ⅰ	A Ⅱ	B								A	B Ⅰ	B Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ									
				Ⅰa	Ⅰb	Ⅱa	Ⅱb	Ⅱc	Ⅱd	Ⅱe									Ⅰa	Ⅰb	Ⅱa	Ⅱb	Ⅱc	Ⅱd	Ⅱe
1 群	SD317	1	4									2							1						
2 群	SX10・20B北西					1													5		2				
	SX10・20C北東					1													6						
	SX10・20C北西			3		3													11	2	1		1	1	
	SE892																		7		1				
	SK844			4													1		4	2					
	SK1218		1	1		1						1	1						2		1				
	SA1609			1		1													3			3			
	SD1020A			1		1								2					10						
3 群	SK541			2		1	4												1		1			1	
	SK820			2		11	1		1	5							2								
	SK1009			1	1		1												2						
	SK1010			2		2					1								1		2				
	SK2009			4		2	1		1								1		1						
	SK2019			2	2	8	1		2		2								1						
	SD1602B			1		8	1			1			1			1			4		1				
4 群	SE50			1		2	1				1														
	SE1606					3					1										1				
	SI531			4	1		1											1	3						
	SI579			2		18	2		1												4	1			
	SK503			4		5		1			1								2		3				
	SK507			9		7												1	2		1				
	SK540			1		1	1												1						
	SK551					6	7			1												2			1
5 群	SX1300D南					1				1					1					1		1			
	SX1350F東				1	1					2				1						1				
	SE502					1					2				2				1			1		1	
	SE3207																								
	SD1020C-1～3層					1									1										
	SD1230・40			1		3					1								1						

おり、両面を黒色処理したものと、内面のみを黒色処理したものとがある。

須恵器坏は第４群土器と同様に色調が灰白色を呈し、軟質のものが多い。器形はⅡａ・Ⅱｄ類があり、底部回転糸切り無調整のものが主体である。

赤焼土器には坏・高台坏・高台埦・皿・高台皿がある。坏にはＡ・Ｂ類の両方があり、４ 群土器と比べてＡ類の割合が高い。器形にはＡⅡａ・ＡⅡｄ・ＢⅠａ・ＢⅡａ・ＢⅡｄ類があり、底部の切り離しおよび調整は、回転糸切り無調整が主体である。高台埦には土師器と同様に器高5.9㎝程の深埦もあり、内面は平滑に仕上げられている。

ｂ 土器群の新旧関係

取り上げた遺構については各調査区に分散しており、直接の重複関係のあるものは少ないものの、灰白色火山灰を媒介とした新旧関係を求めると

【ＳＤ317（第１群土器）→ＳＸ10・20Ｂ・Ｃ（第２群土器）→ＳＩ579（第４群土器）

→灰白色火山灰降下→ＳＫ503・507（第４群土器）→ＳＤ1230・40〈基本層位Ⅱ層〉（第５群土器）】

といった前後関係が認められ、第３群土器を除き、古い方から第１群土器→第５群土器の順になることが確認できる。また、第４群土器はＳＩ531・579出土土器などのように灰白色火山灰降下以前の堆積土からも出土しており、灰白色火山灰降下前後にみられる土器群である。

第３群土器については、ＳＤ1602が灰白色火山灰降下以前の遺構であることから、第４群土器以前の土器群であることが確認できる以外は、重複関係から、他の土器群との新旧関係を求めることは困難である。但し、土師器坏はＢ類で、赤焼土器を伴わないといった土器の特徴から、第１群土器より

								赤焼土器																								
高台坏	埦		高台埦			高台皿	高台盤	坏															高台坏	高台埦	皿				高台皿				三足皿
								A							B										A		B		A		B		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ			Ⅰａ	Ⅰｂ	Ⅱａ	Ⅱｂ	Ⅱｃ	Ⅱｄ	Ⅱｅ	Ⅰａ	Ⅰｂ	Ⅱａ	Ⅱｂ	Ⅱｃ	Ⅱｄ	Ⅱｅ			Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
							1																									
1	1	1																														
1		1																														
1																																
1																																
3	1																															
1																																
											1					1																
															1		1	3				4									1	
																	1															
																	1															
															16	4	15	3														2
															3		2	2														
															7			1														
															2		3	6	1		1											
								1		2								2				2										
										1					2		2					2		1	1				1			
										1	2													1		1						
																						1		2				2				
										10							2						2					1				
								1							1	3	2							2	2			2				

第４表　土器群別坏・皿等の分類

は新しく、第４群土器よりは古い土器群として捉えることはできるものと考えられる。

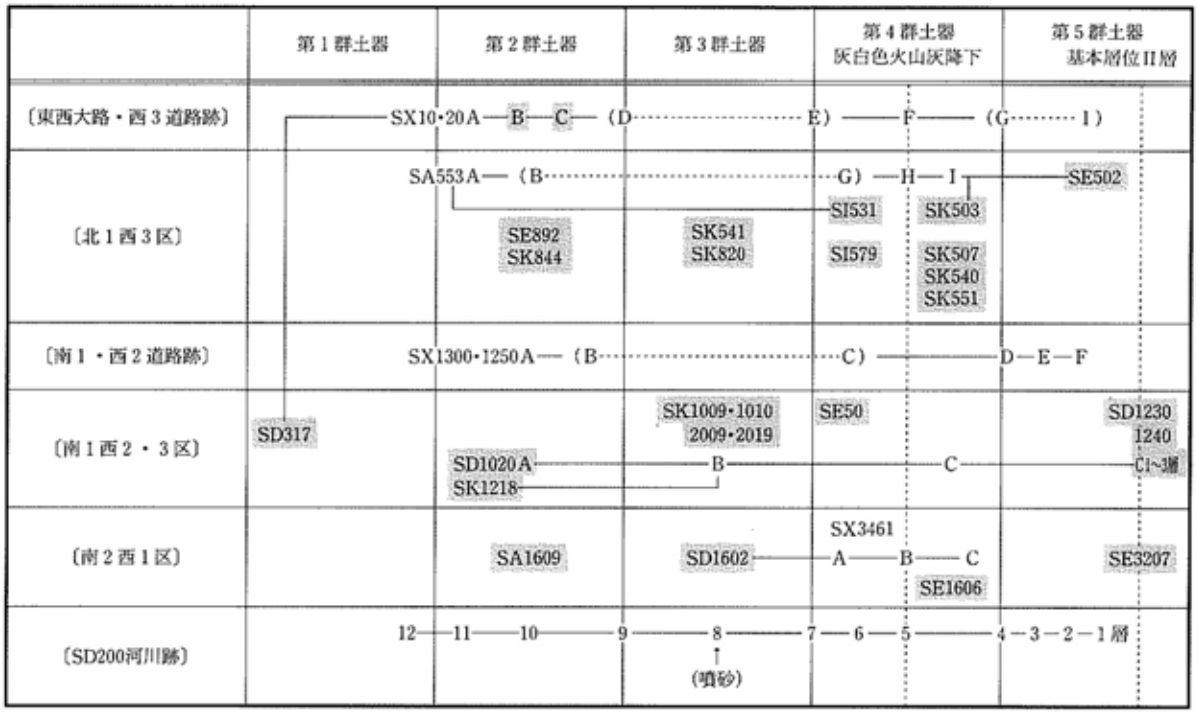

第５図　土器群と重複関係

③土器の編年的位置と実年代

第２節の検討により、本遺跡から出土した土器について５つの土器群に分けることができた。これらの土器群の土師器を東北地方南部の土師器編年に位置づけると、第１群土器は国分寺下層式に、第2～5群土器は表杉ノ入式に比定されるものである（氏家：1957）。

宮城県内、特に多賀城周辺の該期の土器様相については白鳥良一氏による研究（白鳥：1980）が一つの基準となっており、様々な検討がなされ、細分が試みられている(村田：1995、柳沢：1994)。以下では多賀前地区における土器群の検討結果と、これら近年の研究成果を加味しながら土器群の編年的位置と実年代について検討を行う。

ａ 土器群の年代

［１群土器］

本土器群の坏類、特に土師器坏の特徴は山王遺跡周辺では多賀城跡Ａ群土器（白鳥：1980）に、県内では志波姫町糠塚遺跡第１群土器（小井川・手塚：1978.3）や瀬峰町大境山遺跡第３群土器（阿部・赤沢：1983）などに類例を求めることができる。但し、多賀城跡Ａ群土器や糠塚遺跡第１群土器の土師器有段坏の外面調整がヘラミガキ調整が多いのに対し、本土器群のものはヨコナデとヘラケズリ調整が施されるなど細部において違いが認められ、ＡＩ類の外面調整にヘラミガキされたものが欠落する以外は大境山遺跡第３群土器が最も類似した特徴を有しているといえよう。

須恵器坏については本土器群のものは１点のみであるため詳細な比較検討は困難であるが、大境山

第3群土器と比べると、底部から体部下端にかけてヘラケズリ調整が施される点は共通するものの、大境山遺跡第3群土器の須恵器坏が体部下端に膨らみを持つものが多いのに対し、本土器群の坏はほとんど膨らまず直線的に外傾して立ち上がっており、器形的に若干の違いが認められる。窯跡出土のものに類例を求めれば色麻町日ノ出山窯跡群第III群土器（古川：1994）などが最も近い特徴を有している。これらは本坏分類のＩａ・Ｉｂ類に属し、底部から体部下端にかけて手持ちヘラケズリや回転ヘラケズリ調整が施されるものが主体を占める土器群で、器形や調整技法などほぼ同様のものが認められる。

以上のことから本土器群は大境山遺跡第3群土器と日ノ出山窯跡第III群土器にほぼ近いものとして位置づけられるものと考える。

次に年代について検討する。日ノ出山窯跡第III群土器は供伴する瓦の年代観から天平十一(739)年を前後する年代が考えられている。大境山遺跡第3群土器の年代についても、主に土師器坏類の特徴から高清水町観音沢遺跡出土土器（加藤・阿部：1980）と志波姫町糠塚遺跡第1群土器（小井川・手塚：1978.3）との中間に位置づけることが妥当であるとして、8 世紀中頃の年代が想定されており、本土器群の年代もこれらとほぼ同時期の8世紀中葉頃の年代が与えられるものと考える。

［2群土器］

本土器群中のＳＸ10・20Ｃ北・西側溝出土土器には弘仁11(820)年銘の木簡が共伴している。この木簡の廃棄時期については第6節において詳述するが、820年からさほど隔たらず、概ね9世紀前葉におさまるものと考えられ、土器についても9世紀前葉の土器群として位置づけられる。

また、これと類似した土器群に多賀城跡ＳＥ2101Ｂ-III層出土土器(真山：1992)がある。これらは多賀城跡Ｃ群土器(白鳥：1980)に相当する土器群で、年代は伊治城ＳＩ173竪穴住居跡、胆沢城跡ＳＤ114溝、ＳＩ471竪穴住居跡出土土器群との対比によって上限年代が9世紀初頭よりも新しい9世紀前葉、下限年代は天長 9(832)年以降に作成された漆紙文書が共伴していることから、それとさほど隔たらない9世紀前半代と報告書では考えられている。最近では共伴する墨書土器に「石□(團カ)」と記されたものがあり、これを承和10(843)年に成立した磐城団の略であるとして9世紀第2四半期に限定した年代観も示されている（柳沢：1994）。

これら多賀城跡ＳＥ2101Ｂ-III層出土土器とＳＸ10・20Ｃ北・西側溝出土土器を比較してみると、

①坏類では、後者は須恵器を主体とするが、前者はその割合が低い。

②土師器坏の底径／口径比をみると後者には前者にみられるような 0.45 以下の底径の小さなものは含まれていない。

③破片ながら、後者に多く含まれる非ロクロ調整の土師器甕は前者にはない。

といった3点が相違点としてあげられ、特に②・③が時間差を示すものと考えられる。須恵器坏の器形などには大きな違いは認められない。

次に、上記2者にみられたような特徴の差違により、その他の遺構出土土器の編年的位置を検討すると以下のようになる。

ＳＫ844 出土土器は須恵器坏の構成割合は 66%と主体を占めるものの、土師器坏の底径／口径比が比較的小さく、土師器甕はすべてロクロ調整のＢ類からなり、多賀城跡ＳＥ2101Ｂ-Ⅲ層に近い様相を呈している。

ＳＤ1020Ａ出土土器は須恵器坏が 74%を占め、底径／口径比は 0.60 以上のものが主となっておりＳＸ10･20Ｃ側溝よりも若干古い要素を有しているが、その分布範囲は 0.39～0.70 とばらつきがあり、ある程度の時間幅をもった土器群であると考えられる。

ＳＸ10･20Ｂ北・西側溝出土土器についてはＳＸ10･20Ｃ側溝より古いという重複関係はあるものの、土器様相に大きな違いは認められず、ほぼ同時期のものと考えられる。他のものについては資料数に乏しいため傾向を伺い知ることは困難である。

以上の様なことから本土器群全体の年代についてはＳＸ10･20Ｃ側溝出土土器と多賀城跡ＳＥ2101Ｂ-Ⅲ層出土土器を合わせた年代幅に収まるものと考えられ、概ね 9 世紀前半の土器群として大きく捉えることができよう。

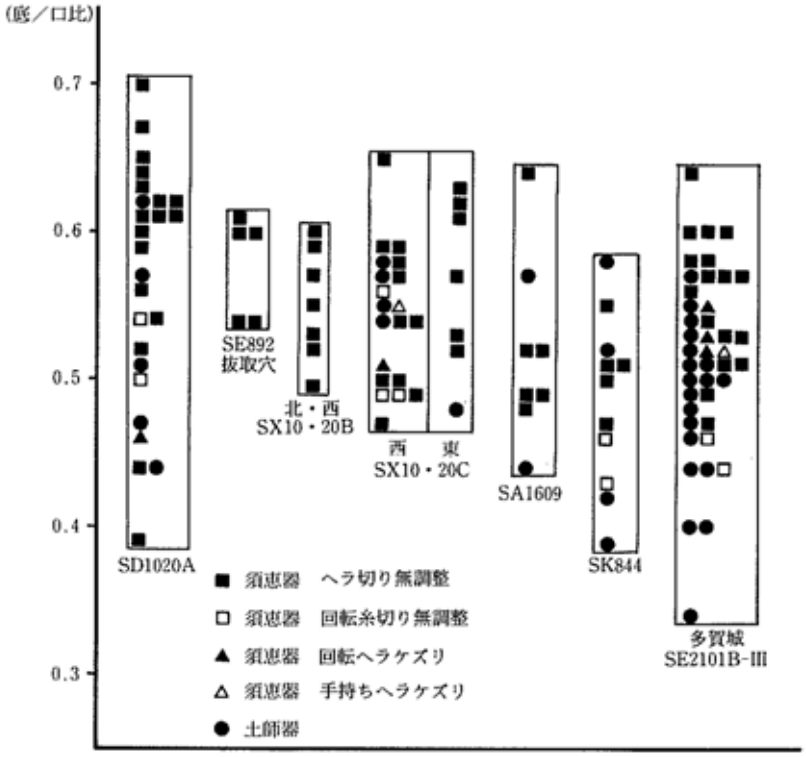

第 6 図　第 2 群土器の底／口比

［3 群土器］

本土器群の坏類、特に主体となる土師器坏の特徴は赤焼土器の有無という相違はあるものの山王遺跡周辺では多賀城跡第 61 次調査第 10･11 層出土土器群(柳沢：1992)に、県内では蔵王町東山遺跡土器溜出土土器(真山：1981)などに類例を求めることができる。

年代については前者は 10 層出土土器が土師器の特徴が多賀城跡D群土器と共通すること、11 層出土土器は土器様相は 10 層より古いが前出の多賀城跡ＳＥ2101Ｂ-Ⅲ層出土土器より新しいとして、どちら

も報告中では9世紀後半頃と報告されている。また最近では猿投窯黒笹90号窯式の灰釉陶器埦が共伴する多賀城跡ＳK2113出土土器が共通する内容を持つ土器群であることから10層出土土器には9世紀第4四半期の年代を与え、11層出土土器については蔵王町東山遺跡土器溜出土土器とともに9世紀第3四半期の年代を与える見解も示されている（村田：1994Ａ・1995）（註4）。

これらの土器群の内、多賀城跡61次調査第10層出土土器と東山遺跡土器溜出土土器で、主体を占める土師器坏を比較した場合、多賀城跡61次調査第10層出土土器にみられる新しい要素を列挙すると

①器形は底部から内湾気味に立ち上がり、体部や口縁部において外傾・外反する埦形坏の割合が多い。

②底経／口径比は平均0.43とより小さくなっている。

③底部回転糸切り無調整のものが約50%と高い割合を示す。

といった3点が上げられる。

次に本土器群の土師器坏と比較してみると、底部調整における回転糸切り無調整の割合は多賀城跡61次調査第10層出土土器に比較的近いものの、器形や底径／口径比は東山遺跡土器溜のものと近似しており、多賀城跡第10層出土土器よりはやや古い様相を呈している。但し、ＳK820については器形や底径／口径比、底部調整とも多賀城跡第10層出土土器に近く、本土器群の中ではより新しいものとして捉えることができる。

また、ＳK2019土壙からは硬陶の緑釉陶器埦(洛西産か？)が小破片ではあるが出土しており、これも実年代を知る手がかりとなる。京都周辺における緑釉陶器の生産は8世紀末に開始され10世紀後半には終焉を迎えており、素地は当初軟陶であったものが9世紀中頃から須恵器化し硬陶が次第に多くなっていく(上村：1994)。よってＳK2019土壙出土土器の廃棄年代の上限も9世紀中頃まで遡り得る可能性を含んでいる。下限年代については、共伴遺物などにそれを知り得る資料はないが、比較した土器群の年代観に従えば10世紀代までは降らず、9世紀後半の土器として大きく捉えることができる。その中でもＳK820出土土器以外については9世紀後半でもやや古く、ＳK820は新しい方に位置づけられる可能性が考えられる。

［4群土器］

本土器群の多くは 10 世紀前葉に降下したと考えられる灰白色火山灰降下の前後で認められる土器群である。これらと同様の土器群は多賀城市山王遺跡ＳK161 土器溜(千葉：1989･高倉：1991)、同遺跡ＳX543土器溜(石川･相沢：1991)、多賀城市高崎遺跡井戸尻地区土器集積遺構(高野：1991･千葉：1995)（註5）、仙台市元袋Ⅲ遺跡ＳⅠ19竪穴住居跡(渡辺：1987)、仙台市中田畑中遺跡第2次調査第1・2 号竪穴住居跡(佐藤甲二：1985)、仙台市藤田新田遺跡ＳD302Ｃ河川跡(村田：1994Ｂ)などから出土している。

以上の土器群の特徴については前掲の村田晃一の論文（1995年）において詳述されており、要約すると以下のようになる。

土器の特徴：土師器、須恵器、赤焼土器からなり、食膳具における須恵器の割合が激減し、赤焼土器

の割合が増加する。こうしたあり方は多賀城周辺が顕著で須恵器は全体の１割に満たない。また、食膳具における赤焼土器の構成割合についても多賀城周辺と一般集落では違いが認められ、前者が土師器と赤焼土器が主体を占め場所によっては赤焼土器の方が多い場合があるのに対し、後着は土師器が主体を占める。

土師器坏は口径 13～14.5 ㎝、器高 4 ㎝台、底径／口径比は 0.4 前後のものが多い。底部回転糸切り無調整のものが 80%以上で、再調整が施されるものは軽い手持ちヘラケズリ調整が主体である。底部内面の調整は放射状のヘラミガキ調整で幅広のものが多い。また、口径 17 ㎝を超える大形坏や 12 ㎝未満の小形坏が組成に加わる。

赤焼土器坏は口径 13 ㎝台、器高 3.5～4.5 ㎝のものが多く、底径は土師器とほぼ同様である。底部の切り離し・調整は回転糸切り無調整である。また、口径 12 ㎝未満の小形坏や口径 13 ㎝以上で器高 3㎝未満の皿状坏が出現する。

須恵器坏は底部はすべて回転糸切り無調整で、軟質化・還元不良化が目立つ。他の器種としては土師器の高台坏・高台皿・耳皿・甕、須恵器甕・壺、赤焼土器高台坏・耳皿などがあり、高台を持つものには菊花状調整痕跡がみられるものがある。

また、多賀城周辺と一般集落における赤焼土器の構成割合の違いが認められることや、小形坏や口径 12 ㎝台の小振りな坏は灰白色火山灰より新しい遺構でも藤田新田遺跡のような一般集落からは出土しておらず次の段階から認められることなどが取り上げられ、赤焼土器を中心とした土器様相の変化が多賀城周辺から始まり、一般集落に及んでいったことを示すものとして指摘されている(註 6)。年代については 10 世紀前半の年代が与えられている(註 7)。

以上のような土器の特徴と本土器群とを比較すると、各種類毎の器形や底径／口径比、調整技法などは概ね一致している。しかし、灰白色火山灰より古い、ＳＩ531･579 竪穴遺構やＳＥ50 井戸枠内出土土器については赤焼土器の比率が低く、ＳＩ579 出土の土師器坏の底径／口径比は、平均約 0.43 で

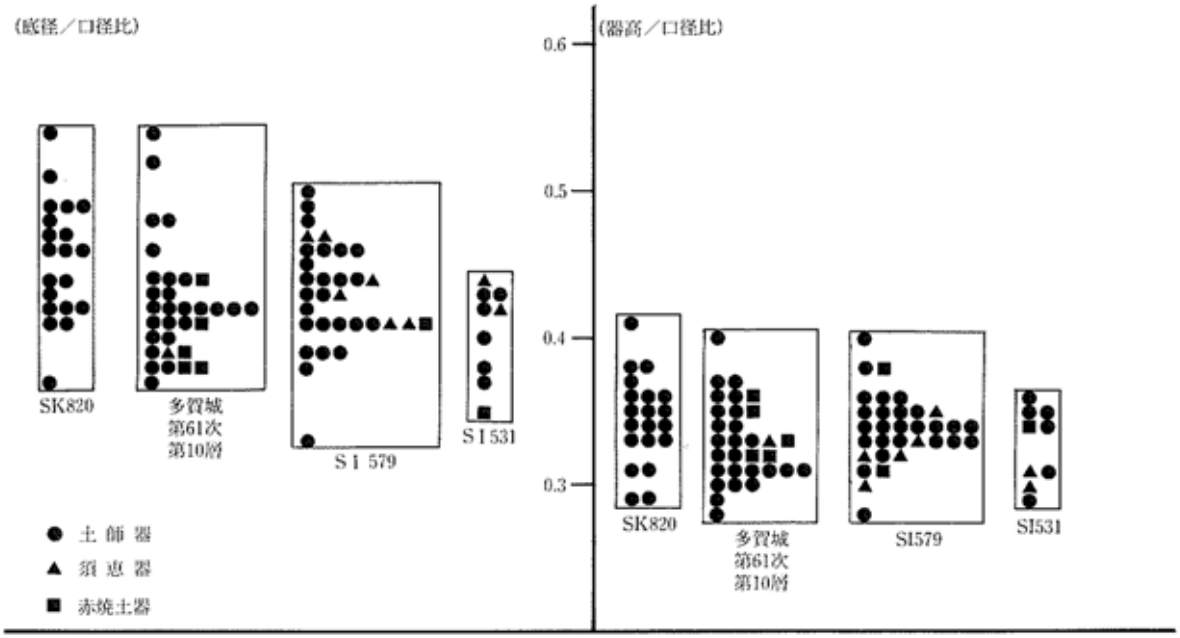

第７図　SK820、ＳＩ531・579 出土土器の底／口比、高／口比

第３群土器のＳＫ820 出土土器や多賀城跡第61次調査第10層に近い値を示している。そこで、これらを多賀城跡第 61 次調査第 10 層出土土器と比較してみることとする。また、ＳＥ1606 出土土器についても法量の点で違いが認められることから検討を加える。

まず、ＳＩ579 出土土器と多賀城跡第 61 次調査第 10 層出土土器との比較であるが、坏類の種類別の構成割合は両者ともに土師器が 80%以上を占めている。土師器坏の口径は後者に 18.0㎝ と大形の土師器坏が見られる以外はほぼ同様である。底径／口径比についてはどちらも 0.40～0.45 付近に集中し、平均値は前者が 0.43、後者が 0.42 とほぼ同様である。但し、分布範囲をみるとＳＩ579 出土土器は 0.33～0.50、第 10 層出土土器は0.37～0.54 とややＳＩ579 出土土器に新しい要素を見いだすことができる。その他の相違点については底部調整技法に違いがみられ、回転糸切り無調整の割合が第 10 層出土のものは約 50%なのに対しＳＩ579 出土の土師器坏は 81%を占めている。

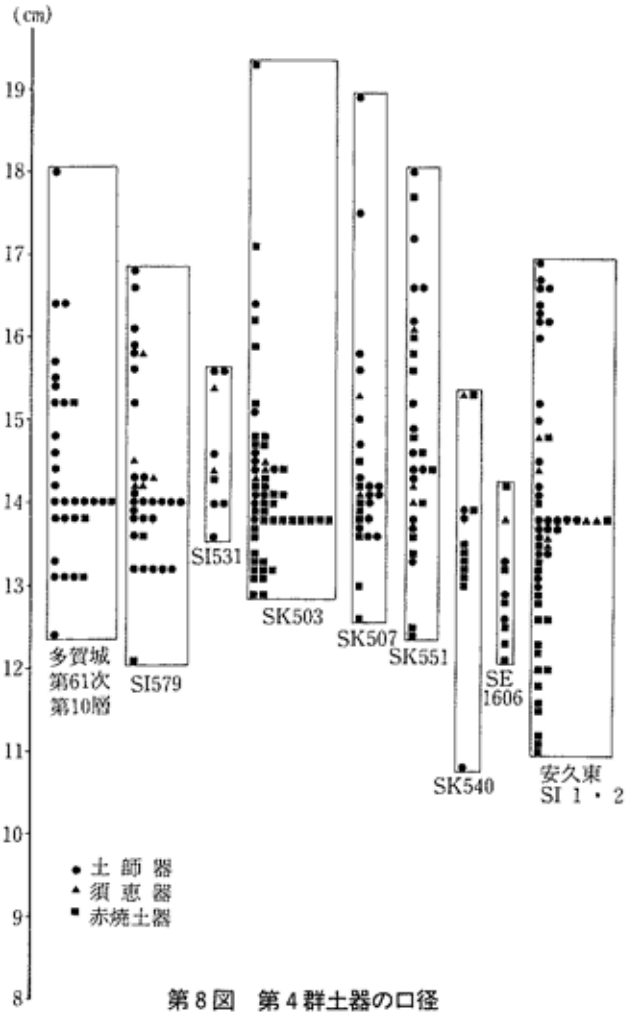

第８図　第４群土器の口径

赤焼土器坏はＳＩ579 出土のものは色調が淡黄色を呈し軟質で、色調や硬度で言えば灰白～白色や褐色を呈し同種の土器の初源形態とされる第 10 層出土の坏よりは、上層である第７層出土のものに近似している。

以上のように、ＳＩ579 出土土器は多賀城跡第 61 次調査第 10 層出土土器と共通する特徴を有してはいるものの、細部において後出的傾向が認められるものである。したがってＳＩ579 出土土器の年代については、概ね灰白色火山灰降下以前の 10 世紀代におさまるものとして考えたい。

ＳＥ1606 出土土器は灰白色火山灰との関係は不明であるが、坏類において土師器と赤焼土器が主体を占めることと小形坏や小皿、高台埦が共伴しないことから本土器群に含めたものである。法量でみると口径 12 ㎝台の小振りな坏が主体を占め、口径 12.2㎝、器高 2.4㎝ の赤焼土器高台皿が出土しており、本土器群内においては坏類の小形化の傾向が伺える土器群である。これと類似した特徴を持つ土器群としては仙台市安久東遺跡第１・２号住居跡出土土器（土岐山：1980）があげられるが、これには小形坏も多く含まれており、ＳＥ1606 出土土器よりは新しい様相を呈しているといえよう。安久東遺跡第１・２号住居跡出土土器は共伴する灰釉陶器埦の生産年代や土器の特徴から 10 世紀中頃を中心とした土器群と考えられており(村田:1995)、ＳＥ1606 出土土器はそれよりはやや古く、10 世紀前葉の最も

新しい段階に位置づけられるものと考えられる。

以上の様な検討から本土器群全体の年代については細部における土器様相に若干の相違は認められるものの、およそ10世紀前葉の土器群として捉えられるものと考える。

［5群土器］

本土器群内では、ＳＸ1300Ｄ南側溝→ＳＸ1350Ｆ東・西側溝→基本層位Ⅱ層（ＳＤ1020Ｃ-1～3層・1230・1240溝跡、ＳＥ3207井戸跡）といった新旧関係が確認できる。

この中で、最も古いＳＸ1300Ｄ南側溝出土土器には、須恵器坏が比較的多く含まれ、小皿が共伴しないなどの違いが認められる。小形坏についてもＳＸ1350Ｆ東・西側溝以降に見られるような口径11㎝未満のものは含まれておらず、ＳＸ1300Ｄ出土土器と、それより新しい遺構から出土した土器群との間には若干の時間差があるものと考えられる。

以上の土器群と類似した特徴を有するものとしては、多賀城周辺では多賀城跡第61次調査第7層出土土器（柳沢：1992）や同ＳＥ317井戸跡出土土器（柳沢：1993）などに類例を求めることができる。第7層出土土器ついては、小皿でもＳＥ317出土土器にあるような器高2㎝以下のものは含まれておらず、坏と小形坏との法量分化があまり画然といていないといった理由から、ＳＥ317 出土土器よりは年代的に古い土器群として位置づけられている（柳沢：1993）(註8)。これらの土器群と本土器群とを比較検討する。

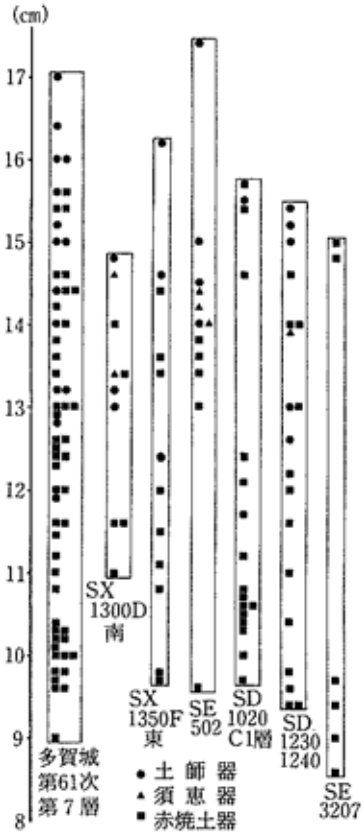

第9図　第5群土器の口径

本土器群に伴う小皿は器高2.1㎝以下と低く、多賀城跡ＳＥ317井戸跡出土土器に近似する。しかし、赤焼土器坏の法量分化は画然としていないことや、小形坏と小皿の構成割合では小形坏が中心で小皿の割合は少ないといった点は多賀城跡第61次調査第7層出土土器に同様の傾向が認められる。
よって、本土器群はこれら2つの土器群の特徴を合わせ持った土器群として位置づけられるものと考える。

但し、ＳＸ1300Ｄ南側溝出土土器については、前述のように小皿は含まれておらず、第7層出土土器よりは、やや古い土器群であると考えられる。

次に、本土器群の年代について考える。該期の土器群については実年代を知る資料がないため、第7層出土土器に10世紀中葉頃、ＳＥ317出土土器に10世紀中葉以降の10世紀代といった年代を与える見解(柳沢：1994)や、両者をほぼ同時期の土器群として10世紀後葉の年代を与える見解(村田：1995)などがあり、明確にはなっていない。

土器群の中でも、比較的古い様相を呈するＳＸ1300Ｄ南側溝出土土器は、前述のように側溝底面に灰白色火山灰粒が認められ、その上層から出土したものである。その廃棄時期については、発掘知見

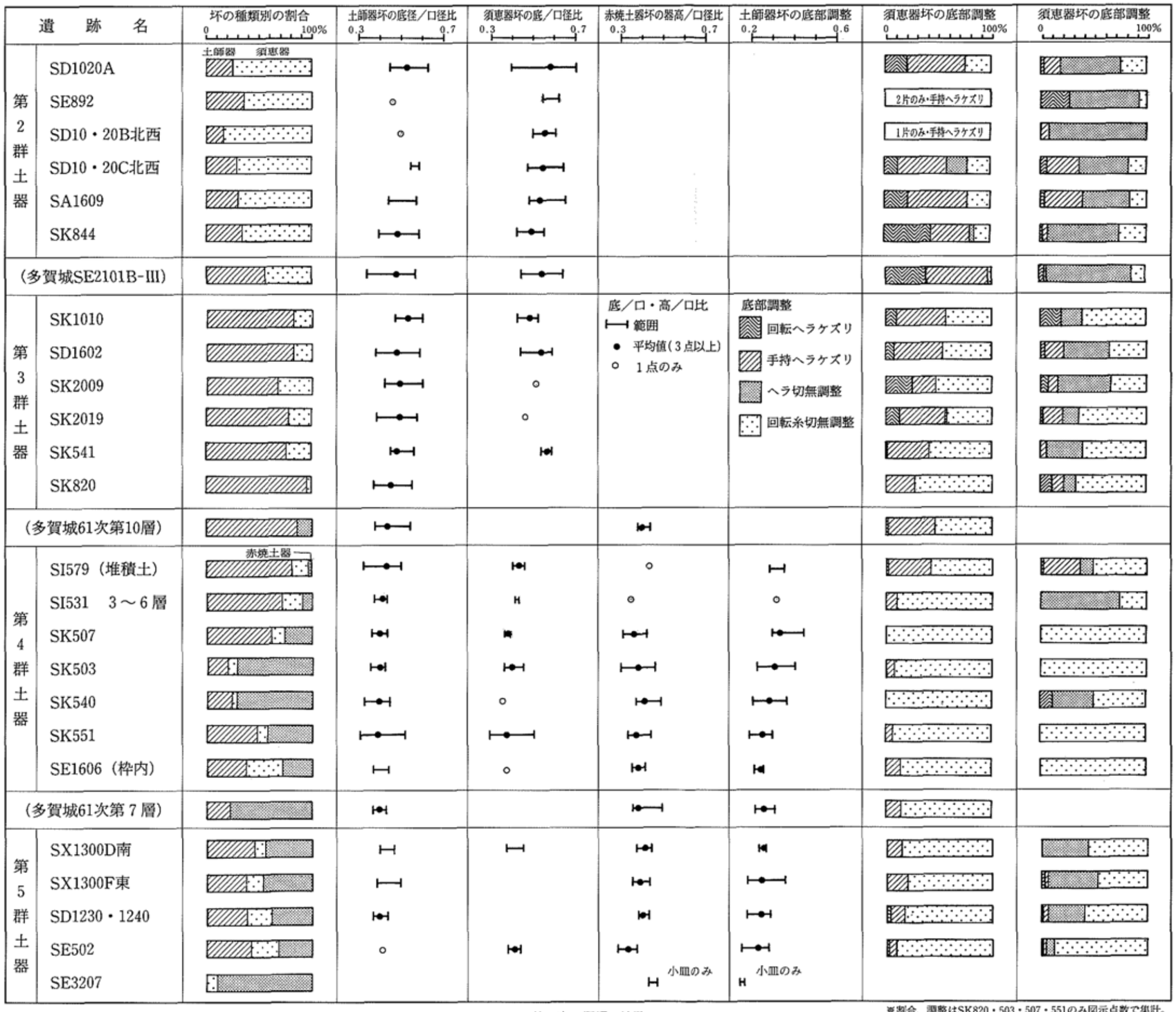

第5表 坏類の特徴

※割合、調整はSK820・503・507・551のみ図示点数で集計。
その他は底部破片数を集計した。

S＝1/8

第10図　第1・2・3群土器

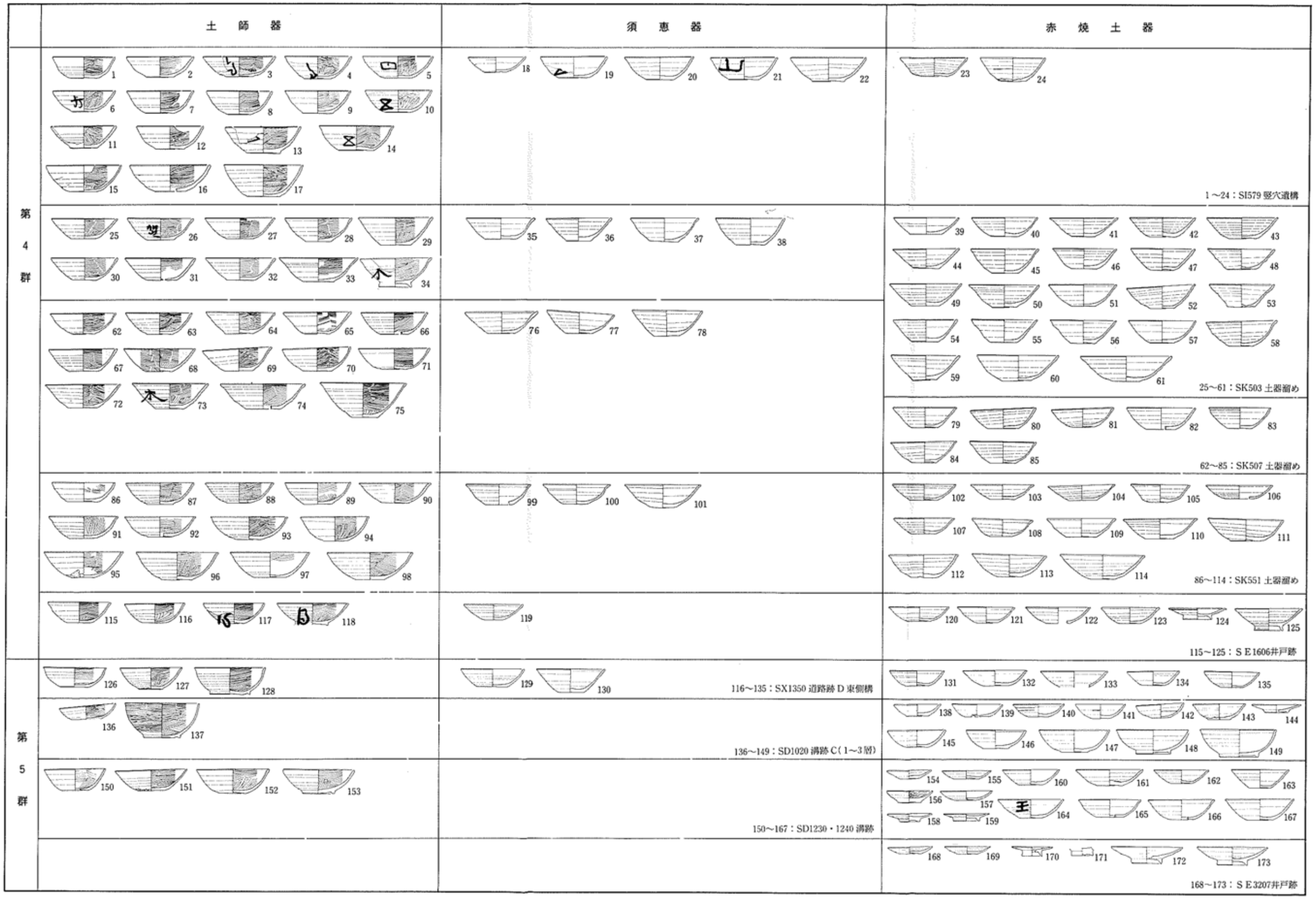

第11図　第4・5群土器

S－1/8

から灰白色火山灰降下後でも時間的に余り隔たらないものと考えられる。

また、本土器群には緑・灰釉陶器深埦を模倣したと考えられる土師器や赤焼土器の高台埦が共伴する。緑・灰釉陶器深埦については猿投窯では折戸53号窯式段階から、美濃窯では大原2号窯式段階から出現し、次段階の猿投窯東山72号窯式や美濃窯虎渓山1号窯式・丸石2号窯式段階に盛行する。これらの窯の生産年代については折戸53号窯式や大原2号窯式が10世紀前半代、東山72号窯式が10世紀後半、虎渓山1号窯式・丸石2号窯式がおよそ10世紀後半から11世紀初め頃と考えられている(斉藤：1994)。したがって、それらを模倣した土器が共伴する本土器群の年代についても深埦の盛行期である10世紀後半を中心とした年代が考えられるが、その上限については、第4群土器が10世紀前葉の土器群と捉えられることや、ＳＸ1300Ｄ南側溝出土土器が、灰白色火山灰降下から大きく隔たらない時期のものであると考えられることから、少なくとも、10 世紀中葉まで遡る可能性を含んだものと考えられる。

ｂ ＳＤ2000河川跡出土土器について

ここでは出土量の多い第2・3・4・8・10・11・12層出土土器について、土器の特徴と第1～5群土器などとの比較から、各層毎の年代を検討する。

12層出土土器：土師器坏は、ＡＩ・ＡII・ＢＩａ類がある。ＡＩ類の外面調整は、ヨコナデ・ヘラケズリ調整で第1群土器のＡＩ類と同様である。ＡII類については、丸底風のものと平底のものとがあり、後者の器形はロクロ使用の有無という違いがあるものの、ＢＩａ類とほぼ同様のものである。これらについては、河川の堆積土の遺物でもあり、ＡＩ類などは同時期の共伴とは考えにくく、むしろ、ある程度の時間幅をもって堆積したとするのが妥当と考えられる。

須恵器坏は、Ｉａ類のヘラ切り無調整が主体で、器形をみると主なものは第2群土器である、ＳＤ1020Ａ溝跡やＳＸ10・20Ｂ側溝出土土器に類似する。しかしこれらの中には口径15㎝前後で器高3.6㎝程の、やや大形で偏平なものもあり、第1群土器や日ノ出山窯跡第III群土器に類似したものがみられる。

以上のことから、12層出土土器については概ね第1・2群土器を包括した土器群として捉えられるものと考えられる。

年代については、ＳＸ10・20Ｂ出土土器は、ＳＸ10・20Ｃ側溝出土土器とともに9世紀前葉に限定される土器群であることは前節で述べた通りである。したがって、12層出土土器の年代も8世紀中葉～9世紀前葉の年代幅に収まるものと考えられるが、同様の須恵器坏や土師器坏ＡII・ＢＩａ類は、8 世紀末～9世紀初頭とされる築館町伊治城跡第173号竪穴住居跡出土土器にも類似したものがあり、8世紀中葉から9世紀初頭頃に、若干限られた年代幅の土器群として捉えるのが妥当と考えられる。

11層出土土器：12層出土土器と比較すると、土師器坏はＢ類の割合が増加し、ＡＩ類が共伴しておらず、須恵器坏では12層にみられた大形で偏平な坏は含まれないなど、古い様相の土器を含まない傾

向が認められる。また、前出の築館町伊治城跡第173竪穴住居跡出土土器と比較すると、土師器坏AⅡ類の割合はやや低いものの、ほぼ同様の特徴を有しており、11層出土土器については12層出土土器よりも、新しい方に限定された、8世紀末～9世紀初頭頃の年代が考えられる。

10層出土土器：やや須恵器の割合が低いものの、第2群土器の特徴とほぼ合致するものである。したがって、年代も第2群土器と同様の9世紀前半頃の年代が考えられる。

8層出土土器：第3群土器とほぼ同様の特徴を有しており、概ね9世紀後半頃のものと考えられる。

この9世紀後半という時期に、陸奥国では日本三代実録貞観十一(869)年5月26日条に「陸奥国地大震動」と述べられる、いわゆる貞観の大地震が発生している。「山王遺跡Ⅱ」の報告書中でも述べたように8層堆積時には噴砂の痕跡が認められ、同時期のＳD2000河川跡の支流であるＳD3625河川跡の河底は堆積後の外圧によって渦巻状に撹埡された状況にある。これらについては地震や洪水などの影響が考えられるものであるが、土器の年代観から上記の貞観十一(869)年の大地震によるものである可能性が指摘できる。

4層出土土器：赤焼土器坏A類を多く含み、第5群土器と同様の特徴を有する。但し、土師器が主体を占め、第4群土器に多くみられた灰白色で軟質の須恵器坏をも含んでいる。これらについては、下層からの混入とすることもできるが、4層は灰白色火山灰の直上層であり、第4・5群土器を包含した土器群として捉えるのが妥当と考えられる。したがって、その年代については10世紀代として大きく捉えられるもので、赤焼土器小皿（A類）が極少量であることを考慮すれば、その下限は第5群土器でも比較的古い方に位置づけられる可能性も考えられる。

2・3層出土土器：資料に乏しい為、詳細な検討は困難であるが、第4・5群土器を包括する第4層の上層であり、赤焼土器小皿を含むことから、概ね第5群土器に相当し、10世紀後半を中心とするものと推定される。

④灰白色の坏について

本遺跡出土土器の中には色調が灰白色を呈するものがある。これらは内面にヘラミガキ調整や黒色処理が施されておらず、胎土や焼成状態によって(ａ)(ｂ)の2つに分けることができ、第4群土器段階では両者が共伴して出土している。

(ａ)：第2～4群土器に認められる。

器形はⅠａ・Ⅱａ・Ⅱｂ・Ⅱｅ類があり、硬質～やや軟質で胎土には1㎜前後の砂粒を含むものが多く、緻密なものも少量認められる。器面に黒斑が認められるものと認められないものとがあり、黒斑は器面の内外面が黒色で、器壁断面の中心は灰白色のものと、断面中心まで黒色になるものとがある。これらについては、焼成不良の須恵器と考えられる。

【山王Ⅲ-第23図7、第45図10、第47図23、第49図12･13･14、第52図18･19･20、第53図①-7、第77図①-9、第85図6など】

(ｂ)：第4・5群土器にのみ認められる。

器形はⅠａ・Ⅱａ・Ⅱｂ・Ⅱｅ類があり、軟質で胎土は緻密である。多くのものに黒斑が認められ、黒斑は主に底部にあり、器面が灰白色を呈している部分においても器壁断面の中心が黒色となっている。こうした黒斑の付きかたは(ａ)では認められず、赤焼土器坏の一部(第49図22、第50図48、第90図13など)や土師器甕などに認められるものと共通する。

【山王Ⅲ-第29図8、第28図7、第31図6、第33図4、第35図4、第42図①-7･9、第45図9、第47図25、第49図15、第53図③-2、第56図15･16･17、第58図③-3、第78図3、第110図17･18など】

(ａ)、(ｂ)ともに本文中では須恵器として扱っているが、特に(ｂ)について若干の検討を加えてみたい。

河南町教育委員会中野裕平氏のご好意により、関ノ入遺跡第10号窯跡(佐藤敏幸：1993)、糠塚遺跡1号窯跡（高橋･阿部：1987）の遺物を実見させていただいた。これらの窯跡は県内で唯一10世紀代の須恵器生産窯の様相を知り得る河南町須江窯跡群に属し、前者は9世紀中葉、後者が10世紀初頭頃と考えられている窯跡である。出土した坏の中には還元不良で色調が灰白色を呈するものがあり、黒斑を有するものも認められる。硬度はＳK503･551出土の赤焼土器よりも硬質で、火膨れが認められるものが多く、これらは(ａ)とほぼ同様の特徴を有している。しかし、(ｂ)と同様のものは認められず、特に断面の中心が黒くなるような黒斑の付きかたは須江窯跡群内の他の窯跡出土土器の中にも殆どないということであった(註9)。したがって、こうした黒斑のありかたは、少なくとも10世紀初頭頃までの須恵器生産の過程において、偶然に一定量生じるようなものではなく、須恵器坏とは違った焼成技法によって該種の坏が製作された可能性を含んでいるものと考えられる。また、10世紀初頭以降には須江窯跡群では坏などの食膳具は焼成されておらず、第4群土器段階以降の10世紀代にみられる(ｂ)の坏は色調を除き、赤焼土器に近い特徴を有するものとして捉えることができよう。但し、

(1)　該種の坏については生産遺構が不明であり、須恵器窯･土師器窯のどちらでも焼成は可能である。

(2)　10紀代の須恵器窯跡は他に発見されておらず、必ずしも該期の須恵器の様相が明確ではなく、色調の共通性などから須恵器の終末段階の一様相とも考え得る。

(3)　黒斑が付く赤焼土器は極一部であり、(ｂ)の多くにみられるのとは違いが認められる。

といった点も考慮しなければならず、また破片集計の際に(ａ)と(ｂ)とを区別することは多分に主観を伴い困難である。本文中において(ｂ)についても須恵器として扱うこととしたのはこうした理由によるものである。

註1：政庁跡出土土器の構成比は食膳具98.3%、煮炊具0.3%、貯蔵具1.4%であり、多賀城跡第61次調査出土土器はそれぞれ90～94%、5～10%、1%前後といった値を示している。一般集落では9世紀第3四半期頃(村田：

1994）の集落である高清水町手取・西手取遺跡で食膳具68%、煮炊具24%、貯蔵具8%という結果が得られている（白鳥：1982）。また、8世紀後半に位置づけられる志波姫町御駒堂遺跡第22号住居跡（小井川・小川：1982）からは土師器坏5点、甕5点、須恵器坏3点、高台坏4点、蓋4点、甕2点が出土し、食膳具63%、煮炊具26%、貯蔵具11%というほぼ同様の結果が得られる。

註2：ＳＫ1218土壙出土土器については、Ａ類の土師器坏・埦や底径／口径比0.64前後の須恵器坏が伴うなど、古い要素を含むものの、出土状況からみて一括性の乏しい土器群であり、これらについては、混入したものと考えられる。

註3：ＳＤ1300Ｄ南側溝出土土器については、赤焼土器小皿は伴わないものの、高台埦(Ｉ類)を含むことから第5群土器に属するものとした。

註4：東山遺跡土器溜出土土器については報告書中では灰釉陶器と平城宮出土土器との比較によって9世紀中葉に近い年代のものとしているが、灰釉陶器そのものの生産年代が黒笹90号窯式でも前半の860～880年と考えられている（前川：1989Ａ・Ｂ）ことから近年では上記の年代が考えられるようになっている（村田：前掲論文）。但し、黒笹90号窯式の生産開始年代を840年頃とする見解（斉藤：1994）もあり現状ではやや流動的である。

註5：高崎遺跡第11次調査報告書ではＳＸ1080・1081土器捨て場跡として報告されている。

註6：高崎遺跡第11次調査の報告書においてはＳＸ1080・1081土器捨て場跡の灰白色火山灰に直接覆われる層からも口径12㎝未満の土師器や赤焼土器が極少量であるが出土している。集計表による記載のみで器形等の詳細は不明であるが、小形坏の出現時期が灰白色火山灰降下以前に遡る可能性を示す資料である。

註7：同期の土器群については10世紀前葉前後として幾分年代幅を狭めて考える見解もある（柳沢：1994）。

註8：報告書中では口径11㎝以下のものを小形坏としており、小皿については明確な基準は示されていないため小形坏・小皿としたものは本土器分類基準によるものである。

註9：中野氏のご教示による。

〈引用・参考文献〉

阿部・赤沢（1983）：「大境山遺跡」『瀬峰町文化財調査報告書』第4集　瀬峰町教育委員会

石川・相沢（1991）：「山王遺跡第9次調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第26集　多賀城市教育委員会

氏家　和典（1957）：「東北土師器の型式分類とその編年」『歴史』14輯

加藤・阿部（1980）：「観音沢遺跡－東北新幹線関係遺跡調査報皆書Ⅳ－」『宮城県文化財調査報告書』第72集　宮城県教育委員会

上村　和直（1994）：「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究　律令的土器様式の西・東3－施釉陶器の生産と流通－』　古代の土器研究会

菊地　逸夫（1991）：「伊治城跡」『築館町文化財調査報告書』第4集　築館町教育委員会

小井川　和夫（1981）：「上新田遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第78集　宮城県教育委員会

小井川・手塚（1978）：「糠塚遺跡－宮城県文化財発掘調査略報－」『宮城県文化財調査報告書』第53集　宮城県教育委員会

斎藤　孝正（1994）：「東海地方の施釉陶器生産－猿投窯を中心に－」『古代の土器研究　律令的土器様式の西・東3－施釉陶器の生産と流通－』　古代の土器研究会

佐藤　甲二（1985）：「中田畑中遺跡第2次発掘調査報告書」『仙台市文化財調査報告書』第78集　仙台市教育委員会

佐藤　敏幸（1993）：「須江関ノ入遺跡」『河南町文化財調査報告書』第4集　河南町教育委員会

白鳥　良一（1980）：「多賀城跡出土土器の変遷」『研究紀要Ⅶ』　宮城県多賀城跡調査研究所

高倉　敏明（1991）：「山王遺跡」『多賀城市史4　考古資料』

高野　芳宏（1991）：「高崎遺跡井戸尻地区の調査」『多賀城市史4　考古資料』

高橋　阿部（1987）：「須江糠塚遺跡」『河南町文化財調査報告書』第1集　河南町教育委員会

千葉　孝弥（1995）：「高崎遺跡第11次調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第37集　多賀城市教育委員会

千葉　孝弥（1989）：「山王遺跡」『多賀城周辺の古代遺跡』　第15回城柵官衙遺跡検討会資料

土岐山　武（1980）：「安久東遺跡－東北新幹線関係遺跡調査報告書Ⅳ－」『宮城県文化財調査報告書』第72集　宮城県教育委員会

古川　一明（1994）：「日の出山窯跡群－詳細分布調査とＣ地点西部の発掘調査－」『色麻町文化財調査報告書』第1集　色麻町教育委員会

真山　悟　（1981）：「東山遺跡－東北自動車道遺跡調査報告書Ｖ－」『宮城県文化財調査報告書』第81集　宮城県教育委員会

真山　悟　（1992）：「多賀城跡第60次調査」『宮城県多賀城跡調査研究所年報1991』　宮城県多賀城跡調査研究所

村田　晃一（1994Ａ）：「土器からみた官衙の終末」『古代官衙の終末をめぐる諸問題』　第3回東日本埋蔵文化財研究会資料

村田　晃一（1994Ｂ）：「藤田新田遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第163集　宮城県教育委員会

村田　晃一（1995）：「宮城郡における10世紀前後の土器」『福島考古第36号』

柳沢　和明（1992）：「多賀城跡第61次調査」『宮城県多賀城跡調査研究所年報1991』　宮城県多賀城跡調査研究所

柳沢　和明（1993）：「多賀城跡第62次調査」『宮城県多賀城跡調査研究所年報1992』　宮城県多賀城跡調査研究所

柳沢　和明（1994）：「東北の施釉陶器－陸奥を中心に－」『古代の土器研究　律令的土器様式の西・東3－施釉陶器の生産と流通－』　古代の土器研究会

渡辺　弘美（1987）：「元袋Ⅲ遺跡」『仙台市文化財調査報告書』第103集　仙台市教育委員会

（2）施釉陶器

施釉陶器の各産地・窯式の特徴を示す要素には胎土・釉調・底部形態の違いがあり、平安京出土資料や窯跡出土資料に基づく分類がすでになされている。ここではこれらの研究成果に従って分類を行い、おもに数量的な傾向や構成比の違いに着目して多賀前地区における施釉陶器のありかたについて考える（注1）。

[施釉陶器埦・皿の底部形態]

底部の成形方法には削り出し、貼り付け、糸切り無調整の３種類があり、形態は６表に示す通り５種類に分けられる。緑釉陶器には多様な成形・形態が認められるが、灰釉陶器は一部をのぞきすべて貼り付けの輪高台である。

成形技法	底部形態
Ⅰ　削り出し	A　円盤高台
Ⅱ　貼り付け	B　蛇の目高台
Ⅲ　糸切り無調整	C　輪高台
	D　無高台（平底）

第６表　施釉陶器の底部成形技法と形態
（平尾政幸1990による）

①緑釉陶器の高台形態

（猿投産）すべて貼り付け輪高台である（ⅡA類）。

（洛北産）削り出しの円盤高台（ⅠA類）と蛇の目高台（ⅠB類）である。

（洛西産）削り出しの円盤高台（ⅠA類）と蛇の目高台（ⅠB類）のほか、輪高台（ⅠC類）がある。なお１例のみだが、貼り付け蛇の目高台（ⅡC類）と考えられるものも見られる。

（近江産）１点のみの出土だが、貼り付け輪高台（C類）である。

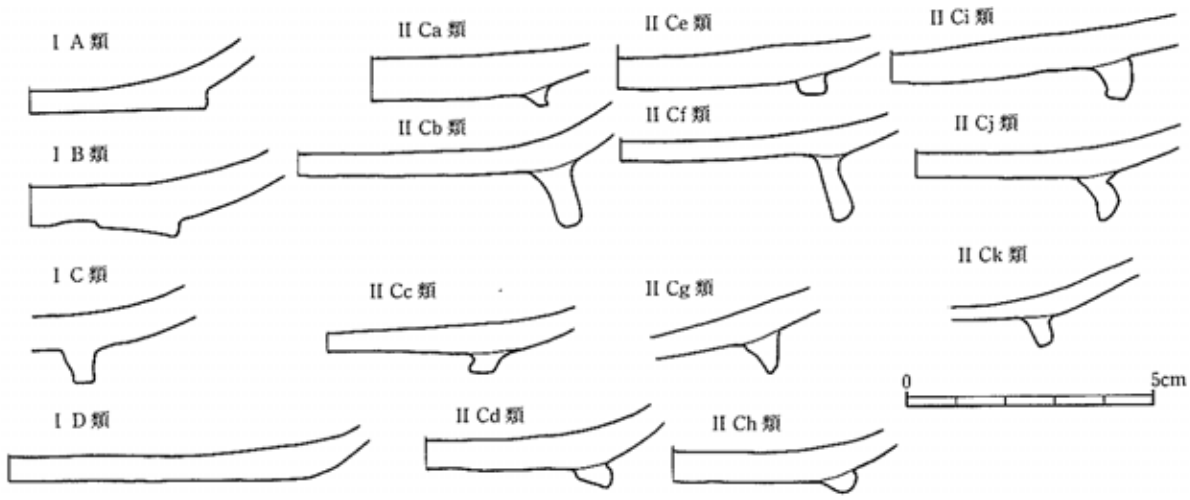

第12図　施釉陶器埦・皿の底部形態

②灰釉陶器椀・皿の高台形態

灰釉陶器の椀、皿は東濃産の耳皿をのぞきすべて貼り付け輪高台（ⅡC類）である。ⅡC類は角高台・三日月高台と呼ばれるものを含み、斉藤孝正氏によって分類されている（第7表、斉藤1989ａ、ｂ）。

a　下半が大きく外側に張り出す
b　細長くやや外傾する
c　内側が逆の字に屈曲する
d　低く、外側が丸みを帯びる
e　矩形に近くわずかに外傾する
f　八の字形に開き先端が尖るが、稜を作り出さない
g　断面二等辺三角形状を呈する
h　低く幅広く上端や下端に不明瞭な段を持つ
i　外側下方に稜を持たず内湾しつつ下端が尖る
j　細長くて内湾気味に八の字形を開き、外側下半に稜を持つ
k　やや幅広で弱く内湾する

第７表　灰釉陶器ⅡC類の高台形態（斉藤1989a、bによる）

高台形態　（類）	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
破 片 数	8	7	8	13	104	8	14	11	2	24	8
トチン使用　（点）	3	3	5	5	27	0	0	0	0	0	0
直接重ね焼き（点）	0	0	0	0	8	4	5	6	6	11	3

第８表　灰釉陶器ⅡC類底部集計表

底部に残る二次焼成時の重ね焼きの痕跡には、トチンを使用したものと、トチンを使用せず直接重ね焼きしたものの２種類があり、第８表に示した通り、高台形態との間に明瞭な相関が見出される。斉藤氏によれば高台ａ～ｅ類は黒笹14号窯式に、高台ｆ～ｋ類は黒笹90号窯式および東濃窯の製品にそれぞれ位置づけられ、さらにａ～ｄ類は黒笹14窯式の中でも古い段階、ｅ類が定型的な角高台となる新しい段階とされる。またｆ～ｉ類は黒笹90号窯式でも古い段階、ｊ・ｋ類が新しい段階である。東濃産としたものは黒笹90号窯式の新しい段階に併行とされる。

[施釉陶器の年代]

これらの施釉陶器の年代は平安京での年代観によれば次の通りである。猿投産緑釉陶器は９世紀前半～10世紀半、洛北産緑釉陶器は９世紀前半～10世紀前半、洛西産緑釉陶器は９世紀後半～10世紀前半、近江産緑釉陶器は10世紀前半～11世紀初頭。灰釉陶器は黒笹14窯式が９世紀前葉～後葉、黒笹90号窯式が９世紀後葉～10世紀前葉となる（平尾1994）。

以上の点から底部破片集計をみると、黒笹14号窯式の古い段階(ⅡＣａ類～ⅡＣｄ類)の破片数が、それ以降黒笹90号窯式の新しい段階（東濃産を含む）までの破片数の２倍弱を占めており、組成の中心が黒笹14号窯式の古い段階にあることが知られる。これらの施釉陶器と在地の土器群との共伴関係は第９表に示す通りで、上記の年代観との間に矛盾はない。

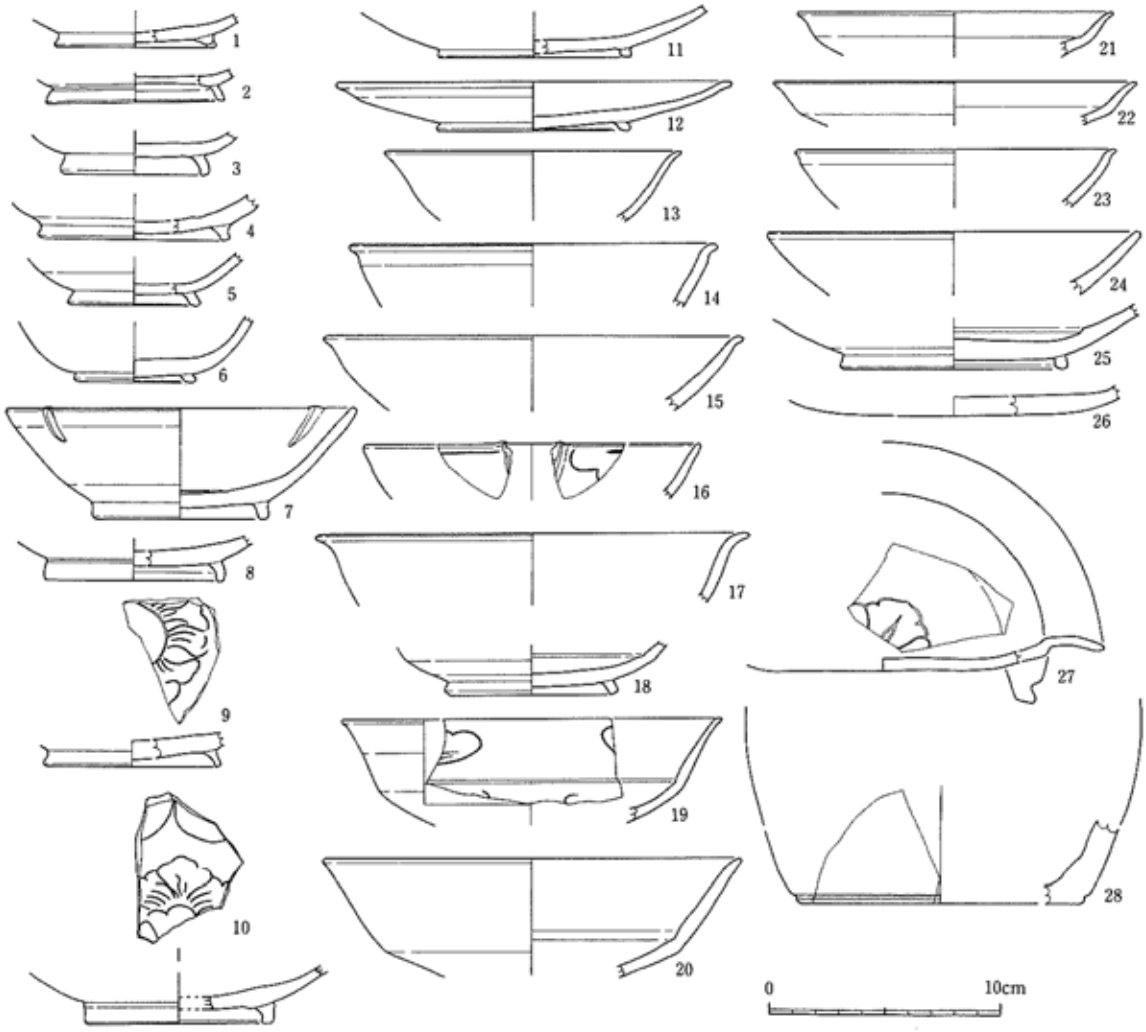

番号	器種	分類	登録	調査区	遺構	口径	底径	器高	残存	特徴	写真図版
1	埦 皿	IICa	緑 165	北1西3	確認面		(7.0)		1/3	胎土：灰(5Y6/1)密　硬　釉：淡緑	31－1
2	埦 皿	IICe	緑 24	南1西2	東西大路確認面		(7.7)		1/4	胎土：灰(10Y6/1)やや密やや硬　釉：灰オリーブ(7.5Y5/2)	31－2
3	埦	IICe	緑 294	北1西3	東西大路面1・2層		(6.4)		1/3	胎土：灰(7.5Y6/1)密　硬　釉：淡緑　トチン痕	31－3
4	埦	IICe	緑 322	南1西3	東西大路面2層		(8.6)		1/6	胎土：灰(7.5Y6/1)やや密やや硬　釉：オリーブ灰(10Y6/2)	31－4
5	埦	IICe	緑 301	南1西2	東西大路B北溝－4層		(5.8)		1/4	胎土：灰(N6/0)密　硬　釉：緑	31－5
6	埦	—	緑 1	南1西2	SD1020A－2層		5.3		4/5	胎土：灰白(10Y8/1)やや粗やや硬　釉：淡緑	31－6
7	輪花埦	IICe	緑 302	北1西3	SK0820－1層	15.0	7.5	4.8	完形	胎土：灰白(2.5GY8/1)密　やや硬　釉：淡緑　5弁の輪花	31－7
8	埦 皿	IICe	緑 291	北1西3	SE0660確認面	－	(7.6)	－	1/3	胎土：灰白(7.5Y7/1)やや密やや硬　釉：淡緑	31－8
9	皿	IICe	緑 290	北1西3	東西大路D北溝確認面	－	(7.7)	－	1/5	胎土：灰(N/4)密　硬　釉：濃緑　陰刻花文	31－9
10	皿	IICc	緑 186	北1西3	3層		(8.6)		1/3	陰刻花文（宝相華文の一部）	31－10
11	皿	IICe	緑 270	北1西3	SB0858確認面		(8.3)		1/9	胎土：灰色(10Y6/1)やや密やや硬　釉：オリーブ灰(10Y6/2)	31－11
12	皿	IICd	緑 283	南1西2	?	(17.0)	(8.2)	2.2	1/8	胎土：灰白色(10Y7/1)密　硬　釉：明オリーブ灰(2.5GY7/1)	31－12
13	埦	－	緑 141	南1西2	SD1111－1層	(12.7)	－	－	一部	胎土：灰白(2.5Y8/1)やや粗やや軟　釉：灰白(7.5Y7/2)	31－13
14	埦	－	緑 337	南1西2	PIT38	(15.8)			一部	胎土：灰白色(10Y7/1)やや粗やや軟　釉：淡緑～灰白色	31－14
15	埦	－	緑 292	北1西3	SK0579－1層	(17.9)	－	－	一部	胎土：灰白(5Y7/2)やや密　やや硬　釉：緑	31－15
16	輪花埦	－	緑 185	北1西3	SK0725－1層	(14.2)			一部	胎土：灰白色(10Y7/1)　釉：淡緑　陰刻花文	31－16
17	埦	－	緑 25	南1西2	確認面	(18.4)			1/7	胎土：灰色(5Y7/2)やや粗やや軟　釉：オリーブ灰(2.5GY6/1)	31－17
18	稜埦	IICe	緑 271	北1西3	?		(7.4)		1/2	胎土：灰(5Y6/1)密　硬　釉：灰緑色	31－18
19	稜埦	－	緑 261	北1西3	SK0579－1層	(16.2)	－	－	1/6	胎土：灰(10Y5/1)密　硬　釉：オリーブ灰(7.5Y6/2)　陰刻花文	31－19
20	稜埦	－	緑 147	北1西3	表土	(17.9)			一部	胎土：灰黄色(2.5Y7/2)粗　やや硬　釉：にぶい橙(7.5Y6/4)	31－20
21	稜皿	－	緑 268	南1西2	SK3001	(13.4)			一部	胎土：灰(10Y6/1)密　やや硬　釉：灰オリーブ(7.5Y5/4)	31－21
22	稜皿	－	緑 41	北1西3	SK0581－1層	(15.4)			一部	胎土：灰白(7.5Y7/1)密　やや硬　釉：淡緑	31－22
23	皿	－	緑 191	南1西2	東西大路A北溝－2層	(13.7)			1/7	胎土：灰白(5Y7/1)やや粗やや硬　釉：オリーブ灰(10Y6/2)	31－23
24	皿	－	緑 43	北1西3	?	(15.9)			一部	灰白(7.5Y7/1)密　やや硬　釉：淡緑	31－24
25	段 皿	IICe	緑 153	南2西1	南2道路C北＋SD1734・6層	－	(9.8)	－	1/5	灰白(7.5Y7/1)やや密やや硬　釉：灰白(7.5Y7/1)	31－25
26	三足盤?	ID	緑 36	北1西3	SD0553		(8.6)		1/3	胎土：灰白(7.5Y7/1)密　やや硬　釉：明オリーブ灰(2.5GY7/1)	31－26
27	三足盤	－	緑 343	南2西1	SD2000(邦川)－4層				一部	胎土：灰白(10Y7/1)密　やや硬　釉：淡緑　陰刻花文	31－27
28	手付鉢	－	緑 16	南1西2	確認面		(12.2)		1/7	胎土：灰白(10Y7/1)密　硬　釉：淡緑	32－3

1～28：須恵器

第13図　緑釉陶器（1）

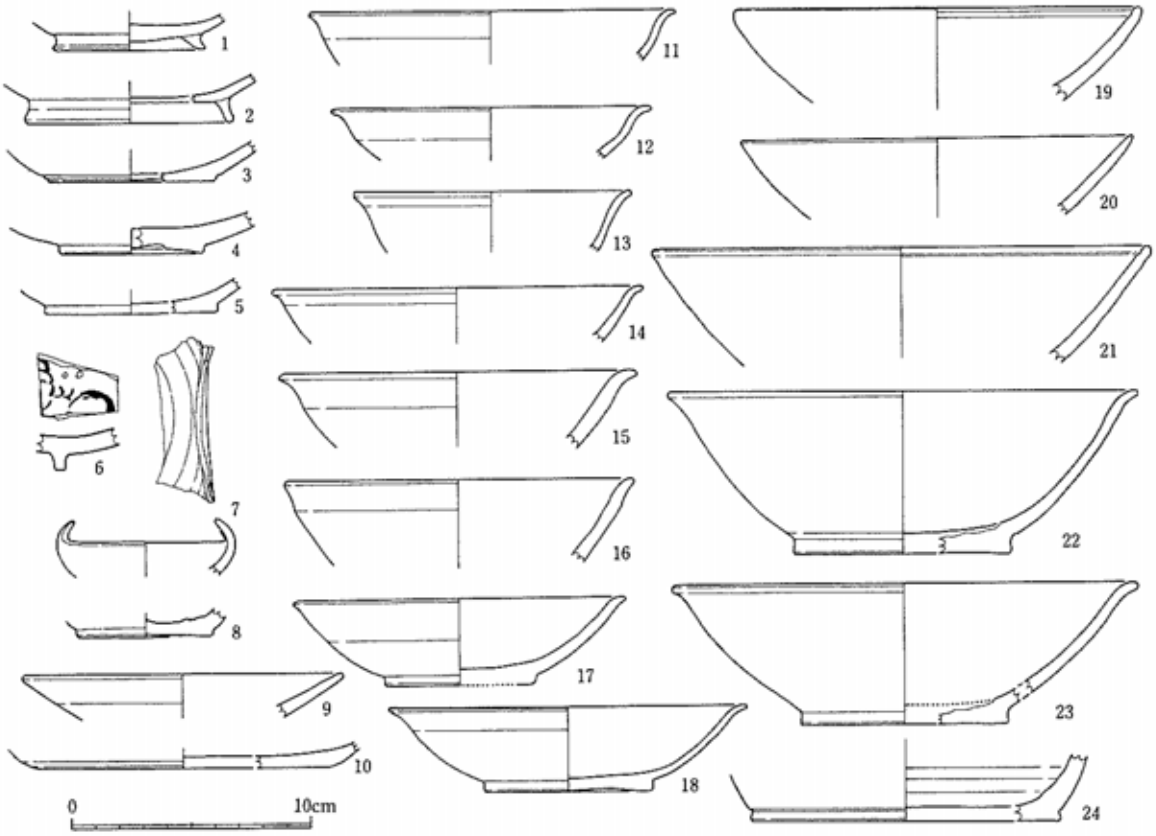

番号	器種	分類	登録	調査区	遺構	口径	底径	器高	残存	特徴	写真図版
1	壺	IICa	緑 303	南1西2	1層		(6.4)		1/3	胎土：灰(7.5Y5/1)密　硬　釉：濃緑	32－6
2	壺	IICb	緑 35	北1西3	SK0505－1層	－	(8.7)	－	1/3	胎土：灰(10Y6/1)密　硬　釉：淡緑	32－7
3	壺皿	IB	緑 78	南1西2	確認面		(6.9)		1/3	胎土：灰白(5Y8/2)やや粗やや脆　釉：淡黄(5Y8/4)	32－8
4	壺皿	IB	緑 231	南1西2	SK2019－1層		(6.0)		1/4	胎土：淡黄(5Y8/3)やや粗やや軟　釉：淡黄(2.5Y8/3)	32－9
5	壺皿	IA	緑 133	南1西2	SK0008		(7.2)		1/4	胎土：淡黄(5Y8/3)やや粗やや軟　釉：淡黄(2.5Y8/4)	32－10
6	壺	IC	緑 341	南1西2	東西大路路面(A期？)				一部	胎土：灰白(10Y8/2)やや粗やや軟　釉：淡緑　緑彩	32－11
7	耳皿	－	緑 242	南1西2	1層				一部	胎土：灰白(7.5Y8/1)やや粗やや軟　釉：浅黄(7.5Y7/3)	32－12
8	手付瓶	－	緑 244	北1西3	表土		5.7		一部	胎土：灰白(7.5Y8/1)密　硬　釉：緑　灯明皿に転用	32－13
9	皿	－	緑 234	南1西2	SB0176－E3N1	(13.4)			一部	胎土：灰白(5Y8/2)やや粗やや軟　釉：淡黄(7.5Y7/3)	32－17
10	盤・鉢	－	緑 75	南1西2	3層	(12.0)			一部	胎土：淡黄(5Y8/3)やや粗やや軟　釉：淡黄(5Y8/3)	32－14
11	壺	－	緑 94	南1西2	2層	(15.3)			一部	胎土：淡黄(5Y8/3)やや粗やや軟　釉：淡黄(5Y8/3)	32－15
12	壺皿	－	緑 89	南1西2	SD1111－1層	(13.4)	－	－	一部	胎土：淡黄(5Y8/3)やや粗やや軟　釉：淡黄(5Y7/4)	32－16
13	壺	－	緑 149	南1西2	？	(11.5)			一部	胎土：淡黄(5Y8/3)やや粗やや軟　釉：淡黄(5Y7/3)	32－18
14	壺	－	緑 19	南1西2	SK1347－1層	(15.5)			一部	胎土：灰白(5Y8/2)やや粗やや軟　釉：淡黄(7.5Y8/3)	32－19
15	壺	－	緑 223	南1西2	SK2009－1層	(14.9)			一部	胎土：淡黄(5Y8/3)やや粗やや軟　釉：淡黄(2.5Y8/4)	32－20
16	皿	－	緑 230	南1西2	SK1004	(14.6)			1/6	胎土：淡黄(2.5Y8/3)粗やや軟　釉：オリーブ灰(10Y6/2)	32－21
17	壺		緑 74	南1西2	SD1111－1層	(13.9)	6.2	(3.5)	1/7	胎土：淡黄(2.5Y8/3)やや粗やや軟　釉：淡黄橙(10YR8/3)	32－22
18	壺	IA	緑 73	南1西2	SD1111－1層	(15.0)	7.0	3.5	一部	胎土：灰白色(5Y8/2)密やや硬　釉：淡黄(5Y8/3)	32－23
19	壺	？	緑 179	南1西2	1層	(17.0)			一部	胎土：灰白色(5Y8/2)密やや硬　釉：淡黄(5Y8/3)	32－24
20	壺	－	緑 225	南1西2	SB1091－E2N2	(15.5)			一部	胎土：灰白色(5Y8/2)密やや硬　釉：淡黄(5Y8/3)	32－25
21	壺	－	緑 6	南1西2	SD1111－1層	(20.8)			一部	胎土：灰白(10Y8/1.7)やや粗やや硬　釉：淡緑色(刷毛塗り)	32－26
22	壺	IA	緑 151	南1西2	西2道路C東溝	(19.6)	(9.0)	6.8	一部	胎土：灰白(5Y8/2)やや粗やや軟　釉：灰白～淡黄(7.5Y8/3)	32－28
23	壺	IA	緑 161	南1西2	西2道路D・E東溝確認	(19.5)	(8.7)	5.9	1/4	胎土：灰白(2.5Y8/2)やや粗やや軟　釉：灰白～淡黄(7.5Y7/3)	
24	手付瓶	？	緑 2	南1西2	SD1020B－1層		(12.8)		一部	胎土：灰白(5Y8/2)やや粗　軟　釉：灰白(10Y7/2)	32－27

1，2：尾北または美濃産　3～24：洛北産

第14図　緑釉陶器（2）

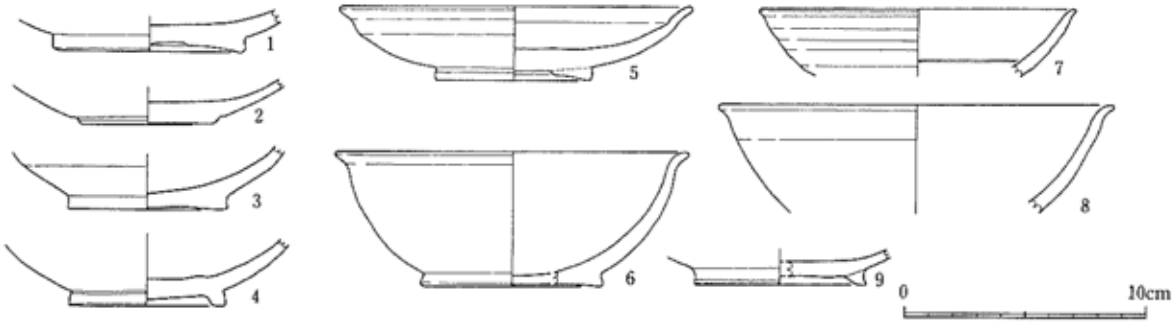

番号	器種	分類	登録	調査区	遺構	口径	底径	器高	残存	特徴	写真図版
1	碗皿	ⅠB	緑 336	南1西2	撹乱		8.0		一部	胎土：灰(N6/0)密　硬　釉：オリーブ灰(10Y5/2)	33－1
2	碗	ⅠA	緑 309	南1西2	SK2019－1層		(5.5)		1/7	胎土：灰(7.5Y6/1)密　硬　釉：明オリーブ灰(2.5GY7/1)	33－2
3	碗	ⅠA	緑 129	南1西2	確認面		6.6		1/3	胎土：灰白(5Y8/2)密　硬　釉：浅黄(7.5Y7/3)	33－3
4	碗	ⅠC	緑 155	南1西2	東西大路C・D路面堆積土	－	6.4	－	1/2	胎土：灰(N/5)密　硬　釉：濃緑	33－4
5	皿	ⅠB	緑 293	北1西3	SK0560－1層	14.6	6.4	3.1	完形	胎土：灰(N6/0)密　硬　釉：濃緑	33－5
6	碗	ⅠA	緑 168	南1西2	SD1111－3層	(14.6)	(7.6)	5.5	一部	胎土：灰(10Y6/1)密　硬　釉：灰白(10Y7/2)	
7	碗	－	緑 192	南1西2	東西大路B北溝	(16.2)			1/7	胎土：灰白(10Y7/1)密　硬　釉：灰白(10Y7/2)	33－6
8	碗	－	緑 166	南1西2	SD1020B－1層	(16.2)			1/7	胎土：灰白(10Y7/1)緻密　硬　釉：灰白(10Y7/2)	33－7
9	碗	ⅡCa	緑 255	南1西3	表土		(6.1)		1/2	胎土：灰(N6/0)密　硬（砂粒目だつ）釉：緑（刷毛塗り）	33－8

1～8：洛西産　9：近江産

第15図　緑釉陶器（3）

在地	遺構	緑釉	灰釉	貿易陶磁
第9世紀前半土器群	西2道路C側溝		K14 K14/90	
	SD1020A	洛北	K14	黄釉
第9世紀後半土器群	SK541			白磁皿
	SK820	猿投		
	SK2009	洛北		
	SK2019	猿投 洛北	K14 K14/90 東濃	白磁碗
第10世紀前葉土器群	SI579	猿投 洛北（？）	K14 K14/90	
	SE50	猿投 洛北	K14/90	
	SE1606		K14/90	
	SK503		K14/90	
第土5器群	SE502	洛北 美濃OR近江	K14 K14/90 東濃	
	SD1020C	猿投 洛北 洛西	K14 K90	

第9表　施釉陶器の出土状況　　（注：第1群土器は該当なし）

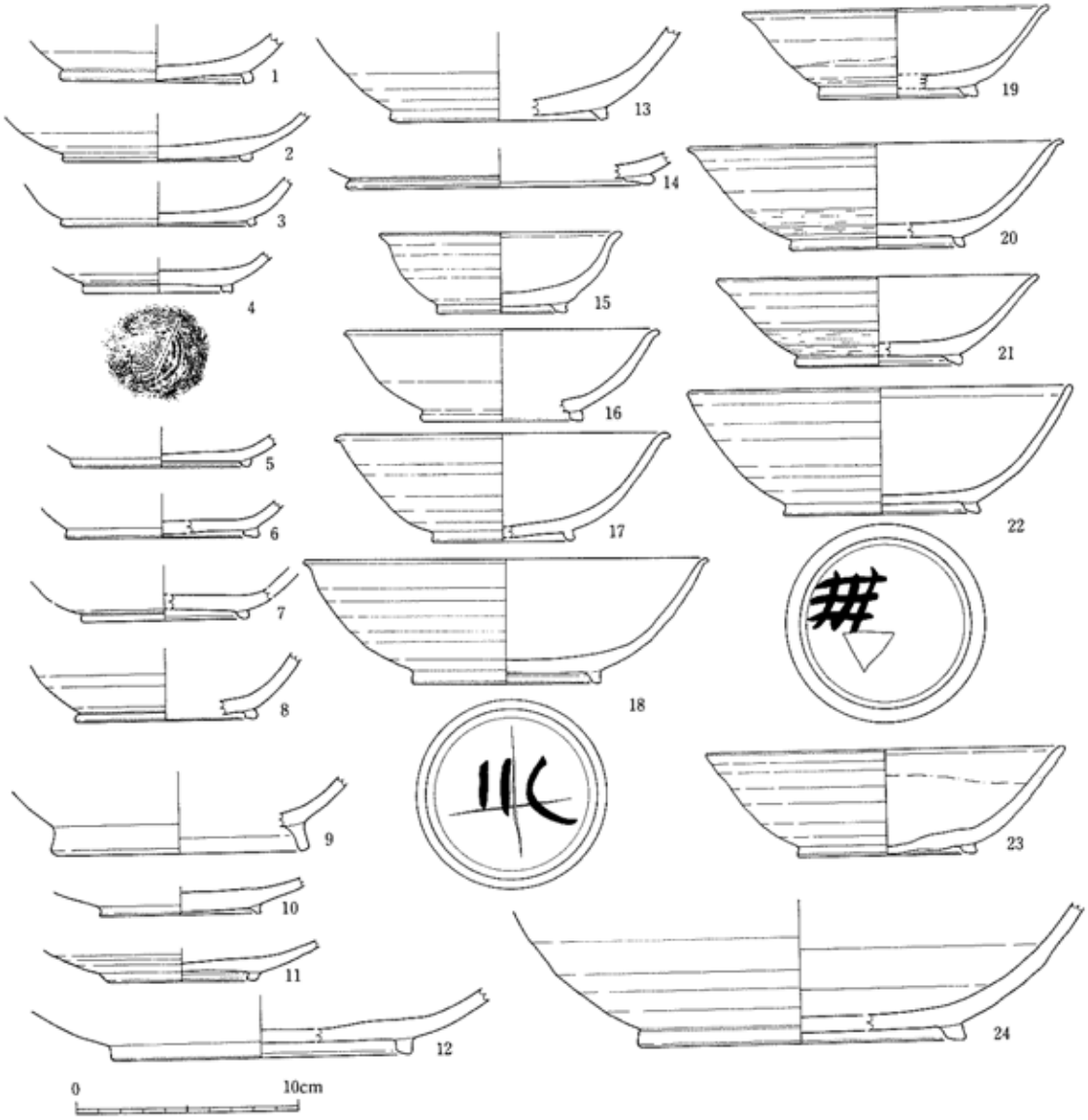

番号	器種	分類	登録	調査区	遺構	口径	底径	器高	残存	特徴	写真図版
1	碗	IICc	灰 571	南1西2	東西大路C・D路面	—	(8.6)	—	一部	胎土：灰白(10Y7/1)　内面施釉　トチン痕	33−10
2	碗	IICe	灰 567	南1西2	?		(8.4)		一部	胎土：灰白(10Y7/1)　内面施釉　トチン痕　墨書567	
3	碗	IICe	灰 741	北1西3	SK0579−1層		(8.8)		1/2	胎土：灰白(10Y7/1)　内面自然釉	33−11
4	碗	IICe	灰 886	南1西2	?		(6.8)		1/2	胎土：灰白(10Y7/1)　内面自然釉	33−12
5	碗	IICe	灰1102	南1西3	東西大路F北溝	—	(8.0)	—	一部	胎土：灰白(N7/0)　無釉	33−13
6	碗	IICd	灰 548	南1西2	西2道路C東溝	—	(8.6)	—	一部	胎土：灰白(N7/0)　内面施釉	33−14
7	碗	IICd	灰1013	南1西2	南1道路D南溝	—	(7.4)	—	一部	胎土：灰白(10Y7/1)　内面施釉	33−15
8	碗	IICd	灰1122	南1西3	西2道路西溝南トレンチ	—	(8.2)	—	一部	胎土：灰白(10Y7/1)　内面施釉	33−16
9	碗	IICb	灰 762	北1西3	東西大路北溝確認面	—	(11.4)	—	一部	胎土：灰白(5Y8/2)軟質　内面施釉（白濁）　トチン痕	33−17
10	皿	IICa	灰 514	南1西2	SD1111−1層		7.2		1/3	胎土：灰白(N8/0)内面全面施釉　トチン痕	34−1
11	皿	IICc	灰 908	南1西2	南掘		(6.8)		1/3	胎土：灰白(10Y7/1)内面全面施釉	34−2
12	碗	IICe	灰 912	南1西2	SD1020B−2層		(13.4)		1/7	胎土：灰白(10Y7/1)内面施釉　トチン痕	34−3
13	碗	IICe	灰 53	南1西2	SD1020B−1層		(9.6)		1/3	胎土：灰白(10Y7/1)内面施釉　トチン痕	
14	皿	IICd	灰 382	北1西3	・		(13.8)		一部	胎土：灰白(10Y7/1)内面施釉　トチン痕	
15	碗	IICe	灰 2	南1西2	SD1020A−3層	10.8	5.8	3.6	完形	内面自然釉	34−4
16	碗	IICe	灰1099	南1西3	西2道路D西溝	(14.0)	(7.2)	4.1	一部	胎土：灰白(N7/0)内面施釉	
17	碗	IICe	灰 125	南1西2	?	(14.0)	7.6	5.0	2/3	胎土：灰白(7.5Y7/2)焼成不良　内面一部自然釉　直接重ね焼き	34−5
18	碗	IICe	灰 573	南1西2	深掘	(16.0)	8.8	5.6	1/3	胎土：灰白(N7/1)内面施釉　墨書476　高台裏にヘラ描き沈線×	34−6
19	碗	IICe	灰 1	南1西2	3層	13.6	7.2	4.0	1/2	胎土：灰白(N7/1)内面施釉　トチン痕	34−7
20	碗	IICe	灰 539	南1西2	東西大路B南去年	(16.8)	(7.8)	4.7	1/3	胎土：灰白(N7/0)全面自然釉　高台裏にトチン痕	34−8
21	碗	IICd	灰 49	北1西3	1層	(14.4)	(6.5)	4.0	一部	胎土：灰白(7.5Y7/1)内面全面施釉	34−9
22	碗	IICe	灰 47	南1西2	SD1111−1層	(17.2)	8.8	5.6	1/3	胎土：灰白(N8/0)内面自然釉　墨書519	34−10
23	碗	IICe	灰 63	南1西2	1層	16.0	8.0	4.7	1/3	胎土：灰白(N7/1)内面施釉　トチン痕	34−11
24	碗	IICe	灰 60	南1西2	?		(14.4)		一部	胎土：灰白(10Y7/1)内面施釉	34−12

1〜24：黒笹14号窯式

第16図　灰釉陶器（1）

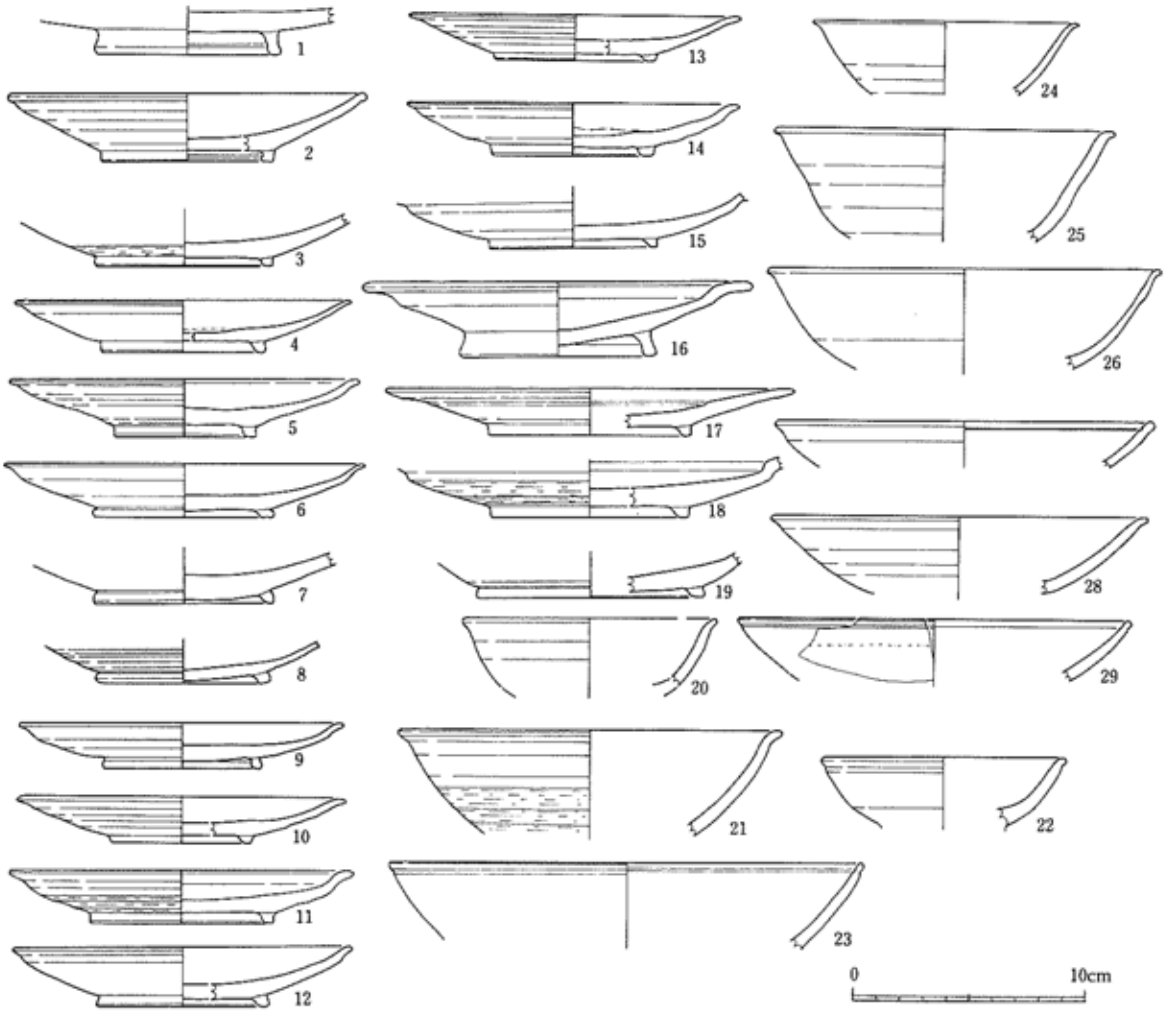

番号	器種	分類	登録	調査区	遺構	口径	底径	器高	残存	特徴	写真図版
1	皿	IICb	灰 517	南1西2	確認面		(8.0)		一部	胎土：灰白(N7/0)内面自然釉　底部周囲にトチン痕	34－13
2	皿	IICc	灰 570	南1西2	表採	(15.2)	(7.4)	3.0	一部	胎土：灰白(N7/0)内面施釉　外面自然釉	34－14
3	皿	IICe	灰1127	南1西3	西2道路路面3層(SK0419上面)	－	(7.6)	－	1/4	胎土：灰白(N7/0)　内面施釉	
4	皿	IICe	灰 64	南1西2	SD1111－1層	(14.4)	(7.0)	2.2	1/7	内面底部露胎　体部内面刷毛塗り施釉	34-16,35-1
5	皿	IICe	灰 14	北1西3	?	14.0	6.0	2.5	2/3	胎土：灰白(N8/0)　内面自然釉	35－2
6	皿	IICd	灰 519	南1西2	SD1020B－2層	15.4	7.2	2.3	完形	胎土：灰白(N8/0)　内面自然釉　トチン痕	35－3
7	皿	IICe	灰1113	南1西3	西2道路路面2層		(7.6)		1/3	胎土：灰白(N7/0)　内面施釉	
8	皿	IICe	灰 880	南1西2	SK2019－1層		(7.4)		2/3	内面自然釉	35－4
9	皿	IICe	灰 275	南1西2	確認面	(12.8)	(6.8)	1.9	1/3	胎土：灰白(N8/0)　内面施釉	35－5
10	皿	IICe	灰 509	南1西2	2層	(14.2)	(6.8)	2.0	一部	胎土：灰白(N7/0)　内面施釉	
11	皿	IICe	灰 12	南1西2	1層	15.6	7.8	2.3	完形	胎土：灰白(N8/0)　内面自然釉	35－6
12	皿	IICe	灰 10	南1西2	SK1044	14.2	7.0	2.3	1/2	胎土：灰白(N7/0)　内面施釉	35－7
13	皿	IICe	灰1146	南1西2	SB1103－E2N4	(14.0)	(5.9)	2.0	1/3	胎土：灰白(N7/0)　無釉	
14	皿	IICe	灰 46	南1西2	確認面	(12.6)	(7.4)	1/4		胎土：灰白(N8/0)　内面自然釉　トチン痕	35－8
15	段皿	IICe	灰1089	南1西3	西2道路F西溝	－	(7.2)	－	1/4	鉄釉　胎土：明オリーブ灰(2.5GY7/1)　両面自然釉　トチン痕	35－9
16	段皿	IICe	灰 88	南1西2	2層	(16.7)	(8.6)	2.0	1/7	鉄釉　胎土：灰白(10Y7/1)　内面施釉　トチン痕	35－10
17	段皿	IICe	灰 504	南1西2	SD1020A	(17.4)	(8.6)	2.0	1/7	胎土：灰白(N8/0)　内面自然釉　内面底部露胎　直接重ね焼き	35－11
18	段皿	IICe	灰1049	南2西1	SD3404－1層		(4.0)	－	一部	胎土：灰(7.5Y6/1)　直接重ね焼き　墨書895	35－12
19	壺	IICe	灰 678	南1西3	東西大路路面1層		(9.8)		一部	胎土：灰白(N8/0)　内面施釉	
20	壺	－	灰 608	南1西2	東西大路B北溝	(11.8)			一部	胎土：灰白(7.5Y8/1)	35－13
21	壺	－	灰 136	南1西2	SD1111－1層	(16.4)			1/4	内面施釉	35－14
22	壺	－	灰 210	北1西3	3層	(19.4)			一部	胎土：灰白(2.5Y8/1)両面施釉	35－15
23	壺	－	灰 258	南1西2	SD1020A－2層	(20.2)			1/7	胎土：灰白(N8/0)一部に自然釉	35－16
24	壺	－	灰 717	北1西3	東西大路E北溝	(11.4)			一部	胎土：灰白(N7/0)内面施釉	
25	壺	－	灰 716	北1西3	東西大路E北溝	(14.4)	－	－	一部	胎土：灰白(N7/0)内面施釉	35－17
26	壺	－	灰1056	南3東1	PA53付近1層清掃	(16.8)			1/4	胎土：明オリーブ灰(2.5GY7/1)両面施釉	35－18
27	皿	－	灰 961	南1西2	SD1111－1層	(16.2)			1/4	胎土：灰白(N7/0)　口縁内側に段　内面自然釉　外面無釉	35－19
28	皿	－	灰 134	南1西2	5層	(16.0)			一部	胎土：灰白(10Y7/1)内面施釉	35－20
29	皿	－	灰 337	南1西2	3層	(16.8)			一部	内面と一部外面に自然釉	35－21

1～19：黒笹14号窯式　19～29：黒笹14号または90号窯式

第17図　灰釉陶器（2）

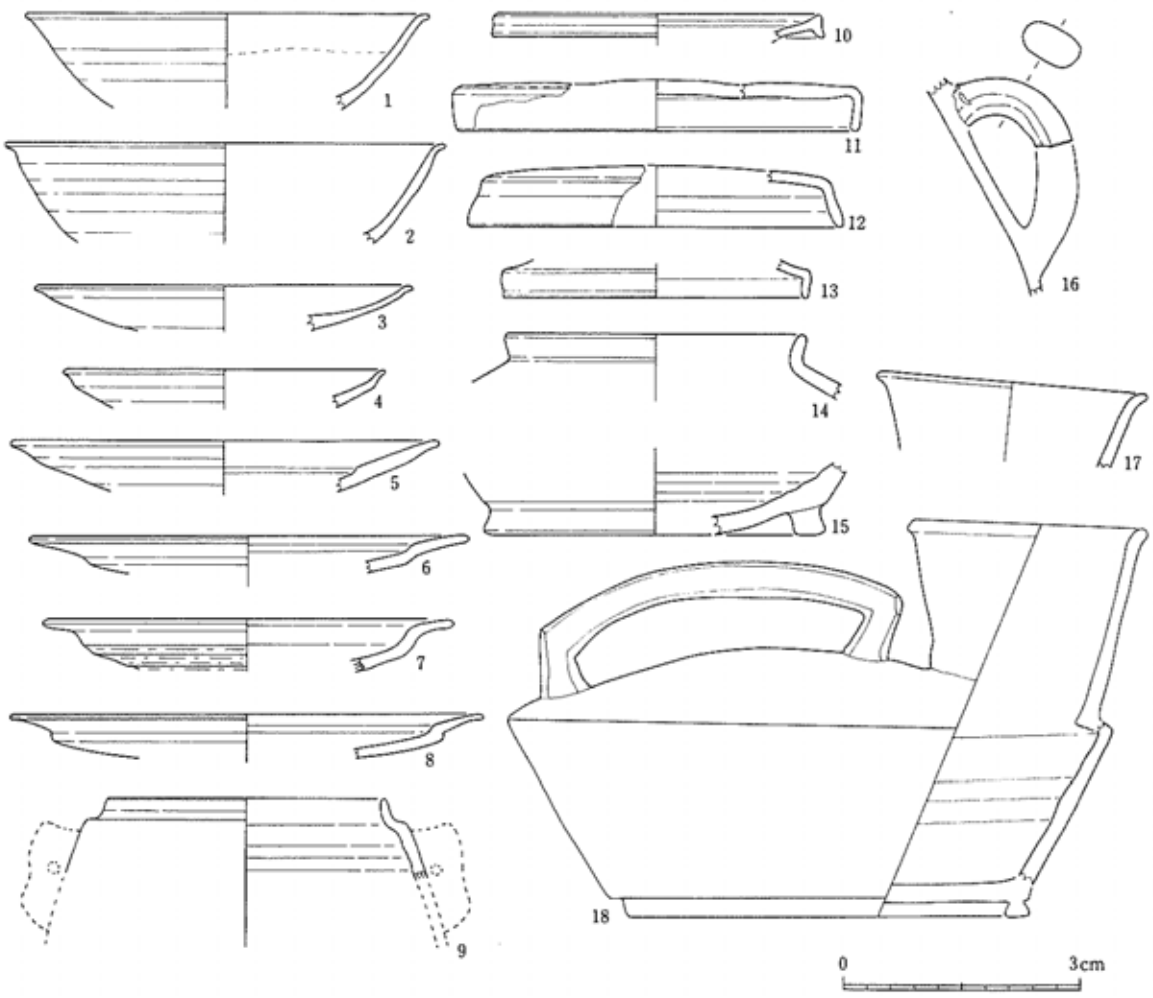

番号	器種	分類	登録	調査区	遺構	口径	底径	器高	残存	特徴	写真図版
1	壺	－	灰 233	南1西2	SD1020A－2層	(17.0)			一部	胎土：灰白(N8/0)　内面体部中位以下施釉	
2	壺	－	灰 56	南1西2	1層	(18.4)			一部	胎土：灰白(7.5Y7/1)内面施釉	35－22
3	皿	－	灰 518	北1西3	SK0052－1層	(15.8)			一部	胎土：灰白(N7/0)　内面自然釉	
4	段皿	－	灰 150	南1西2	SD1200－4層	(13.4)			一部	胎土：灰白(N7/0)　内面自然釉	35－23
5	段皿	－	灰 286	北1西3	?	(18.0)			一部	広縁　胎土：灰白(7.5Y7/1)内面施釉	36－1
6	段皿	－	灰 15	南1西2	Q西トレ2層	(18.4)			一部	狭縁　胎土：灰白(N7/0)内面施釉	36－2
7	段皿	－	灰 3	南1西2	確認面	(17.2)			一部	狭縁　胎土：灰白(N7/0)内面施釉	36－3
8	段皿	－	灰 5	南1西2	SD1111－1層		(9.6)		1/3	狭縁　両面施釉	36－4
9	双耳壺	－	灰 7	南1西2	1層	(11.6)			一部	胎土：灰白(N7/0)　外面自然釉	36－6
10	長頸瓶	－	灰 473	北1西3	SB0588－N4E2	(13.8)			一部	胎土：灰白(N7/0)　補修痕あり	
11	壺蓋	－	灰 899	南1西2	SD1111－1層	(16.8)		2.1	1/5	胎土：灰(10Y6/1)　直接重ね焼き　外面上部自然釉　補修痕	36－8
12	壺蓋	－	灰 6	北1西3	表採	(15.6)			1/3	胎土：灰白(N7/0)　外面自然釉	36－5
13	壺蓋	－	灰 498	北1西3	表採	(12.8)			一部	胎土：灰白(5Y7/1)上面自然釉	
14	短頸壺	－	灰 830	北1西3	SD4008－2層	(12.6)			一部	胎土：灰白(N8/0)外面自然釉	36－7
15	長頸瓶	－	灰 655	南1西3	東西大路路面2層	－	(14.2)	－	一部	胎土：灰白(N7/0)　外面自然釉	36－10
16	手付瓶	－	灰 603	南1西2	1層				一部		
17	平瓶	－	灰 426	南1西2	3層	(11.4)			一部	外面自然釉	36－11
18	平瓶	－	灰 454	南1西2	SD1020A－1層				一部	体部上面に自然釉	36－9

1～18：風管または190号窯式

第18図　灰釉陶器（3）

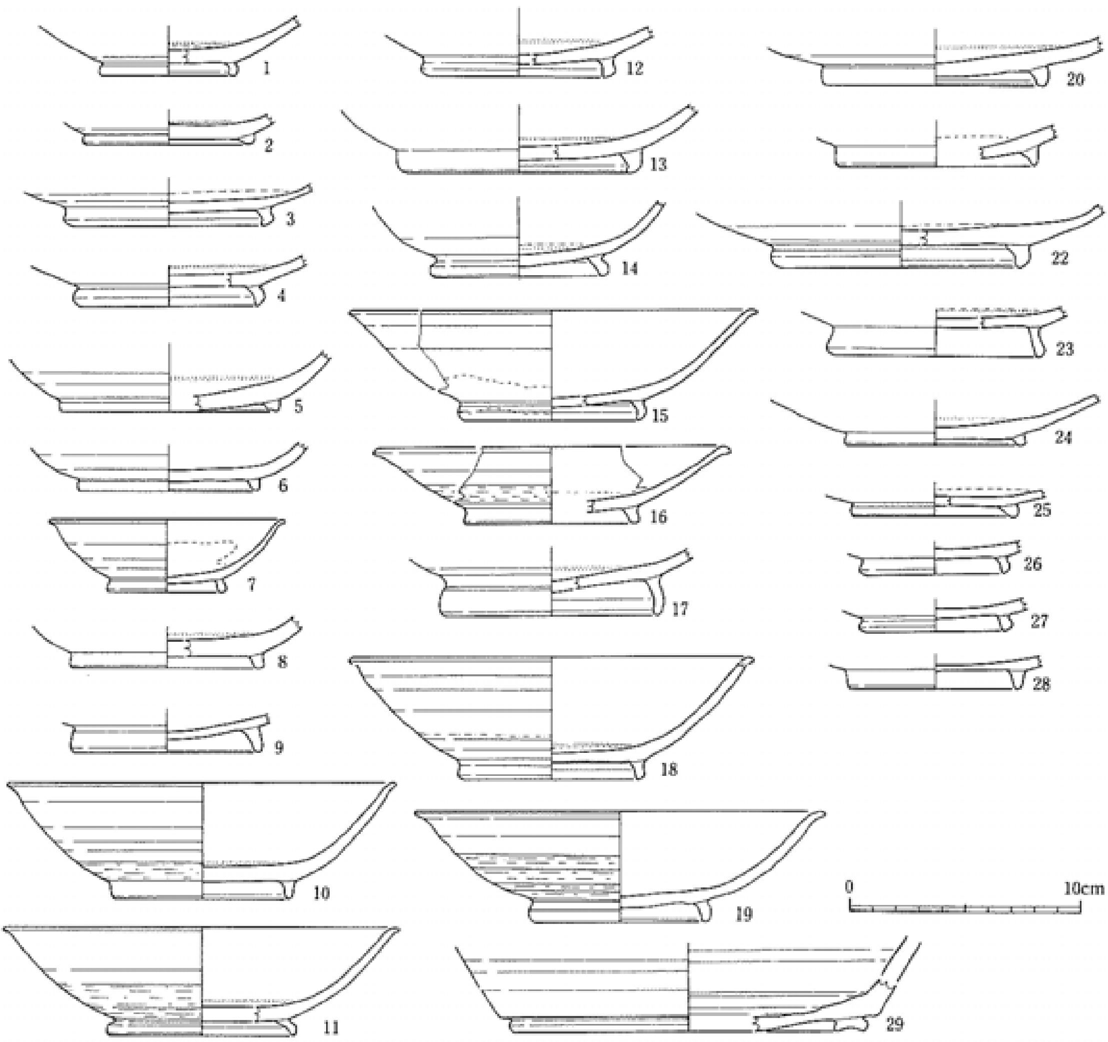

番号	器種	分類	登録	調査区	遺構	口径	底径	器高	残存	特徴	写真図版
1	塊皿	IICe	灰 16	南1西2	?		(3.8)		1/3	胎土：灰白色(N7/0)内面施釉　内面底部露胎　直接重ね焼き	36－12
2	塊皿	IICh	灰1067	南1西3	2層		(7.4)		1/4	胎土：灰白(7.5Y7/1)内面施釉（粗い刷毛使り）直接重ね焼き	36－13
3	塊皿	IICj	灰 42	北1西3	堆積土		(9.0)		1/4	胎土：灰白(5Y7/1)内面施釉（白濁）内面底部露胎	36－14
4	塊皿	IICj	灰 17	北1西3	SD0580C		(7.6)		1/4	胎土：灰白(2.5GY8/1)内面施釉　直接重ね焼き	
5	塊	IICe	灰 935	南1西2	西1道路－路面1.2層		(9.4)		一部	胎土：灰白色(N7/0)内面施釉　直接重ね焼き	
6	塊	IICe	灰 176	北1西3	3層		(7.8)		一部	胎土：灰白(7.5Y7/1)内面施釉	36－17
7	塊	IICe	灰 169	南1西2	東西大路北溝	(10.2)	(5.2)	3.1	1/2	胎土：灰白(10Y7/1)　内面施釉（刷毛使り）直接重ね焼き	36－18
8	塊	IICe	灰 48	南1西2	SD1111－1層		(8.2)		1/5	胎土：灰(N7/0)内面施釉　直接重ね焼き	36－16
9	塊	IICg	灰 26	北1西3	P380		(8.2)		1/5	胎土：灰白(5Y7/1)内面施釉	
10	塊	IICg	灰 913	南1西2	SD1020B－2層	(16.6)	7.6	5.0	2/3	胎土：灰白(7.5Y7/2)焼成不良　内面一部自然釉　直接重ね焼き	36－19
11	塊	IICj	灰 980	北1西3	SD0846	(17.0)	(8.1)	4.6	1/3	胎土：灰(N7/0)内面全面施釉　直接重ね焼き	36－20
12	塊	IICj	灰1155	南1西3	東西大路路面1層	－	(8.4)	－	一部	胎土：灰白(2.5Y8/2)軟　内面底部露胎　直接重ね焼き	36－21
13	塊	IICj	灰 869	南1西2	SD1020B－1層		10.4		1/7	無釉　直接重ね焼き	36－22
14	塊	IICj	灰 915	南1西2	SD1020Z		(7.4)		1/3	胎土：灰白(10Y8/1)両面施釉　直接重ね焼き	37－3
15	塊	IICj	灰 885	南1西2	SK1011－1層	(17.6)	(8.1)	4.8	1/3	胎土：明オリーブ灰(2.5GY7/1)内面全体と体下部～高台に施釉	37－1
16	皿	IICj	灰1167	南2西1	SD2000(河川)－2.3層		(4.0)	－	一部	胎土：灰(7.5Y6/1)　直接重ね焼き　墨書895	
17	塊	IICj	灰 937	南1西2	堆積層		(9.4)		一部	胎土：灰白(5Y7/1)無釉　直接重ね焼き	37－2
18	塊	IICj	灰 13	北1西3	確認面	(17.4)	(8.0)	5.3	1/3	胎土：灰白(10Y7/1)内外面体部施釉　内部底部露胎　直接重ね焼き	37－4
19	塊	IICk	灰 34	南1西2	?	17.6	7.6	4.9	完形	直接重ね焼き	37－5
20	段皿	IICi	灰1119	南1西3	西2道路－3層		(9.8)		1/3	内面施釉　直接重ね焼き	
21	皿	IICe	灰 888	南1西2	SK1021		7.8		2/3	胎土：灰白(10Y7/1)内面施釉　直接重ね焼き	37－6
22	皿	IICe	灰 20	南1西2	2層		(8.6)		一部	胎土：灰白(10Y8/1)内面底部露胎	
23	皿	IICj	灰 39	南1西2	SD1020B－1層		(11.0)		1/8	胎土：灰白(N8/0)　内面底部露胎　内面自然釉　直接重ね焼き	37－7
24	塊皿	IICf	灰 30	南1西2	SD1111－1層		(9.4)		一部	胎土：灰白(10Y8/1)緻密　内面体部自然釉　直接重ね焼き	37－8
25	塊皿	IICk	灰1130	南1西3	西2道路路面3層(SK0410上面)	－	(7.2)	－	1/3	胎土：灰白(5Y7/2)　内面体部自然釉　直接重ね焼き	37－9
26	塊皿	IICk	灰1158	南1西1	SD2000(河川)－1層		(6.4)		1/3	胎土：灰白(10Y8/1)緻密　墨書880	
27	塊皿	IICk	灰 574	北1西3	東西大路北溝		(6.6)		1/4	胎土：灰白(10Y7/1)緻密　無釉　直接重ね焼き　墨書1950	
28	塊皿	IICk	灰 40	南1西2	確認面		(7.4)		一部	胎土：灰白(7//0)緻密　内面底部露胎	
29	平瓶	－	灰1140	南1西2	SK2019－1層	(15.4)			1/7	胎土：灰白(10Y7/1)緻密　無釉	37－14

1～23：黒笹90号窯式　24～29：東濃産

第19図　灰釉陶器（4）

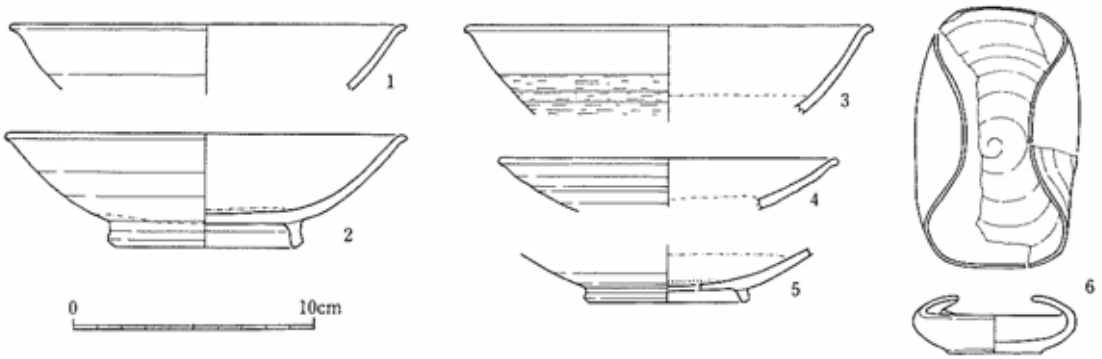

番号	器種	分類	登録	調査区	遺構	口径	底径	器高	残存	特徴	写真図版
1	椀	?	灰 333	北1西3	表土	(16.4)			一部	胎土：灰白(5Y7/2)　内面自然釉	37－13
2	椀	IICj	灰 729	北1西3	東西大路D北溝確認面	(16.6)	(8.0)	4.7	1/3	胎土：オリーブ灰(2.5GY7/1)緻密　体部両面施釉(白濁)直接重ね焼き	37－10
3	椀	?	灰1055	南3東1	SD3608	(16.8)			一部	胎土：灰白(2.5Y8/1)緻密　内面体下部まで施釉	37－11
4	皿	?	灰 314	南1西2	SD1111－1層	(14.0)			1/5	胎土：灰(7.5Y6/1)緻密　両面底部付近まで施釉	37－12
5	鉢皿	IICk	灰 29	北1西3	確認面		(6.8)		一部	胎土：灰白(7.5Y7/1)緻密　内面体中位まで施釉　直接重ね焼き	37－15
6	耳皿	IID	灰1020	南2西1	SD3217	(9.4)	3.8	1.6	1/2	胎土：灰白(5Y7/1)緻密　一部自然釉	37－16

1～6：東遺産

第20図　灰釉陶器（5）

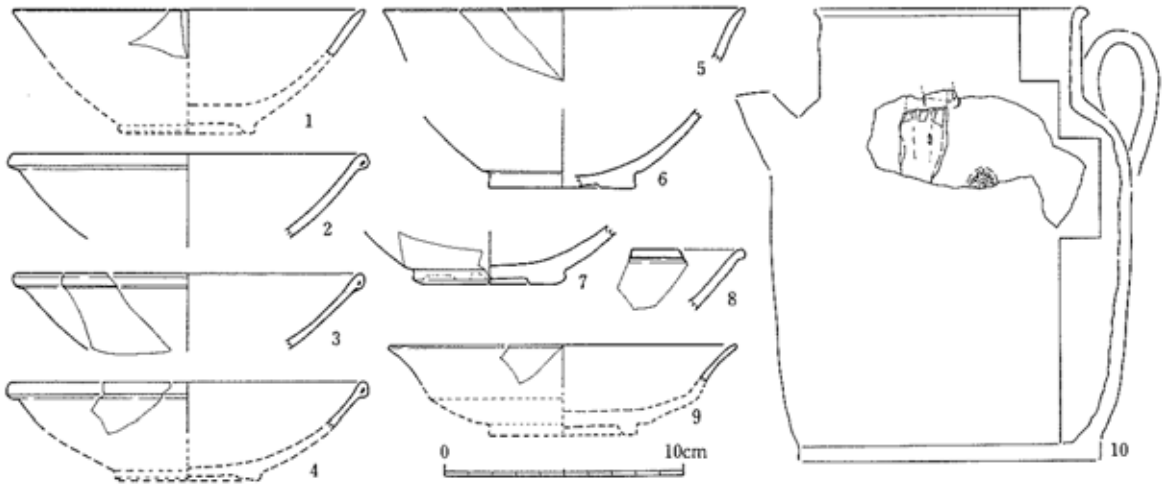

番号	器種	分類	登録	調査区	遺構	口径	底径	器高	残存	特徴	写真図版
1	青磁	碗	貿 11	北1西3	SK513－1層	(14.6)			一部	胎土：暗灰色　硬質緻密　釉：若草色	カラー上段右
2	白磁	碗	貿 28	南1西2	1層	(15.0)			一部	胎土：白色　硬質緻密　釉：黄色味ある白色	
3	白磁	碗	貿 1	北1西3	不明	(14.4)			一部	胎土：灰白色　硬質緻密　釉：やや青味ある乳白色	カラー上段右
4	白磁	碗	貿 4	南1西2	東西大路F南溝－2層	(15.0)			一部	胎土：灰白色　硬質緻密　釉：やや黄色味ある乳白色	カラー上段右
5	白磁	碗	貿 24	南1西3	1層	(15.0)			一部	胎土：白色　密　釉：やや黄色味ある乳白～灰白色	
6	白磁	碗	貿 31	南1西3	西1道路F東溝		(6.0)		一部	胎土：灰白色（黒色微粒含む）　密　釉：やや青味ある乳白色	
7	白磁	碗	貿 2	南1西2	確認面		(6.2)		一部	胎土：灰白色　硬質緻密　釉：やや青味ある乳白色	カラー下段
8	白磁	碗	貿 26	南1西2	西1道路路面1層				一部	胎土：白色　緻密　釉：乳白色	
9	白磁	皿	貿 20	北1西3	SK0541－1層				一部	胎土：白色　密　釉：やや黄色味ある乳白色	
10	黄釉	水注	貿14～17	南1西2	SB2035N2E4抜取穴ほか				一部	胎土：灰白色（赤褐色微粒子含む）緻密　釉：乳白色　外面化粧土	カラー

第21図　貿易陶磁

［施釉陶器の組成と分布］（遺物編第9・10図、第2・3表）

底部破片から算出した施釉陶器の個体数は緑釉陶器85点、灰釉陶器305点で、一般集落等からの出土例と比較すれば膨大であり、国府に接した方格地割上に位置する本遺跡の特殊性を反映したものといえる。器種構成を総体的に見ると、供膳形態である埦、皿が77%を占めており、瓶・壷の類がこれに次ぐ。このような構成は量的な変化はあるものの9世紀前半から10世紀前葉まで、ほぼ一貫して認められる。ただし出土土器全体に占める割合は1割に満たず、施釉陶器の希少性もまた一貫して高いものであったと考えられる。

分布状況を詳細に見ると、南1西2区はやや北よりのＳＤ1111・1020溝跡を中心とする区域、北1西3区は東西大路とＳＤ501溝跡に挟まれた区域と、東西大路に近接する南東隅の区域で分布が濃密である。この2地区に接している東西大路も他の道路跡に比して著しく出土量が多く、東西大路に面する区域で施釉陶器を使用しうる階層が居住したことを示す。最も出土量の多い南1西2区では緑釉陶器の約7割、灰釉陶器の約5割が集中しているほか、遣り水と考えられるＳＤ1020溝跡が検出されている。

高橋照彦氏は、国家的な儀式整備の一環として平安時代の供膳形態である緑釉陶器が成立したとの立場から、「使用者を限定する高級食器」として緑釉陶器をとらえている（高橋1994）。本遺跡においても緑釉陶器はきわめて希少性の高いものであり、これが南1西2区に集中していることは、東西大路に面する区域のなかでも特にこの地区に高位者の居住を推測させる現象といえる。

［多賀城外の施釉陶器］

山王遺跡を含む多賀城外の遺跡は宮城県および多賀城市埋蔵文化財センターによって継続的に調査されており、施釉陶器出土状況の比較が可能である。

第10、11表に示したように城外における分布の中心は山王遺跡多賀前・千刈田地区にあると見られる(柳沢1994、注2)。多賀前地区では東西大路に面した区画から遣り水遺構が、千刈田地区では国守館と見られる建物跡が検出されており、国府周辺における両地区の特殊な性格が施釉陶器の出土量の多さによっても裏付けられる。

この2地区の施釉陶器組成を比較すると、多賀前地区では黒笹14号窯式の古い段階と考えられる灰釉と洛北産と考えられる京都系緑釉が中心を占めるのに対し、千刈田地区では黒笹90号窯式と東濃産灰釉が中心であり、緑釉の比率は多賀前地区よりかなり低い。また多賀前その他の地区では確認されていない折戸53号窯式の灰釉が少量ながら含まれるといった相違がある。

		K14	K90	東濃	O53	京都産緑釉	東海産緑釉	平均値
山王遺跡	多賀前	2.0	1.0	0.7	——	1.5	0.9	1.0
	千刈田	6.2	8.4	6.0	0.5	0.2	1.0	3.7
	八　幡	0.6	0.4	0.6	——	0.1	0.1以下	0.3
	伏　石	0.2	0.5	0.5	——	0.1以下	0.1以下	0.2
	西町裏	0.1以下	0.8	1.3	0.1以下	0.5	0.2	0.5
	東町裏	0.1	0.1	0.2	——	0.1以下	——	0.1
市川橋遺跡		1.5	4.4	1.6	——	0.4	0.1	1.3

第10表　多賀城外の施釉陶器出土率（破片数/100㎡）

		K14	K90	東濃	O53	京都産緑釉	東海産緑釉
山王遺跡	多賀前	33.3	16.2	11.5	—	14.5	24.4
	千刈田	27.8	37.8	26.8	2.4	4.3	1.0
	八　幡	34.5	22.4	36.2	—	6.0	0.9
市川橋遺跡		18.9	54.7	20.1	—	5.0	1.3

第11表　多賀城外主要遺跡の施釉陶器構成比(%)

西町裏・東町裏・八幡・伏石の各地区と市川橋遺跡は、折戸 53 号窯式が含まれないが組成の傾向は千刈田地区により近いものがあり多賀前地区とは異なる。現状では多賀前地区は他より古い様相を持ち千刈田地区はいずれよりも新しい様相を持つといえよう。

[貿易陶磁について]

青磁は森田勉氏の越州窯系青磁碗Ⅰ類(第 21 図 1)、白磁は邢窯系とされるもので山本信夫氏の白磁碗Ⅰ類（同図 2～8　注 3）、皿Ⅰ類（同図 9）に相当する（森田　勉･横田賢次郎 1978、山本信夫 1988、土橋理子 1993）。これらの青磁、白磁と長沙窯系黄釉褐彩(同図 10)は 9 世紀～10 世紀前半にかけての日本出土初期貿易陶磁の標識的な組成とされている(荒川正明 1991)。中でも長沙窯系黄釉褐彩水注は東北地方では初の出土例となった。

これらのうち出土状況から年代が限定できるものについてふれておくと(後藤秀一 1994)、南 1 西 2 区の東西大路Ｆ期南側溝出土の白磁碗（同図 4）は 10 世紀前半頃に降下したと考えられる灰白色火山灰の下層から出土しているので、10 世紀前半以前に位置づけられる。北 1 西 3 区のＳＫ541 土壙出土の白磁皿（同図 9）は在地土器第 3 群と共伴しており、9 世紀後半代に位置づけられる。長沙窯系黄釉褐彩水注（同図 10）は同一個体の破片が南 1 西 2 区のＳＢ2035 掘立柱建物跡柱抜き取り穴、ＳＤ1020 溝跡Ａ-1 層、ＳＫ1010 土壙 1 層から出土している。ＳＤ1020 溝跡Ａ-1 層は灰白色火山灰層直上の層であり、出土破片の年代は 10 世紀前半をさほど隔たらない年代と考えられる。ＳＫ1010 土壙は土器捨て場と見られる遺構で在地土器第 3 群が共伴することから 9 世紀後半代に位置づけられる。これらのことから出土した水注は 9 世紀後半頃に位置づけられる。

日本出土の初期貿易陶磁を数量分析した土橋理子氏によれば、20 片以上の初期貿易陶磁を出土した遺跡は太宰府鴻臚館を例外として 17 箇所あり、それらは福岡県、京都府、奈良県に偏在するという。本遺跡の出土 32 片は東日本では異例の多さといえよう(土橋　前掲)。これらの破片は南 1 西 2 区と北 1 西 3 区に偏在しており国産施釉陶器と同様に奢嗜品としての性格を反映した分布状況を示している。

（注1）灰釉の産地同定にあたって柳沢和明氏より、同氏作成の資料を提供していただいた。
（注2）多賀城市埋蔵文化財センターによる調査分のデータを千葉孝弥氏より提供していただき、集計を行った。
（注3）6、7は玉壁高台であり、ＩＡ類に相当すると思われる

【まとめ】

1　多賀前地区からは洛北、洛西産と考えられる京都産の緑釉陶器、猿投産と考えられる東海産の緑釉陶器、黒笹 14 号および 90 号窯式と東濃産の灰釉陶器、越州窯系青磁、邢窯系白磁、長沙窯系黄釉褐彩などの貿易陶磁が出土した。これらの年代は 9 世紀前半～10 世紀前半に位置づけられる。緑釉陶器は洛北産と猿投産が主体で、灰釉陶器は黒笹 14 号窯式が多い。

2　国産施釉陶器の器種構成は供膳形態である椀、皿が中心である。量的には出土土器全体の 1 割に満たないため、希少性は高かったと見られる。これらは東西大路に面した区域で多く使用されていたと考えられるが、特に南 1 西 2 区には国産施釉陶器と貿易陶磁が偏在しており、遣り水と見られる溝跡が検出されるなど遺構の面からも高位者の居住が推測される。

3　多賀城外の方格地割り上では山王遺跡の多賀前地区と千刈田地区、市川橋遺跡から国産施釉陶器が特に多く出土している。このうち多賀前地区は緑釉陶器の占める割合が最も高く、なかでも京都産緑釉の出土量が多い。それらの大半が南 1 西 2 区に集中しており、国守館と見られる建物跡が検出された千刈田地区とともに、城外において特に区別された区域であったと考えられる。

<引用・参考文献>

楢崎彰一　1977：『三彩・緑釉』『日本陶磁全集』第5巻　　中央公論社

森田 勉・横田賢次郎　1978：「太宰府出土の輸入中国陶磁器について」『九州歴史資料館研究論集 4』

田口昭二　1982：「美濃窯の灰釉陶器と緑釉陶器」『月刊考古学ジャーナル』No.211

楢崎彰一　1983：「猿投窯の編年について」『愛知県古窯跡群分布調査報告Ⅲ』

名古屋考古学会　増子康真 編　1984：『名古屋市熊ノ前古窯跡群』

百瀬正恒　1986：「平安時代の緑釉陶器－平安京近郊の生産窯について－」『中近世土器の基礎研究Ⅱ』日本中世土器研究会

山本信夫　1988：「北宋期貿易陶磁器の編年－太宰府出土例を中心として－」『貿易陶磁研究』No.8

斉藤孝正　1989ａ:「灰釉陶器の研究Ⅱ」『名古屋大学文学部研究論集104　史学35』

斉藤孝正　1989ｂ:「灰釉陶器生産の一様相」『美濃の古陶　美濃古窯研究会会報No.3』

前川　要　1989：「平安時代における緑釉陶器の編年的研究」『古代文化』41－5

平尾政幸　1990：「平安時代前期の土器」『平安京右京三条三坊』（財）京都市埋蔵文化財研究所

三重県埋蔵文化財センター　斎宮歴史博物館　1990：『緑釉陶器の流れ』第9回三重県埋蔵文化財展

荒川正明　1991：「日本出土の古代～中世前期の貿易陶磁」『月刊考古学ジャーナル』No.340

土橋理子　1993：「日本出土の古代中国陶磁」『貿易陶磁－奈良・平安の中国陶磁』橿原考古学研究所附属博物館　編

柴垣勇夫　1993：「須恵器・瓷器の生産と流通」『新版古代の日本　第7巻 中部』

斉藤孝正　1994：「東海地方の施釉陶器生産－猿投窯を中心に－」『古代の土器研究－律令的土器様式の西・東3－』古代の土器研究会第3回シンポジウム

日永伊久男　1994：「近江の緑釉陶器生産」『古代の土器研究－律令的土器様式の西・東3－』同上

巽　淳一郎　1994：「施釉陶器研究の現状と課題」『古代の土器研究－律令的土器様式の西・東3－』　同上

上村和直　1994：「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究－律令的土器様式の西・東3－』　同上

高橋照彦　1994：「東国の施釉陶器」同上

柳沢和明　1994：「東北の施釉陶器－陸奥を中心に－」同上

平尾政幸　1994：「緑釉陶器の変質と波及」同上

高橋照彦　1994：「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」『史林』77－6

後藤秀一　1994：「東北地方における初期貿易陶磁の出土状況」『貿易陶磁研究』No.14

2．木製品

古代の道路の側溝跡、井戸跡、河川跡から出土した木製品はいずれも廃棄もしくは転用されたもので、個々の年代を特定できるものは少ない。しかしながら、これらに伴って出土した土器の特徴などから、おおむね平安時代前半に属するもので、年代的には9世紀から10世紀初頭にかけてのものとみられる。

多賀城周辺での当該時期の木製品の出土例は少なくないが、九百点にも及ぶ本遺跡での出土量はこれまでにない量と質を有している。その背景には地下水位が高いという自然的条件だけでなく、調査区内で検出された遺構に関わる人々の職掌や階層、生活形態など、遺跡の性格がより深く関係しているとみられる。具体的には桧扇や櫛などの服飾品、白木や漆器などの挽物、各種祭祀具にみられるように、より高い社会階層の所持品と考えられる遺物が含まれる他、漆工芸関係の道具類などの特殊な製品も出土していることは注目される。

ここでは、このうち、まとまった数が出土している挽物、曲げ物などの容器類と建築部材の出土状況について整理し概括しておきたい。

(1) 木製容器について

挽物や曲げ物などの容器類は、器形や法量にいくつかのまとまりがみられる。しかし、今回の資料では帰属時期を限定できるものが少ないため、器形・法量の違いを器種の変遷、分化といった観点から詳しく検討することはできなかった。したがって、ここではとりあえず各器種の器形や法量にみられる傾向を概括しておきたい。

まず、挽物白木皿で、口径が復元できるものについてみる。

台の付かない皿は、口径17㎝前後、器高1㎝前後の浅いものと、21㎝前後、器高2㎝前後の深めのもの二種にわかれる。台の付く皿も、口径17㎝前後、器高1.5㎝前後の浅いものと、21㎝前後、器高2.5㎝前後の深いものがあり、さらに口径が40㎝を越える大きなものもある（第22図）。

次に、挽物白木椀については、高台の底径に限ってみると10㎝前後のものと15㎝前後のものがあり、なんらかの規格があるものと推定される。しかし口径・器高の不明なものがほとんどであるため、詳しい検討はできない。

なお、今回の調査区から北東約500mの多賀城跡鴻の池地区では多量の木製品が出土しており、周辺に「木器製作所」が存在すると予測されている。鴻の池地区の61次調査で出土した10～11層の挽物の高台の付く皿と今回の多賀前地区のそれを比較すると、鴻の池地区のものは口径15㎝、器高1.5㎝のものが主体で、多賀前地区のものより一回り小振りである。

この違いは、時期差によるものと推定される。すなわち、鴻の池地区61次調査10～11層出土遺物は9世紀後半の年代が与えられているが、多賀前地区では9世紀中葉以前の土器とともに挽物が出土している例が多い。これら二地域の資料にみられる相違は、9 世紀前半から後半にかけて挽物皿の口径の縮小傾向を示していると考えられるのである。

東北地方の当該期の挽物について整理した仲田茂司氏は、挽物皿を器形、法量からA・B・C・Dの

四類に分け、これらを器種の変遷・法量分化として理解し組列を示している(仲田 1993)。この中で、台付き皿に関しては9世紀中葉から後半に口径の大きな皿B類が減少し小さな皿D類が増加するという見解が示されている。

上記のような鴻の池地区と多賀前地区の挽物のあり方からみて、皿についての仲田氏の見解は妥当なものと考えられる。ただし、氏が10世紀以降に出現すると想定した挽物埦が、多賀前地区では9世紀中葉前後の土器とともに出土している。このことは挽物埦が9世紀代に一定量出現していることを示唆しており、挽物埦も9世紀中葉には食膳具の構成要素として存在していたと考えられる。

曲げ物については、側板の残るものが少なく器の高さが不明なものが大半である。そこで、計測値のとれる底あるいは蓋板の直径に限って集計してみた。

まず、釘結合円形曲げ物は口径16㎝前後のものが多く、20㎝前後、37㎝前後のものも一定量みられる。樺皮結合円形曲げ物は器の内径となる造り出し部の径でみると、やはり口径16㎝前後のもの、20㎝前後のものが多く、他に24㎝前後、32㎝前後、40㎝前後の大きなものなどがある(第22図)。いずれのものも口径16㎝、20㎝前後のものが多い。

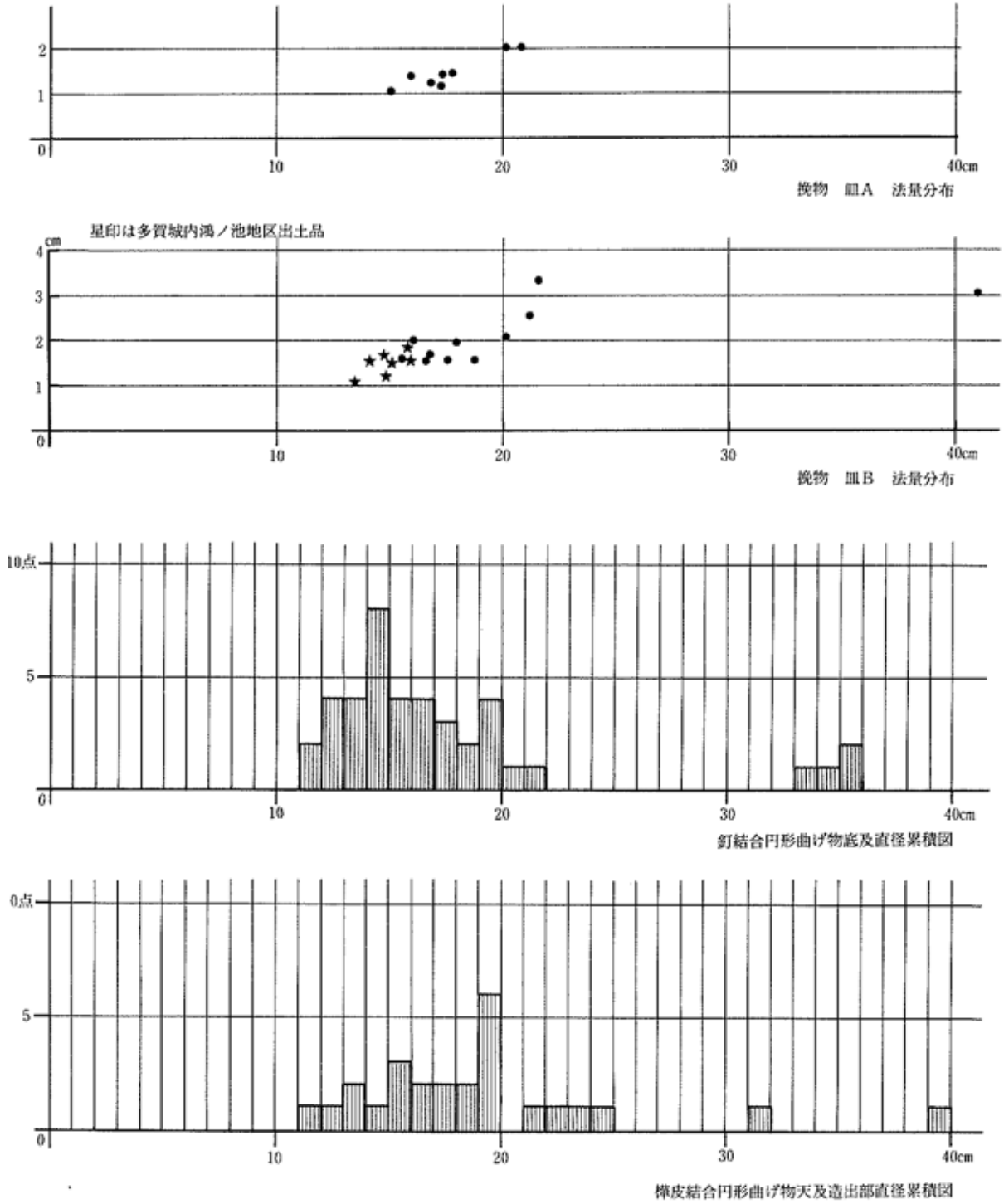

第22図　挽物・曲げ物の直径の比較

（2）建築部材について

掘立柱建物跡の柱穴に礎板として転用されていた建築部材は、ほとんどのものが建物の周辺にあった建築物の残材を転用したと推定されるものである。とくに総柱の建物跡の礎板として転用されていた鼠返しや扉構え部材などは、断片的ではあるが、倉庫としての具体的な性格を推定する上で有力な資料である。そこで、ここではまず、礎板をもつ建物跡についてその構造や出土状況を概観したい。

礎板が発見された建物跡を各区ごとに整理すると第 12 表のようになる。礎板を持つ建物の数をみると、総数では北 1 西 3 区が 23 棟と格段に多い。その大半は総柱の倉庫風の建物であるが、その他にも区内で中心的な建物と推定される規模の大きなものにも礎板が用いられているものがある。これに対し、他の区では礎板をもつ建物は南 1 西 2 区で 8 棟、南 2 西 2 区で 4 棟、南 2 西 1 区で 4 棟といずれも少なく、その構造も 2×3 間の建物が多く、北 1 西 3 区とは様相を異にしている。

こうした区ごとの偏在性や建物の種類の相違は、単に軟弱地盤などの地質的な条件だけによるものでなく、区の性格や個々の建物の機能といった要因にも関係していると考えられる。

次に礎板の良好な出土状況を北 1 西 3 区のいくつかの建物跡で見てみると、まず、第 25 図の S B584 と 585、第 24 図の 751 と 752 および 857 と 858、第 23 図の 862 と 863 などはいずれもほぼ同じ規模の倉庫風の建物が二棟並び建つものである。これら倉庫風の建物跡の礎板には、鼠返し、扉構え部材、厚い板材など、倉庫の建物の部材と推定される破片が使用されている。

一方、S B750(第 25 図)は、東西 3 間、南北 4 間の南北棟で、東南北の三面に廂を有する建物で、北 1 西 3 区における中心的な建物と推定される。ここで発見された礎板は、厚い板材、蔀戸などの部材があり、他の建物跡の礎板と比較するとより格式の高い建物の部材が使用されている印象を受ける。

これらの具体例からみて、多賀前地区の建物跡の礎板の多くは、解体された古い建物の建築部材を、新たに建てる建物の礎板として転用したものと考えられる。その際、倉庫であれば倉庫の部材、主屋であれば主屋の部材といったように、建替前の同種の建物の余剰部材を使用したものと推定される。

〈引用・参考文献〉

仲田茂司　1993　「古代東国の挽物－食膳における土器との補完関係－」「考古学研究」第39巻4号
荒井　格　1992　「東北地方の水製農耕具－古墳時代以前の様相－」
「加藤稔先生還暦記念　東北文化論のための先史学歴史学論集」
奈　文研　1985　「木器集成図録」近畿古代篇

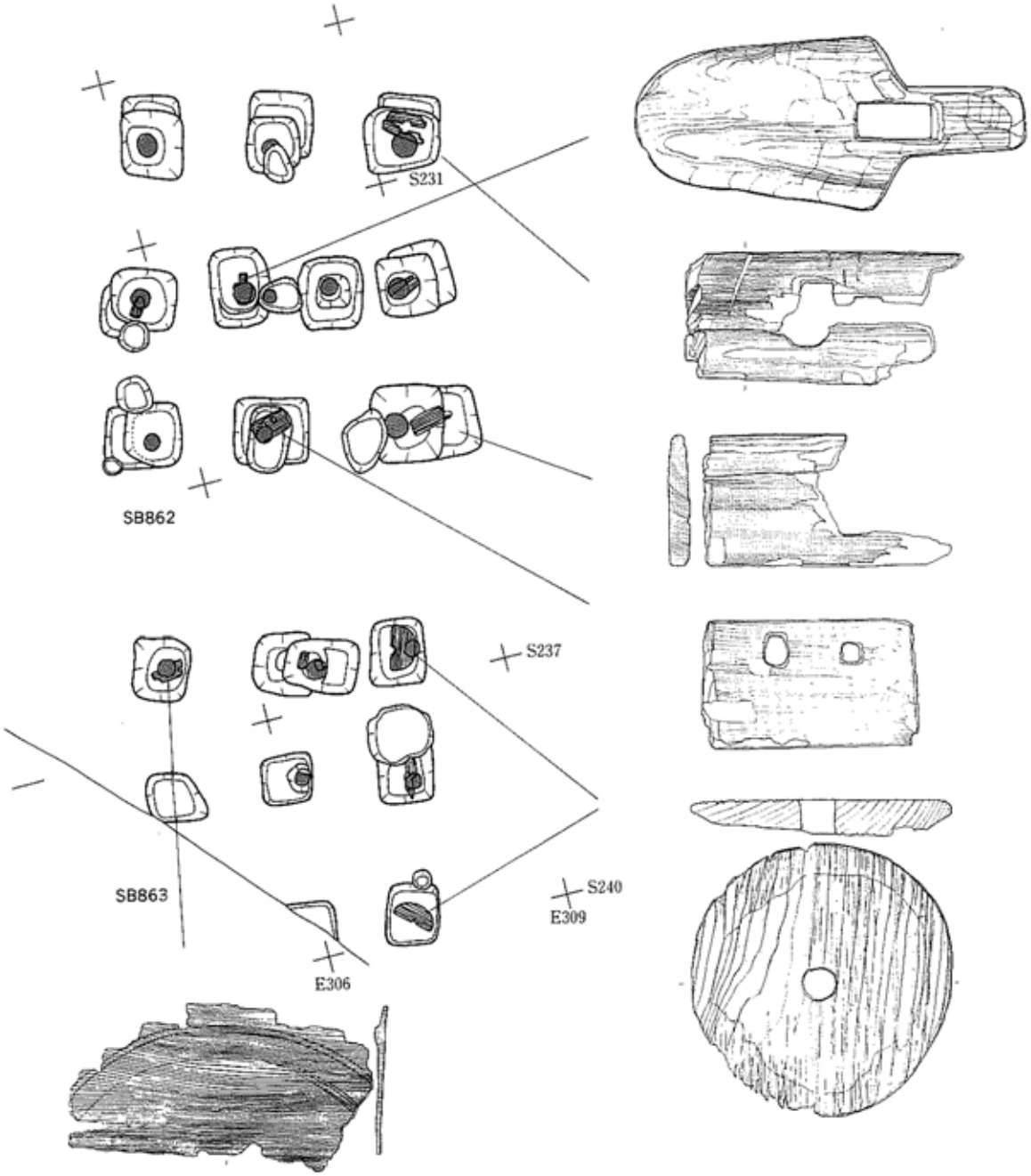

第23図　SB862・863 礎板出土状況

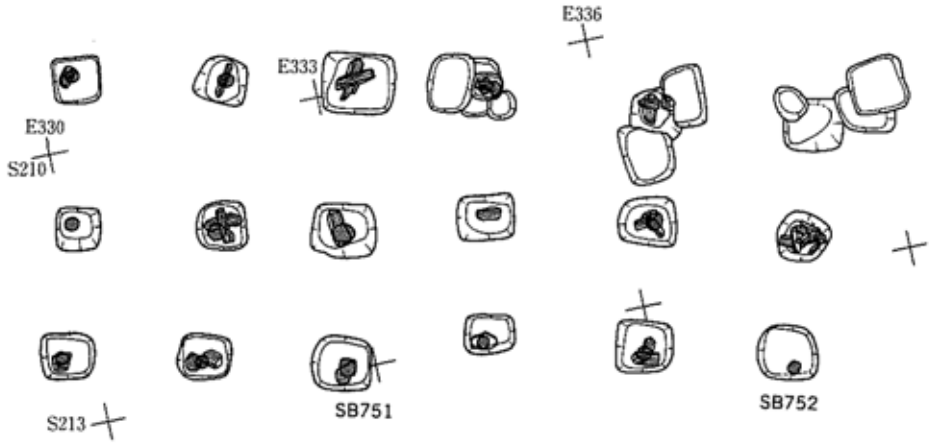

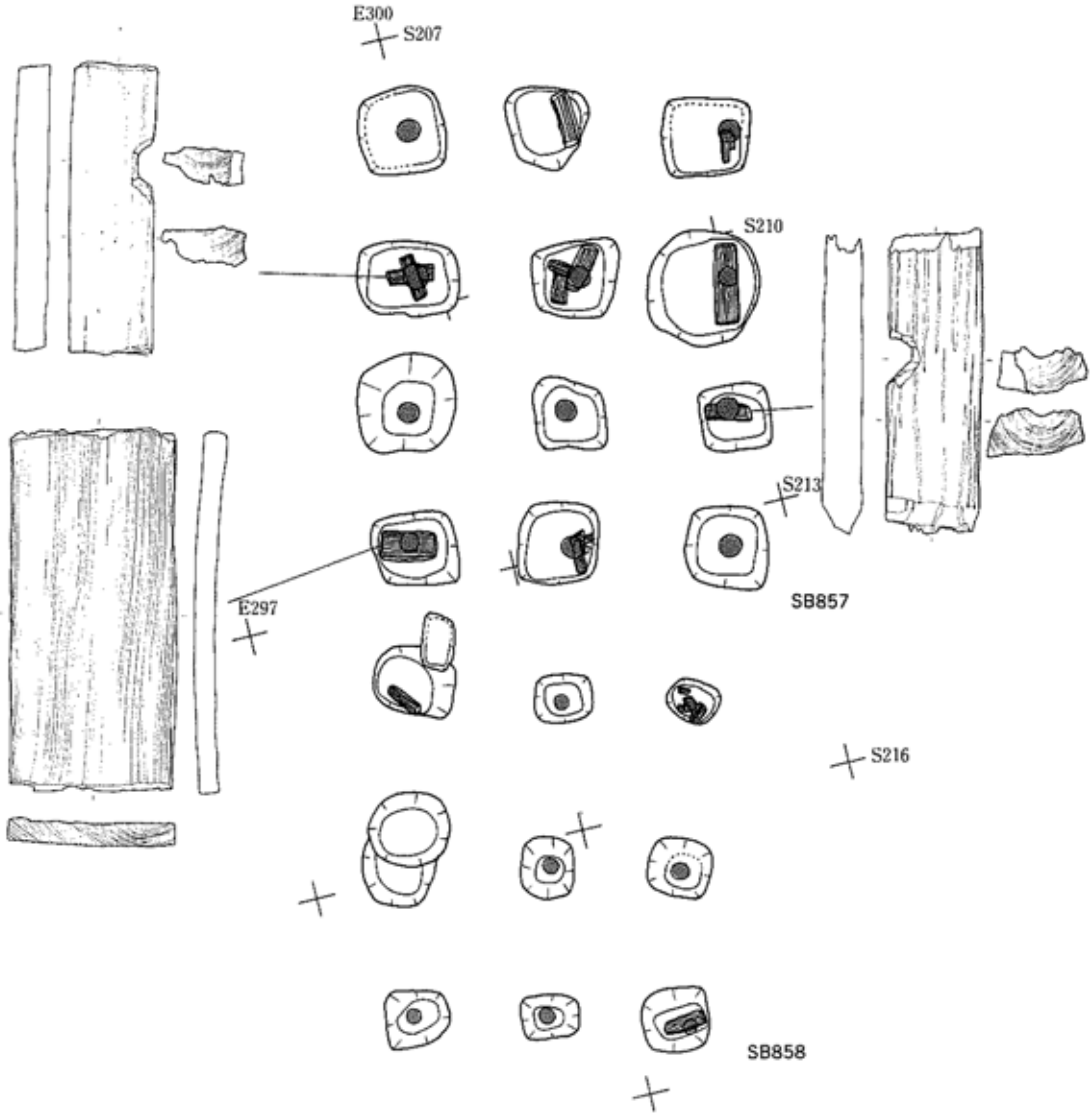

第24図　SB751・752・857・858 礎板出土状況

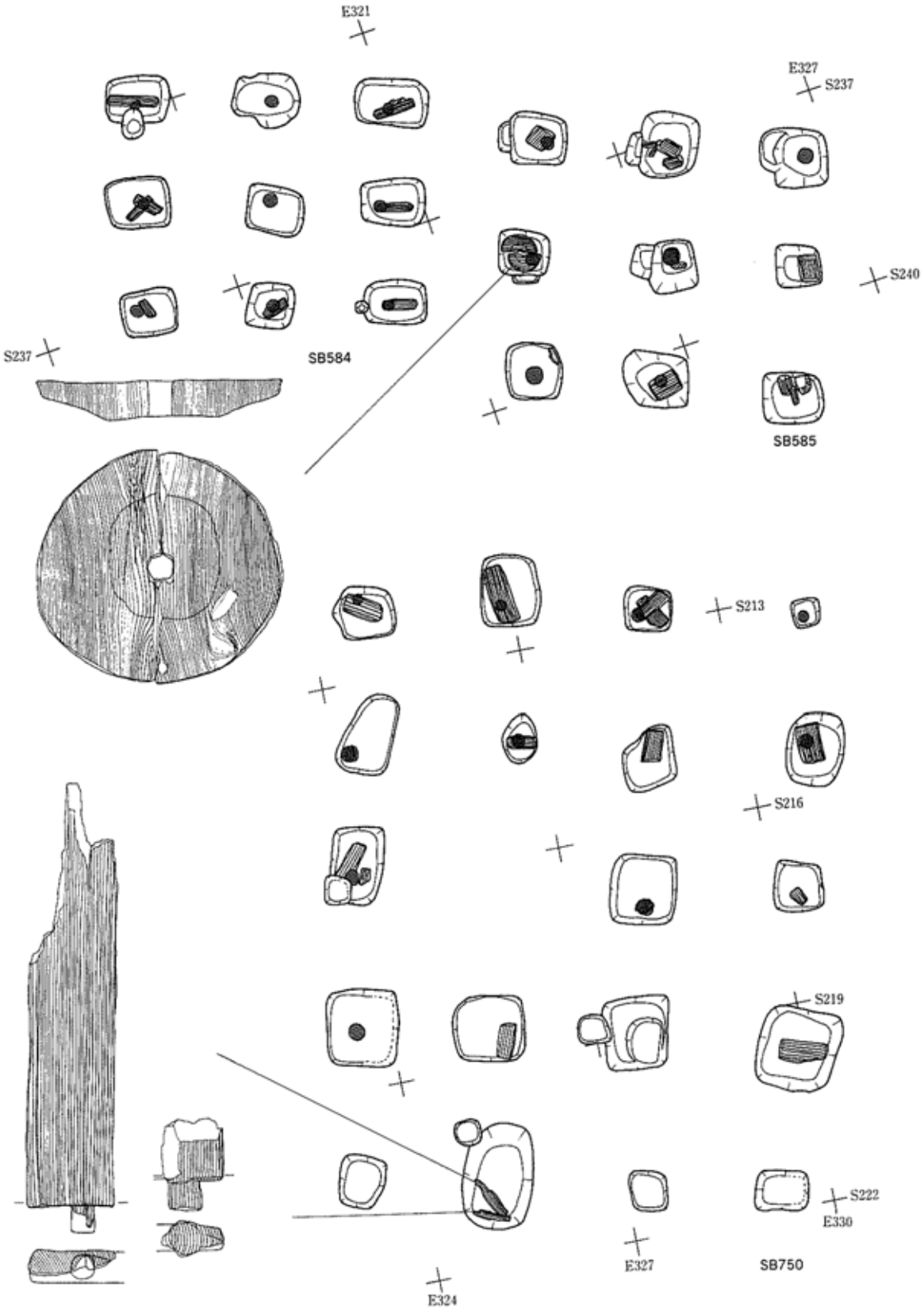

第25図　SB584・585・750 礎板出土状況

地区	建物番号	建物の構造	柱材・礎板の概要	柱材の樹種	礎板の樹種
北1西3区	SB584	2×2間　総住	板状の材＋柱材を半裁したもの		クリ
	SB585	2×2間　総住	鼠返し＋薄い板材を細かく裁断	クリ	クリ
	SB586	5×3間　3面廂	柱材を切断したもの（腐食著しい）	カヤ・クリ	カヤ・クリ
	SB588	4×3間　2面廂	薄い板材		
	SB595	3×3間　総住	扉構えを主とする板材を切断	クリ	クリ・モモ属
	SB749	3×2間	不明の部材	モミ属	
	SB750	4×3間　2面廂	扉構えを主とする板材を切断	クリ・モクレン属	クリ・ケヤキ・モミ属
	SB751	2×2間　総住	板材を切断		クリ・ケヤキ
	SB752	2×2間　総住	建築材断片か？不明確		モミ属・モクレン属・ハンノキ属
	SB755	3×2間			クリ
	SB756	2×2間　総住	扉構えを含む板材を切断		モミ属
	SB757	2×2間　総住	角柱、板材を細かく切断		クリ・モミ属
	SB758	2×2間　総住	井戸枠木を切断		クリ・ケヤキ・モミ属・トネリコ
	SB762	2×2間　総住	板材を切断し「×」状に組む		クリ・モミ属
	SB777	3×2間		クリ	
	SB857	2×3間　総住	えぐり入り板材「×」状に組む	クリ	スギ・モミ属
	SB862a	2×2間　総住	鍬先。柱材残存	クリ	
	SB862b	2×2間　総住	扉構えを含む板材を切断		クリ・カエデ
	SB863	3×2間　総住	鼠返し＋挽物盤挽き	クリ・ヤナギ属	
	SB944	2×2間	板材		
南1西2区	SB14	2×3間	厚い板材		モミ属
	SB112	2×2間　総住	薄い板材		クリ
	SB1066	2×2間　総住	柱材か		クリ
	SB1086	3×2間　床束	柱材残存。曲げ物転用	クリ	
	SB1152	3×2間	柱材残存	マツ属	
	SB1176	3×3間　片廂	下駄、漆器など		
	SB1864	4×3間　2面廂			
	SB2010	2×2間　総住	板材		クリ・ケヤキ・モミ属
	SB2069	3×2間	板材		クリ・モミ属
	SB3035	3×2間	柱材残存	クリ・ケヤキ	
南2西1区	SB3438	3×2間	柱材残存	カヤ	ケヤキ
	SB3440	2×3間以上	柱材残存。丸木「×」組	クリ	クリ・モミ属
	SB3442	2以上×2以上			
	SB3447	3×2間	丸木「×」組		ケヤキ・モミ属
	SB3450	2以上×1以上	柱材残存	クリ	
南2区	SB122	2×2間　総柱？	くさび、丸木「×」組、孔あき部材		クリ・ケヤキ・アカマツ・クロマツ・モミ
南3区	SB3685	2×2以上	丸木		クリ・コナラ属コナラ
	SB3705	3×2間	丸木、板材		
	SB3706	2×1間	板材	アカマツ	クリ

第12表　各地区の掘立柱建物跡出土の礎板材一覧表

3．土製品

（1）土器片製円板の性格について

土器片製円板は宮城県内では必ずしも共通して認識されている遺物ではなく、出土数が少ないこともあって性格が検討されたことはない。県外では、中世の草戸千軒町遺跡などで類似資料が多数出土し、祭祀に関わる遺物である可能性が指摘されている(小田原 1985、下津間 1993・1994)。ただし草戸千軒町遺跡の例は、素材に、陶器よりも軟質の土師質土器が多く使われている点で本資料と異なっている。ここでは主に出土状況と分布を検討することによって土器片製円板の性格に触れてみたい。

遺物編で述べたように、土器片製円板は南 1 西 2 区以北に多く、道路跡特に東西大路周辺に集中している。しかし、一つの遺構内の狭い範囲にまとまって出土したものはない。区毎に見ると、南 1 西 2 区で北 1 西 3 区の倍近く出土しており、両区の調査面積がほぼ同じことと遺物の全体量が逆に北 1 西 3 区の方が多いことから、南 1 西 2 区の出土率がかなり高いと考えられる(『山王遺跡III』第 44 表)。南 2 西 1 区の出土数は 10 点とごくわずかである。

東西大路での出土層位を見ると、E・F・G期に集中しており、多くの祭祀関係遺物が出土したC期では 1 点のみである。ＳＤ2000 河川からの出土数は 10 点と少ないが、祭祀関係の遺物が集中する 10・11 層に限って見ると、わずかに 4 点となる。したがって、土器片製円板は道路や河川付近で行われた祭祀と関係するものではないと予測される。

東西大路のE・F・G期の年代は、灰白色火山灰の降下を挟んだ 9 世紀後半～10 世紀前半頃で、北 1 西 3 区に庇付きの建物を中心とした建物配置がなされ、国司クラスの居館が想定される時期にあたる。一方南 1 西 2 区では規則的な建物配置が崩れた時期に当たる。土器片製円板が北 1 西 3 区で南 1 西 2 区よりかなり少ないことは、このような区の性格と関連している可能性がある。

周辺の遺跡を見ると、多賀城前面の方格地割がなされた区域では一般的に出土すると言えそうである(多賀城跡調査研究所 1981 など、滝口 1990、相沢 1990、石川・相沢 1991・1992、石川・相沢ほか 1993、石本・相沢 1992 など)。ただし点数の多少は把握できない。また多賀城内にもしばしば見られ(多賀城跡調査研究所 1981、後藤・千葉 1983、佐藤 1983、進藤・柳沢 1992 など)、政庁地区でも報告されている(多賀城跡調査研究所 1982)。多賀城跡以外の城柵官衙遺跡や一般集落での状況は明かではない。

土器片製円板の約半数には表裏面や周辺に摩耗が認められる。硬質な須恵器破片の縁辺が摩耗するのには相当の摩擦があったと考えられる。道路跡出土のものには、バラスとして路面に埋め込まれたものが含まれている可能性があり、この際に磨耗したとも考えられるが、共伴した須恵器・瓦片に顕著な摩耗は認められない。したがって、この摩耗は円板自体が使用された結果付けられたものと考えられる。

以上をまとめると、多賀前地区の土器片製円板は 9 世紀末～10 世紀前半にかけて最も多く使用されたもので、祭祀と関連するものではないと見られる。また道路周辺に多く公的な場に少ない傾向があり、摩耗が多いことと考え併せると遊具の可能性が考えられる。しかし、これには多賀城政庁からも出土するといった問題が残り、今後他の遺跡と比較した上で再検討する必要がある。

（2）土錘について

①はじめに

多賀前地区からは各種の土錘が出土した。総点数は154点で、まとまりの良い出土状況を示すのはＳＫ2266土壙だけではあるが、１遺跡の出土数としては県内で最多となった。

これらには釣りやウケ漁などの錘が含まれている可能性もあるが、多くは漁網錘であると考えられる。これを区分するすべはないが、ここでは最も点数の多い管状土錘を対象にして、これらを漁網錘と見た場合にその用途はどう考えられるかを検討する。また、有溝・棒状有孔土錘の系譜についても触れる。

土錘の研究は数多いが、民俗資料との比較から漁網の用途（魚法・対象魚・漁場条件）に関係する錘の属性を検討した研究に、真鍋篤行（1993･1994）・大沼芳幸（1990･1992）がある。真鍋は瀬戸内地域の沿岸漁を、大沼は琵琶湖周辺の淡水漁を対象としており、重要視する属性に若干の違いがあるものの、両者の見解を総合すると重さ・長幅比・孔径が重要な属性となる。重さと長幅比は、漁法(網種)・魚種・漁場（水流の強さ・底質）に関係し、孔径は沈子綱の太さひいては網の抗張力と関係するとされる。一方土錘の形態差は、基本的には沈子綱への装着方法の違いを物語るが、これは漁網錘としての機能に直接関係するものではなく、時期・地域・系譜の違いを反映すると考えられる。

なお、漁網錘の用途を考察するにあたっては、出土魚骨との関係を考慮する必要があるが、遺物編の動物遺体の項で記載されているように、多賀前地区ではわずかにフサカサゴ科とカレイ科（？）の骨が１点ずつ検出されているのみである。

②管状土錘の分類

以下では重さ・長幅比・孔径に注目して分類を行う。

ＳＫ2266土壙出土資料を含め、管状土錘で重さ・長幅比・孔径の計測可能な資料は77点である。これらの長幅比と孔径の関係・重さと孔径の関係を見た（第26･27図）。孔径が3～5㎜のものは長幅比に1～4のバラツキがあるものの、重さは軽いものばかりである。孔径が大きいものは長幅比が1～2.5と小さく（すなわち寸詰まりで）、重いものが多い傾向がある。したがって、境界はあまり明瞭ではないが、孔径6㎜・重さ30gを目安として2つのグループに大別することができる。

小形のグループの中には、出土状況から一つの網に付けられていたと見られるＳＫ2266土壙一括資料が含まれる。これらは小形のグループの中でも、孔径がより小さく、細長で重さが中程度の位置にまとまっている。したがって、小形のグループは単一種類の漁網錘で構成されているのではなく、複数種の漁網錘が含まれていると予測できる。たとえば孔径がより小さく寸詰まりで軽量の類、孔径がより大きく重い類などが想定される。

大形のグループは点数も少なくまとまりはない。さらに、遺物編第180図90･91(p.307)の2点は破損のためグラフに落ちていないが、孔径が大きく重いにも関わらず長幅比は他の大形品より著しく大きくなっている。大形のグループにも小形のグループ以上に多種の漁網錘が含まれていると予測される。

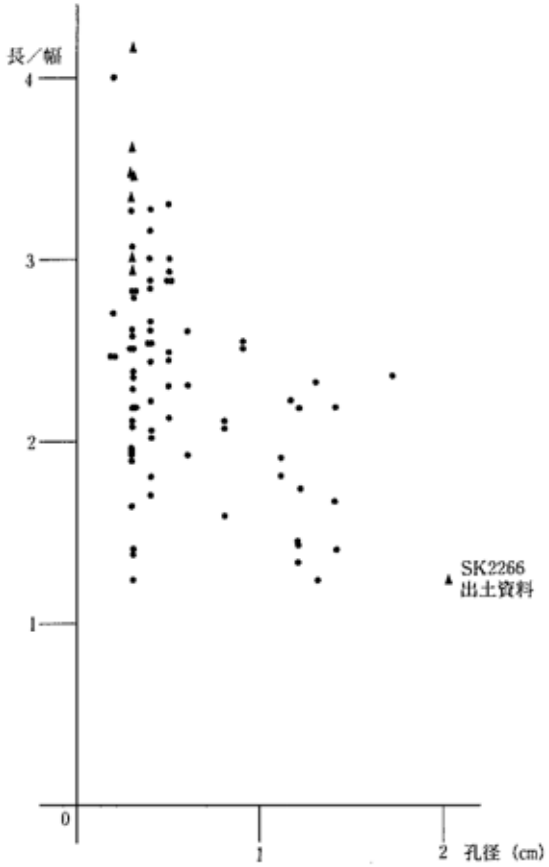

第26図　管状土錘の長幅比と孔径

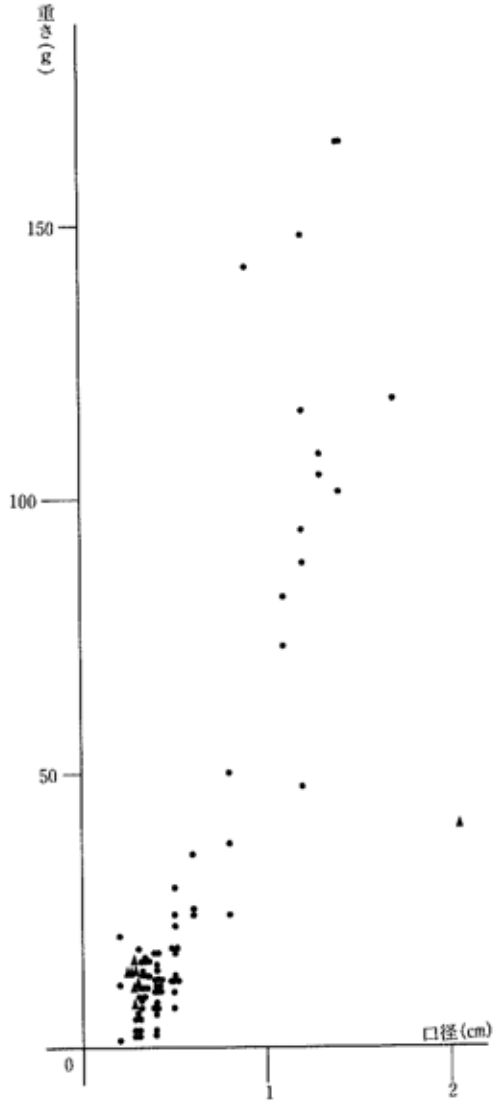

第27図　管状土錘の重さと口径

③土錘の用途

真鍋は、瀬戸内沿岸地域における民俗資料の各種漁網錘に見られる属性の検討から、孔径0.5㎝以下で長幅比が1～6の土錘を刺網用(一部は投網用)、孔径0.5㎝以上で長幅比が1～2.5の土錘を刺網以外の漁網用としている。大沼は琵琶湖周辺の資料から、小形軽量の管状土錘を止水域での刺網用、中・大形の管状土錘を流水域での刺網・曳網・巻網用と考えている。本遺跡で分類した小形・大形グループは、真鍋の分類におおよそ一致するので、小形を刺網用（あるいは投網用）、大形を曳網・巻網用などの錘とできる可能性がある。この見解を当地域に適用することが妥当かどうかを、山王遺跡周辺の漁場環境と県内の土錘の分布から検討する。

山王遺跡周辺の漁場環境を見ると大きく 3 区域が考えられる。それは、(1)遺跡の南北に広がる水田と用水あるいは低湿地、(2) ＳＤ2000(旧砂押川)と七北田川の河川、(3)両河川の河口部と仙台湾、である。錘を使用する網漁が想定できるのは、主に(2)と(3)の区域で、(2)では刺網や投網漁、(3)では刺網・曳網・巻網漁などが推定できる。したがって、多賀前地区では小形と大形の土錘が共存しうると言える。

県内において奈良・平安時代の管状土錘を出土した遺跡は数多いが、ほとんどの遺跡が数点以下でまとまって出土した遺跡はごくわずかである。小形品の出土例が多く大形品は少ない。小形品は内陸地域でも沿岸部でも万遍なく出土している。一括出土例には古川市宮沢遺跡川熊地区がある。平安時代の竪穴住居の壁近くの床面より48点が一括出土している。長さは4〜5㎝・重さは10ｇ前後にまとまっているが、孔径は0.3〜0.8㎝でやや大きい。宮沢遺跡は江合川左岸の丘陵地の縁辺に立地する遺跡で、江合川との直線距離は約2.3㎞である(斎藤・高橋・真山1980)。大形の管状土錘の出土例には、高清水町五輪Ｃ遺跡（小野寺1979）、石巻市田道町遺跡（佐々木・芳賀・岡1993）、鳴瀬町江の浜貝塚(伊東編1981)・薬ケ崎貝塚（真山1989）、利府町硯沢遺跡(宮城県教育委員会1987)、多賀城跡の各地区、多賀城前面の各地区、仙台市中田畑中遺跡(長島・青沼1983)・藤田新田遺跡(後藤・村田ほか1994)、名取市清水遺跡（丹羽・小野寺・阿部1981）、村田町北日ノ崎窯跡（陶錘、鈴木・真山1988）、亘理町宮前遺跡（宮城県教育委員会1983）などがある。この内五輪Ｃ遺跡と硯沢遺跡は内陸の丘陵地に立地するが、他は沿岸部あるいは沿岸からそう遠くない河川流域に立地している。分布からは小形の管状土錘は内陸部と沿岸部の双方から、大形管状土錘はおもに沿岸部から出土することが解る。

以上より多賀前地区出土の管状土錘の用途は、瀬戸内地域で真鍋が指摘したとおり、小形品は河川や海での刺網や投網漁に使われたもの、大形品は海で行われた曳網や巻網漁などに使用されたとして妥当であると考えられる。

④有溝・棒状有孔土錘の系譜

宮城県内では、有溝土錘ａ類（縦溝のみのもの）の類例は多賀城跡作貫地区（多賀城跡調査研究所1981）と山王遺跡千刈田地区（石川・相沢1991）に各１例あるが、他にほとんど知られていない。また有溝土錘ｂ類と棒状有孔土錘の類例はないようである。多賀城跡作貫地区の有溝土錘ａ類は、長さ8㎝・幅5.8㎝で溝幅は1.2㎝程と推定される。重さは不明だが多賀前地区のものよりやや大形である。山王遺跡千刈田地区のものは長さ3㎝・幅1.7㎝と小形である。

有溝・棒状有孔土錘の全国的な分布をみる。データはいささか古くなるが、1986年の埋蔵文化財研究会の集計によると、両者とも紀伊半島から瀬戸内東部に最も多く、四国・北九州地域にも分布する（埋蔵文化財研究会1986）。ただし有溝土錘ｂ類の類例はない(註)。東日本での出土例はきわめて少なく、有溝土錘ａ類が秋田城跡17次調査（外郭南地区、秋田市教育委員会1976）・54次調査(鵜ノ木地区、小松・日野・西谷1990)で１点づつ報告されている。また新聞報道によると、東京都葛飾区の葛西城跡と鬼塚遺跡で確認されたという(東京新聞1994.12.22)。したがって有溝土錘ａ類・棒状有孔土錘は、西日本特に瀬戸内東部に系譜を持つものと考えられる。それらの地域出身の漁民が多賀前地区に居住していた可能性も考えられよう。

註　瀬戸内海歴史民俗資料館の真鍋篤行氏のご教示によると、民俗資料や近年の出土資料中にもほとんど見あたらないとのことである。

<引用参考文献>

大沼芳幸　1990「正伝寺南遺跡出土の漁網錘について－網漁業の中での位置付け－」『正伝寺南遺跡一般国道161号線(高島バイパス)建設に伴う新朝日町内遺跡発掘調査報告書1』

小田原昭嗣　1985「草戸千軒町遺跡出土の円板状土製品」『草戸千軒No142』

埋蔵文化財研究会　1986「海の生産用具－弥生時代から平安時代まで－」『埋蔵文化財研究会第19回研究集会資料集』

真鍋篤行　1993「瀬戸内地方出土土錘の変遷」『瀬戸内地方出土土錘調査報告書（Ⅱ）』瀬戸内海歴史民俗資料館

真鍋篤行　1994「弥生時代以降の瀬戸内地方の漁業の発展に関する考古学的考察」『瀬戸内海歴史民俗資料館紀要7』

加藤道男　1989「仙台湾周辺の製塩遺跡」『東北歴史資料館研究紀要第15号』

伊東信雄監修　1981「宮城県史34　史料集11考古史料」

下津間康夫　1993「土製品」『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅰ－北部地域北半部の調査－』

下津間康夫　1994「土製品」『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅱ－北部地域南半部の調査－』

宮城県教育委員会　1987「硯沢・大沢窯跡ほか　仙台－松島道路建設関係遺跡調査報告書」『宮城県文化財報告書第116集』

後藤秀一・千藥孝弥　1983「第41次調査」『多賀城跡調査研究所年報1982』

後藤秀一・村田晃一ほか　1994「藤田新田遺跡」『宮城県文化財調査報告書第163集』

佐々木淳・芳賀英実・岡道夫　1993「田道町遺跡－Ｂ・Ｃ地点発掘調査概報－」『石巻市文化財調査報告書第5集』

佐藤則之　1983「第42次調査」『多賀城跡調査研究所年報1982』

斎藤吉弘・高橋守克・真山悟　1980「宮沢遺跡」『東北自動車道遺跡調査報告書Ⅲ　宮城県文化財調査報告書第69集』

秋田市教育委員会　1976「秋田城跡」『昭和50年度秋田城跡発掘調査概報』

小野寺祥一郎　1979「五輪Ｃ遺跡」『宮城県文化財調査報告書第61集』

真山悟　1989「薬ヶ崎貝塚」『亘理町三十三間堂遺跡ほか　宮城県文化財調査報告書第131集』

進藤秋輝・柳沢和明　1992「第61次調査」『多賀城跡調査研究所年報1991』

石川俊英・相沢清利　1991「山王遺跡－第9次発掘調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書第26集』

石川俊英・相沢清利　1992「山王遺跡ほか－発掘調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書第29集』

石川俊英・相沢清利ほか　1993「山王遺跡ほか－発掘調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書第34集』

石本敬・相沢清利　1992「高崎遺跡－第8次発掘調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書第31集』

相沢清利　1990「山王遺跡－第8次発掘調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書第22集』

宮城県多賀城跡調査研究所　1981「第36次発掘調査」『多賀城跡調査研究所年報1980』

宮城県多賀城跡調査研究所　1982『多賀城跡政庁跡本文編』

大沼芳幸　1992「人はそれでもタンパクシツを欲した－土錘出土量から見た近江における網漁の展開・特に中世－」『紀要5』

滝口卓　1990「市川橋遺跡－平成元年度発掘調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書第24集』

丹羽茂・小野寺祥一郎・阿部博　1981「清水遺跡」『東北新幹線関係遺跡調査報告書Ⅴ　宮城県文化財調査報告書第77集』

長島栄一・青沼一民　1983「宮城県仙台市中田畑中遺跡－発掘調査報告書－」『仙台市文化財調査報告書第53集』

宮城県教育委員会　1983「朽木橋横穴古墳群・宮前遺跡」『宮城県文化財調査報告書第96集』

鈴木真一郎・真山悟　1988「北日ノ崎窯跡」『村田町文化財報告書第6集』

秋田市教育委員会　1990「秋田城跡」『平成元年度秋田城跡発掘調査概報』

4．石製品

（1）砥石について

①はじめに

遺物編で記載したように、砥石は 370 点と多量に出土した。これらは石材･粒度･形状･大きさなど実に多様なありかたをしている。

砥石の用途に関わる重要な属性は、石材の粒度と大きさであろう。ここでは、この 2 つの属性と他の属性との関係を検討して、砥石の供給と使用時の扱われかたを考える。

②石材と粒度

粒度は、肉眼で粗(Ａ)・中(Ｂ)・細(Ｃ)の 3 段階に分類した。もちろんこれは厳密な分類にはなりえないが、粒度ごとに扱われ方の傾向性を把握することはできよう。なお、砂岩・粘板岩では粒度の異なる部分が層状に重なっていることがあるが、実際に研磨面となっている部分をその砥石の粒度とした。凝灰岩には細粒石材が圧倒的に多いが、これらのほとんどは白色で均質なものである。ここではこれらを白色凝灰岩(Ｄ)と呼称して別に扱った。粒度別の点数は粗粒 56 点、中粒 146 点、細粒 168 点(内白色凝灰岩が 108 点)である（第 13 表）。

	粗粒(A)	中粒(B)	細粒(C)	細粒(D)	計
砂　岩	52	131	26		209
安 山 岩	3				3
凝 灰 岩	1	5		108	114
粘 板 岩			29		29
集 塊 岩 ?			1		1
?		10	4		14
計	56	146	60	108	370

第13表　砥石の石材と粒度

③形状・大きさ

完形品が少ないため、破損品でも形状・大きさの予測できるものを含めて検討した（以下の項目でも同様である）。形状･大きさはともに変異に富み、砥石の使用状況を考えれば本来客観的な分類は困難であるが、あえて分類を行った。対象は 210 点になる。

形状は、角柱状、板状、角錐・多面体状に分類した。角柱状・板状には、一般的に見られる定形的な直方体のものが含まれる。角錐・多面体状では前 2 者の使用が進み、形状が変化したと考えられるものが多い。点数は、板状が最も多く 107 点、次いで角柱状の 73 点、角錐・多面体状 30 点となる。

大きさは数 ㎝ 程度の小形品から 30 ㎝を越す大形品までがある。便宜的に、長さが 12 ㎝程度以上を大形（Ｌ）、8 ㎝程度以下を小形（Ｓ）、その中間程度のものを中形（Ｍ）とした。

石材の粒度ごとに 1 個あたりの研磨面数を単純平均すると、粗粒では 2.9 面、中粒で 3.6 面、細粒Ｃで 3.3 面、細粒Ｄで 4.5 面となり、粒度が細かいもの程よく使い込まれていることがわかる。

④粒度･形状･大きさ･製作痕跡･研磨面数の関係

ａ．砂岩を主体とする粗粒石材(Ａ)では、角柱状と板状のものがほぼ同数あり、角錐・多面体状のものは見られない。定形的な直方体のものはほとんどない。また大形品が多く中･小形品は少ない（第 14 表、破損品で中形としたものには、大形とも予測されるものがいくつかある）。また、これらの約 2/3 に製作時の剝離面や素材の礫面が残っている。砥石 1 個あたりの研磨面数は少ない。

	大　形	中　形	小　形	計
角　柱　状	13	2	1	16
板　　状	11	5	1	17
角錐・多面体	0	0	0	0
計	24	7	2	33

第14表　粗粒砥石（Ａ）の形状と大きさ

以上より、粗粒石材を用いた砥石は、大形品を主体に一部中形品が用意されたことがわかる。多くが置砥として使用されたと考えられよう。製作痕跡が残り研磨面数が少ないことは、十分に使い込まれることが少なかったことを示している。また同じ石材の剝片が出土していることから、遺跡内で加工が行われたことが伺われる。ただし剝片の点数は決して多くないので、素材あるいは半製品を持込み、適宜調整しながら使用したものと予測される。

b．中粒石材(B)も砂岩がほとんどである。角柱状と板状が主体である点は粗粒石材と類似するものの、角錐・多面体状のものが一定量あり、中形品が大形品とほぼ同数存在する点が異なる(第 15 表)。定形的な形状をしたものも少数ながらある。製作痕跡は大形・中形品ともに約 2/3 に認められる。研磨面数の平均値は粗粒石材よりやや高くなっている。

	大　形	中　形	小　形	計
角　柱　状	15	12	3	30
板　　状	23	19	4	46
角錐・多面体	1	6	3	10
計	39	37	10	86

第15表　中粒砥石(B)の形状と大きさ

中粒石材の砥石は、大形品と中形品の両者が用意されたと考えられる。研磨面数が比較的多いこと、小形品や角錐・多面体状が一定数存在することは、変形・小形化するまで使い込まれたものもあったことを示している。この場合、携帯用のものも含まれていよう。中粒石材の剥片も出土しているので、製作・供給の状況は粗粒石材と同様と考えられる。

c．細粒石材(C、白色凝灰岩以外)は砂岩と粘板岩が主体を占め、それぞれで傾向が異なっている。

	大　形	中　形	小　形	計
角　柱　状	1	2	1	4
板　　状	0	2	5	7
角錐・多面体	0	2	3	5
計	1	6	9	16

第16表　細粒砥石(C)砂岩ほかの形状と大きさ

	大　形	中　形	小　形	計
角　柱　状	0	1	0	1
板　　状	6	4	4	14
角錐・多面体	0	0	0	0
計	6	5	4	15

第17表　細粒砥石(C)粘板の形状と大きさ

砂岩には大形品はなく、角錐・多面体状のものが多い(第 16 表)。定形的なものも少数認められる。製作痕跡を残すものは少ない。粘板岩は大・中・小それぞれがほぼ同数で、板状のものが圧倒的に多い（第 17 表）。また大きさに関わらず整形剝離面や素材面を残すものが多い。粘板岩の剝片類の出土も一定数ある。研磨面数の平均値は、砂岩で 3.9 面と多く、粘板岩では 2.9 面と粗粒石材なみの少なさになっている。

細粒砂岩の砥石は、中形あるいは小形品が用意され、かなり使い込まれたものと考えられる。当然携帯用であったと言えよう。剝片に細粒石材のものが見られないことより、完成品が遺跡に持ち込まれた可能性が指摘できる。

粘板岩の砥石は、大・中・小の様々な大きさのものが用意されたと考えられる。板状のものが多いのは、節理面を利用して剝離した素材を使用したものが多いことと関連している。製作痕が多くに残り剝片の出土があることは、遺跡内である程度の加工が行われたことを示す。十分に使い込まれたものは少ない。

d．細粒の白色凝灰岩(D)では小形品が多く、中・大形品も一定数ある。ほとんどは定形品である。形状を見ると、角柱状と板状がほぼ同数で主体を占めるが、小形品のほとんどは角錐・多面体状であ

る(第 18 表)。製作痕は大形品の 2/3 に残るが、中・小形品では少ない。製作に関わると見られる剝片の出土はない。研磨面数の平均値は 4.5 面と最も多くなっている。

	大　形	中　形	小　形	計
角　柱　状	5	5	12	22
板　　状	1	8	14	23
角錐・多面体	0	1	14	15
計	6	14	40	60

第18表　細粒砥石(D)砂岩ほかの形状と大きさ

細粒の白色凝灰岩の砥石は、少数の大形品と多数の中形定形品が用意されたと考えられる。小形品は、中形品が十分に使い込まれた結果変形・小形化したものと理解されよう。大形品は置砥として、中形品はいわゆる提砥石が 4 点含まれていることからも携帯用として使用されたと考えられる。遺跡内に製作の痕跡は見られず、完成品が持ち込まれている。

⑦小結

多賀前地区からは多数の砥石が出土しているが、これらには粗粒な荒砥から細粒の仕上げ砥までが含まれている。荒砥の多くは大形で、置き砥として使用されたものと考えられる。砂岩がほとんどを占め、あまり使い込まれてはいない。仕上げ砥は中・小形で、携帯用として使用されたものと考えられる。相当に使い込まれており、石材は白色の凝灰岩が代表である。

製作あるいは供給の状況に石材による違いが指摘できる。粗・中粒の砂岩と粘板岩の場合では、遺跡内で多少とも加工している痕跡が認められる。多くが不定形で、使用頻度が低いことと考え併せると、必要に応じて適宜用意されたものと考えられる。一方、細粒の白色凝灰岩の場合では遺跡内に製作の痕跡は見られず、定形的な完成品が多量に搬入されたと考えられる。もちろん使用途中のものが多かったであろう。同じ細粒石材の中・小形品でも、粘板岩には定形品が見られず遺跡内で多少の加工がなされている点と対照的である。おそらく細粒の白色凝灰岩製の砥石は、石材産地付近で規格品が量産され、それが広範に流通していたのであろう。多賀前地区の人々は、それらを個々に入手し持ち込んだと予測される。中・細粒砂岩に認められる定形品も同様と考えておきたい。

なお直方体をした定形的な砥石の製作に関して、剝離面があまり観察されないことを前述したが、わずか 2 点ではあるが再生に擦り切り手法が使われていること、実際問題として剝離だけでは直方体の製作は困難であることより、擦り切り手法の存在が予測される。

5．文字史料の性格

（1）墨書土器

A　墨書の分類と各墨書について

判読した墨書177種725点の内容を分類したのが第19表(註1)である。以下、分類順に主要な墨書の分布・土器の特徴・意味・書体・類例などをみていく。なお、出土地区を述べる際に東西大路西2道路交差点部分とＳD2000河川跡は東西大路、河川跡と略す。また、類例の出典は後に参考文献をあげたので本文中では特別なもの以外は記さない。

分類		小計	点数	墨書内容（177種725点）
a．文書		4	各1	呪符、□物代進上、□郷カ□□左標所、口上
b．施設名		3	2	厨
			1	西曹司
c．地名		6	各1	小田、賀美、中村、宮城、宮郡、日理
d．人名		28	21	宇多＋α（宇多東丸、宇多田、宇多利、宇多長など）
			3	秦
			各1	忍海、丸子、物部、湯臣
e．物品名		1	1	□酒
f．数字		32	12	十
			各3	千、千万、万
			各2	十万、廿、八
			各1	五万、七、五、二、一
g．その他	複数字	26	各3	上万、中万、□万
			各2	大□、□田
			各1	伊北、伊□、山本、山□、子田、村人、東□、方人有得、□川、□長、□長
	1字	409	64	川
			28	藤
			22	大
			21	忻
			20	定
			18	冨
			14	合
			13	田
			12	生、木
			11	長
			10	中
			8	太
			7	山
			各6	字、上、善、得
			各5	王、工、守、人、日
			4	東
			各3	右、示、吉、今、女、祥、天、本、又
			各2	悪、伊、賀、原、行、而、新、是、船、貞、島、平、有
			各1	位、永、下、久、供、雛、戸、口、広、国、黒、材、史、士、止、次、舎、車、若、主、舟、秋、出、常、信、真、成、正、静(印)、占、村、土、道、納、比、福、保、毛、由、用、来、林
h．習書		15		
i．記号		73	20	V字状記号
			13	#
			9	X字状記号
			8	○
			6	◎
			4	一本線
			各3	[illegible]、[illegible]
			2	[illegible]
			各1	Ｉ、三重丸、M字状記号、T字状記号、十字状墨書
j．不明文字		26	8	[illegible]
			各2	[illegible]、[illegible]
			各1	[illegible]
k．人面墨書土器	人面と文字	6	各1	山、室子女代千相収、丈部弟虫女代千収相、大□、物部古□、和尓部福万
	人面のみ	96		

第19表　墨書分類表

ａ．文書（遺物編第203･212図…以下、遺物編は略す）

呪符、「□物代進上」「□郷カ□□左標所」「口上」の4点がある。呪符は河川跡10層から出土した。須恵器坏の両面に墨書があり、特に内面では4行にわたって書かれている。土器自体はヘラ切り無調整の9世紀前半代の坏である。色調はかなり明るい。日常生活における使用の痕もみられず墨書のために選択的に用いられた土器と考えられる(註2)。内面には油脂状の付着物があり文章の一部を覆っている。文字は墨書土器にしては達筆で、筆使いに習熟した人物によるものとみられる。釈文は第28図

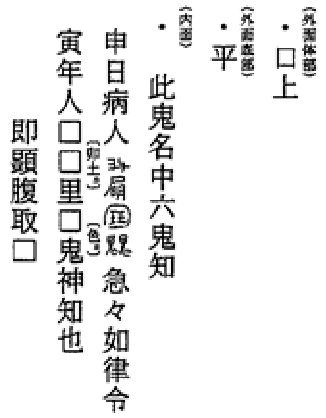

第28図　呪符釈文

にあげた。外面体部の「口上」は内面文書を示唆する語句である。内面文書は 2 行目の符籙（註 3）と「急々如律令」の呪句の存在から呪符とみなせる。土器に呪符が記されるのは珍しいが平城京に類例がある。内容は難解で詳細は不明とせざるをえない。しかし「病人」「鬼神」といった語句（註 4）の存在、外面底部の「平」字が病気平癒の意につうじること、多賀城跡第 24 次発掘調査の「急々律令須病人呑」と記す木簡（平川ほか　1975）や東京都伊興遺跡の「(急)々如律令腹病□」と記す木簡が病気平癒を願うものとされていること（佐々木　1995）などから、大意は鬼神によってもたらされた病気の平癒を願うものと考えられる。内面 4 行目の「腹」字から伊興遺跡と同じく腹の病気であった可能性もある。こうした内容や出土遺構、選択的な利用などからみて、この土器は病気平癒を願い河川に祓い流されたものと考えられる。また、達筆で内容も詳細とみられるので書き手はかなりの有識者と想定できる。なお、周辺遺跡での呪符の例は多賀城跡の上記木簡以外に多賀城跡第 37 次発掘調査の木簡と大日南遺跡の木簡が各 1 点あり、前者は道饗祭との関連が指摘されている。

「□物代進上」は東西大路Ｅ期北側溝出土の須恵器甕に墨書されている。内容は「□物」に代わる物を進上するの意で貢進文書である。貢進先及び消費地は本遺跡出土であることから陸奥国府とみられる。「□物」及び代納物の内容は本土器が小片にすぎず付着物などもないので不明である。貢進文書とみられる墨書土器の類例は市川橋遺跡水入地区に「郡進」と記す須恵器甕がある。「□郷力□□左標所」は西 2 道路Ｉ期東側溝の出土である。10 世紀前半代の須恵器坏の体部から底部をへて反対の体部まで墨書が延びる。書体は行書とみられ、筆慣れした書き方である。内容は判読できない文字もあり不明である。文末の「所」字から「標所」あるいは「左標所」は国衙下部機構の「所」の 1 つである可能性も想起されるが類例はない。「口上」は西 2 道路Ｇ期西側溝出土の須恵器坏の底部に墨書されている。1・2 字目が密着し、合わせ文字の可能性もある。意味は先の呪符の「口上」と同様とみられるが、本土器は小片であり残存部分に他の文字は確認できなかった。

ｂ．施設名（第 205・206 図）

「厨」が 2 点、「西曹司」が 1 点ある。「厨」は河川跡 4 層と南 1 西 2 区ＳＤ1020Ｃから出土した。土師器坏と須恵器坏があり、書き方も記入部位も異なる。河川跡のものの書体はかなり崩れている。「厨」は官衙の厨施設を意味するが、出土地が必ずしも官衙とは限らない(平川　1993)。周辺の遺跡では多賀城跡のほか、城外でも山王遺跡八幡・多賀前・千刈田地区、館前遺跡、市川橋遺跡などにみられる。

「西曹司」は南 2 西 1 区のＳＥ1606 から出土した。土師器坏に横位で墨書されている。達筆といえる。小片のため不明だが、横位なので「西」の前に文字のある可能性もある。その場合、この土器が文書として移動しながら機能し、最終的にここで廃棄されたことも考えられる。土器自体の年代は不明だが 10 世紀前半の土器と共伴している。「曹司」は文献史料上で宮中・官衙などの庁舎・宿直所・局・部屋などをさす。『続日本紀』には太政官・神祇官・兵部省などの曹司がみられる。一方、「曹司」及び「～曹」の墨書土器の出土例は全国的にも多くないが、平城宮式部省推定地、長岡京太政官厨家推定地、相模国府推定地、筑後国御井郡衙跡（ないし古代寺院跡）などにみられる。県内でも多賀城跡第 58 次発掘調査で 1 点、白石市明神脇遺跡で 2 点の出土例がある。それらをあわせ考えると「曹司」は中央では二官八省など行政実務が行なわれた個々の役所やその地区、国衙などの地方官衙でも実務官

衙をさすとみられる。本遺跡の「曹司」も同様と解釈される。「西曹司」であるから西方の実務官衙の意であり、遅くとも10世紀前半にはそうした名称の実務官衙が存在したといえる。ただし、その所在地はこの土器が文書として機能し、最終的にここで廃棄された可能性もあるので容易には決めがたい。

c．地名（第203・205・206図）

「宮郡」「宮城」「賀□美カ」「曰理」「小田」「中村」の 6 点がある。「宮郡」は東西大路C期北側溝、「宮城」「賀□美カ」「曰理」は南1西2区中央部ＳＤ1020Ａ・Ｃ、ＳＫ2051から出土した。これら4点は8世紀末～9世紀前半代の須恵器の坏類で底部に墨書されている。いずれも陸奥国の郡郷名で「賀□美カ」は郡名、「宮郡」は宮城郡の略、「宮城」「曰理」は郡あるいは郷名とみられる。「小田」「中村」は河川跡から出土した。「小田」は8層出土の須恵器坏の小片で体部に横位で墨書があり、前後に墨書が続く可能性もある。残存部分の墨書から地名に分類したが、墨書が続く場合には文書、人名、軍団名なども考えられよう。「中村」は8層出土の土師器坏で体部に正位で墨書されている。この墨書が郷名にしばしばみられる「仲村」を指すとすれば、陸奥国では宇多郡、栗原郡、新田郡などにその候補を求めることができよう。以上のような地名の墨書土器は多賀城跡に「信夫」「科上」、多賀城廃寺に「黒川」、城外の調査である多賀城跡第37次調査区に「名取」、市川橋遺跡水入地区に「尾張」などの類例がある。その他、山王遺跡八幡地区に「江刺郡」とみられるヘラ書土器がある。

d．人名（第203・206図）

人名のみを記すものは28点ある。「宇多＋α」が21点、「秦」3点、「□忍カ海」「丸子」「物部」「湯臣」が各1点で、出土地は東西大路、河川跡、南2西1区ＳＤ1602部分に限られる。「宇多＋α」はＳＤ1602部分で12点、河川跡で9点出土した。ＳＤ1602部分ではＳＤ1602Ｂ、河川跡では8～11層からの出土が多い。18点が土師器坏、3点が須恵器坏で土師器坏が多い。記入部位は体部に横位での記入が7点と目立つが、その他もあり多様である。なお、ＳＤ1602部分と河川跡のものとで器種・器形・記入部位などに偏りはない。書体は行書が多い。いずれも異筆である。「宇多利」などは筆慣れた書き方といえる。「宇多」は陸奥国南部の郡名にある。「α」の内容は「東丸」「田」「利」「長」「女」「木」などがあり、このうち「宇多東丸」は郡名を冠する人名と理解できる。他の「宇多＋α」についても「宇多東丸」が人名であること、記入部位や「α」の多様性、異筆であることから同じく人名とみられる。その場合、古代の人名は同じ末尾を持つ場合が少なくないので各自が名前の末尾を略して書いた可能性が考えられる。

「秦」は東西大路C期北西側溝から須恵器高台坏が1点、河川跡から土師器坏が2点出土した。すべて異筆で底部に記入されている。東西大路のものは筆慣れた書き方である。秦氏は山城国葛野郡が本拠だが秦氏を称する者は全国に分布する。県内でも新田前遺跡で「秦」墨書土器の出土例がある。「□忍カ海」は東西大路出土で、器形不明の須恵器の底部に墨書されている。「丸子」は河川跡9～12層出土の須恵器坏の底部に墨書されている。丸子氏は陸奥国を中心に東国に分布する。「物部」は河川跡8層出土の須恵器坏の体部に正位で墨書されている。墨痕がかなり薄いが「部」を2度書いている。物部氏は河内国渋川郡が本拠だが同族の分布は全国的で特に東国に多い。「湯臣」は東西大路E期北側溝出土の土師器坏の底部に墨書されている。筆慣れた書き方である。「湯臣」という人名の類例はない

が「湯」の付く氏族として湯坐氏がいる。常陸国から陸奥国南部に分布がみられ連姓の者が多いが、湯坐菊多臣のように臣姓の者もいる。先の「宇多＋α」が陸奥国南部の郡名を冠した人名で名前を略すことからみると「湯臣」も湯坐臣の省略した形の可能性がある。

ｅ．物品名（第 206 図）

河川跡 5～8 層出土の「□酒」1 点のみである。土師器坏の底部に墨書されている。小片のため前の字は不明だが、酒の種別を示す可能性もある。なお、市川橋遺跡水入地区に「井酒」と記す墨書土器がある。

ｆ．数字（第 203～206・208 図）

数字は「千万」「十万」「五万」「万」「千」「廿」「十」「八」「七」「五」「二」「一」がある。「十」が 12 点ある以外は各々少数である。分布は調査区全域にわたり、河川跡・東西大路からの出土がやや目立つ。土師器・須恵器坏類の体部への墨書が多いが、土師器高台皿・赤焼土器にあるもの、体部と底部の 2 ケ所に墨書されたものもある。数字の意味は不明だが、千以上の大きい数には吉祥の意も考えられる（註 5）。書体は「万」「八」が変形したもの（第 203・205 図墨書 167・556）のほか、文字を○で囲むもの（第 205 図墨書 92）もある。また、「千万」「十万」には 1 点づつ合わせ文字(第 208 図墨書 916・2743)がみられる。「千万」は福島県達中久保・御山千軒遺跡、千葉県久我台遺跡などに、「十万」は神奈川県鳶尾遺跡に合わせ文字の類例（平川　1991）がある。

ｇ．その他　複数字

複数字だが意味の不明なものは 18 種 26 点ある。各種 1～3 点の少数の出土である。注目されるものについて述べる。「上万」「中万」「□万」は 2 字目に「万」を持つ墨書で各 3 点ある。ＳＩ579 の「上万」2 点を除き異なる遺構から出土しており、地区ごとにみても分布に偏りはない。土師器坏の体部に正位で書かれたものが多く「上万」「中万」には合わせ文字（第 204 図墨書 255・260・605）もある。「万」との組合せによる墨書土器は東日本各地の集落遺跡にみられ(平川　1991)、周辺の遺跡では多賀城跡第 60 次発掘調査で合わせ文字の「生万」が出土している。その他、注目されるものは類例がある点で「山本」「子田」がある。各 1 点の出土だが「山本」は七ケ宿町小梁川遺跡、福島県上吉田遺跡に、「子田」は蔵王町東山遺跡に類例がみられる。

ｇ．その他　1 字

1 字の墨書で意味の不明なものは 88 種 409 点ある。10 点以上出土したものと分布・書体など注目されるものを述べる。なお、意味の特定はしないが一般に吉祥句と言われるもの、吉祥の意味が濃厚とみられるものは簡単にふれる。

「川」は 64 点ある。出土地区は南 1 西 2 区 54 点、東西大路 8 点、河川跡 2 点で、南 1 西 2 区と東西大路にほとんどが分布する。南 1 西 2 区では中央部に集中し、特にＳD1020 での出土が目立つ。土師器・須恵器を問わず坏類に多く墨書される。記入部位は体部に正位で書くものが主体をしめ、内面のものも 15 点ある。底部は 5 点のみである。図化(第 205・207 図) した 17 点をみると 3 画目が内に入るもの（墨書 504）、直線のもの（墨書 561）、外に開くもの（他の図化したもの）などに大別はできる。だが、最も多い外に開くものをみてもその開き方や全体のバランス・大きさは多様で、同筆の可能性

があるのは墨書503・548と墨書417・476程度である。2度書いたもの(墨書1620)や墨書後にもう一度「川」を線刻したもの（墨書1060）もみられる。書き手は多数とみざるをえない。なお「川」は市川橋遺跡水入地区、仙台市一本杉遺跡、静岡県伊場遺跡に類例がみられる。

「藤」は28点ある。27点が河川跡出土で、他の1点の出土地もそのそばである。河川跡での層位的分布（遺物編第70表①）は同跡墨書土器全体の傾向と同じで、9世紀代の8〜11層が17点と多く特に10層の7点が目立つ。須恵器坏は2点のみで土師器坏が主体をしめる。記入部位は底部が19点で残りは体部に正位で記入されている。図化した10点(第207図)をみると複雑な字にもかかわらずよく書けており、いずれも筆慣れた人の手によるものといえる。全体のバランス、月1画目の払いかた、14画目以降の筆の続けかたなどから図化しなかったものも含め同筆と判断できるものはなかった。類例は市川橋遺跡水入地区に1点ある。

「大」は墨書が20点、漆書が2点、線刻が1点ある。出土地区は東西大路15（1…線刻）点、南1西2区5（2…漆書）点、河川跡2点、その他1点で、東西大路と南1西2区にほとんどが分布する。東西大路ではC期側溝からの出土が7点と目立つ。土師器・須恵器をとわず坏に墨書され、記入部位は底部の他、体部に各々正位、横位、倒位のものがあり多様である。図化（第203〜205図）したもののなかには墨書163・1108など筆慣れた書き方のものもある。画数が少ないため同筆の判定は難しく基本的に異筆とみておきたい。「大」は一般によくみられる墨書で吉祥句といわれる。周辺の遺跡でも多賀城跡、山王遺跡東町浦地区、市川橋遺跡水入地区などに類例がある。

「忻」は21点ある。出土地区は南1西2区17点、東西大路3点、北1西3区1点で南1西2区と東西大路に多く分布する。南1西2区では中央部に集中するが「川」と異なりＳＤ1020からの出土がない。出土遺構はＳＤ1020周辺の土壙などで、ＳＫ2019から最多の8点が出土した。ほとんどが土師器坏の体部に正位で書かれている。同筆の可能性は見出しがたく基本的に異筆とみられる(第205図)。筆慣れた書き方も墨書455程度であり、墨書510のような悪筆もある。なお「忻」は「欣」と同義で吉祥の意が濃厚にある。

「定」は20点ある。出土地区は北1西3区12点、東西大路5点、その他3点で、北1西3区と東西大路に多く分布する。北1西3区ではＳＫ541から10点が出土し、他も区南東部のＳＫ560、ＳＢ588からの出土である。土師器坏への墨書が16点と主体をしめ、記入部位は17点が体部に正位で書かれている。書体(第204・207図)は行書である。3〜5画目の書き方などからみて同筆の可能性のあるものは見出せなかった。なお「定」は城外調査の多賀城跡第37次調査で可能性のあるものを含め約50点が出土している。

「富」は18点ある。出土地区は北1西3区6点、東西大路5点、南1西2区5点、河川跡2点で、東西大路とそれに面する区に平均的に分布する。北1西3・南1西2区内での分布状況は両区の全体的なあり方と変わらない。土師器・須恵器をとわず坏の体部に正位で書かれるものが主体をしめるが、須恵器蓋のつまみの頂部や灰釉陶器埦の底部に書かれたものもある。図化(第203〜205・207図)したなかでは墨書1870・1302・1408のように筆慣れた書き方もみられる。その他も含め同筆の可能性のあるものは見出せなかった。「富」は一般によくみられる墨書で吉祥句といわれるが、周辺遺跡での類例

はあまりない。

「合」は14点ある。すべて河川跡出土で、層位的に3点を除き8〜12層に出土が限られる。土師器坏に書かれるものが12点と主体をしめ、記入部位は底部、体部に正位あるいは横位の記入とやや多様である。図化（第207図）したものをみると全体が方形のものと1・2画目が横に長く伸びるものの2種がある。前者は底部または体部に横位で墨書されたもの、後者は体部に正位で書かれたものであり、書体の違いは記入部位に根ざしている。各々について同筆の可能性のあるものは見出せなかった。なお、周辺遺跡での出土はないが福島県達中久保遺跡、千葉県久我台・作畑遺跡などに類例(平川　1991)がある。

「田」は13点ある。出土地区は北1西3区2点、南1西2区2点、南2西1区3点、河川跡5点、その他1点で調査区全域にわたるが、河川跡の出土がやや目立つ。河川跡では1点を除きA期の10・11層からの出土である。「田」は土師器・須恵器をとわず坏に書かれ、記入部位は底部あるいは体部に正位でのものが主体をしめる。図化（第204・207図）したなかには墨書1235のように筆慣れた書き方のものもある。その他も含め同筆の可能性のあるものは見出せなかった。周辺遺跡では市川橋遺跡水入地区に3点類例がある。

「生」は12点ある。出土地区は北1西3区7点、東西大路4点、河川跡1点で、北1西3区と東西大路に多く分布する。北1西3区ではＳK844から6点がまとまって出土した。これらは土師器坏で、1 点を除き器形や底部の切り離し・再調整に共通性がある。記入部位は体部、底部、体部と底部の 2ケ所などやや多様だが、墨書2019・2020・2022（第204図）は全体のバランスや4画目が長めなことなどに類似性があり同筆の可能性が高い。他の3点もその可能性はあるが破片のため不明である。ＳK844以外の「生」は須恵器坏に書かれている。記入部位は多様である。これらは遺構も異なるほか、各々異筆（第203・207図）とみられる。墨書1820は筆慣れた書き方、墨書2683は字を〇で囲っている。なお「生」は一般によくみられる墨書で吉祥句といわれる。周辺遺跡では多賀城跡、山王遺跡西町浦地区、市川橋遺跡水入地区に類例がある。

「木」は墨書が12点、線刻が1点ある。出土地区は河川跡6点、北1西3区5点、南1西2区1点、東西大路1点（線刻）で、河川跡と北1西3区に多く分布する。河川跡では7〜10層に出土が限られ、土師器・須恵器をとわず坏の底部あるいは体部に墨書される。文字の下半を〇で囲むものと囲まないもの(第207図)が各3点あり、各々同筆とみられるものはなかった。一方、北1西3区では中央部のＳK503・507から出土している。すべて土師器坏類の体部に正位で墨書があるが、墨痕がかなり薄い。いずれも3・4画目が長い特徴をもち(第204図)墨書1237と1249は同筆の可能性があるが、墨書1250は2画目のあり方や全体のバランスからみて異筆である。「木」は市川橋遺跡水入地区に2点類例がある。

「長」は11点ある。南2西1区のＳD1602部分に8点、河川跡に3点あり、出土地は両部分に限定される。ＳD1602部分ではＳD1602Ｂから5点、ＳX3461南側溝から2点、ＳD3402から1点が出土した。器種・器形は土師器坏が6点、須恵器坏が2点である。土師器坏は体部に正位あるいは横位で墨書されている。須恵器坏はともにＳD1602Ｂ出土で底部に墨書されている。河川跡では9〜12層に分布し、

すべて須恵器坏の底部に墨書がある。「長」はＳＤ1602 部分、河川跡をとわず略字で書かれている(第206･207 図)。同筆の可能性のあるものはみられなかった。なお「長」は一般によくみられる墨書で吉祥句とされることが多い。周辺遺跡では多賀城跡、多賀城跡第 37 次調査区、市川橋遺跡水入地区などに類例があり、多賀城跡第 37 次調査区の「長」は略字である。

「中」は 10 点ある。出土地区は河川跡 5 点、東西大路 3 点、南 1 西 2 区 2 点で、河川跡と東西大路に多めに分布する。河川跡では 8 層以下が 4 点と多い。東西大路と河川跡のものとで器種・器形・墨書の記入部位などに偏りはなく、ともに土師器・須恵器を問わず坏に墨書される。記入部位は体部に正位での記入が 5 点あるが、底部、内面底部、体部と底部の 2 ケ所にあるものもありやや多様である。破片資料が多く同筆の可能性のあるものは見出せなかった（第 203･207 図）。多賀城跡第 37 次調査区、山王遺跡八幡地区などに類例がある。

次に 10 点以下の出土ではあるが分布･書体など注目されるものを述べる。「太」は 8 点ある。出土地区が東西大路 3 点、河川跡 3 点、南 1 西 2 区 1 点、その他 1 点で、河川跡と東西大路に多めに分布する。東西大路の 3 点は西 2 道路Ｂ期西側溝の出土で、すべて須恵器坏の体部（内面も含む）に横位で書かれ、4 画目が長い特徴（第 203 図）がある。ただし、各々違いもあり同筆ではない。河川跡では 2 点が 10･11 層に属している。墨書 2746 は筆慣れた書き方といえる。「太」は一般によくみられる墨書で吉祥句といわれる。周辺遺跡では多賀城跡第 37 次調査区、山王遺跡八幡地区、市川橋水入地区に類例がある。

「善」は 6 点とも河川跡出土で、8～12 層からの出土が 4 点と多い。すべて土師器坏だが、記入部位は底部、体部に正位、倒位などやや多様である。同筆の可能性のあるものは見出せなかった(第 207 図)。「善」は一般によくみられる墨書で吉祥句とされる。多量の出土例としては福島県上吉田遺跡があるが、本遺跡周辺での出土例はない。

「得」は 6 点ある。出土地区が南 2 西 1 区 4 点、東西大路 1 点、その他 1 点で、南 2 西 1 区に多めに分布する。同区ではＳＤ1602 以南に分布し、3 点がＳＥ1606 から出土した。「得」は 1 点を除き土師器坏の体部に正位で書かれている。いずれも草書(第 206 図)で、この種の「得」は周辺遺跡では未確認だが、東日本の集落遺跡ではしばしば確認されている(平川　1991)。なお「得」は吉祥の意が濃厚である。

「守」は 5 点のうち 4 点が南 1 西 2 区南東部から出土した。他の 1 点も近接の南 1 道路北側溝出土である。南 1 西 2 区の墨書土器全体のあり方からみて「守」の分布は特異である。器種・器形・記入部位は土師器・須恵器坏の体部に正位のものが 4 点、須恵器坏の底部が 1 点ある。書体（第 204・205 図）は行書あるいは草書である。墨書 610 はかなり筆慣れた書き方といえる。周辺遺跡に類例はない。「守」は吉祥の意、国守の意どちらも考えうる。

上にあげた文字以外で一般に吉祥句あるいはその意味が濃厚とみられるものに「上」「吉」「祥」「天」「賀」「新」「永」「広」「成」「福」「来」がある。「永」「来」は変形した字体である(第 203 図)。また、則天文字の影響をうけて書かれた（平川　1991）可能性のあるものに「而」がある。その他、1 字墨書のなかには「上」「下」「常」「毛」「伊」「今」「占」「福」「本」「木」「生」「大」「田」など、ヘラ書・

刻印などの文字瓦と共通する文字もみられる。だが、墨書土器と文字瓦との遺物上の違いや文字の記入方法・場所などの違い、両者各々で各文字の意味が十分に特定されてない（註 6）ことなどからみて、両者に共通する文字をただちに関係づけることはできない。

ｈ．習書（第 203・204 図）

15 点ある。出土地区は北 1 西 3 区 14 点、東西大路 1 点で、北 1 西 3 区ではＳＫ541 から 8 点、ＳＩ579 から 5 点、遺構確認面から 1 点が出土した。東西大路の 1 点は西 2 道路G期西側溝からの出土で北 1 西 3 区に近い。習書はすべて土師器坏に書かれている。墨書 1855 は「郷」や「大」などの文字を習書しているが、他は文字の習書というより筆慣らしとみられる。

ｉ．記号（第 203～205・208・214 図）

14 種 73 点がある。10 点以上のものもあるが各種少数の出土が多い。出土地区は調査区全域におよび、河川跡・東西大路の出土がやや目立つ。意味を特定できるものはほとんどない。10 点以上のものと注目されるものを述べる。

Ｖ字状記号は 20 点ある。出土地区は東西大路 12 点、北 1 西 3 区 2 点、南 1 西 2 区・南 2 西 1 区・河川跡各 1 点、その他 2 点で東西大路に多く分布する。同部分ではC期側溝からの出土が 6 点と目立つ。須恵器坏が 17 点と主体をしめ、内面も含め体部に倒位での記入が多い。意味は不明である。1～2 画で書かれ、同筆の可能性のあるものはなかった。

「#」は漆書 2 点を含め 13 点ある。また線刻のものが 4 点ある。出土地区は東西大路 8（1…線刻）点、北 1 西 3 区 2（1）点、南 1 西 2 区 3（2）点、河川跡 2 点、その他 2 点で東西大路に多く分布する。同部分ではC期側溝からの出土が 5 点と目立つ。河川跡 2 点は 11・12 層出土である。須恵器坏が 17 点と主体をしめ、記入部位は体部、底部、内面など多様である。「#」で一括したが縦・横が各 3 本、各 4 本、3 本と 2 本、4 本と 3 本のものもある（第 205 図墨書 519、第 203 図墨書 1975、第 214 図ヘラ書 1551・1556）。縦・横各 2 本のものが 13 点で基本形態とみられる。近年「#」は民俗例から魔物も迷う迷路の意で、古代以来呪符に用いられる魔除けの記号と指摘されている(平川　1991)。周辺遺跡では山王遺跡千刈田地区、市川橋遺跡水入地区に類例がある。

Ｘ字状記号は 9 点のうち 8 点が北 1 西 3 区ＳＩ579 出土である。1 点を除き土師器坏の体部に正位で墨書されている。意味は不明である。3～4 画で書かれ、同筆の可能性のあるものはなかった。

以上の他、河川跡 9～12 層出土の土師器鉢に書かれた十字状墨書(第 104 図)が注目される。口縁下部から底部をへて反対の口縁下部に至る線を 2 本、底部で十字に交差させて書いている。鉢を紐でしばるような墨書であり“封”の意かとみられる（註 7）。

ｊ．不明文字（第 203～206・208 図）

17 種 26 点ある。「[illegible]」以外は各 1・2 点の出土である。「[illegible]」と注目されるものについて述べる。「[illegible]」は 8 点出土した。7 点が河川跡、残る 1 点も近接の南 2 道路Ｅ期北西側溝出土である。河川跡では 8～10 層が 4 点とやや多い。「[illegible]」は 1 点を除きすべて土師器坏の体部に正位で墨書されている。意味は不明である。書体（第 204・208 図）は真書とみられるもの(墨書 842・2308・2632)、行書とみられるもの（墨書 2761）、文字の理解が怪しいもの（墨書 2696）があり、いずれも異筆である。その他、注目

されるものとして「冇」がある。「冇」は河川跡10層出土の須恵器坏の体部に横位で墨書されている。意味は不明だが、字体からみて則天文字の影響で書かれた（平川　1991）可能性がある。

k．人面墨書土器（第209～212図）

人面墨書土器は可能性のある小片も含め人面のみが書かれたものが96点、人面と文字が書かれたものが6点ある。本遺跡周辺では砂押川、多賀城跡第47次発掘調査（外郭線西辺中央部）で出土したことがあるが、多数の出土は本調査がはじめてである。

人面のみの墨書土器の出土地区は河川跡68点、東西大路20点、北1道路3点、南1道路・北1西3区・南1西2区・南2西1区・南区画外各1点で、河川跡と東西大路から集中的に出土している。河川跡での層位的分布（遺物編第70表①）は河川跡墨書土器の全体的な傾向とほぼ同じで、A期に多く10～11層での出土が目立つ。10～11層のものは土器自体の残存もよい。東西大路側溝ではF期以前の側溝から18点が出土し、C期が8点とやや多い。人面墨書の器種・器形は土師器甕91点、須恵器坏5点である。土師器甕はロクロ調整の甕がほとんどで非ロクロ調整のものは極少数である。器高が20㎝近いものもあるが、8～9㎝程度のものが多く、総じて小型である。須恵器坏は底部資料3点のうちヘラ切り無調整のものが2点、糸切り無調整のものが1点ある。

人面は胴部あるいは体部に正位で書かれるものが主体をしめるが、胴部に倒位で書かれたもの（墨書2865）、底部にあるもの（墨書2841）、内面にあるもの（墨書854）も各1点ある。顔の書き方は筆慣れた書き方で丁寧に書くもの(墨書2860・1000・2895)、やや雑なもの(墨書1865・350・930など)、記号的に省略して書くもの（墨書2865）など様々で同じ顔はない。すました表情が多いが、一部に涙を流す泣き顔とみられるもの(墨書1139・1600・2896)もある。また、各個体における人面の数は数えられる12点のうち1面が4点（墨書854・2865・2841・2896）、2面が6点（墨書1865・350・2895・930・2874・2802）、3面が1点（墨書1000）、4面が1点（墨書2860）で2面のものが多い（註8）。2面のものは2つの顔が土器の表裏になる位置関係をとる。また、4面のものは第1面（註9）と裏の第3面の顔が大きく眉目も横に長く書かれるのに対し、第4面はやや低い位置に書かれ、顔が小さく眉目も垂れている。第2面は不明だが、第1・3面と第4面との違いからみてまず第1・3面を書き、次に余白に第2・4面を書いたとみられる（註10）。

人面墨書土器は身中の罪穢を気息とともに壷に封じ込め、祓い去ろうとするもので、穢をとりつけた土器は河川や道路側溝、運河などに投じられたとされている(金子　1985)。書かれる顔は2面が一般的である。本調査の人面墨書土器も河川と道路側溝からほとんどが出土し、顔も2面が多い。一般的な傾向と合致する。よって、祓の祭祀に用いられたものとみて問題ない。

人面と文字のある6点は河川跡出土で、層位は1点を除き9世紀前半以前の10～12層に属する。土師器甕、須恵器坏が各3点あり、いずれも胴・体部に書かれている。墨書2880は10層出土土師器甕の胴部4面に墨書がある。第1・3面は人面とその下に「大□□」「大□」とあり、第2・4面は人面がなく「大□告カ□」「大斤□」とのみ記されている。どの面も最後の「□」は文字でない可能性もあり、内容は不明である。なお、この甕は非ロクロ調整である。墨書1023は3～4層出土の土師器甕で「和尓部福万」の人名が書かれている。図化しなかったが同一個体とみられる小片に人面の墨書がある。

墨書 2870 は 10 層出土の土師器甕で手を広げた全身像と「物部古□」の人名が書かれている。墨書 2850 は 10～12 層出土の須恵器坏で人面の髭の一部と「山」の文字がある。文字の意味は不明である。墨書 2663 は 10 層、墨書 2803 は 11 層出土である。ともにヘラ切り無調整の 9 世紀前半代の須恵器坏である。人面は 2 つ書かれ、平面的に 2 つの顔はほぼ 90 ° の位置関係にある。文字は顔と顔との間隔が広いほうに書かれ、2663 が正位から横位に変えつつ左回りで「室子女代千相収」、2803 が横位で右回りに「丈部弟虫女代千収相」と書かれている（註 11）。「室子女」「丈部弟虫女」は人名、「代」は静岡県伊場遺跡の「海マ屎子女形」墨書土器や千葉県北海道遺跡の「丈部乙刀自女形代」墨書土器などの例からみて、身代りの意、すなわち形代の意ととらえられる。「千相収」「千収相」の意味は同じとみられるが、現時点ではよい解釈がつかない。だが、「相」にはかたち、すがた、ようす、ありさまといった意味があり、“ 相を収む ” とはそういったものを土器の中に収めたの意とみられる。したがって、文全体としては「室子女」「弟虫女」の身代りに彼女らを示すような諸相を収めたの意ではないだろうか。ところで、先にあげた伊場遺跡の墨書土器は墨書の内容から祭祀用の形代と位置付けられているが、上記のような解釈から墨書 2663・2803 もほぼ同じ位置付けが考えられる。2663 の「代」は特に強調して書かれているが、それはこの土器、及びその内容物が祭祀における形代（身代り）として強く意識されたことの表れであろう。2663・2803 は形代として河川に流されたものと思われる。（補註）

人面と文字の墨書土器はいずれも河川跡出土であり、文字の内容は人名 2、人名＋「代」＋「千収相」2、不明 2 である。これらは出土遺構、人名を付す人面墨書土器の類例があること、人名＋「代」＋「千収相」のものが形代とみられることなどから人面のみのものと同じく祓の祭祀に用いられたものと思われる。

B　墨書の分布と各地区

a．墨書の分布

第 20 表は 10 点以上出土の墨書と少数だが特徴的な分布を示す墨書の分布状況を地区ごとに示したものである（註 12）。これによると各墨書は調査区全体に散在するのではなく、各々特有な分布を示す。地区ごとにまとめると以下の①～⑥のようになる。

	東西大路	北 1 西 3 区	南 1 西 2 区	SD1602近辺	河川跡	その他	小計
人面墨書	20	1	1		68	6	96
川	8		54		2		64
藤					27	1	28
大	15		5		2	1	23
宇多＋α				12	9		21
祈	3	1	17				21
V字状記号	12	2		1	1	4	20
定	5	12	2		1		20
宮	5	6	5		1	1	18
#	8	2	3		2	2	17
習書	1	14					15
合					14		14
田		3	2	3	5		13
木	1	5	1		6		13
生	4	7			1		12
長				8	3		11
中	3		2		5		10
X字状記号		8	1				10
太	4			1	3		8
得					7	1	8
人名	3				4		7
善					6		6
地名	1		3		2		6
守			4			1	5

第20表　主要墨書分布表

①東西大路に多いもの　　人面墨書、人名、V字状記号、大、中、太、#
②河川跡に多いもの　　人面墨書、人名、藤、合、善、長、中、太、木、侍
③ＳＤ1602 部分に多いもの　　人名（宇多＋α）、長
④北１西３区に多いもの　　X字状記号、定、生、木、習書
⑤南１西２区に多いもの　　地名、川、忻、守
⑥その他　　富、田

①～③は東西大路・河川跡といった人工的あるいは自然的な大溝に集中するもの、④・⑤は北１西３区、南１西２区といった道路遺構で仕切られる区に多いものである。重複するものもあるが、ほぼ地区ごとに異なる墨書が分布している。①から順に分布・年代などをより詳しくみてみよう。

①の墨書を細かくみると人面墨書、V字状記号、「#」「大」はC期側溝からの出土が目立つ。C期は墨書土器の比率（遺物編第 67 表③）が高い 9 世紀前葉の側溝である。人名、「中」「太」は同部分での出土が少数のため時期的な特徴はとらえられない。②の墨書についてはどの墨書も 8～12 層からの出土が多い。この状況はやや範囲が広いが、河川跡の 9～11 層で一段と墨書土器の比率（遺物編第 70 表②）が高いことを反映するとみられる。9～11 層は 9 世紀前半に属し 8･12 層はその前後の時期である。③の墨書については人名(宇多＋α)、「長」ともにＳＤ1602Ｂからの出土が多い。ＳＤ1602Ｂは 9 世紀後半には埋没した遺構である。

④の墨書を細かくみると、X字状記号はこの区南東部のＳＩ579 に集中する。ＳＩ579 は 10 世紀前葉の遺構である。「定」は南東部のＳK541、ＳＩ560、ＳB588 など 9 世紀後半の遺構にみられる。「生」は中央部のＳK844、ＳE502 にみられ、ＳK844 が 9 世紀前半、ＳE502 が 10 世紀半ば以後の遺構である。ただしＳE502 の「生」の土器自体は 9 世紀前半のもので同遺構に直接伴うものではない。「木」は河川跡にも分布するが北１西３区のものとは書き方･年代などが明確に異なり、各々別個の一群と考えられる。北１西３区の「木」は中央部のＳK503･507 など 10 世紀前半の遺構から出土している。習書は南東部のＳK541、ＳＩ579 など 9 世紀後半から 10 世紀前葉の遺構に集中する。上記のような各墨書を分布と年代に注目して整理すると、南東部では 9 世紀後半に「定」と習書、10 世紀前葉にX字状記号と習書、中央部では 9 世紀前半に「生」、10 世紀前半に「木」といった様相となる。この様相から各墨書は区内でも限定的な部分に分布し、年代的にも各々特有のあり方を示すといえる。なお、「定」「生」については第 20 表によると東西大路でもやや多くみられるが、集中的な分布はそこをほぼ限りとし他の地区まではあまり広がらない。

⑤の墨書を細かくみると、地名はこの区中央部のＳD1020Ａ･Ｃ、ＳK2051 にみられる。ＳD1020ＡとＳK2051 が 9 世紀前半、ＳD1020Ｃが 10 世紀前半の遺構である。ただしＳD1020Ｃの地名の土器自体は 9 世紀前半のもので同遺構に直接伴うものではない。「川」は中央部のＳB1176、ＳE2034、ＳD1020Ａ～Ｃ、ＳK1004･1030･1062･1068･2019･2051 などに集中的にみられ、特にＳD1020 が計 28 点と目立つ。年代的には 9 世紀前半から 10 世紀半ばまで存在する。「忻」もＳK1030･1032･2009･2019 など中央部に集中してみられ、ＳK2019 が 8 点と目立つ。年代的にはＳK1032･2009･2019 が 9 世紀後半、ＳK1030 が不明であり、北西部のＳE50 も含めると 9 世紀後半の遺構に多い。「守」は南東部のＳB1245、

ＳＥ1434･3026 にみられ、ＳＥ1434 が 9 世紀後半、ＳＢ1245、ＳＥ3026 が 10 世紀前半の遺構である。上記のような各墨書を分布と年代に注目して整理すると、中央部では 9 世紀前半に「川」と地名、9 世紀後半に「川」「忻」、10 世紀前半に「川」、南東部で 9 世紀後半と 10 世紀前半に「守」といった様相となる。この区でも各墨書は限定的な部分に分布し、年代的にも各々特有のあり方を示すといえる。特に 9 世紀後半以降に中央部と南東部とで明瞭に墨書に違いがあるのは興味深い。なお、「川」「忻」については第 20 表によると東西大路でもやや多くみられるが、集中的な分布はやはりそこをほぼ限りとし他の地区まではあまり広がらない。

⑥の墨書のうち「富」は 2 点を除き東西大路部分とそれに面する区に平均的に分布する。細かくみると東西大路部分では道路構築以前のＳＫ410 とＤ・Ｈ期側溝、北 1 西 3 区では南東部のみにあり 9 世紀前半のＳＥ660、9 世紀後半のＳＤ581 とＳＸ772、10 世紀前半のＳＢ595、不明のＳＫ619、南 1 西 2 区では北西部 9 世紀前半のＳＫ8、中央部 9 世紀前半のＳＫ2051、9 世紀後半のＳＤ1020Ｂ、10 世紀前半のＳＢ1183 にみられる。このように「富」は分布が広く年代的にも各地区で幅が広い。こうしたあり方を示すのは「富」が最も一般的にみられる吉祥句である（註 13）ことによる可能性が強いと考えられる。「田」も「富」同様広く分布し、年代的にも多様な様相を示す。しかし、内容が不明なので「富」のような位置付けは今のところできない。

以上をふまえ各墨書の分布を総体的にみると①～③が人工的あるいは自然的な大溝に集中するもの、④・⑤が道路遺構で仕切られる区に多いものであり、地区ごとにほぼ異なる墨書が分布する。④・⑤のなかには他の地区に分布が及ぶものもあるが、それはその区が面する道路遺構（東西大路）までであり、道路を隔てた他の区まではあまり広がらない。したがって、各墨書の分布は東西大路・河川跡などの大溝やそれらによって仕切られた区に規制された分布状況にあるといえる。また、各地区での分布や年代を細かくみると、各墨書は限定的な部分に分布し、年代的にもそれぞれ特有である。こうしたあり方は各地区内での場の使いわけや年代的な特徴を反映すると考えられる。特に④・⑤における南東部と中央部とでの墨書の違いは区内での場の使いわけを示唆する。遺構的には④でＳＤ553、⑤でＳＤ1020 がそれぞれ南東部と中央部をわける施設とみられ、各墨書は区内でもそれらに規制された分布状況にあると考えられる。

ｂ．墨書の分布・内容と各地区

各墨書は河川・東西大路側溝などの大溝、道路遺構で仕切られた区、区内の区画施設などに規制された分布をもつ。その特質を逆手にとれば墨書土器から各地区の性格を考えることも可能である。ただし、それには墨書の意味が明確でなければならない。前項①～⑥の墨書のうちその条件に耐えるのは①・②の人面墨書、①～③の人名、⑤の地名程度であるが、これらを手がかりに河川跡、東西大路、ＳＤ1602Ｂ、南 1 西 2 区の特徴の一端を検討する。

(ア)河川跡と東西大路

内容上注目されるものに人面墨書土器、呪符、人名の墨書がある。人面墨書土器は身中の罪穢を気息とともに壷に封じ込めて祓い去るもの、あるいは形代であり、祓に用いられた祭祀具である。その分布は河川跡と東西大路に集中し、他の地区からの出土は少数である。河川跡と東西大路では 10～11

層、C期側溝からの出土が目立つ。呪符は河川跡10層出土で病気平癒を願った内容と考えられる。内容からやはり祓の祭祀に用られたものとみられる。人名の墨書は調査区全体で東西大路、河川跡、南2西1区SD1602部分など人工・自然的な大溝のみに分布する特徴(第20表)がある。この分布状況は人面墨書土器の分布と類似性がある。河川跡の人名の墨書は13点のうち6点が9〜11層に集中しており、層位的にも人面墨書土器と類似性がある。人名の記載の点でも両者には類似性があり、さらに人名の墨書では「宇多＋α」のような省略がみられるが、人名を付す人面墨書土器でも「室子女代千相収」のような名前の省略がある。このような分布、人名の記載、人名の省略の類似性からみて本遺跡での人名の墨書土器の意味・用途は人面墨書土器と同じである可能性が強い。

人面墨書土器、呪符、人名の墨書は可能性のあるものも含めて祓に用いられた祭祀具と考えられる。これらの出土層位・時期は河川跡で10〜11層、東西大路でC期からの出土が目立つ。同層位・時期の年代は9世紀前半である。河川跡同層位では少数だが人形、馬形、鳥形、蛇形などの祓に用いられる木製祭祀具も出土している。これらの出土遺物から9世紀前半に河川跡と東西大路では祓の祭祀が行なわれたと考えられる。詳細な内容・性格は不明だが、河川跡と東西大路側溝といった出土遺構、人形・馬形・呪符・人面墨書土器といった祭祀具の種類から律令制的な祓の祭祀の可能性もある。その場合、想起されるのは諸国大祓である。中央では毎年6・12月の晦日に大祓が行なわれたが、諸国でも践祚大嘗祭や天下の疾病・災害の際に臨時に行なわれることがあった。『延喜式』の大祓祝詞によれば祓は「大川道」で行なわれることになっており、本遺跡での祓の祭祀具の分布と一致する。ただし、本遺跡の祓の祭祀具の出土量は河川跡と東西大路の全体の遺物量やその種類と比較すると少数にすぎない。また、律令制的な祭祀遺物の出土が各地で増加しているとはいえ、諸国大祓の実態はまだほとんど明らかではない。したがって、本遺跡の祓の祭祀具を諸国大祓に伴うものとの即断は難しく、現段階で詳細は不明とせざるをえない。

ところで、上記のもの以外にも河川跡・東西大路からは多量の墨書土器が出土している。なかには一般に吉祥句とされる内容のものや“封”の意とみられる墨書もあるが、大部分は意味の限定できない墨書である。これらについても人面墨書土器などとの共伴から祓の祭祀具とみる余地はある。しかし、本遺跡同様河川跡から坏類を中心に墨書土器を多く含む大量の土器が出土した福島県上吉田遺跡（佐原・藤谷　1990）や宮城県藤田新田遺跡（村田　1994）では、集落内で多量の墨書土器を必要とする祭祀が行なわれ、その終末の姿として河川流路に墨書土器が投棄されたことが指摘されている。木製祭祀具、形代の墨書、多数の1字墨書の出土など本遺跡と類似性の高い静岡県伊場遺跡でも1字墨書の吉祥句や呪語を広義で祭祀に使用されたものとする(斎藤ほか　1980)。また、河川跡・東西大路出土墨書土器には官司名「厨」や貢進文書「□物代進上」といった祭祀とは無関係に廃棄されたとみられるものもある。したがって、これら意味を限定できない各墨書土器については祓の祭祀具の他に、広義で祭祀に使用され最終的に河川跡・東西大路に廃棄されたもの、祭祀とは無関係に廃棄されたものなどの可能性も考えられる。意味が限定できない以上、墨書の内容からその特定はできない。

(イ)南1西2区

墨書の内容上注目されるのは地名の墨書である。地名の墨書は調査区全体では6点出土している。

その内容は本遺跡が属す宮城郡を示すものだけでなく「賀□美カ」「曰理」など離れた地域の郡郷名もある。自明である宮城郡を示す墨書があるのも他の郡郷名の存在をふまえて識別のためと考えられる。こうした各種地名墨書の出土は、各地からの集合という意味で平城京の各国荷札木簡の出土と通じるものがあろう。本遺跡は多賀城のすぐ南西部に立地しており、各種地名墨書の存在は国衙周辺に陸奥国の各地から人や物が集まっていたことを示すと考えられる。その場合、特に注目されるのが南1西2区中央部ＳＤ1020関係遺構の3点である。これらは「宮城」「賀□美カ」「曰理」という異なる地域を差す墨書にもかかわらず、ＳＤ1020関係遺構という極めて狭い範囲から出土した。遺構の年代は「宮城」「曰理」のＳＤ1020Ａ、ＳＫ2051が9世紀前葉、「賀□美カ」のＳＤ1020Ｃが10世紀前半代に属するが、「賀□美カ」の土器自体は9世紀前半代のものとみられる。したがって、9世紀前半代の南1西2区中央部は各地域からの人・物の集合を最も考えうる場といえる。

(ウ) ＳＤ1602Ｂ

ＳＤ1602Ｂでは「宇多＋α」「長」が目立って出土している。ともに河川跡にも分布がみられる墨書である。「宇多＋α」は人名であり、(ア)での検討から祭祀具の可能性が考えられる。「長」は一般に吉祥句とされることの多い墨書で河川跡でも9〜12層に分布している。よって、内容的には祭祀に関わる墨書の可能性が強いとみられる。両墨書とも祭祀に関わる可能性が強い墨書である。だが、ＳＤ1602Ｂでは他に明確な祭祀遺物がみられない。したがって、それらを祭祀具と特定するのは容易ではない。

Ｃ　多賀城周辺の墨書土器

ａ．多賀前地区の特徴

分布と内容を中心にみる（註14）と、分布については東西大路周辺と河川跡及び東西大路に面した区に多いこと、地区ごとに墨書土器が集中する部分があること、各種の墨書は特有な分布を持つことなどの特徴がある。これらの特徴から墨書土器は河川・東西大路側溝といった人工・自然的な大溝、道路遺構によって仕切られた区、区内における区画施設などに規制された分布状況にあるといえる。内容については極めて多種類の墨書があり、その大勢をしめるのが意味の限定できない1字墨書であること、少数だが官衙関係の墨書や各種地名の墨書もあること、祓に関係する墨書土器があることなどがあげられる。1 字墨書が大勢をしめる様相は集落遺跡的といえる(吉岡　1984)。しかし、一般の集落遺跡での墨書の種類はそれほど多くなく、しかも各集落で特定の文字が多数出土する傾向がある。県内では例えば南小泉遺跡の墨書土器55点のうち40点が「比」であることなどが好例である。したがって、本調査出土墨書土器は1字墨書が多い点で集落遺跡的であるが、官衙関係の墨書や祓に関係する墨書も含め内容が極めて多種類に及ぶ点で一般の集落遺跡とは様相が異なる。

ｂ．多賀城周辺の出土状況

多賀城及びその周辺ではこれまで950点以上の墨書土器が報告されており、本調査での1702点を加えると2700点近い量となる。これだけの墨書土器が多賀城周辺という比較的狭い地域で出土した例は県内にはむろんなく(註15)、全国的にも都城跡を除げば有数の出土量といえる。既報告の墨書土器の

	遺跡名	地区	点数	主要な墨書
多賀城内	多賀城	政庁	6	糞、文、東、○、ナ、(吉)…各1
		大畑	69	厨…4　曹司、政□所カ、南館、信夫、階上、石□団カ、□成番、名大首、介…各1
				賀、選…各4　午…3　万…2　生万、火□、犬甘、田人、福入、傳、室、有、七、仇、加、刑、天、右…各1
				器、王、辛、斎、足、漆書記号…各1
		作貫	10	厨…1　井…2　新、嶋…各1　大…2
		五万崎	8	大刀、内、坏、人、団…各1
		鴻ノ池	2	得、山…各1
		金掘	3	鎮、平、市…各1
		その他	27	厨…5　大垣、他田□、佐、本□、土、吉、上、足、刑、人、万、人面墨書…各1
	小計		125	
東西大路周辺	山王	千刈田	9	高、(厨)、(志)、(#)、(#)・(#)…各1
		東町浦	52	(大)…4　(王)、(生)…各2　観音寺、(丈部成)、(加生)、子、互、土、井、仁、十、(浄)、(原)…各1
				(並)、(山)、(茂)、(斯)、(上)、(本)、(又)、(田)…各1
		西町浦	1	
		多賀前	7	厨・×、原…各1
		山王三区	2	
	市川橋	水入	125	福…11　大…6　田、(川)…各4　方、万…各3　山、木、十、文様、戯画…各2　郡進…1
				金・鍾・午・十、先・一、□林、上、石、丸、子、寺、家、恵、入、岡、秋、並、(藤)、十・十…各1
		高平	107	尾張…4　十…3　長、(勢)、記号…各2　間間・尾、位・上、□マ、宮、宮・□、万・□、井酒、水鉢…各1
				矢田、木口、□八、得□、往(応)、前、造、文、井、伊、甲、月、足、禾、丈、人、太…各1
				大、中、財、生、(秋)…各1
	多賀城	22次	13	木、毛、(吉)…各1
	小計		316	
方格地割内	山王	八幡	43	本…5　又…3　財…2　本・(十万)、(富田)、(厨)、(安本)、□富、丈、太、日、中、定、(足)…各1
	多賀城	37次	395	定…25　□足カ…22　標、十…3　名取、生、宮、太、寛…各2
				文書、□奈、□□横山カ、厨、足、財、甲、中、長、吉、広、亘、宋、全、冊万、万、十・墨面、墨画…各1
	市川橋	砂押川	30	人面墨書…5　梨本、文…各2
				田中、北家、上毛、大品、厨、太、内、上、原、足、土、逢、井、正、潤、主、中、吉、十…各1
	小計		468	
方格地割外	多賀城廃寺		6	黒川、花會、寺□所カ、□寺カ村、寺、置…各1
	館前		2	厨…2
	高崎		24	有此、大□、千□、(十万)、介、廿…各1
	新田		1	(大)…1
	鴻巣		3	十…2
	燕沢		14	山部…8　讃院□、天、宗…各1
	郷楽		4	厨、大…各1
	小計		54	

第21表　多賀城周辺の墨書一覧表

出土状況を示した第21表(註16)をみると多賀城跡での出土はむしろ少なく、東西・南北の道路がはしる城外南面からの出土が圧倒的に多い。なかでも東西大路周辺（註17）での出土が目立ち、山王遺跡東町浦地区で50点以上、市川橋遺跡水入・高平地区で各々100点以上出土している。これらの地区の調査面積はそれほど広くなく、墨書土器の分布は濃密とみられる。東西大路から離れた地区をみると最も広く調査が及んだ山王遺跡八幡地区では面積のわりに少なく、分布が希薄である。多賀城跡第37次調査区からの出土はかなり多いが、そのほとんどは多賀城跡と砂押川とを結ぶ堀河とみられるＳＤ1221大溝から出土しており、平城京の東堀河や本調査の河川跡での墨書土器出土量の多さをみると第37次調査区の多さもＳD1221大溝が堀河であることによる可能性が高い。むしろ八幡地区での出土状況が東西大路から離れた地区一般のあり方と考えられる。

既報告の墨書土器の内容をみると、多賀城跡では意味の限定できない１字墨書も多いが「厨」「曹司」「政□所カ」「南館」「大垣」など施設名や「□成番」といった勤務関係の墨書とみられるもの、「信夫」「階上」「石□団カ」といった国衙であるがゆえにみられる墨書が出土量のわりに目立つ。官衙的様相が

強いとみられる。一方、城外南面では「郡進」「観音寺」「厨」「名取」「尾張」など文書・施設名・地名もあるが、それらは絶対量に比すれば少数であり、多種類に及ぶ意味の限定できない1字墨書が大勢をしめている。そのなかには多賀城跡第37次調査区の「定」、市川橋遺跡水入地区の「福」のようにその地区で数多く出土する墨書もある。また、「大」のように山王遺跡東町浦地区、市川橋遺跡水入・高平地区といった東西大路近辺に多い墨書もある。

以上のような既報告の多賀城跡及び城外南面の墨書土器のあり方をまとめると、分布については城外南面での出土量の多さ、東西大路周辺での濃密さと離れた地区での希薄さを、内容については多賀城跡での官衙的様相の強さ、城外南面での多種類に及ぶ1字墨書の存在、少数の官衙的色彩の墨書の存在、特有の分布をもつとみられる墨書の存在などを指摘できる。城外南面における様相は本調査での様相と同じである。したがって、本調査における墨書土器は城外南面の墨書土器の様相のなかにそのまま位置付けられる。

c．城外南面の墨書土器

本遺跡の墨書土器は1字墨書が多い点で集落遺跡的だが、それが極めて多種類である点で一般の集落遺跡とは様相が異なる。この点について県内及び東日本の集落遺跡の墨書内容も参考に検討する。

第 22 表は県内の集落遺跡等の墨書土器を多賀城跡南面の墨書との共通性といった視野も加味してまとめたものである(註18)。70遺跡420点をあげている。ちなみに多賀城以外の官衙遺跡も含めると77遺跡538点となる。一方、多賀城跡及びその周辺の墨書土器の総数は2665点である。したがって、県内の墨書土器は現段階で多賀城周辺、なかでもその南面に集中している状況にある（註19）。

県内における集落遺跡等の墨書土器の内容をみると各遺跡とも種類は少なく、多い遺跡でも10種類程度にすぎない。複数字の墨書はあまりみられず、意味不明の1字墨書が多い。遺跡によっては南小泉遺跡の「比」、青木遺跡の「上」、東山遺跡の「万田」、元袋遺跡の「太」、宮下遺跡の「林」などその遺跡で集中的にみられる墨書もある。したがって、各遺跡の墨書内容は集落遺跡における一般的なあり方を示している。ところで、各遺跡の墨書には城外南面の墨書と共通するものが多い。表にあげた墨書は96種あるが、半数近い44種が城外南面でも見出すことができる。先にあげた南小泉遺跡の「比」などの墨書は城外南面にもある。東山遺跡の「万田」はないが「子田」ならある。

東日本の集落遺跡の墨書土器については平川　南氏により、一般的傾向として限定されたわずかな文字を共通して記すこと、字形も類似することが指摘されている(平川　1991)。それによると東日本各地(註20)の20遺跡205種の墨書のうち2遺跡以上で共通するものは83種、5遺跡以上では30種あるという。そのうち同氏が表で掲げた93種については城外南面の墨書と61種が共通している。また、5遺跡以上共通する30種についても25種が城外南面でも見出だすことができる(註21)。一方、字形の類似の点でも同氏があげた「千万」(合わせ文字)や「得」の字形が城外南面の墨書にもみられる(第 206・208図)。

以上からみて、城外南面の墨書の内容は県内・東日本における集落遺跡の墨書と共通性が高い。この共通性と多種類である点から城外南面の墨書は県内・東日本の集落遺跡の墨書を一同に会したような様相にあると指摘できる。このような様相を呈すのは城外南面が国衙を中心とした都市とみられる

ことによろう。都市は生活・居住空間でもある。故に集落遺跡で典型的な１字墨書が多いのであり、多種類なのは都市における人の集中や分散を念頭におけば理解できる。また、国衙を中心とするから官衙関係の墨書もあるのであり、国衙周辺に各地から人・物が集中するから貢進文書や各種地名の墨書も存在すると考えられる。そして、こうした様相の墨書が各種ごとに河川、道路、区、区内の区画施設に規制された分布状況にあることが城外南面の墨書土器の大きな特徴といえる。

遺跡名	点数	多賀城跡南面の墨書と共通する墨書	その他の主要な墨書
狐塚	3	大1	
小梁川東	3		弥1
小梁川	15	山本2　(丈)・□1	三1
御所内	1		大里1
明神脇	8	曹司2　＋1	二万1　×1
青木	26	上5　工2　村2　大2　仁2　月1	大村2　大里2　肩1　兵1
家老内	25	天2　大2　日2　上1　新1	上井2　新宅2　三2　宅1　旬1　貯1　旬1
欠・持長寺	6	吉1　財1	長田1
二屋敷	2	舎1	玉1
東山	74	子田1　田3　万2	今万田4　万田53　坐1　三1
赤鬼上	1		木□1
台ノ上	2		
炭釜横穴古墳	4		至4
薬坂戸の内	1		判1
桜小路横穴墓	1		
田町裏	3		
西原	1	千1	
耕谷	17	中4	中臣4　臣1　物2　河2
今熊野	2	久1	久信1
清水	5	宮1	
熊野新宮社	4		
後河原	5	人1	臣1
中田畑中	2	富1	
伊古田	2		
下ノ内浦	4	東1　正1	及1
山口	6		物1　渕1
元袋	5	太4	
富沢	6		正1　岡部1
藤田新田	29	木3　賀2　上1　中1　王1　十1	河1
南小泉	55	比40　太4	升1　染1　伸1
一本杉	1	川1	
赤生津	1	山1	
宮下	8	林7	
砂山横穴古墳	1	万1	
新浜B	1		
矢本横穴群	1		大舎人1
箕輪山	1		生万1
関ノ入	4	(川)1	仏1
中峯	3	吉1	
亀岡	1		
亀井囲横穴群	28	広7　山1	徳5　上椅所2　椅所2　椅1　坐1　盈1　×2
混内山横穴	1		賀下1
山畑装飾横穴	7		×7
安藤前	1	由1	
上新田	1		石背1
色麻古墳群	2		
沼崎山	3		俱1
藤屋敷	1		
新谷地北	2		万積1　(□[illegible]集)1
金鋳神	1	丈1	
東館	2	万1	
西手取	2	生1　田1	
手取	1		
玉造	1		琢1
佐内屋敷	7	上1	成1
御駒堂	1		大伴1
宇南	4	大1　有1	
鶴ノ丸	1	(七)1	
大門	1		
清水尻	2	□[illegible]・毛　上1	
川北横穴	1		上田1
荘厳寺	1	万1	
清水海飾洞穴	1		日置1
松田	1	千1	
杉ノ下	1	万1	
高幌	2	主2	
桜館付近	1		
川口幼稚園	1		神1
横森	1		
狐山	1		
峯山	1	十1	
新田前	1	秦1	

第22表　宮城県集落遺跡等墨書一覧表

（2）木簡（遺物編第 215・216 図）

簡略にまとめつつ若干の考察を行なう。木簡は東西大路側溝や河川跡など区外側の遺構からの出土が多い。確実に区内部から出土したものは北１西３区ＳＥ659 の１点のみである。また、区内外を問わず各木簡は単独で出土しており一括性はない。木簡を含む遺構の年代は、東西大路側溝ではＦ期より古い側溝が多く、ＳＤ2000 では 11 層、ＳＥ659 は構築年代が９世紀前半であることから９世紀を中心とする遺構に木簡は多く含まれているといえる。法量は１・11 木簡のように長さが 30 ㎝を越えるものもあるが、各木簡の残存部から全体のバランスをみると、総じて 10～15㎝ 程度の小型のものが多いようである。樹種はモミ属が多く、ヒノキがそれにつぐ。型式は原型の判明しない 081 型式が多いが、材の一端に切り込みをもつ 032・039 型式も４点（4、8、9、12）と目立つ。その他では題籤軸の出土が注目される。以下、これら切り込みをもつ木簡と題籤軸について少し述べる。

切り込みをもつ木簡は荷札であることが多い。4・12 木簡には荷札にみられる日付、あるいは米の荷札によくみられる「五斗」の記載もあり、どちらも荷札とみて問題ない。8 木簡にも日付とみられそうな記載があるので荷札と考えられる。9 木簡の内容は不明だが、切り込みを持つ形状を重視し荷札とみておきたい。これらの荷札はすべて区外側から単品で出土した。ところで、荷札木簡は通常 1 つの荷物につき複数枚がつけられる。このうち消費段階まで残されるのは１枚だけであり、他は収税官司に荷物が納入された時に、はずし集められて検収整理や収税文書の作成に用いられる。検収整理や収税文書の作成に利用された荷札はその収税官司で廃棄される(東野　1980)。こうした荷札のあり方をふまえると、本調査出土の荷札は出土状況からみて消費段階で廃棄された荷札と考えられる。

題籤軸は国府の行政の一端を知り得る遺物として注目されつつある(加藤　1993)。多賀城周辺でも多賀城市による山王遺跡第９次調査（石川・平川　1991）での出土をはじめとして、宮城県による山王遺跡伏石地区の調査（吉野　1993）、本調査など出土例が増えてきた(註 22)。第９次調査の題籤軸には「右大臣殿　餞馬収文」とあり、陸奥国守から右大臣家に送られた餞馬に関する一連の文書が綴られていたとみられる。伏石地区の題籤軸には「解文案」「会津郡主政益□継カ」とあり、会津郡主政が多賀城下で解文の整理にあたっていたことが知られる。これら２つの題籤軸は区内部からの出土であり、記載内容からみて区内部で文書実務が行なわれていたことがわかる。これに対し、本調査のものの内容は不明である。しかし、形状は明らかに題籤軸であり、墨痕もあることから題籤軸として機能したものであることはほぼ間違いない。したがって、これが出土した９世紀前半以後の北１西３区でも、何らかの文書実務が行なわれていた可能性が考えられる。

（3）漆紙文書

7・4・5・6号B漆紙文書について文書の内容・書式・性格・年代などを検討する。

ａ．7号漆紙文書（遺物編第217図）

(ア)オモテ面

オモテ面の本文は『孝経』の三才章八の一節と一致する。『孝経』は人倫の大本である孝道を記述した儒教の経典の１つである。その代表的な注釈書には前漢の孔安国の伝とされる『古文孝経孔氏伝』、後漢の鄭玄の作とされる『今文孝経鄭注』、唐の玄宗の『御注孝経』があるが、オモテ面の注文は『古文孝経孔氏伝』の注と一致する。よって、オモテ面の文書は『古文孝経孔氏伝』孝平章七・三才章八の断簡と断定できる。同書は胆沢城でも出土した（註23）ことがあり、本漆紙文書が２例目となる。なお、律令制下における同書の位置付けを簡略に述べる（註24）と『孝経』は官人養成機関の大学・国学で教授される必修科目である。官人任用試験でも位置付けは同じであり、律令官人として出仕する者は必ず身につけるべき教養書とされていた。注釈書は養老令で孔安国・鄭玄の注と定められていたが、貞観２年（860）に唐制にならい玄宗の『御注孝経』に変更されている（註25）。

第29図は『古文孝経孔氏伝』の古写本の１つ三千院本（京都府三千院所蔵本、建治３年（1277）８月書写）を使用して、文字の並びから本遺跡出土の『古文孝経孔氏伝』（以下、本『孝経』と略す）の体裁を復元（註26）し、あわせて残存状況を示したものである。残存部については本『孝経』の文字を、他の部分は三千院本を利用した。両者の異同、他の古写本との異同は後の第23表に示している。

さて、本『孝経』は孝平章・三才章の二章分にわたって、かなり達筆で書かれている。復元図の本文「曽」からが三才章、それより前が孝平章である。書込みなどはみられない。特徴的なことは、孝平章のすぐ下から改行されずに三才章が書き始められていることである。復元図によると孝平章の最初の文字「子」も行の途中から始まることになるので、同様の書き始め方と前章の存在が想定できる。そのことと書込みがないことからみて本『孝経』は『古文孝経孔氏伝』の一部を書写したものではなく、本来は章立てをしない体裁で全文が書かれた写本であった可能性が強い。

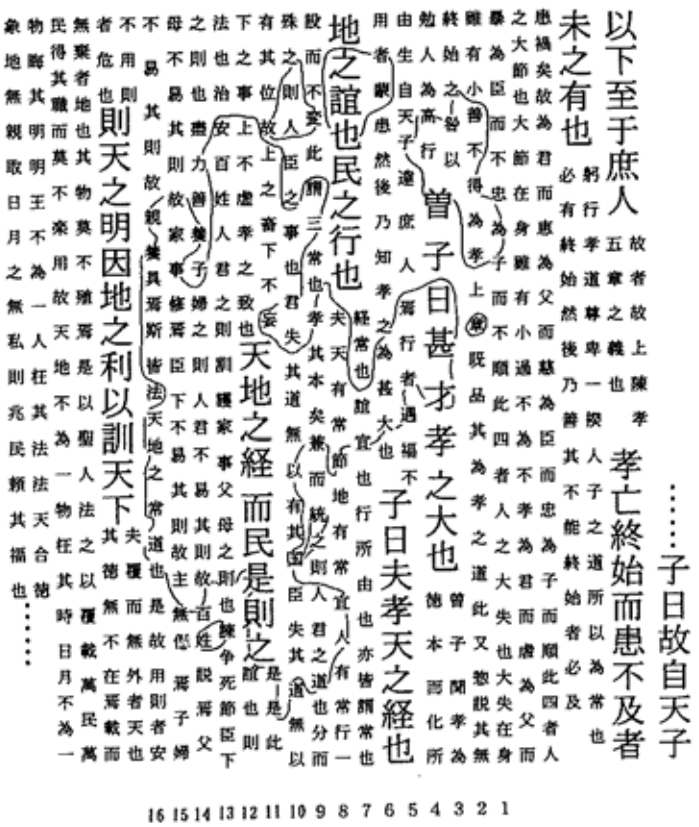

第29図　『古文孝経孔氏伝』復元図

章立てをしない体裁は胆沢城の『孝経』も同じだが、古写本の三千院本や仁治本（仁治2年(1241)清原教隆書写の武田長兵衛氏所蔵本）では一章ごとに章立てをして書かれている。また、本『孝経』の字配りも縦は問題ないが、横の列が必ずしも揃わない。仁治本や三千院本では横の列も揃う。さらに、本『孝経』で確認された界線は押界にすぎないが、仁治本や三千院本は墨界である。章立て・字配り・界線のあり方からみると本『孝経』の体裁はあまりよいものではない。ただし、かなり達筆であることは注意される。本『孝経』の書風は全体に丸みのあるゆったりとしたもので、東北大学今泉隆雄氏、国立歴史民俗博物館平川南氏、奈良国立文化財研究所寺崎保広氏らから、8 世紀前半に遡るようなものではないとするご教示をえた。よって、本『孝経』の書写年代の上限は書風から8世紀半ばといえる。下限は貞観2年に『古文孝経孔氏伝』の立場が『御注孝経』にとって代わられ、それ以後には書写の意義をあまり見い出せないので貞観2年以前と考えられる。

(イ)ウルシ面

記載内容と書式から陸奥国計帳の断簡と考えられる。計帳は律令政府が人民から調庸を収取するために作成した台帳で、毎年作成される文書である。計帳には各戸が提出する手実、手実を集めて国衙で浄書した歴名、歴名を集計して京進する目録がある。このうち本文書は歴名と考えられるが、それをみる前に正倉院に現存する計帳歴名の記載内容を整理しておく。

計帳歴名の記載内容は、一戸ごとに

Ⅰ.「戸主某戸」とある戸主名記載

Ⅱ. 去年の戸口数とその後の異動、および今年の戸口数とその内訳を記した統計記載

Ⅲ. その戸が負担する調・庸等を註した調庸記載

Ⅳ. 戸口の姓名・年令・年齢区分等を列記した歴名記載

Ⅴ. 戸内の異動の事情等を註した別項記載

からなる。このうちⅡ統計記載の今年の戸口数とその内訳については第30図の模式図のような細分した記載がなされる。模式図①～⑧は順番に改行して書かれ、一番下位の項目③～⑤・⑦・⑧については年令別等の細分が割注で付される。また①～⑧は複数の横界線を用い各行の内容に応じて書出しの高さが変えて書かれる。例えば3本の横界線を用いて一番上の界線から①を、二番目の界線から②・⑥を、三番目の界線から③～⑤・⑦・⑧を書出すといった具合である。計帳歴名はこのような記載・

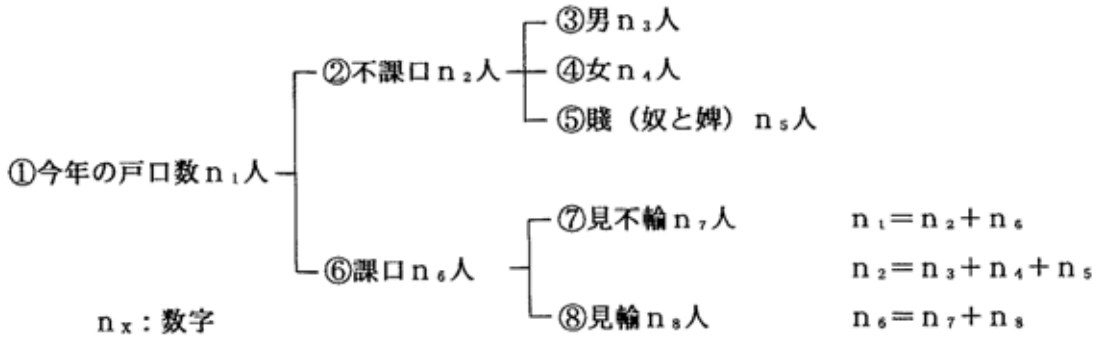

第30図　計帳歴名統計記載模式図

書式をもつが、参考として第 31 図に「天平十二年越前国江沼郡山背郷計帳歴名」（以下、越前国計帳と略す）の抜粋をあげた。抜粋部分にはⅠ～Ⅳの途中までの記載がある（註 27）。傍線部分は本文書の記載と対応する箇所であり、この越前国計帳も参考にしつつ本文書の記載をみていこう。

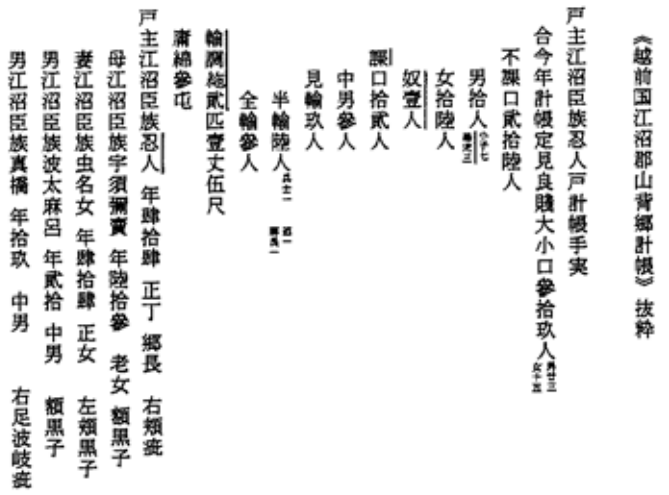
《越前国江沼郡山背郷計帳》抜粋
戸主江沼臣族忍人戸 計帳手実
合今年計帳定見良賤大小口參拾玖人
不課口貳拾陸人
男拾人
女拾陸人
奴壹人
課口拾貳人
中男參人
見輸玖人
半輸陸人
全輸參人
輸調絁貳匹壹丈伍尺
庸綿參屯
戸主江沼臣族忍人 年肆拾肆 正丁 郷長 右頬疵
母江沼臣族宇須彌賣 年陸拾參 老女 額黒子
妻江沼臣族虫名女 年肆拾肆 正女 左頬黒子
男江沼臣族波太麻呂 年貳拾 中男 額黒子
男江沼臣族真橋 年拾玖 中男 右足波岐疵
《後 略》

第31図 「越前国江沼郡山背郷計帳」抜粋

本文書１行目の「黄男」と越前国計帳の「緑児」とは、ともに 3 才以下の男子を指す。「黄」が養老令制、「緑」が大宝令制の用語であり、この記載は模式図③の内訳にあたる。通常は越前国計帳のように割注で書かれるが、本文書では大きさからみて割註ではない。さらに書出しを揃えるための横界線もある。2・3 行目の「奴」「婢」の記載は模式図⑤に対応する。越前国計帳に「婢」の記載がないのはその戸に婢がいないだけである。「奴」「婢」の記載も横界線に書出しを揃えているが、この界線は模式図③～⑤・⑦・⑧を揃える界線とみなせる。4 行目「課」は模式図⑥、今年の戸口のうち課口の数に相当する。「課」も横界線に揃えて書出されており、模式図②・⑥を揃える界線とみなせる。5 行目はⅢ調庸記載の庸に関する記載で「狭布」とは通常の布（幅２尺４寸）より幅の狭い布（幅１尺 8 寸）である。『延喜式』で庸の品目として狭布をあげるのは陸奥、出羽、越後の３国のみである（註 28）。狭布の初見は大同５年(810)、出土資料としてははじめて確認された。5 行目は 4 行目と同じ横界線から書出されており、越前国計帳とは異なるが「山背国愛宕郡計帳」などに同例を見出すことができる。6 行目「麻呂」は人名で、Ⅳ歴名記載の初行に相当する。このように 1～6 行目の記載内容は計帳歴名の模式図③の内訳、模式図⑤・⑥、Ⅲ調庸記載の庸記載、Ⅳ歴名記載の初行に順序よく相当する。横界線も上から 2・3 本目が計帳歴名のあり方と符合する。他の横界線のうち 4 本目は他の計帳歴名に類例がないが、1 本目は 2 本目との 1.5 ㎝という距離からみて模式図①を揃えるもの、5 本目は 3 本目との 8.7 ㎝という距離からみて、Ⅳ歴名記載の年令区分を揃えるものとみなせる。よって、本文書の記載内容と界線のあり方は計帳歴名とほぼ一致するといえる（註 29）。

ところで、本文書には模式図④・⑦・⑧、Ⅲ調庸記載の調に関する記載がみえない。しかし、それは破損等によるものであり、行間距離から存在の推定は可能である。1～2 行目の行間距離は心々で 2.9 ㎝ある。2～4 行目の縦界線の間隔（1.5、1.6 ㎝）からみて 1～2 行目の間に 1 行をとる余裕があり、模式図④の不課口の女性の記載を推定できる。4～5 行目の行間距離は心々で 7.7 ㎝ある。同じく間隔からみて 4～5 行目の間には 4 行をとれる。ここに模式図⑦・⑧の課口の内訳とⅢの調記載が推定される。

以上のような推定も含めて、本文書の記載内容は計帳歴名のⅡ統計記載の不課口男子（模試図③）

の内訳からⅣ歴名記載の初行に及ぶものであり、界線のあり方からも計帳歴名と断定できる。4 本目の横界線に伴う１行目「黄男」の記載方法については類例がないが、本文書を計帳歴名でないとするものではない。割注であるべきものまで横界線に揃えて１行として記載するのであるから、むしろ現存計帳歴名以上に整然とした書式の計帳歴名という評価が可能である。年代は「黄男」の語句から養老令制下の天平宝字元年（757）以降のものとみられる。

(ウ)本来の表裏関係

計帳は調庸収取の台帳であり、律令収取制度の根幹をなす文書である。現存計帳をみるかぎり紙背文書のものはない。また本計帳の書式は現存計帳以上に整然とした書式である。一方『古文孝経孔氏伝』は大学・国学の教科書で官人出仕者の必読書でもあるが、本質はあくまで教養書にすぎない。また本『孝経』は達筆で書写されているとはいえ、章立て・字配り・界線のあり方からみて体裁がよいとはいえない。このような各々の文書の性格や書式から本漆紙文書の本来の表裏関係は、ウルシ面の計帳歴名が表文書、オモテ面の『古文孝経孔氏伝』が紙背文書とみられる。本漆紙文書は天平宝字元年（757）以降に計帳歴名とされ、最低 6 年の保存（註 30）をへたのち貞観 2 年（860）までに紙背に『古文孝経孔氏伝』が書写されたものと考えられる。なお、以下では『古文孝経孔氏伝』を中心に検討する。計帳歴名については必要に応じ言及するが、後述の 6 号文書も計帳とみられるので併せて検討することにする。

(エ)本『孝経』の書写・用途・保存について

本『孝経』は陸奥国計帳歴名の紙背に書写されている。よって書写の場は陸奥国府に他ならない。地方国府での典籍の書写については『続日本後紀』承和 9 年 9 月 5 日条に相模・武蔵・常陸・上野・下野・陸奥などの国に三史(『史記』『漢書』『後漢書』)の書写京進が命じられた例がある。本『孝経』は本遺跡から出土し、紙背文書でもあるから京進されるものではないが、国府で典籍が書写された明らかな例といえる。書き手は国学での必修科目、律令官人の必読書という『孝経』の性格からみて国博士を含む国司、書生、国学生などが想定できるが、かなり達筆なことからして国学生は考えにくく、国司あるいは書生とみられる。

本『孝経』の用途が京進されるものでないことは先にのべた。胆沢城の『孝経』のように国衙での釈奠の儀式に利用されたとみるのも一案ではあるが、紙背利用であることからみて考えにくい。また、書込みもないから国学で実際に使われたものとも思えず詳細は不明とせざるをえないが、紙背利用や体裁のよくなさなどからみて私的な書写の可能性も考えられる。その場合、本『孝経』が全文が書かれた写本の可能性が強いことや紙の貴重さなども考えあわせると書き手も在地の人である書生よりは国司とするのが妥当とみられる。

本『孝経』の保存期間は書写の下限が貞観 2 年(860)、遺構の年代が 10 世紀半ばごろであることからみて、かなり長期間の保存が考えられる。『孝経』は教養書であるから計帳のように定められた保存期間はない。貞観 2 年以降、公的な儀式の場では『御注孝経』が使われるようになるが、本『孝経』は儀式に利用されたものではないからこの年限を廃棄年限とみる必要はない。貞観 2 年の法令では希望者に限り『御注孝経』と『古文孝経孔氏伝』とを併せ学ぶことが許されているのも注意される。こ

れらのことからみると本『孝経』が貞観2年をこえて長期間保存されるのは十分ありえることである。なお、保存の場所は国司による書写を想定すると国衙あるいは国司の館などが考えられる。

(オ)胆沢城出土『孝経』との書写関係

最後に本『孝経』と胆沢城出土『孝経』との書写関係について若干述べておきたい。両者はともに陸奥国から出土し、書写年代も似たような時期である。章立てをせずに全章を書き連ねる点、字配りが揃わない点など体裁の面でも似ている。しかし、注文1行あたりの字数は本『孝経』が23〜25字であるのに対し、胆沢城『孝経』は28字前後と多い。また、両者は内容的に一部重なる部分があり校訂が可能であるが、第23表にみられるように文字に異同がある。よって、両者は体裁は似るが写本の系統は異なると考えられる。

行番号	山王遺跡	三千院本	仁治本	胆沢城跡
3	咎以	咎所以	咎以	咎所以
3〜4	甚才	甚才	甚哉(傍に才)	甚才
4	高行	高行也	高行矣	
7〜8	地㞢誼也	地㞢誼也	地之誼也	
9	其本矣	其本矣	其本也	其本矣
11〜12	天地㞢経	天地㞢経	天地之経	
11〜12	己是則	民是則㞢也	民是則之	民是則之也
12	不虚孝	不空孝	不虚孝	
13	人君之則	人君之則也	人君之則	
14	子婦之則	子婦之則。	子婦之則也	

第23表　『古文孝経孔氏伝』校訂表

b．4号漆紙文書（遺物編第218図）

(ア)オモテ面

銭とその他の物品を記載した文書の断簡とみられる。銭の記載を持つ漆紙文書は極めて珍しい。1〜5行目が銭の記載である。2・4行目の割注は上の銭記載の明細で、4行目の明細は「卅二貫」ごとだから上の記載は倍数の「六十四貫」と推測される。3行目割注の「佐勢公」は“地名＋公”の形で蝦夷系の豪族に与えられた公姓の人名とみられるが類例は確認できなかった。6〜8行目は銭以外の物品の記載である。「段」「升」といった単位から、6行目は布、7・8行目は米・酒といった桝で計量する物品の記載が考えられる。

さて、本文書で注目されるのは各物品の量が多いことである。銭はいずれも正確な額が不明だが、3行目を除き「貫」の単位を用いている。算定の基準にもよるが銭1文を穀6升（註31）とみると、1貫は穀60斛であり、4行目の明細「卅二貫」は穀1920斛にもなる。一方、銭以外の物品では布が40段である。1段は2丈8尺であるから40段は112丈となる。このように本文書では1行ごとにかなりの分量の銭や物品が記載されている。しかし、それらの分量には法則性が特にみられず羅列的な記載でもある。

銭とその他の物品を1行ごとにかなりの分量で記載する点からみて、本文書はこれらに関する何らかの帳簿と考えられる。物品が単一でないこと、分量に法則制がなく羅列的な記載であること、豪族とみられる人名が付されていることなどから、あるいは献物や賜物に関わる帳簿の可能性も推測されるが詳細は不明である。また、書体がやや崩れた真書で数字も小字であること、文字の大きさが通常の帳簿様文書(0.7 ㎝前後)より大きいこと、押界線であることからみて正式な帳簿とは言い難い。年代は姓に「公」字を用いる点から天平宝字元年（757）以降といえる。

(イ)ウルシ面

ウルシ面には「坂本臣黒人」という人名と、その下に割注で年令・年令区分が記載されている。人名の上の文字「□位カ」は位階あるいは散位の「位」が考えられるが、位階なら上下の別がないのは従

三位以上の公卿なので散位の「位」とみるのが妥当であろう。散位は位階を有すが職事を持たない者のことで、都の六位以下の散位は分番して散位寮に、地方にある者は国衙に出仕する。坂本氏は和泉国を本拠とする畿内の氏族で姓は臣あるいは朝臣である。「坂本臣黒人」は散位であり位階を有したとみられるから、その氏族に連なる者である可能性が高い。なお、陸奥国に関係した坂本氏には神亀 2 年（725）の征夷に参加し、天平 9 年（737）の陸奥出羽直路開削の際には持節副使となった坂本朝臣宇頭麻佐がいる。ウルシ面では以上の 1 行分の文字しか確認できなかったので文書の書式・性格・年代などは不明である。

(ウ)本来の表裏関係

オモテ面は銭などを記載した帳簿であるが、ウルシ面は残存状況がわるく文書の詳細が不明である。よって、本来の表裏関係も特定できなかった。

ｃ．5 号漆紙文書（遺物編第 218 図）

(ア)オモテ面

記載内容と書式から歴名様文書の断簡とみられる。各行の語句はいずれも年令区分を示す用語である。本文書ではこれらの用語が上の横墨界線に書出しを揃え 1 行づつ整然と記載されている。文字も小さいにもかかわらず達筆であり、界線も薄墨で丁寧にひかれている。こうした書式は戸籍・計帳歴名といった国衙作成の整然とした歴名様文書の書式に一致しており、本文書は歴名様文書の断簡といえる。しかし、残存部分が少ないのでこれ以上の性格特定はできない。年代は「少女」「少丁」の語句から大宝令制下（701～757）と考えられる。

(イ)ウルシ面

物品に関する文書とみられるが詳細は不明である。2 行目の「□斗カ」は桝で計量する場合の単位、その下の「白」「黒」は米などの物品を指すと考えられる。4 行目の「□□猪脂カ」は猪からとった油脂とみられる。本文書はこれらの物品に関する文書とみられるが小断片であること、字配りが規則性に欠けることなどからこれ以上の性格はわからない。ただし、文字が大きく書体も崩れた真書であること、字配りの不規則性、2 行目で 4 字が墨線で囲まれることなどから整った書式の文書ではない。

(ウ)本来の表裏関係

オモテ面が整然とした歴名様文書であるのに対し、ウルシ面は整った書式の文書ではない。よって、オモテ面が表文書、ウルシ面が紙背文書といえる。

ｅ．6 号Ｂ漆紙文書（遺物編第 219 図）

(ア)オモテ面

記載内容から計帳の断簡とみられる。計帳の概要と記載内容については 7 号漆紙文書のところで述べているので適宜参照していただきたい。本文書の 1～2 行目と 6～8 行目はⅣ歴名記載にあたる。1 行目「篤女」、2 行目「小女」、7 行目「次女」は年令区分等を示す語句で書出が横方向にほぼ揃う。6 行目「課戸」、8 行目「嫡子」は 1・2・7 行目の記載より下の位置で書出を横方向にほぼ揃えて書かれている。計帳の歴名記載は 1 人 1 行で姓名・年令・年令区分・その他の注記の順に書かれており、本文書では 1 人分すべての記載は残らないが 1・2・7 行目が年令区分の部分に、6・8 行目がその

他の注記部分に相当するとみられる。1行目「篤女」、7行目「次女」の上の文字は年令記載の残画であろう。3・4行目はII統計記載の今年の戸口数とその内訳にあたる。3行目が不課口記載、4行目が課口記載で行ごとにまとまりがある。3行目「不課」は第30図の模式図②の記載である。欠損するが「不課」の上には人数が書かれていたと考えられる。次の「壱捨参男」が模式図③の記載、下の割注はその内訳である。「小子」「黄子」「篤疾」はいずれも不課口である。「篤疾」の人数は確認できなかったが、不課口の男子が13人で、そのうち小子が7人、黄子が5人だから、篤疾は1人と想定できる。その下の「弐拾参女」は模式図④の記載である。4 行目は模式図⑧の記載で見輸の者を「半輸」とその対応から「全」輸にわけて記載していたとみられる。欠損のため人数はいずれも不明だが「全」輸は3行目との字配りからみて「参」ではなく2桁の数字が考えられる。一番下の割注は年令区分による正「丁」・「次丁」の内訳を付したものとみられる。5行目はIII調庸記載にあたる。「端」は調庸布の単位である。上記のような本文書の記載を整理すると、

1・2行目：歴名記載、　3・4行目：統計記載、　5行目：調庸記載、　6〜8行目：歴名記載

となる。文書の上半は失われているが歴名・統計・調庸の3つの記載があることから、本文書は計帳とみて問題ない。統計・調庸記載を挟み前後に歴名記載があるので二戸にわたる断簡といえる。年代は「黄子」の語句から、養老令制下の天平宝字元年(757)以降のものとみられる。

第32図は本計帳の体裁を復元したものである。点線部分を復元した(註32)。本計帳では統計・調庸記載がわずか3行で書かれているのが特徴的である。現存する正倉院の計帳は両記載を10行程度で記載する。II統計記載の去年の戸口数とその後の異動、模式図①〜⑧、III調庸記載をそれぞれ細かく改行して書き、また複数の横界線を用いて各行の内容に応じて書出しの位置を変えて書くのである。つまり越前国計帳(第31図)や7号漆紙文書のような書き方をする。それに対し本計帳は3行で記載する。しかも、内容をみるとII統計記載の今年の戸口数とその内訳、III調庸記載のみであり、II統計記載の去年の戸口数とその後の異動記載がみえない。さらにI戸主名記載もみえない。これらは本来3 行目の前にあるものだが、全体の行間隔からみてそこには存在しない。本計帳は上半を欠くから3〜5行目の上部にこれらの記載をみるのも一案ではあるが、3〜5行目は各行ごとにまとまりのある内容となっているので無理がある。したがって、本計帳は統計・調庸記載をわずか3行で書き、しかもI戸主名記載とII統計記載の去年の戸口数とその後の異動記載を欠くものであったといえる。こうした計帳は近年漆紙文書で 2 点確認されただけである(平川ほか 1995、柳沢・鈴木 1991)。そのうちの1つ山王遺跡八幡地区出土計帳(以下、八幡計帳と略す)は統計記載をわずか2行で記し、内容も課・不課の口数とその内訳のみである。統計記載の前後は歴名記載であり、I戸主名記載、II統計記載の去年の戸口数とその後の異動記載、III調庸記載が欠けている。調庸記載の有無を除けば本計帳の体裁とよく似ている。なお、八

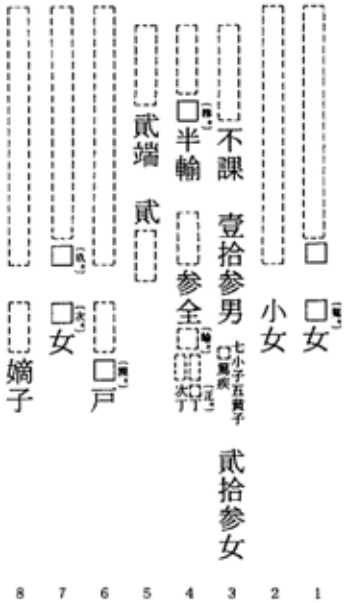

第32図 6号B漆紙オモテ面復元釈文

幡計帳の報告書では戸主名記載を欠くことから、統計記載が通常の計帳と同様に後の歴名記載の統計である可能性のほかに、前の歴名記載の統計である可能性もあげている。本計帳でも、統計・調庸記載が前後どちらの歴名記載に伴うかは限定できず、同じく両様の可能性をみておきたい。

(イ)ウルシ面

わずかな記載しか確認できないので、文書の内容・性格は不明である。記載された語句には「五十」「安八郡給馬」があり、「五十」は小字で書かれている。「安八郡」は、美濃国安八郡をさす。「給馬」については前後の文脈が不明なので意味は明確にしがたいが「馬」とは駅馬あるいは伝馬を指す可能性がある。陸奥国から美濃国の郡名を記す文書が出土したことは珍しく思えるが、両国は同じ東山道に属している。陸奥国から上京する際、美濃国は路次の国である。したがって、都に向かう陸奥国の使は美濃国の駅・伝馬を利用する。実際、陸奥国貢雑物使の駅・伝馬徴発に関して美濃国が訴えた史料もある(註33)。本文書にみえる「安八郡給馬」の語句は、あるいは陸奥国の使が美濃国の駅馬・伝馬を利用するという両国の関係を示すものであるかもしれない。

(ウ)本来の表裏関係

オモテ面は律令収取制度の根幹をなす計帳である。ウルシ面の文書の内容・性格は不明だが、文字が1.0㎝前後と大きく、数も小字で記載されることからみるとそれほどの文書ではない。よって、オモテ面の計帳が表文書、ウルシ面の文書を紙背文書とするのが妥当である。

(エ)計帳の書式分類

以下ではオモテ面の計帳と7号漆紙文書の計帳（6号計帳、7号計帳と略す）について書式や性格をさらに検討する。6・7号計帳はともに統計・調庸記載をもつ計帳だが、統計・調庸記載の書式が異なっている。7号計帳は、記載内容・書式ともに正倉院の計帳歴名と比較して何ら遜色のない整然とした計帳である。その統計・調庸記載は記載内容のⅡ③からⅢまでを各々の横墨界線に揃え改行しながら記述する。正倉院の計帳歴名は統計・調庸記載を10行程度で記述するが、7号計帳も同じであり計帳歴名と断定できる。このように統計・調庸記載を10行程度で整然と記載する計帳（歴名）を正倉院のものも含めA種計帳と呼ぶことにする。なお、正倉院の計帳歴名がすべて大宝令制下のものであるのに対し、7号計帳は養老令制下のものである。A種計帳の書式は大宝令制から養老令制を通じ存在したと考えられる。

6号計帳は統計・調庸記載をわずか3行で書き、しかもⅠ戸主名記載、Ⅱ統計記載の去年の戸口数とその後の異動の記載がないなどA種計帳に比べ記載内容が少ない。この種の計帳は正倉院にはなく(註34)、漆紙文書で他に2点あるのみである。1つは多賀城跡出土計帳で断簡のため統計記載の前半部分は不明だが、統計記載の模式図①以降の部分が3行で書かれ、Ⅲ調庸記載が省略されている。文書の年代は弘仁14年(823)以降で養老令制下にあたる。もう1つは先述の八幡計帳で統計記載全体が2行しかなく、記載内容もⅠ戸主名記載、Ⅱ統計記載の去年の戸口数とその後の異動の記載、Ⅲ調庸記載がない。文書の年代は天平12年(740)以前で大宝令制下である。このようにわずかな行で統計・調庸記載を書きその記載内容も少ない計帳は、A種計帳とは書式・記載内容が明らかに異なり分類が可能と考えられる(註35)。よって、この種の計帳をB種計帳と呼ぶことにする。なお、6号計帳は養

老令制下、八幡計帳は大宝令制下の計帳である。つまりB種計帳もA種計帳と同様、大宝・養老令制下ともに存在する。

(オ) A種計帳の位置付け

A種計帳は整然とした書式と記載内容、国印の存在などからみて、一般に言われるように国衙浄書の計帳歴名とみて問題ない。国衙に集められた計帳手実を浄書したものであり、これをもとにして次に一国全体の統計的文書である計帳目録が作成京進される。

(カ) B種計帳の位置付け

B種計帳の１つ八幡計帳は統計・別項記載が存在すること、書体が真書であること、数字が大字であることから国衙浄書の計帳歴名と位置付けられている（平川ほか 1995）。これらの根拠は 6 号計帳にもほぼ該当する。6 号計帳に別項記載はないが、別項記載は異動の事実がなければ省略されるから問題ではない。よって、6 号計帳も含めB種計帳を国衙浄書の計帳歴名とみなすことはできる。しかし、それではA種計帳と同じ位置付けに他ならない。A・B種計帳は特に統計記載において書式・内容が異なる。また、どちらも大宝・養老令制下で存在し、陸奥国では両種ともある。したがって、A・B種計帳は性質の異なる計帳である可能性も考えられる。そこで、B種計帳を国衙浄書の歴名とする見方も一案として残したうえで、他の可能性も考えてみたい。

他の可能性としては計帳手実とみる考え方がある。計帳手実は各戸が提出する計帳であり、これをもとに国衙で計帳歴名が作成される。ただし、当時の庶民に手実の作成能力をみることは疑問であり、実際には郡家が作成したと考えられている（伊東 1959）。A種計帳に比べB種計帳は統計記載の書式が整然とせず、内容も少ないことからみて、B種計帳は歴名の前段階に位置する手実とみれば理解しやすい。手実には統計記載がないとする見解（平川 1989）もあるが、正倉院に現存する 2 つの手実のうち「天平五年右京計帳手実」には統計記載が存在する。もう１つの「近江国志何郡計帳手実」には統計記載がみえないが、この文書は計帳手実そのものでない可能性もある（岸 1965、古川・吉野ほか 1989）。したがって、手実における統計記載の有無は今のところ不明で統計記載がないとは断定できない。手実に統計記載の存在を考えることもなお可能であり、そこにB種計帳を手実とみる余地がある。

以上のことからB種計帳については計帳歴名、計帳手実両様の可能性が考えられる。その特定のためには歴名と手実を中心に現存計帳全般の検討が必要となる。よって、ここでは両様の可能性があることを指摘するにとどめておきたい。

註1　ｇのその他は意味を限定できないものを複数字と１字とに分けて載せた。なかには吉祥句とみられるものもあるが、各字には本来複数の意味があり、情報量の少ない墨書をただちに限定するには危惧があるのでここに分類した。ｊの不明文字は字形から文字とみられるが具体的な文字をあてられないものである。本来、判読できた墨書ではないが、様々な字形を表現する便宜も考慮し不明文字として加えた。

註2　なお、この土器は色調の明るさや胎土の状況などからみて在地の須恵器でない可能性もある。

註3　ただし、類例は見出だせなかった。なお「病人」の下からを符籙とみたが「病人」の直下の文字は「殺」の可能性もある。

註4　鬼神は疾病や災害・不況などを人間社会に送り込むものとされている（水野　1985）。

註5　「廿」については「菩」の可能性もあげられている（千葉　1995）。

註6　ただし、「上」「下」「常」「毛」については各々上野か上総、下野か下総、常陸、毛野の国・地名が、「今」については瓦製作に関わる集団か人物を表す可能性がある（伊東　1970）。

註7　この点は奈良国立文化財研究所の金子裕之氏のご教示、及び参考文献（勝部　1984）による。

註8　墨書1000は現状では2面しか残存しないが、その位置関係から3面とみた。また、墨書2802の1面は墨痕が薄く図化できなかった。

註9　番号は便宜的にふったもので特に意味はない。

註10　この書き方が単なる書き方の特徴なのか、それとも2面の人面が一般的であることにもとづく書き方なのか、現時点では限定できなかった。

註11　なお、墨書2663は文字を顔の近くから姓を略したうえ正位で書き始めており、文字を詰めて書く意識がみられる。恐らく人面を先に書いたと考えられる。逆に墨書2803は文字の末尾に人面があり、文字を詰める意識もない。こちらは文字から書き始めたとみられる。

註12　人名については点数の多い宇多＋αは別個に扱い、その他は人名として一括した。

註13　分類では限定しなかったが「富」は吉祥句とみても特に問題はあるまい。

註14　土器の種類、記入部位、書体も簡略にまとめておく。土器の種類は土師器・須恵器坏が圧倒的に多く、土師器甕がそれにつづく。赤焼土器は微量である。土師器坏・甕のほとんどはロクロ調整によるものであり、須恵器坏はヘラ切り無調整のものが主体をしめる。こうした様相から墨書は9世紀代の坏を中心に書かれたといえる。記入部位は外面体部が7割、外面底部が2割ある。記入部位については官衙遺跡で8世紀に外面底部が多く9世紀以降外面体部が増えること、9世紀の集落遺跡で外面体部が多いことが指摘されており（山口1991）、その傾向は宮城・秋田・山梨・神奈川各県で捉えられている（大上ほか　1995）。9世紀は外面体部が多いわけだが、本調査の墨書土器もそれと矛盾しない。書体は観察者の主観に左右されやすく不確定要素が強い。あえて述べれば、しっかりした形のものが多く、草書など崩れるものは少ない。筆が細く運びの速い筆に慣れた書き方が多くみられ、墨書土器としては上手な部類に入る。書体の変遷は同種墨書の少なさから十分追えなかった。10世紀前後の新しい時期のものほど変形や崩れが目立つようではある。例えば「守」や「得」（遺物編第205・206図）がそれにあたる。なお、各墨書の同筆・異筆については検討の結果、多くは異筆とみられる。

註15　墨書土器が多数出土した県内の例として城柵・官衙跡で伊治城跡・東山遺跡、集落跡で南小泉遺跡・東山遺跡などがあるが、多いところでも70点を超す程度にすぎない。

註16　既刊の報告書にもとづき地区ごとに一括して作成した。基本的に確実に判読された墨書を主要な墨書としてあげたが若干例外もある。（　）のつけた墨書は報告者による判読である。

註17　ここで言う東西大路周辺とは、東西大路、東西大路に面する区、及び東西大路推定延長上とそのごく近くに所在する地区のことである。

註18　宮城県ではかつて墨書土器の集成が行なわれている（吉沢　1984）。第22表はそれに新たに報告されたものを加えてまとめた。墨書内容のあげ方は註16に准ずる。

註19　多賀城とその南面ほどせまい範囲ではないが、国府を含むやや広い範囲で墨書土器が多いとみられる例に出羽国（斉藤　1996）、相模国（大上ほか　1995）がある。また、秋田城跡でも周辺を含んで1404点、261種に及ぶ墨書土器（高橋　1995）が出土しているのが注目される。

註20　岩手・山形・福島・群馬・長野・神奈川・千葉・埼玉県の遺跡があげられている。

註21　城外南面で未確認の墨書は「加」「西」「南」「安」「豊」である。

註22　この他、多賀城市埋蔵文化財センターの千葉孝弥氏のご教示によれば、多賀城市市川橋遺跡の調査で木口に

「安達」と書かれた軸が出土している。

註23　平川　南（1984）『胆沢城跡　－昭和58年度発掘調査概報－』　岩手県水沢市教育委員会

註24　『孝経』の概要については林秀一『孝経』(中国古典新書　1979)、註23報告書に詳しい。

註25　新訂増補国史大系『日本三代実録』　貞観2年10月16日条

註26　復元方法は、まず本『孝経』の注文で横に並ぶ文字（例えば12～16行目の「致」「之」「婦」「修」「焉」）に注目し、三千院本から各文字の間に入る字数を数える。これにより本『孝経』注文１行の字数が23～25字と算出できる。次に本文「天」の右上の注文に注目する。ここは１字分欠けているが、上の文脈と三千院本からみて「妄」と考えられる。この字の下には本文「天」があるから注文は下に続かず改行される。すなわち本『孝経』には残らないが「妄」の次の文字、三千院本によると「下」が本『孝経』の次行の書出しとなる。同じ操作は本文「曽」の字をもつ小片でも可能である。その場合、本文「曽」の右上の注文「以」の次の文字、三千院本によると「勉」が本『孝経』の次行の書出しとなる。最後に他の文字の並びにも注意しつつ「下」「勉」を書出しとして、注文１行が23～25字になるように三千院本の文字を配列すれば本『孝経』の体裁が復元できる。

註27　なお初行に「計帳手実」とあるが、継目裏書は「計帳歴名」とあるので「計帳手実」は手実から歴名を作成する際の書き損じと考えられる（古川・吉野ほか　1989）。

註28　新訂増補国史大系『延喜式』　主計上

註29　なお文字の認められる小破片ａ･b･ｃは他の破片と接合せず、またオモテ面の墨痕もないため正確な位置がわからない。だが、ウルシ面文書が計帳歴名だとするとある程度の推定は可能である。ａの「□□見不カ」は模式図⑦見不輪にあたると考えられ、4行目の次行にその位置が推定できる。b･ｃの「端」「尺」はともに布の単位であり、計帳歴名で布の記載がなされるのはⅢ調庸記載であるから、b･ｃは5行目とその前行に位置を推定できる。bの「端」の下の文字「事」は、事力の記載が考えられる。陸奥国では国例により国司の事力を計帳に記載することになっていた。（新訂増補国史大系『日本三代実録』　仁和元年3月5日条）

註30　新訂増補国史大系『延喜式』　主計下　帳除条

註31　新訂増補国史大系『続日本記』　和銅4年(711)5月己未条によった。

註32　現存計帳の記載内容にもとづき上部を中心に復元した。歴名記載は姓名･年令･年令区分の部分を復元し、姓名と年令はふつう続けて記載されるので１つの四角とした。統計記載の上部には不課口の人数、半輸の者の人数を想定できる。調庸記載は全輸の者の人数が２桁とみられるので輸調庸額も２桁と考えられ、数字が想定できる。なお、統計・調庸記載は歴名記載の姓名より低い位置から書かれるのが一般的なので、一段さげて復元した。

註33　新訂増補国史大系『類聚三代格』　承和12年正月25日太政官符

註34　越前国計帳にはⅡ統計記載の去年の戸口数とその後の異動記載がないが、継目裏書に「計帳歴名」とあること、他の統計記載がＡ種計帳と同書式であることからＡ種計帳と考えられる。

註35　ただし、調庸記載の不備はＡ種計帳にも時折あるので必ずしもＢ種計帳独自の特徴ではない。

〈引用参考文献〉

赤澤靖章（1990）；「山王遺跡　－仙塩道路建設関係遺跡八幡地区調査概報－」『宮城県文化財調査報告書』第138集　宮城県教育委員会

石川俊英（1990）；「市川橋遺跡　－平成元年度調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書』第21集　多賀城市埋蔵文化財センター

石川俊英・平川　南（1991）；「山王遺跡－第9次発掘調査報告書－」『多賀城市文化財報告書』第26集　多賀城市埋蔵文化財センター

伊東すみ子（1959）；「奈良時代の婚姻についての一考察（一）」『国家学会雑誌』72－5

伊東信雄（1961）；『陸奥国分寺跡発掘調査報告書』1961　陸奥国分寺跡発掘調査委員会

伊東信雄（1970）；『多賀城跡調査報告Ⅰ　－多賀城廃寺跡－』1970　宮城県教育委員会・多賀城町

大上修三ほか（1995）；「神奈川県の墨書土器について」『かながわの考古学』第5集

勝部　昭（1984）；「十印のある土器」『万葉集の考古学』

加藤　孝（1971）；「人面墨描土師器考」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第3号

加藤友康（1993）；「国・郡の行政と木簡　－「国府跡」出土木簡の検討を中心として－」『木簡研究』第15号　木簡学会

神奈川県平塚市教育委員会（1985）；『四之宮高林寺Ⅱ』
金子裕之（1985）；「平城京と祭場」『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集　国立歴史民俗博物館
岸　俊男（1965）；「但波吉備麻呂の計帳手実をめぐって」『史林』48－6　のち同氏『日本古代籍帳の研究』に収録（1973）
後藤秀一（1994）；「山王遺跡八幡地区の調査　－県道泉塩釜線関連調査報告書－」『宮城県文化財調査報告書』第162集　宮城県教育委員会
斉藤俊一（1996）；「宮ノ下遺跡および周辺遺跡について」『第22回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
斎藤　忠・向坂鋼二・川江秀孝（1980）；「伊場遺跡遺物編2」『伊場遺跡発掘調査報告書』第4冊　浜松市教育委員会
阪田正一・藤岡孝司（1985）；『八千代市北海道遺跡　－萱田地区埋蔵文化財調査報告書Ⅱ－』千葉県文化財センター
佐々木彰（1995）；「東京・伊興遺跡」『木簡研究』第17号　木簡学会
佐藤和彦・柳沢和明（1994）；「第58・60次調査資料の追加報告　－多賀城跡」『宮城県多賀城跡調査研究所年報』1993
佐藤崇彦・藤谷誠（1990）；「上吉田遺跡－東北横断自動車道遺跡調査報告9」『福島県文化財調査報告書』第241集　福島県教育委員会
渋谷正三（1980）；「明神脇遺跡　－東北自動車道遺跡調査報告書Ⅳ」『宮城県文化財調査報告書』第71集　宮城県教育委員会
清水みき（1986）；「長岡京の墨書土器」『向日市文化資料館紀要』創刊号
清水みき（1987）；「墨書土器の機能について　－都城（長岡京）の墨書土器を中心に－」『向日市文化資料館紀要』第2号
新庄屋元晴・真山　悟（1980）；「小梁川遺跡（古代編）　－七ケ宿ダム関連遺跡発掘調査報告書Ⅰ」『宮城県文化財調査報告書』第107集　宮城県教育委員会
菅原弘樹（1992）；「山王遺跡　－仙塩道路建設関係遺跡平成3年度調査概報－」『宮城県文化財調査報告書』第147集　宮城県教育委員会
鈴木孝行（1995）；「山王遺跡－第25次調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書』第38集　多賀城市埋蔵文化財センター
高倉敏明（1991）；「山王遺跡」『多賀城市史4　考古資料』　多賀城市
高野芳宏（1985）；「第47次調査－多賀城跡」『宮城県多賀城跡調査研究所年報』1984
高橋　学（1995）；「秋田県内出土の墨書土器、箆書・刻書土器」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第10号　秋田県埋蔵文化財センター
滝口　卓（1990）；「市川橋遺跡　－平成元年度調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書』第24集　多賀城市埋蔵文化財センター
滝口　卓・石本　敬（1984）；「市川橋遺跡調査報告書　－昭和58年度発掘調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書』第5集　多賀城市教育委員会
武田健市（1995）；「大日南遺跡」『宮城県遺跡調査成果発表会要旨』
千葉孝弥（1992）；「山王遺跡　－第12次調査概報－」『多賀城市文化財調査報告書』第30集　多賀城市埋蔵文化財センター
千葉孝弥（1995）；「高崎遺跡　－第11次調査報告書－」『多賀城市文化財調査報告書』第37集　多賀城市埋蔵文化財センター
東野治之（1980）；「古代税制と荷札木簡」『ヒストリア』86　のち同氏『日本古代木簡の研究』に収録（1983）
奈良国立文化財研究所（1983）；『平城宮出土墨書土器集成Ⅰ』
奈良国立文化財研究所（1984）；『平城京右京八条一坊十一坪発掘調査報告書』
奈良国立文化財研究所（1989）；『平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』
平川　南（1989）；「地方官衙における文書の作成・保存・廃棄　－近江国計帳・出土計帳－」『漆紙文書の研究』
平川　南（1991）；「墨書土器とその字形　－古代村落における文字の実相－」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集　国立歴史民俗博物館
平川　南（1993）；「「厨」墨書土器論」『山梨県史研究』創刊号
平川　南・鐘江宏之・古尾谷知浩（1995）；「山王遺跡－第17次調査－出土の漆紙文書」『多賀城市文化財調査報告書』第39集　多賀城市教育委員会

平川　南ほか（1975）；「第24次発掘調査－多賀城跡」『宮城県多賀城跡調査研究所年報』1974
平川　南ほか（1981）；「第37次発掘調査－多賀城跡」『宮城県多賀城跡調査研究所年報』1980
古川淳一・吉野　武ほか（1989）；「計帳制度研究の現状と課題」『川内古代史論集』第5号
真山　悟（1981）；「東山遺跡　－東北自動車道遺跡調査報告書Ⅴ」『宮城県文化財調査報告書』第81集　宮城県教育委員会
真山　悟・柳沢和明・鈴木拓也（1992）；「第60次調査－多賀城跡」、「第61次調査－多賀城跡」『宮城県多賀城跡調査研究所年報』1991
水野正好（1985）；「招福・除災　－その考古学－」『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集　国立歴史民俗博物館
松村一良（1983）；「筑後国府の調査」『古代文化』35－7
村田晃一（1994）；「藤田新田遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第163集　宮城県教育委員会
柳沢和明・鈴木拓也（1991）；「第58次調査－多賀城跡」『宮城県多賀城跡調査研究所年報』1990
山形県教育委員会（1984）；「俵田遺跡　第2次発掘調査報告書」
山口英男（1991）；「墨書土器と官衙遺跡」『藤沢市史研究』第24号
結城慎一（1984）；「南小泉遺跡　－都市計画街路建設工事関係第3次調査報告－」『仙台市文化財調査報告書』第68集　仙台市教育委員会
吉岡康暢（1983）；「墨書土器」『東大寺領横江庄遺跡』　松任市教育委員会・石川考古学研究会
吉沢幹夫（1984）；「宮城県出土の墨書土器について」『東北歴史資料館研究紀要』第10巻　東北歴史資料館
吉野　武（1993）；「宮城・山王遺跡」『木簡研究』第16号　木簡学会
渡部弘美（1983）；「南小泉遺跡　－青葉女子学園移転新営工事地内調査報告－」『仙台市文化財調査報告書』第55集　仙台市教育委員会

(補註)　脱稿後、この墨書土器の解釈について平川　南氏より、冥界に命を召されるのを免れるために人の死期を決する罪司に御馳走を土器に盛り供献したものと一連のものではないかとする有益なご教示をいただいた。しかし、坏型の土器に記される多文字の墨書土器を上記のようにとらえる平川氏の所論（「“古代人の死”と墨書土器」『国立歴史民俗博物館研究報告』第68集）は本報告とほぼ同時に公表されるものであるため、本報告ではその成果を踏まえた検討はできなかった。今後の検討課題としたい。

6　祭祀関係遺物

祭祀に関わる遺物としては、人面墨書土器や呪符土器をはじめ、人形・馬形・鳥形・蛇形、斎串といった木製祭祀具、石製の陽物、卜骨などがある。

(1) 祭祀遺物の出土状況

道路側溝や河川跡、区画内の井戸跡などから出土しており、とくに東西大路と河川跡からの出土が種類・量とも多い。ここでは、各種遺構ごとに祭祀遺物の出土状況や種類、年代等についてみてみる。

ａ　道路跡

ＳＸ4012･4013 北１道路　ＳＸ4014 西３道路との交差点付近で、人面墨書土器が３点出土した。破片資料のため詳細な特徴は不明であるが、いずれも土師器甕を利用したもので、このうちの１点は甕の中でも大形品に属するものである。最も古い時期の路面堆積土および灰白色火山灰の降下（10 世紀前葉）以前のＣ側溝から出土しており、年代については概ね９世紀代に位置付けられる。

ＳＸ10 東西大路･ＳＸ20 西２道路　交差点付近の路面堆積土や側溝から、人面墨書土器 20 点、斎串１点、陽物１点、八花鏡１点が出土した。いずれも散在的な出土状況にあり、とくに一括性は認められなかったが、人面墨書土器についてはＳＸ10 北側溝に集中してみられ、とりわけ「弘仁 11 年(821)」銘の木簡を伴出したＣ側溝からは大小の土師器甕を利用したものが比較的まとまって検出されている。

ＳＸ1350 西１道路　ＳＸ1300・1400 南１道路と交差点付近の東側溝から、人面墨書土器が１点出土した。土師器甕を利用したものであるが、小破片のため詳細な特徴は不明である。

ｂ　河川跡

ＳＤ2000 河川跡　調査区の東を流れる砂押川の旧河道とみられる河川跡で、今回は南２西１区から南３区にかけての部分を調査した。河川の侵食および河道の移動に伴う３時期の変遷（Ａ→Ｂ→Ｃ）が捉えられ、ＳＤ2000Ｂ･Ｃの時期には西０道路と並行して流れていたことが明らかになっている。各堆積層からは土師器や須恵器をはじめ各種遺物が多量に出土しており、概ねＡ（8～12 層）が８世紀後半代から９世紀前葉、Ｂ（4～7 層）が９世紀中葉から 10 世紀前半代、Ｃ（1～3 層）が 10 世紀半ば以降という年代が与えられている。

祭祀遺物は、おもに道路建設以前のＳＤ2000Ａ(川幅約 22m、川底の標高一約 1m)の堆積層から出土し、とくに西岸から河の中心に向かって突き出した桟橋状の杭列(ＳＡ3624)周辺に集中して認められた。祭祀遺物には人面墨書土器 74 点、呪符土器１点、人形２点、馬形１点、鳥形１点、蛇形１点、斎串５点、卜骨５点があり、このほか祭祀に関わった可能性が高いものとして隆平永宝２点が出土している。このうち出土量の多い人面墨書土器には、大小の土師器甕や須恵器坏を利用したものがあり、人面のみならず体全体を表現したものや人名などの文字を書いたものなど多様性が認められる。木製祭祀具については量的には少ないが、大小の人形や馬形、鳥形の各種形代と斎串がセットで出土している。なお、人面墨書土器についてはＳＤ2000Ｂ･Ｃの堆積層からも出土しているが、破片資料がほとんどで全体的な特徴の分かるものはなく、河道の移動と侵食に伴う混入の可能性が高い。すなわち、これらを用いた祭祀は、この区域において方格地割が施行される以前のＳＤ2000Ａの時期に限定し得るものと思われ、年代については共伴する土器の特徴から８世紀末から９世紀前葉頃と推測される。

c　区画内の遺構

井戸跡や性格不明の竪穴遺構、土壙から、斎串・陽物・人面墨書土器が出土している。いずれも他の祭祀具と共伴することなく、それぞれ単独で検出されている。

このうち斎串は、北１西３区の井戸跡２基(ＳＥ659･864Ｂ)、竪穴遺構１基(ＳＩ579)、南１西２区の井戸跡２基(ＳＥ2267･2265)、竪穴遺構１基(ＳＩ3023)、南２西１区の井戸跡１基(ＳＥ1606)から検出されている。掘り方(ＳＥ659)や機能時(ＳＥ864Ｂ･2267)の堆積土出土のものもみられるが、井戸跡・竪穴遺構とも廃絶後の堆積土から出土することが多く、しかもまとまって出土したＳＥ2265 の例（7点）以外は斎串１点のみという場合がほとんどである。年代的には、8 世紀後半代から 10 世紀前葉まで存在している。

ところで、斎串を出土した遺構の分布（第 33・34 図）をみてみると、方格地割施行前のＳＥ864Ｂを除けば、各遺構とも占有する宅地の大きさや性格などに関わらず、方格道路で画された区画の南東部に位置しており、これ以外の場所に位置する同種の遺構からは検出されていない。区画内における斎串を用いた祭祀が、井戸跡や竪穴遺構といった遺構の性格のみならず、南東部をはじめ区画の隅にあたる部分で行うことを原則としていた可能性も考えられよう。また、斎串の多くは曲物板や漆器などを転用したものであり、出土状況のみならず製作にあたっても、地の木製祭祀具とは異なった様相を呈している。河川から一括出土するような祭祀具とは、異なった祭祀に用いられるものであった可能性が考えられる。

一方、陽物は北１西３区のＳＥ502 井戸跡から出土している。１点のみの出土であるが、一般的に井戸から出土することが多く、水が涸渇することがないように祈ったものと考えられており、そうした祭祀に用いられた可能性もある。人面墨書土器は、ＳＫ939 土壙から１点出土しているが、小破片で混入の可能性も考えられるなど、遺構との関わりについては明らかではない。

遺構名		墨書土器		木製形代				斎串	陽物	ト骨	その他	年代				
		人面	呪符	人形	馬形	鳥形	蛇形					9C		10C		
北1道路	A側溝	2											＊＊			
	C側溝	1												＊＊＊		
東西大路・西2道路	C側溝	8											＊＊			
	D側溝							1					＊＊			
	E側溝	6(1)							1		八花鏡1			＊＊		
	F側溝	4												＊＊＊		
	H側溝	1														＊
	遺構確認	1														
西1道路	F側溝	1														＊
北1西3区	SE502(廃絶後)								1							＊
	SE659(掘り方)							1					＊＊＊			
	(廃絶後)							1								
	SE864B(枠内)							2				＊＊＊				
	SI579(廃絶後)							1							＊＊	
	SK939	1											＊＊＊?			
南1西2区	SE2265(廃絶後)							7						＊＊＊		
	SE2267(枠内)							1					＊＊			
	SI3023(廃絶後)							1					＊＊			
	遺構確認	1							2							
南2西1区	SE1606(廃絶後)							1							＊＊	
	SD2000B･C	16(1)											＊＊＊＊＊＊＊＊			
	SD2000A	58(8)	1(1)	2	1	1	1	5		5	隆平永宝2	＊＊＊＊＊				
	遺構確認	1														
合計		101(10)	1(1)	2	1	1	1	21	4	5						

＊(　)は、坏の内数を示している。

第24表　祭祀関係遺物の遺構別出土状況

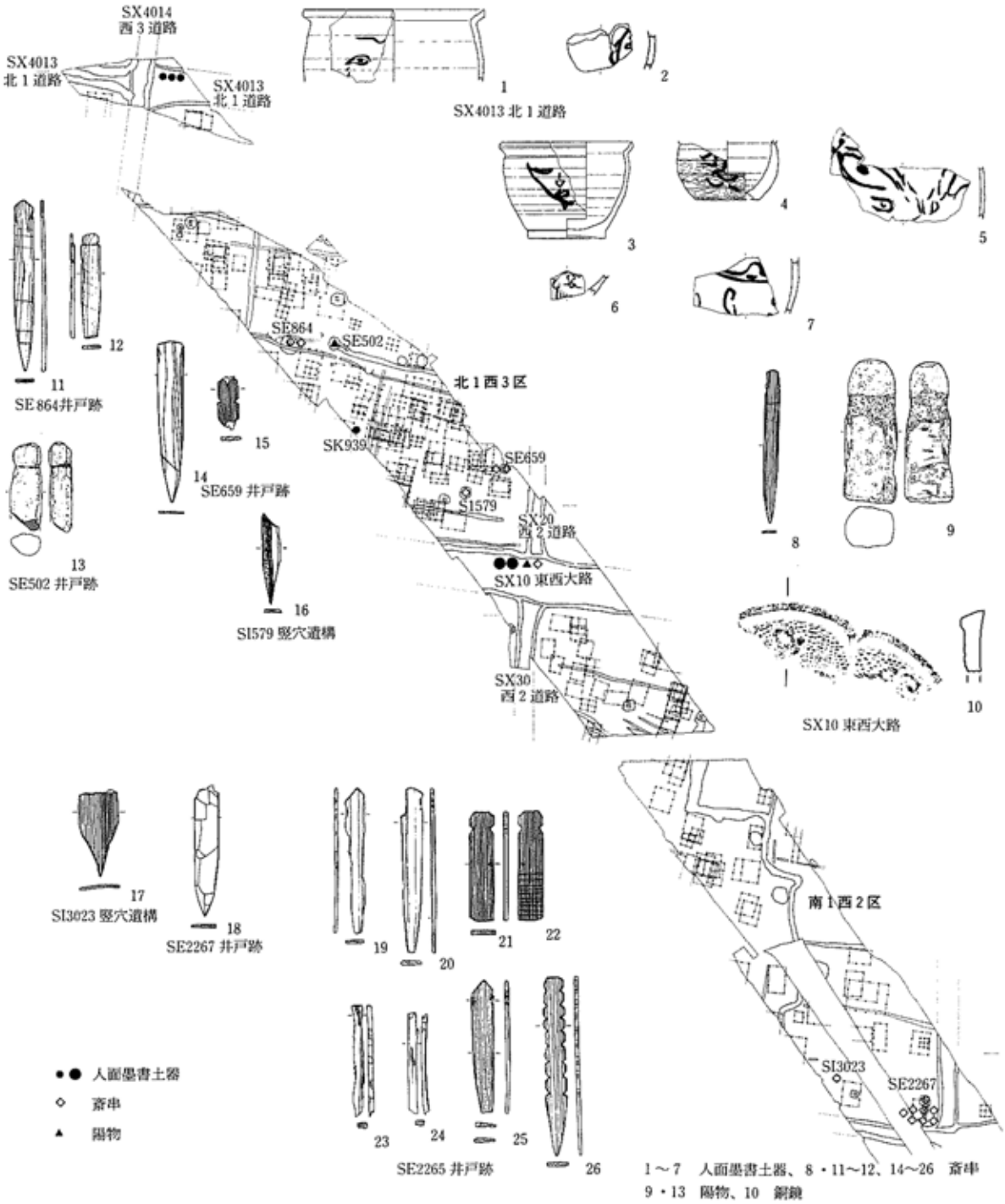

第33図 祭祀関係遺物の分布状況(1)（北1西3区、南1西2区）

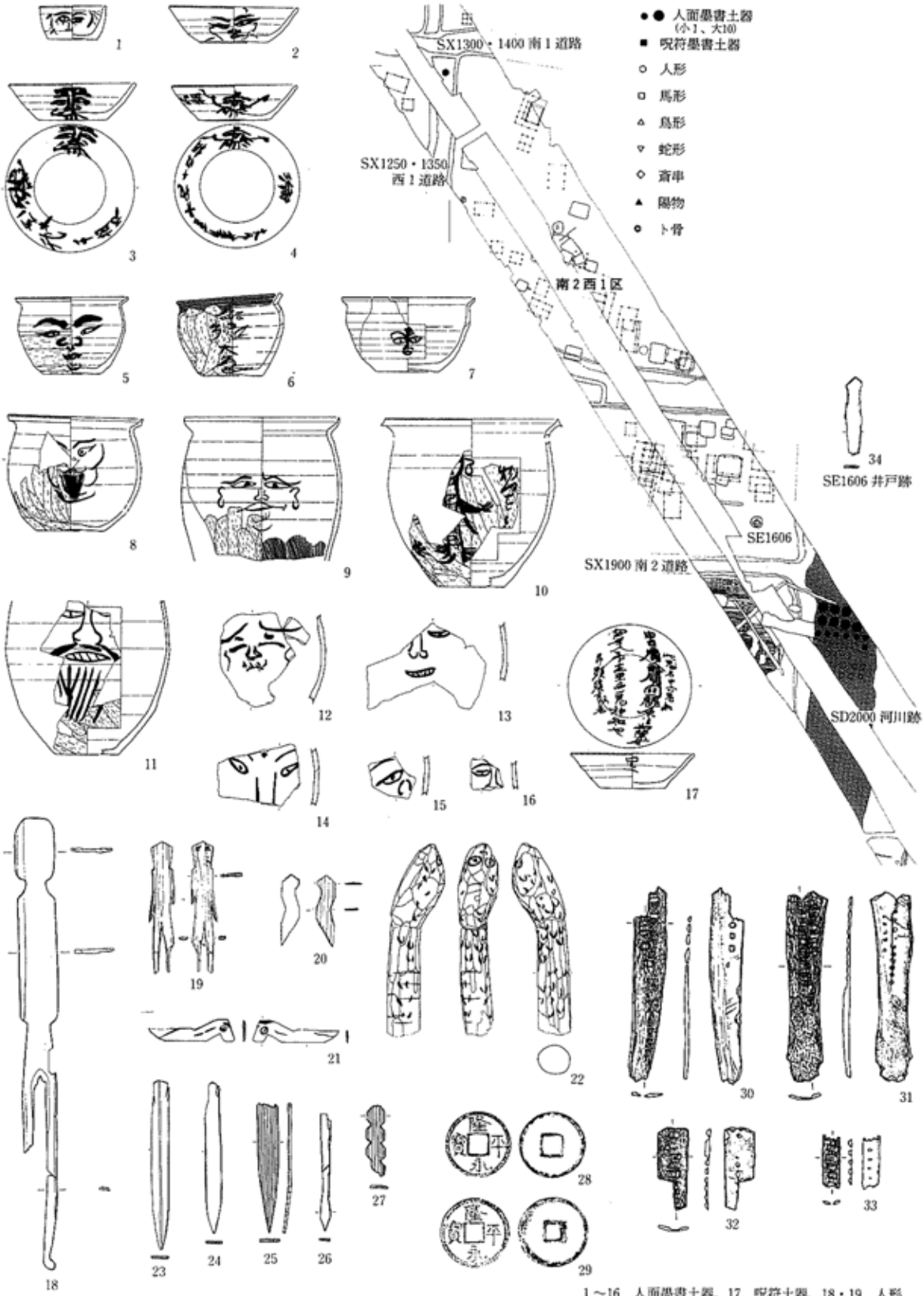

1～16　人面墨書土器、17　呪符土器、18・19　人形
20　鳥形、21　馬形、22　蛇形、23～27　斎串
28・29　銭貨、30～33　ト骨

第34図　祭祀関係遺物の分布状況(2)（南2西1区、南3区）

(2) 祭祀具の特徴

ここでは、おもに多賀前地区出土の祭祀具の中で出土量の多い人面墨書土器と、量的には少ないが本遺跡において特徴的な祭祀具である卜骨について述べる。

ａ　人面墨書土器

人面墨書土器は、東西大路北側溝および砂押川の旧河道(ＳＤ2000)から集中して検出され、約100個体が出土している。その一方で、区画内の遺構からはほとんど出土せず、大路以外の道路についても大路に面した宅地を画する道路の交差点付近から数点検出されたにすぎない。このことは、人面墨書土器を用いた祭祀が、おもに大路を中心とした道路の交差点や河川で執り行われたことを示唆している。

人面墨書土器には土師器甕と須恵器坏を利用したものがある。破片資料が多く全体的な特徴の分かるものは少ないが、甕はすべて胴の短い寸胴タイプのもの（Ⅱ類）で、ロクロ調整のもの（ＢⅡ類）が大半を占めている。法量的には口径 13㎝ 以下の小形品(ＡⅡ・ＢⅡａ)から中形品(ＢⅡｂ)、口径20㎝前後の大形品（ＢⅡｃ）がある。坏は体部から口縁部にかけて直線的に外傾して立ち上がり、そのまま口縁部に至るもの（Ｉａ類）で、底部の調整にはヘラ切り無調整と回転糸切り無調整のものがみられる。いずれも器形や法量が明らかなものをみる限り、日常用のごく一般的な土器をそのまま転用して祭祀具としている。都城で出土する人面墨書土器が、規格的に生産された大小2タイプの特別な壷を用いていることとは対照的であり、都城における祭祀の手法のみを採り入れ、日常的な大小の甕や坏を祭祀具としたものと思われる。ただし、これらには摩耗痕や火にかけたような痕跡は認められず、未使用の土器を初めから祭祀具として用いた可能性が高い。墨書については、人面を土器の体部外面の1～2面に描いたものが多く、体全体を表現したものや坏の体部内面に描いたもの、人面に人名を付して形代としての性格を強調したものなどもみられる。また、顔の細部や表情まで表現したような筆慣れた描き方のものや稚拙なもの、記号的に省略したと思われるものなど墨書による表現も多様であることなどからみて、人面墨書土器を用いた祭祀が、必ずしもある特定の階層や人間のみが関与したものではなく、幅広い階層の人々が参加して行われたものである可能性が考えられる。年代については、出土状況からみて8世紀末から9世紀前葉頃のごく短い期間に限定される可能性が高いものと思われる。

ｂ　卜骨

卜骨は、砂押川の旧河道（ＳＤ2000）から5点出土した。いずれも肋骨を薄く板状に半截し、内側の海綿質部分に浅い長方形の凹み（鑽）を彫り、その底面に円形状の焼灼を加えている。こうした焼灼面の整治手法は古墳時代後期以降の卜骨に共通した特徴であり、時を同じくして出現する卜甲の手法とも共通する。今回出土した卜骨には、ウマもしくはウシの肋骨を利用したものが4点、ニホンジカの肋骨を利用したものが1点ある。いずれも破損し卜占時の状況をとどめるものはなく、鑽の配置や焼灼の数など不明な点が多いが、縦1列ないし2列に連続して鑽が彫られている。

奈良・平安時代の出土例としては、本遺跡以外にも神奈川県由比ヶ浜遺跡（鎌倉市教育委員会：1993）、静岡県伊場遺跡（浜松市教育委員会：1975）といった地方官衙周辺や、神奈川県染屋遺跡（神

澤：1990）・浜諸磯遺跡（中村：1991）などの三浦半島の漁撈民の間に弥生時代以降継承される形で認められ、浜諸磯遺跡では亀卜の存在も知られている。県内においては、松島湾沿岸の表杉ノ入貝塚（伊東：1981）と東宮鳳寿寺貝塚（後藤：1981）で奈良時代末～平安時代初期のものが、また多賀城跡の政庁全面に位置する「鴻ノ池」地区（富岡：1992）からは平安時代（9 世紀後半代）のものが出土している。これらは、いずれも本遺跡の例と同様に肋骨を用いたもので、整治・焼灼方法なども共通した特徴を有する。素材についても、ウマあるいはウシの肋骨を利用したものが多くみられ、古代においては家畜獣の肋骨を用いた卜占が一般的であった可能性が高い。古墳時代中期および後期に属する本遺跡八幡地区出土の卜骨（菅原・吾妻：1994）をはじめ、古墳時代以前の卜骨がニホンジカの肩甲骨や肋骨を素材としたものが多いこととは対照的である。こうした素材の時期的な変化の要因については、祭祀の対象として神聖視する動物の骨を用いて行うことを原則としていた可能性も否定できないが、生業としての狩猟の衰退や家畜獣の普及などに伴い、より安定した骨材供給を家畜獣に求めたことによる可能性の方が高いように思われる。また、使用される部位も、肩甲骨から肋骨へと徐々に変化しており、少なくとも古代には一個体あたり得られる卜占用材の量を重視した部位の選択が行われるようになったものとみられる。ところで、上記の古代卜骨の出土遺跡のうち、染屋遺跡ではイルカの肋骨を用いて卜占が行われているが、これは鉞切遺跡・蓼原遺跡（神澤：1987）など古墳時代後期以降の三浦半島沿岸で見られる特徴で、漁撈集団としての海への依存度の高さを反映したものと推測される。漁撈活動の実態や漁撈民のイルカを対象とした祭祀儀礼の存在などについては明らかではないが、少なくとも狩猟獣や家畜獣よりも身近な存在であり、漁獲の対象となる海獣の骨の方が入手し易かったものとみられ、このことからも古代には用材の確保を重視した動物や部位の選択がなされたことが推測される。

古代の卜占については、『延喜式』巻 3、臨時祭式、延長 5 年 12 月 26 日(927)の条に、伊豆・壱岐・対馬から卜部を朝廷に出仕させる（三国卜部）という記事や卜占に使用する甲卜用の亀甲を紀伊・阿波・土佐から調として上納させるとか、年間の使用枚数や卜占執行に関するさまざまな規定が記されている。朝廷では天災地異や戦乱に際してはもちろん、年中行事でも占わせたが、その結果が陰陽寮の占筮と矛盾した場合、亀卜に従った例（『中右記』）天永 3 年 11 月 1 日条など）が知られており（青木ほか：1976）、卜占（亀卜）が朝廷における神事の中でもとくに重要視されていたことが窺える。

陸奥国における卜占については、卜部がおかれたという記録がないことや卜占に獣骨を素材とした卜骨を用いていることなどから、律令に規定されない非公式なものとする指摘もあるが（富岡：1992）、多賀城内でも出土していることや他の律令祭祀遺物と共伴することからみて、本遺跡周辺で出土した卜骨が陸奥国府が関与して執り行われた可能性が高いものと思われる。とくに、今回出土した卜骨は古墳時代後期以降の卜占手法を継承したもので、出現時期（系譜）や手法は亀卜と共通しており、素材は異なるものの卜占の目的や内容に大きな違いはないものと思われる。こうしたことからみて、朝廷の亀卜には三国卜部が従事したのと同様に、陸奥国をはじめ国府主催の卜占にも伝統的に卜術に優れた集団が三国卜部と同じ手法を用いて携わったものと考えられる。

(3) 多賀城周辺における祭祀

ここで、これまでに多賀城周辺で出土している祭祀遺物をもとに、多賀城周辺における祭祀の特徴を述べてみる。

多賀城周辺においては、第35図に示したように南西部の方格地割内を中心に、斎串・土馬・絵馬・陽物・卜骨といった各種の祭祀遺物が出土している。ただし、これらは旧砂押川や東西大路を除けば、単体あるいは数点の祭祀遺物が散在的に出土しているにすぎず、多種類の祭祀遺物が一つの遺構からまとまって出土することはない。

一方、人面墨書土器や人形・馬形・鳥形といった木製形代などの、律令祭祀の中でも大祓に関連するとみられる祭祀遺物は、旧砂押川および東西大路に限定され、これ以外の遺構からはほとんどまとまった出土はみられない状況にある。こうした傾向は都城においても同様で、主要な条坊側溝の交差点付近や堀川に集中的に出土する一方で宅地内の遺構からはほとんど出土しないことから、これらの遺物については律令祭祀遺物の中でもとくに公的な性格が強いものと考えられており（巽：1993、久世：1994）、これら祭祀具が多賀城においても、都城と同様の扱いがなされていたことが窺える。

ところで、人面墨書土器と木製形代などの律令祭祀遺物については、兵庫県姫谷遺跡（田島国の推定国府域）や静岡県伊場遺跡（遠江国布智郡衙の一部）、山形県俵田遺跡（城輪柵の推定国府域）などの地方官衙周辺地域においても、その出土例が知られており、地方行政機関の周辺にも京と同じ構造をもつ祓所が設定された可能性が指摘されている(金子：1985)。多賀城周辺においては、祭祀遺物の出土状況からみて、東西大路および旧砂押川が多賀城における祓所となっていた可能性が高く、後述するように方格地割施行後の東西大路に面した区域が、国司クラスの館が建ち並ぶような官舎街と

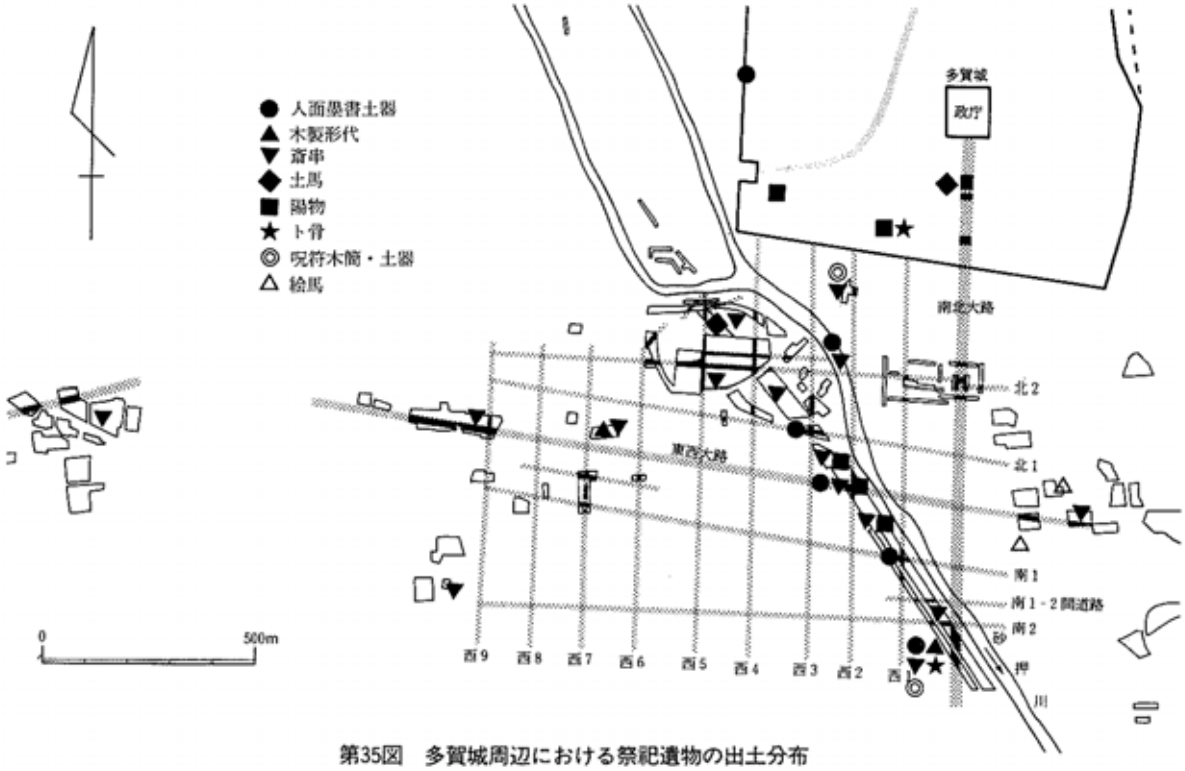

第35図　多賀城周辺における祭祀遺物の出土分布

なっていたことを考えれば、これらを用いた祭祀が陸奥国府多賀城の主催で行われた可能性が高いものと思われる。

〈引用参考文献〉

青木和夫ほか　1976 「律令」『日本思想大系』3　岩波書店

伊東信雄編　1981 「考古資料編」『宮城県史』34

鎌倉市教育委員会　1993 「鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書9」『平成4年度発掘調査報告』（第1分冊）　鎌倉市教育委員会

神澤勇一　1987 「日本の卜骨」『考古学ジャーナル』No281　ニューサイエンス社

神澤勇一　1990 「呪術の世界ー骨卜とまつり」『考古学ゼミナール　弥生人のまつり』六興出版

木材幾多郎　1979 「長崎県壱岐島出土の卜骨」『考古学雑誌』第64巻第4号

後藤勝彦　1981 「宮城県七ヶ浜町東宮浜鳳寿寺貝塚発見の卜骨について」『東北歴史資料館研究紀要』第7巻　東北歴史資料館

久世康博　1994 「祭祀遺物」『平安京提要』　角川書店

菅原弘樹・吾妻俊典　1994 「山王遺跡Ⅰ」『宮城県文化財調査報告書』第161集　宮城県教育委員会

巽　淳一郎　1993 「都城における墨書人面土器祭祀」『月刊文化財』363号

富岡直人　1992 「多賀城跡第60・61次調査出土の卜骨・骨角器と脊椎動物遺体」『多賀城跡ー宮城県多賀城跡調査研究所年報』1991　宮城県多賀城跡調査研究所

中村　勉　1991 「3　骨角器」『浜諸磯遺跡』　浜諸磯遺跡調査団

浜松市教育委員会　1975　『伊場遺跡出土品の解説目録』

第Ⅱ章　遺　　構

1．道路と方格地割

（1）多賀前地区検出の道路跡

今回調査の対象となった山王遺跡多賀前地区は、陸奥国府多賀城の南西約 1kmの自然堤防上に立地し、これまでの調査によって東西・南北道路の存在が確認され、これらによる方格地割がおよんでいたと推定される地域内に位置する。多賀城外における方格地割については、政庁から南門を経て政庁中軸線上(N-1°04′00″-E)を城外へ延びる南北大路と、多賀城外郭南辺築地(E-7～8°-S)の約 550m南を通過する幅 12mの東西大路を基準に、一定の計画にもとづいた地割りがなされていたことが明らかになってきている。本地区はこの東西の基幹をなす東西大路の推定ライン上にあたる。今回の調査では、この大路を含む東西道路跡５条と南北道路跡４条を検出した。これらの道路跡は、東西大路および南北大路を基準にして東西・南北に割り付けていくと、東西道路跡が北から北１道路、東西大路、南１道路、南１―２間道路、南２道路、南北道路跡が西０（南北大路の南延長）～西３道路にあたる。以下では、今回検出した道路跡の規模や方向等の概要を述べるとともに、これまでの調査で検出されている道路跡との関係についてみていく。

第36図　多賀城周辺の方格地割

道路跡			路幅(m)	路心座標		方向	築地・大路間距離(m) ＊1	方向の計測地点 遺跡・地区（調査次）		路心座標＊3
東西道路跡	北1道路	SX4012	7.5～10	⑪	X＝－189032.5 Y＝ 13491.2	E-7°20′04″-S	425.34	山王遺跡山王一区（市教委19次）	⑯	X＝－189006.5 Y＝ 13289.2
		SX4013	4～7							
	東西大路	SX10	9（A） 11～13(B～I)	⑨	X＝－189170.0 Y＝ 13597.5	E-8°22′16″-S	548.85	山王遺跡東町浦（市教委4・8次）	㉔	X＝－189026.072 Y＝ 12619.397
	南1道路	SX1400	3～4.5(A～C)	⑥	X＝－189323.7 Y＝ 13710.5	E-7°57′02″-S	687.67	山王遺跡山王三区（市教委13次）	㉒	X＝－189221.3 Y＝ 12977.3
		SX1300	4～6.5							
	南1－2間道路	SX3461	7（A～B）	④	X＝－189427.6 Y＝ 13762.6	E-2°25′19″-S	－	本地区調査区内		－
	南2道路	SX1900	1.6～4	③	X＝－189479.8 Y＝ 13828.3	E-1°08′10″-S	－	本地区調査区内		－
南北道路跡	西0道路	SX1850・1950	4～7 (19～23)＊2		X＝－189479.8 (－189511.3) Y＝ 13828.3 (13832.0)	N-1°45′33″-E (N-1°18′53″-E)	－	市川橋遺跡館前（市教委11次）	②	X＝－188910.0 Y＝ 13845.8
	西1道路	SX1250	4.5～7	⑥	X＝－189323.7 Y＝ 13710.5	N-0°00′28″-W	125.93		⑤	X＝－188952.5 Y＝ 13710.45
		SX1350	6～7							
	西2道路	SX20	3.5～10	⑨	X＝－189170.0 Y＝ 13597.5	N-0°23′40″-W	243.79	市川橋遺跡館前（宮多研37次）	⑧	X＝－188703.152 Y＝ 13594.287
		SX30	4.5～8							
	西3道路	SX4014	4.5～5.4	⑪	X＝－189032.5 Y＝ 13491.2	N-6°53′46″-W	352.65	市川橋遺跡伏石（市教委1次）	⑩	X＝－188949.30 Y＝ 13479.29

市教委：多賀城市埋蔵文化財調査センター、宮多研：宮城県多賀城跡調査研究所

＊1　南辺築地および南北大路との距離は、築地の方向をE-7.5°-S、大路の方向をN-1°04′00″-Eとして、外郭南門d期の中心(X＝－188654.51、Y＝13850.887)からの平行距離で示した。

＊2　(　　)はSD2000河川跡東岸の平坦面を含めた場合の計測値で、図上で路心を計測した。

＊3　各計測地点の路心座標は、各報告書および多賀城市埋蔵文化財調査センターの千葉孝弥氏のデータに依る。

第25表　多賀前地区検出の道路跡一覧表

a．東西道路

①北1道路

ＳＸ4012・4013 北1道路は東西大路から北に1条目の道路跡で、側溝には6時期の変遷（A→F）が認められた。路幅(側溝心々間距離)はＳＸ4014 西3道路との交差点を挟んで、東側（ＳＸ4012）が 4～7mであり、時期によって多少のばらつきが認められる。北1道路の延長は、本地区の西方約 200mの山王遺跡山王一区（市教委第19次調査ＳＸ670 東西道路跡、石本：1993）で検出されている。路幅は側溝心々で 5.6mを測り、両調査区の路心座標による道路の方向は東で 7°20′04″南に偏しており、多賀城の外郭南辺築地の方向とほぼ一致している。築地との距離(註1)は 425.34mで、東西大路との距離は 123.51mである。

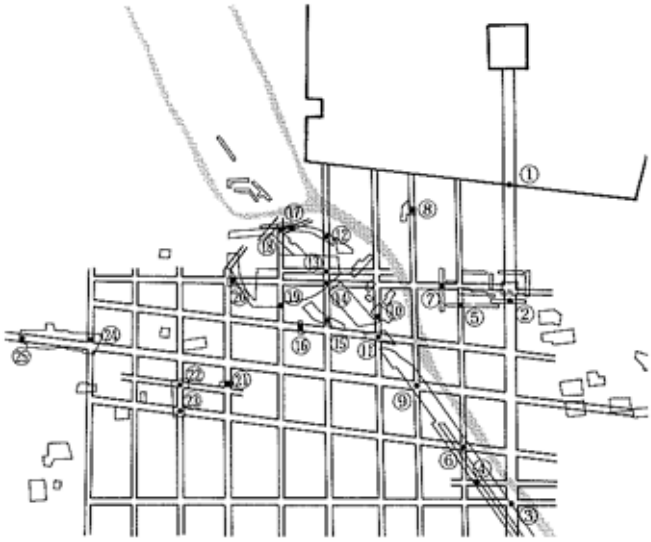

第37図　道路跡計測地点模式図

②東西大路

ＳＸ10 東西大路は多賀城外における東西の基幹をなす道路跡で、側溝には 9 時期の変遷(A→Ｉ)が認められた。ＳＸ20･30 西2道路に先行して施行され、ＳＸ10 の2時期目以降にＳＸ20･30 と十字路交

差点を形成する。路幅はＳＸ10Ａが 9mで、ＳＸ10Ｂ～Ｉが 11～13m程を測る。東西大路の延長は、本地区の西方約 1㎞の山王遺跡東町浦地区(市教委第 4・8 次調査ＳＸ200･382 東西道路跡、相沢：1990)で南北側溝、東方約 300mの市川橋遺跡鴻の池地区(市教委第 12 次調査、千葉：1995)で南側溝が発見されている。とくに、東町浦地区では 13～14.5mの幅で約 190mにわたって検出されている。本地区ＳＸ10 と東町浦地区ＳＸ200 の路心座標による道路の方向は東で 8°22′16″南に偏しており、多賀城の外郭南辺築地の方向とほぼ一致している。築地との距離は 548.85mである。

③南 1 道路

ＳＸ1300･1400 南 1 道路は東西大路から南に 1 条目の道路跡で、側溝には 6 時期の変遷(Ａ→Ｆ)が認められた。路幅はＳＸ1250･1350 西 2 道路との交差点を挟んで、西側(ＳＸ1300)が 4～6.5m、東側（ＳＸ1400）がＡ～Ｃで 3～4.5mを測る。ＳＸ1400Ｄ～Ｆについては、調査区内で路幅が一定していないため、施行幅は明らかではないが5.5～8.5m程とみられる。南1道路の延長は、本地区の西方約740mの山王遺跡山王三区（市教委第 13 次調査東西道路跡、滝口・石川：1993）で検出されている。部分的に確認したにすぎず詳細は明らかではないが、両調査区の路心座標による道路の方向は東で 7°57′02″南に偏しており、多賀城の外郭南辺築地の方向とほぼ一致している。築地との距離は 687.67mで、東西大路との距離は 138.82mである。

④南 2 道路

ＳＸ1900 南 2 道路はＳＦ3700Ｂ水田跡の大畦畔およびＳＤ2000Ａ(8～12 層)河川跡埋没後の上面に構築された東西道路跡で、東西大路から南に 2 条目にあたる。ＳＤ2000 河川跡の西岸で 6 時期の変遷(Ａ→Ｆ)が認められ、Ｂ～Ｄ段階にＳＸ1850･1950 とＴ字路交差点を形成し、またＥ段階以降はＳＸ1850 とＬ字状に接続している。路幅はＡ～Ｄで 1.6～4mを測り、方向は東で 1°08′10″南に偏している。一方、Ｅ・Ｆ段階は、北側溝が同位置で改修されるものの、南側溝は南に大きく屈曲しており、道路の方向や路幅などは明らかではない。なお、南 2 道路は今のところ本調査区以外に検出例はなく、不明な点が多い。とくに、今回の調査ではＳＤ2000 に架かる橋の存在やＳＤ2000 の右岸の状況が明らかではないため、ＳＸ1850･1950 西 0 道路以東への延びについても確認することはできなかった。

⑤南 1-2 間道路

ＳＸ3461 南 1-2 間道路は、ＳＸ1300･1400 南 1 道路とＳＸ1900 南 2 道路の間で検出した東西道路跡で、ＳＤ1602 河川跡埋没後の上面に構築されている。側溝には 4 時期の変遷(Ａ→Ｄ)が認められたが、南北に側溝を伴うのはＡ・Ｂ段階の西半部のみで、東半部およびＣ・Ｄ段階には南側溝のみの道路となっている。路幅はＡ・Ｂ段階で約 7mを測り、方向は南側溝心で東で 2°25′19″南に編している。一方、Ｃ・Ｄ段階については、路幅はもとより方向も溝が途中で屈曲するなど、道路としては不明な点が多い。なお、南 1-2 間道路については、今のところ本調査区以外に検出例はなく、河川埋没後の上面に河道に沿って建設されていることや側溝のあり方など、他の道路とは異なった計画のもとで施行されたものとみられ、南 2 西 1 区内を細分する部分的な道路であった可能性が高い。

ｂ．南北道路

①西０道路

ＳＸ1850･1950西０道路は南北大路の南延長上の道路で、ＳＤ2000Ｂ･Ｃの西岸に沿って検出された。ＳＤ2000河川跡の河道の移動(西：ＳＤ2000Ａ→東：ＳＤ2000Ｃ)に伴い埋没したＳＤ2000Ａ上面に構築されている。側溝には、交差点の北(ＳＸ1850)で５時期(Ｂ→Ｆ)、南(ＳＸ1950)で３時期(Ｂ→Ｄ)の変遷が認められた。路幅は西側溝からＳＤ2000Ｃ西岸までで４～7mを測る。一方、東岸の状況については不明な点が多いが、西岸と同様に区画内よりも一段低い2.5～3m程の平坦面を路面とみればＳＸ1850･1950Ｂ・Ｃは、ＳＤ2000Ｃを挟んで22～23mの路幅を有することになる。

西０道路の北延長、すなわち南北大路は市川橋遺跡館前地区(市教委第11次調査ＳＸ410南北道路跡、千葉：1994)で検出されている。側溝には８時期の変遷（Ａ→Ｈ）が認められ、路幅は最も古いＡ期が19mで、Ｂ期以降が 23mの規模を有することが明らかになっている。本地区ＳＸ1850･1950Ｃとの路心座標による道路の方向は、ＳＤ2000Ｃ西岸までの路心で北で １°45′33″東に編し、東岸までを含めた路心では １°18′53″東に偏している。この数値は、政庁と南門とを結ぶ政庁南面道路の方向(1°04′00″)やＳＸ410 と多賀城外郭南門ｄ期の中心とを結んだ方向(1°08′26″)に近似しており、ＳＸ1850･1950が政庁南面道路および南北大路とほぼ一直線上に並んでいたとみてよいであろう。

②西１道路

ＳＸ1250･1350西１道路は南北大路から西に１条目の道路跡で、側溝には６時期の変遷(Ａ→Ｆ)が認められた。路幅は南１道路以北(ＳＸ1250)が4.5～7m、南１道路以南(ＳＸ1350)が6～7mで、前者は新しくなるにつれ路幅が狭くなっている。西１道路の延長は、本地区の北方約370mの市川橋遺跡館前地区(市教委第11次調査ＳＸ420南北道路跡、千葉：1994)で検出されている。路幅は側溝心々で3.9mを測り、両調査区の路心座標による道路の方向はほぼ真北で、僅かに(0°00′28″)西に偏している。南北大路との距離(註２)は125.93mである。

③西２道路

ＳＸ20･30西２道路は南北大路から西に２条目の道路跡で、側溝には８時期の変遷(Ｂ→Ｉ)が認められた。路幅は大路以北(ＳＸ20)が3.5～10m、大路以南(ＳＸ30)が4.5～8mで、時期によってばらつきが認められ、前者は新しくなるにつれ路幅が狭くなっている。西２道路の延長は本地区の北方約470mの市川橋遺跡館前地区(多賀城跡第37次調査ＳＸ1240南北道路跡、白鳥：1981)で検出されている。路幅は側溝心々で8.1mを測り、両調査区の路心座標による道路の方向はほぼ真北で、僅かに(0°23′40″)西に偏している。南北大路との距離は243.79mで、西１道路との距離は117.87mである。

③西３道路

ＳＸ4014西３道路は南北大路から西に３条目の道路跡で、側溝には６時期の変遷(Ａ→Ｆ)が認められた。路幅は4.5～5.4mを測る。狭い範囲での調査のため確定的なものではないが、本調査区の交差点付近での方向は北で９°33′36″東に偏している。南北大路との距離は北１道路との交差点の中心で352.65mで、西２道路との距離は108.86mである。

西３道路の延長については、部分的な調査のため詳細は明らかではないが、本地区の北方約90mの

市川橋遺跡伏石地区（市教委第１次調査、高倉他：1983）で検出された平行する２本の南北溝跡（1・2号溝跡）間が想定されている（千葉：1995）。路幅は溝跡の心々で5～7.5mを測り、調査区内での方向は北で１°25′55″東に偏している。これによると、西３道路の方向は南北大路とほぼ平行しているが、本地区との路心座標による道路の方向は北で 6°53′46″東に偏しており、両者は直線上で接続しないことになる。伏石地区検出の南北道路については、道路の年代や変遷など不確かな点も多いことから、ここでは座標値を提示するにとどめ、西 3 道路の比定および両道路の関係、施行基準などの検討は検出例の増加を待って改めて行うこととする。

（2）道路の年代

ここで、各道路跡の年代について、出土遺物や他の遺構との重複関係、灰白色火山灰との関係などをもとに、交差点ごとに検討していく。

①北１・西３道路

ＳＸ4012･4013北１道路およびＳＸ4014西３道路の側溝にはいずれも６時期(Ａ→Ｆ)の重複があり、一貫して十字路交差点を形成している。

遺物量は少なく、しかも小破片が多いことから各期の年代を把握することはできないが、道路建設時の路面整地層（**路面３層**）や最も古い**Ａ側溝**からは非ロクロ調整を含む土師器、須恵器、瓦などが出土している。土師器はロクロ調整のものを主体とし、坏では底部に回転ヘラケズリ調整や手持ちヘラケズリ調整を施したものが多く、須恵器坏では底部がヘラ切り無調整のものが多いなど、第２群土器が主体を占めている。瓦の中には多賀城政庁第Ⅱ期の刻印瓦（「占」）もみられる。3 番目に古い**Ｃ側溝**の中位～底面には灰白色火山灰の堆積が認められ、堆積土中からは土師器、須恵器、赤焼土器などが出土している。坏では、ロクロ調整の後、再調整の施されないものが大半を占める。**Ｄ･Ｅ側溝**からは第５群土器に特徴的な赤焼土器小形坏や高台皿が出土し、最も新しい**Ｆ側溝**は基本層位Ⅱ層（第５群土器）に覆われている。これらのことから、北１・西３道路の年代は、概ねＡが９世紀前半代、Ｂが９世紀後半代、Ｃが10世紀前半代、Ｄ～Ｆが10世紀中頃～後半代と推定され、創建年代についても８世紀代までは遡らないものと考えられる。

②東西大路・西２道路

ＳＸ10東西大路には９時期(Ａ→Ｉ)、ＳＸ20･30西２道路には８時期(Ｂ→Ｉ)の重複がある。東西大路は西２道路に先行して建設され、２時期目以降に十字路交差点を形成している。

東西大路はＳＤ317溝跡(第１群土器)埋没後に建設されている。**Ａ側溝**出土の遺物はきわめて少ないが、特徴のわかるものとしては非ロクロ調整の土師器坏、須恵器坏では底部が手持ちヘラケズリ調整のものとヘラ切り無調整のものがある。**Ｂ側溝**からは量的に少ないものの土師器、須恵器などが出土している。土器の特徴は後述するＣ側溝と大きくは違わないが、須恵器坏では全体的に厚手のものが多いことや底径／口径比がやや大きいことなど、Ｃ側溝に比べて古い様相を呈する。**Ｃ側溝**、とくに東西大路の北側溝からは土師器、須恵器、灰釉陶器、瓦などが多量に出土している。第２群土器の基準資料で、「弘仁十一年(820)」銘の荷札木簡と共伴する。坏では須恵器の占める割合が圧倒的に高く、

底部がヘラ切り無調整のものが主体を占める。土師器坏では手持ちヘラケズリ調整が施されるものと回転糸切り無調整のものが多くみられる。**E側溝**については、土器の組み合わせとしてはC側溝と大きくは違わないが、土師器坏では回転糸切り無調整のものが目立ち、須恵器坏では再調整の施されないものが大半を占めていることなど、第3群土器に類似した特徴もみられる。9世紀中頃を上限とする洛西窯系の緑釉陶器椀を共伴している。**F側溝**は灰白色火山灰の堆積によって埋没している。土師器、須恵器、赤焼土器、灰釉陶器、緑釉陶器、瓦などが出土し、坏では土師器の占める割合が高い。底部の調整は土師器・須恵器とも回転糸切り無調整のものが多く、第4群土器が主体を占める。最も新しい**I側溝**と**路面1層**からは土師器、須恵器、赤焼土器、灰釉陶器、緑釉陶器、瓦などが出土している。坏では土師器が大半を占めるが、赤焼土器の割合が増加し、小皿を含むことなど、道路廃絶後に堆積した基本層位Ⅱ層の土器群（第5群土器）と同様の特徴を有する。これらのことから、東西大路・西2道路の年代は、Aが8世紀末頃、Bが9世紀初頭頃、Cが9世紀前葉頃、Eが9世紀後半頃、Fが9世紀末～10世紀前葉頃、Iが10世紀後半頃と考えられる。D・G・Hについては、遺物などから年代を特定することはできなかったが、前後の時期の年代からDが9世紀中頃、G・Hが10世紀前半～中頃と推定される。

③南1・西1道路

ＳＸ1300・1400南1道路およびＳＸ1250・1350西1道路の側溝にはいずれも6時期(Ａ→Ｆ)の重複があり、一貫して十字路交差点を形成している。

A～Bについては、側溝・路面（**路面3層**）とも遺物量は少なく、詳細な年代を把握することはできないが、土師器はいずれもロクロ調整のものを主体としている。**C側溝**および**路面2層**も同様の出土状況にあるが、土師器坏では回転糸切り無調整のものと手持ちヘラケズリ調整のもの、須恵器坏では再調整が施されないものが多くみられるなど、第3群土器が主体をなしている。**D側溝**からは土師器、須恵器、赤焼土器、灰釉陶器、瓦などが出土している。中位～底面に灰白色火山灰の堆積が認められ、ＳＸ1350西1道路の東西側溝からは第4群土器が、またＳＸ1300南2道路南側溝からは第5群土器の中でも古段階のものが比較的まとまって出土している。**E・F側溝**および**路面1層**からは土師器、須恵器、赤焼土器、灰釉陶器、緑釉陶器などが多量に出土している。坏では土師器と赤焼土器が大半を占め、Ｆ側溝からは赤焼土器小形坏・小皿や緑釉・灰釉陶器深椀模倣の土師器高台椀などの第5群土器を特徴付ける土器がみられる。なお、道路廃絶後のＳＤ1230・1240区画溝（基本層位Ⅱ層）からは、赤焼土器小形坏・小皿・高台皿などを含む第5群土器の基準資料が出土している。これらのことから、南1・西1道路の年代は、概ねA・Bが9世紀前半代、Cが9世紀後半代、Dが10世紀前半～中頃、Ｅ・Ｆが10世紀後半頃と推定される。

④南2・西0道路

ＳＸ1900南2道路には6時期（Ａ→Ｆ）、西0道路には交差点の北（ＳＸ1850）で5時期（Ｂ→Ｆ）、南（ＳＸ1950）で3時期(Ｂ→Ｄ)の重複が確認された。すなわち、ＳＤ2000河川跡の西岸では南2道路の2時期目以降に交差点を形成している。

南2道路はＳＤ2000Ａ－8層(第3群土器)埋没後に建設されている。側溝および路面堆積土からの

遺物は概して少なく、とくにA～Dについては特徴のわかるものはほとんどなく、各期の年代を把握することができない状況にある。そこで、各期の道路とほぼ対応するＳD2000Ｂ・Ｃ出土の遺物を含めて検討してみると、**B段階**の**ＳD2000Ｂ－6層**は、8層と同様に第3群土器を主体とするが、赤焼土器を少量含んでいる。**C側溝**および**路面3層**上には灰白色火山灰の堆積が認められ、**C・D段階**に対応する**ＳD2000Ｂ－3･4 層**からは土師器、須恵器、赤焼土器、灰釉陶器、緑釉陶器などが多量に出土している。土器群の特徴としては、赤焼土器小形坏や小皿、高台皿などの第5群土器を特徴付ける土器がみられる一方で、坏では土師器の割合が高いことや土師器坏の法量分化が明瞭でないことなど第4群土器との中間的な様相を呈している。**E・F側溝**およびこれらに対応する**ＳD2000Ｃ－1・2 層**からは土師器、須恵器、赤焼土器、灰釉陶器、緑釉陶器などが出土している。坏類では前段階に比べて赤焼土器の割合が高く、赤焼土器小形坏や高台坏、高台皿などの第5群土器を特徴付ける土器が出土している。これらのことから、南2・西0道路の年代は、概ねA・Bが9世紀後半代、C・Dが10世紀前半～中頃、E・Fが10世紀後半代と推定される。

なお、南2道路建設以前のＳD2000Ａ－8層は、噴砂直後の水成堆積層(粗砂層)で、層相や堆積状況、規模（層厚）などから津波や洪水等の自然災害によって形成された可能性が高い。また、堆積層の年代は土器の年代観からみて9世紀後半頃と推定されることや直上の7層から多賀城庁第Ⅳ期の瓦が出土していることなどからみて、『日本三代実録』貞観十一年(869)5月26日条の「陸奥国地大震動」の記事とも矛盾せず、この年代が南2道路の上限年代を示している可能性も考えられる。

⑤南1-2間道路

ＳX3461南1-2間道路はＳD1602河川跡(第3群土器)埋没後に建設されている。概して遺物量は少ないが、**A側溝**からは土師器、須恵器、赤焼土器、灰釉陶器などが出土している。坏類では土師器の割合が高く、底部が回転糸切り無調整のものが大半を占めている。赤焼土器はごく僅かである。**B側溝**の中位には灰白色火山灰の堆積が認められる。**C・D側溝**からは土師器、須恵器、赤焼土器、灰釉陶器などが出土している。坏類ではA・B段階に比べて赤焼土器の割合が高く、赤焼土器小形坏や高台坏、高台皿などの第5群土器を特徴付ける土器が出土している。これらのことから、南1-2間道路の年代は、概ねAが9世紀後半代、Bが10世紀前半代、C・Dが10世紀後半代と推定される。

（3）道路の変遷

前述の道路跡の年代にもとづいて、多賀前地区で検出された道路跡の対応関係や変遷についてまとめると、次のようになる（第38図）。

Ⅰ期：8世紀末頃

多賀城南辺築地とほぼ平行するＳX10東西大路のみで、本調査区内でこれと交差する南北道路や平行する東西道路は存在しない。ただし、南北大路については、少なくとも東西大路が建設される頃には整備されていたものとみられ、両大路は方格地割が施行される以前から内陸方面から多賀城にいたる基幹道路として機能していたものと思われる(註4)。

II期：9 世紀前半頃

ＳＸ10 東西大路に加えて、これと平行するＳＸ4012･4013 北１道路、ＳＸ1300･1400 南１道路と、これらと交差するＳＸ1250･1350 西１道路、ＳＸ20･30 西２道路、ＳＸ4014 西３道路が建設される。道路の方向は、北１・南１道路が東西大路と同様に多賀城外郭南辺築地とほぼ平行し、西１・西２道路が南北大路とほぼ平行している。西３道路の方向については、確定的ではなく、東西大路と直交している可能性も否定できない状況にあるが、他の南北道路と同時に一定の間隔で施行されていることを重視すれば、南北大路と平行して建設された可能性の方が高いように思われる。これにより、東西大路を挟んで南北に１区画ずつの、平行四辺形状を呈する方格地割が形成される。方格地割の施行年代については、ＳＸ10 およびＳＸ20・30 のＢ段階の年代からみて、9 世紀初頭頃と推定される。

III期：9 世紀後半～10 世紀後半頃

ＳＸ1300･1400 南１道路の南側に、ＳＸ1900 南２道路およびＳＸ3461 南1-2 間道路が建設され、方格地割の範囲が南に拡大されている。方向はいずれも南北大路に直交しており、Ⅰ・Ⅱ期に施行された東西道路とは方向を異にしている。Ⅲ期の施行年代は 9 世紀後半頃と推定され、貞観十一隼(869)の大地震以降の可能性も考えられた。各道路とも灰白色火山灰の降下を挟んで 2～5 回の改修を経て、10 世紀後半頃に廃絶している。

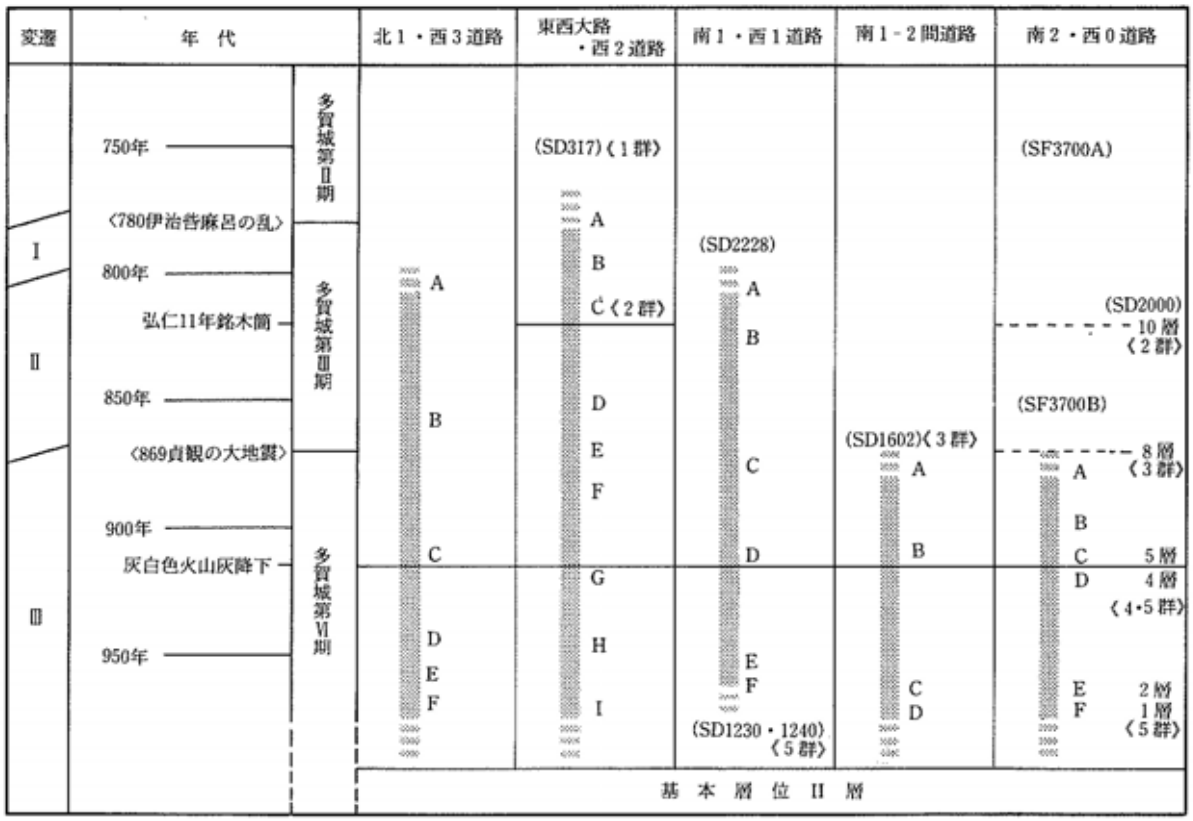

※　各帯(スクリーントン)の中での詳細な時間幅は把握できておらず、各期の位置は必ずしも正確な年代を示していない。よって、交差点間での細部にわたる対応関係についても、同様に明らかではない。

※　（　）は道路跡と重複する遺構で、〈　〉は本報告で設定した土器群を示している。

第38図　道路変遷図

（4）道路の施行基準と方格地割

以上のように、多賀前地区で検出された道路跡は、南北道路がいずれも各期を通じて政庁中軸線の方向に平行しているのに対して、東西道路は施行される場所や時期によって基準とする方向が異なっている。Ⅰ期に施行されるＳＸ10 東西大路と、Ⅱ期に施行されるＳＸ4012・4013 北１道路、ＳＸ1300・1400 南１道路が外郭南辺築地に平行し、これらに遅れてⅢ期に施行されるＳＸ1900 南２道路とＳＸ3461 南１−２間道路が政庁中軸線に直交している。以下、Ⅲ期に建設された道路の施行基準について検討してみる。

ＳＸ1900 南２道路は、ＳＦ3700Ｂ水田跡の大畦畔上に構築されている。道路建設以前の周辺一帯はおもに水田として利用されていたことが明らかになっており、この大畦畔の南約 110m(註３)の地点では、これと平行する幅約 4mの大畦畔が検出されている。ＳＦ3700 には３時期（A→C）の変遷があり、年代は出土した土器や灰白色火山灰との関係などから、Aが８世紀後半頃、Bが９世紀前半頃、Cが９世紀後半〜10 世紀前半頃と推定される。狭い範囲での調査のため確定的なものではないが、両大畦畔の距離は条里地割の一辺約 1 町に相当することから、条里を反映している可能性も考えられる。ＳＸ1900 はⅡ期に成立した方格地割を南に拡大するために設置され、ＳＦ3700C の水田域との境界をなすものであり、その方向には水田の地割が採用されたものと思われる。また、ＳＸ3461 南 1-2 間道路は、宅地とＳＦ3700Ｂとの境界をなすＳＤ1602 河川跡の埋没後の上面に構築されている。政庁中軸線とほぼ直交するＳＸ1900 と同時期に建設されたものとみられるが、狭い範囲での調査のため、政庁中軸線を意識して施行されたものなのか、あるいは単にＳＤ1602 の方向に規制されたものなのかは明らかではない。

このようにⅢ期に施行された道路は、古くからの基準方向をそのまま踏襲したものである可能性が高い。すなわち、Ⅲ期の整備は地割の施行という点においては、大規模な造成を行い新たに地割を成立させたⅡ期の整備に比べ計画性の乏しいものであったと思われる。

ところで、八幡地区では、北１道路の北側で南北大路と平行する西4、西5道路と、これらと重交する北2、

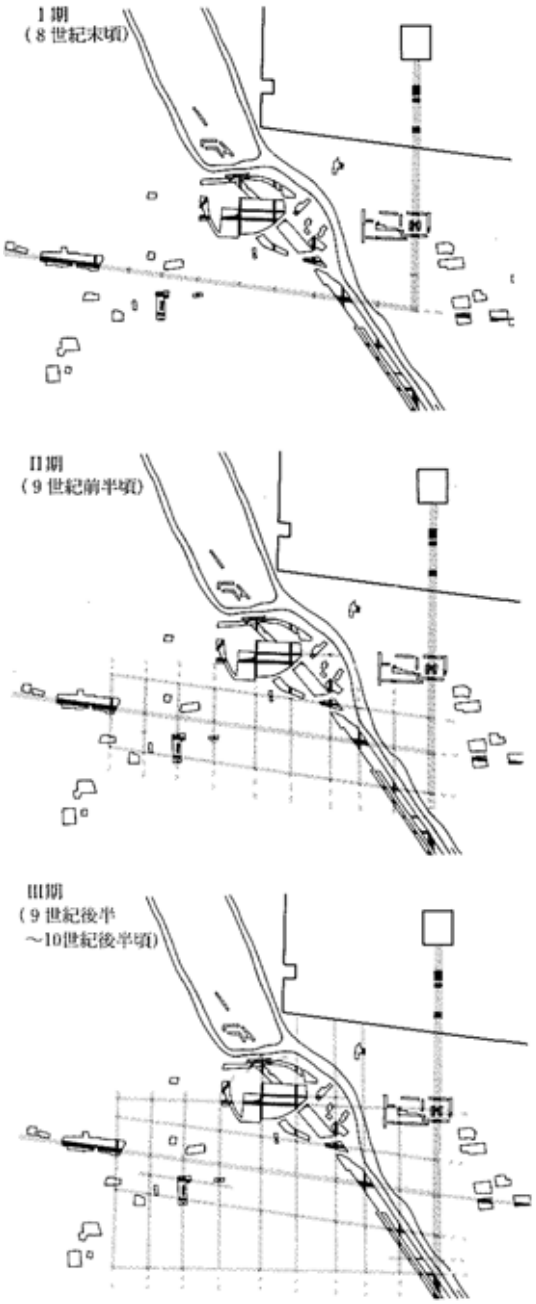

第39図　道路網と方格地割の変遷

北２‐３間道路が検出されている。これらには大きく“①北２‐３間道路→①北２・北2-3間道路、西４・西５道路→②北２道路、西４・西５道路”の変遷が認められている。年代は、②が９世紀後半～10世紀前葉、③が10世紀前半～後半頃と推定され、①についても奈良時代までは遡らないものと考えられている（菅原：1992）。これらの年代観をもとに多賀前地区検出の道路跡との関係をみてみると、①は多賀前地区のⅡ期、②・③はⅢ期に対応するものとみられ、②・③の道路はⅡ期に施行された方格地割の範囲を北に拡大するために設置された可能性が高い。これらの道路の基準方向については、道路以前の区画施設や掘立柱建物跡、竪穴住居跡などに政庁中軸線とほぼ一致する方向のものが多くみられる（赤澤：1990、佐藤・菅原：1991、千葉・石本：1991）ことから、方格地割が形成される以前から政庁中軸線の方向と一致する地割が存在し、八幡地区検出の道路はこれに規制されて建設されたものと思われる。

以上述べてきたように、多賀城外の道路網は大きく３段階の変遷を経て、整備がなされたものとみられる。とくに、９世紀初頭頃に行われたⅡ期の整備は、東西大路を中心とした新たな都市的空間(市街地)の造成を目的としたものとみられ、一辺が110～140メートルの平行四辺形を基本単位とした方格地割を成立させている。そして、Ⅲ期の９世紀後半頃には地割の範囲を南北に拡大し、やや変形ではあるが碁盤目状の地割を完成させている。

国府をめぐっては、戦前からの歴史地理学の研究によって、国の行政諸機関・施設がおかれた「国衙」の周辺に、条里一町ごとの碁盤目状に街路を配した市街地の「国府域」が存在すると考えられた。国衙を都城の宮城に、国府域を京域にそれぞれ比定し、国府を都城の縮小版とみなす国府像が通説的な見解とされてきた。ところが、陸奥国府多賀城の場合、国府域は多賀城（国衙域）の創建当初から画定されていたものではなく、平安時代以降に段階的に整備され成立したものである。このことが多賀城外の地割が画一的ではないことの一因となっているものと思われ、造営当初から明確な範囲をもち、条里割地割が整然と施行されたとする従来の国府像とは異なるあり方を示している。

（註1）築地と各道路間の距離は、多賀城外郭南門ｄ期（9世紀後半頃、高野：1986）の中心と各道路の路心間の平行距離で示した。その際の外郭南辺築地の方向はＥ‐7.5°‐Ｓとして算出している。

（註2）南北大路と各道路間の距離は、多賀城外郭南門ｄ期（9世紀後半頃）の中心と各道路の路心間の平行距離で示した。その際の南北大路の方向は政庁中軸線の方向（N-1°04′00″-E）を基準として算出している。

（註3）ＳＸ1900南2道路以前のＳＦ3700Ａ・Ｂ大畦畔の規模は明らかではないが、ＳＸ1900Ｃの路心とＳＦ3700Ａ大畔No.1の中心（調査区西端）間の距離は、111.56mである。

（註4）南北大路については部分的な調査のため不明確な部分が残るが、8時期（A→H）の変遷があり、最も古いＡ期の路幅が約19mで、2時期目のＢ期以降に約23mに拡幅されている。6時期目のＦ期には灰白色火山灰の堆積が認められる。年代を直接示すデータはこれのみであるが、南門を隔て一直線上に並ぶ政庁南面道路の変遷をみると、8世紀前半に路幅約12mで建設され、9世紀初頭頃に約23mに拡幅されている。両者の整備の過程を重視すれば、南北大路のＢ期は、9世紀初頭頃と推定され、それ以前のＡ期は8世紀代まで遡る可能性が高い。

道路		遺跡／地点（計測地点）		X座標	Y座標	築地・大路間距離(m)	路幅（側溝心々）	文献
東西道路	北3道路	山王・八幡地区	⑰	−188743.70	13278.00	−	2.7〜4.8	県162集
	北2-3間道路	山王・八幡地区	⑬	−188855.00	13361.00	−	6〜8→3.5〜4.5	県141集
	北2道路	市川橋・館前地区	⑦	−188914.19	13653.57	−	2.5	市1994
		山王・八幡地区	⑭	−188891.20	13359.50	−	4〜5.7	市30集
			⑳	−188877.95	13111.00	−	4〜6.9	市29集
	北1道路	山王・多賀前地区	⑪	−189032.50	13491.20	425.34	7.5〜10、4〜7	本書
		山王・山王一区	⑯	−189006.50	13289.20		5.6	市34集
	東西大路	山王・多賀前地区	⑨	−189170.00	13597.50	548.85	9〜13	本書
		山王・東町浦地区	㉕	−189026.07	12619.40		13〜14.5	市22集
	大路-南1間道路	山王・山王三区	㉒	−189137.00	12969.80		5.9、3.5	千葉
	南1道路	山王・多賀前地区	⑥	−189324.00	13712.50	687.67	3〜4.5、4〜6.5	本書
		山王・山王三区	㉓	−189221.30	12977.30		7.5、5.6	市1993
	南1-2間道路	山王・多賀前地区	④	−189427.60	13762.60	−	7	本書
	南2道路	山王・多賀前地区	③	−189779.80	13828.30	−	1.6〜4	本書
南北道路	南北大路	多賀城南門跡	①	−188654.51	13850.88	−	12→23	研1986
		市川橋・館前地区	②	−188910.00	13845.80		19→23	市1994
	（西0道路）	山王・多賀前地区	③	−189479.80	13828.30		4〜7（22〜23）	本書
	西1道路	市川橋・館前地区	⑤	−188952.50	13710.45		3.9	市1994
		山王・多賀前地区	⑥	−189324.00	13712.50	125.93	4.5〜7、6〜7	本書
	西2道路	市川橋・館前地区	⑧	−188703.15	13594.30		8.1	研1980
		山王・多賀前地区	⑨	−189170.00	13597.50	243.79	3.5〜10、4.5〜8	本書
	西3道路	山王・多賀前地区	⑪	−189032.50	13491.20		4.5〜5.4	本書
	西3道路？	市川橋・伏石地区	⑩	−188949.30	13479.29	352.65	5〜7.5	市4集
	西4道路	山王・八幡地区	⑫	−188760.00	13368.12		3〜4	県162集
			⑬	−188855.00	13361.00		4	県147集
			⑭	−188897.00	13358.64	487.16	4.6	市30集
		山王・山王一区	⑮	−188964.00	13354.29	491.51	6	千葉
	西5道路	山王・八幡地区	⑱	−188742.00	13244.30	601.46	6.8〜8.8	県162集
			⑲	−188920.60	13238.80	607.00	6.2	市27集
	西6道路	山王・八幡地区	⑳	−	−		−	市29集
		山王・山王三区	㉑	−189147.81	13093.39	753.60	4.1〜4.5	市34集
	西7道路	山王・山王三区	㉒	−189137.00	12969.80	875.20	4.3〜6.5	千葉
			㉓	−189221.30	12977.30		4.3	市1993
	西9道路	山王・東町浦地区	㉔	−189021.00	12737.14	1108.70	4.5	市22集

※1　計測地点の○数字は、第37図に対応する。
※2　県○集：宮城県文化財調査報告書第○集、市○集：多賀城市文化財調査報告書第○集。
市○：多賀城市埋文センター年報、研○：宮城県多賀城跡調査研究所年報、千葉：千葉孝弥氏データ。

第26表　多賀城外検出道路の座標一覧表

〈引用・参考文献〉

相沢清利　1990　「山王遺跡－第8次発掘調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第22集　多賀城市埋蔵文化財調査センター

赤澤靖章　1990　「山王遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第138集　宮城県教育委員会

石川俊英　1992　「山王遺跡－第15次調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第29集　多賀城市埋蔵文化財調査センター

石本　敬　1993　「山王遺跡－第19次発掘調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第34集　多賀城市埋蔵文化財調査センター

後藤秀一・村田晃一ほか　1994　「山王遺跡八幡地区の調査－県道泉塩釜線関連調査報告書Ⅰ」『宮城県文化財調査報告書』第162集　宮城県教育委員会

佐藤則之・菅原弘樹　1993　「山王遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第141集　宮城県教育委員会

白鳥良一　1981　「第37次調査」『多賀城跡－宮城県多賀城跡調査研究所年報』1980　宮城県多賀城跡調査研究所

菅原弘樹　1992　「山王遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第147集　宮城県教育委員会

高倉敏明・滝口　卓・石本　敬　1983　「市川橋遺跡調査報告書－昭和57年度発掘調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書第4集　多賀城市教育委員会

滝口　卓・石川俊英　1993　「山王遺跡第13次調査」『多賀城市埋蔵文化財調査センター年報』第6号　多賀城市埋蔵文化財調査センター
高野芳宏　1986　「第48次調査」『多賀城跡－宮城県多賀城跡調査研究所年報』1985　宮城県多賀城跡調査研究所
千葉孝弥　1990　「新田遺跡（第4・11次調査報告）」『多賀城市文化財調査報告書』第23集　多賀城市埋蔵文化財調査センター
千葉孝弥・石本　敬　1991　「山王遺跡－第10次発掘調査報告書」『多賀城市文化財報告書』第27集　多賀城市埋蔵文化財調査センター
千葉孝弥　1992　「山王遺跡－第12次発掘調査概報」『多賀城市文化財調査報告書』第30集　多賀城市埋蔵文化財調査センター
千葉孝弥　1994　「市川橋遺跡第11次調査」『多賀城市埋蔵文化財調査センター年報』第7号　多賀城市埋蔵文化財調査センター
千葉孝弥　1995　「多賀城城外の道路と方格地割」『古代文化』第47巻第4号　古代学協会

2．区画内の様相

今回の調査は、多賀城の南西部一帯に施行された方格地割内に位置し、東西大路と南北大路を基準にしてみていくと、北から「北１西４区」「北１西３区」「北１西２区」「南１西３区」「南１西２区」「南１西１区」「南２西２区」「南２西１区」の８つの区画と方格地割の南外側にあたる。ただし、大部分の区画は交差点付近の狭い範囲での調査であり、区画内の利用状況を明らかにすることができない状況にある。以下では、調査面積が広く、全体の様相がある程度把握できた「北１西３区」「南１西２区」「南２西１区」についてみていくことにする（第36図）。

(1) 北１西３区

南がＳＸ10東西大路に面し、北をＳＸ4012北１道路、東をＳＸ20西２道路、西をＳＸ4014西３道路によって画される。区画の形状は、前述のとおり西３道路の方向が確定的なものではないため明らかではないが、平行四辺形もしくは台形状を呈するものとみられ、道路の路心座標による区画の規模は南北が約124m、東西が北辺で約109m程と推定される。

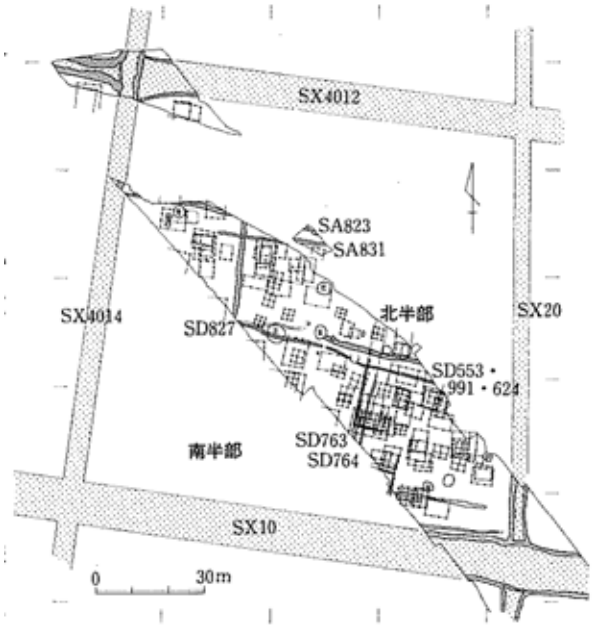

第40図　北１西３区

1．遺構の変遷

本区画からは掘立柱建物跡94棟、竪穴住居跡２軒、井戸跡７基、竪穴遺構４基、土器埋設遺構１基をはじめ、土壙、区画施設、溝跡、小溝状遺構群などの遺構が多数検出された。これらは調査区全体にわたっており、相互にかなりの重複が認められた。これらの中には、重複関係および出土遺物の年代などからみて、方格地割施行以前の遺構も含まれている。

ａ　区画施設

まず、本区画内で検出された区画施設についてみてみる。東西方向の区画施設としてはＳＡ831材木塀跡、ＳＡ823区画施設(材木塀跡・溝跡)、ＳＤ553･991･624溝跡がある。後二者ついてはほぼ同位置での作り替えがなされており、ＳＡ823には6時期、ＳＤ553･991･624には11時期の変遷が認められた。材木の痕跡は確認できなかったが、人為的に埋め戻されていることや一定ではない溝の掘られ方、底面の状況などからみて、これらは材木塀の抜き取り溝の可能性が高く、東西方向の区画施設はすべて材木塀であったと考えられる。一方、南北方向の区画施設には、ＳＤ827溝跡、ＳＤ763溝跡、764溝跡がある。概して残存状況が悪く不明な点が多いが、後二者については、2～3m程の間隔で少なくとも20m以上にわたって平行して延びており道路の可能性も考えられる。

次に、区画施設の変遷をみてみると、重複関係や出土遺物の特徴などから、大きく“①ＳＡ831、

ＳD827、ＳD763･764→②ＳA823、ＳD553･991･624 ”の関係が捉えられ、②の段階には東西の材木塀のみによって区画されていることがわかる。方向は、概して①が真北に対して 5 度前後東に偏しているのに対して、②は古い時期のものが東で 8 度前後南、新しい時期のものが 12 度前後南に偏しており、新しいものほど振れが大きくなる傾向が認められる。①の年代は、非ロクロ調整の土師器を主体とし、須恵器では器高が小さく底径／口径比の大きい坏が大半を占めていることから、8 世紀後半代と推定され、少なくとも方格地割施行以前の区画施設であったことが知られる。一方、②については、いずれもロクロ調整の土師器が大半を占めており、ＳA823 では 4 時期目が第 2 群土器を主体とし、最も新しい 6 時期目に灰白色火山灰の堆積が認められる。また、ＳD553･991･624 は 4 時期目から猿投窯黒笹 90 号式期の灰釉陶器が出土し、新しい方から 2 時期目に灰白色火山灰の堆積が認められる。これらのことから、本区内を南北に細分する材木塀の年代は概ね 9 世紀前半～10 世紀前半頃と推定され、本区画成立後の宅地割施設もしくは宅地内区画施設として、一貫してその性格が踏襲されていたものみられる。すなわち、道路Ⅱ期による方格地割が施行された後、少なくとも 10 世紀前半頃までは、北 1 西 3 区の宅地割に大きな変化はなかった可能性が高い。

以下、本区画内で検出された遺構の変遷をみていくが、方格地割と地割内の区画施設の変遷を踏まえ、方格地割施行以前（A期）、地割存続期（B期）、道路および地割の廃絶後（C期）の 3 段階に分けて述べることとする。

ｂ　A期の遺構

方格地割施行以前で、区画施設①段階の遺構群である。区画施設のＳD827 とＳA831 には重複が認められるが(ＳD927→ＳA831)、いずれも非ロクロ土師器を主体とし、方向はほぼ同様の振れを示す。両者には大きな時間的な隔たりはなく、概ね 8 世紀後半代に年代付けられる。このほかの遺構については、出土遺物の特徴や重複関係、方向の振れなどから推定すると、ＳＩ822 竪穴住居跡、ＳE892・864 井戸跡がこの時期に属する。また、これらに比べると根拠に乏しいが、ＳK836・839 土壙(第 2 群土器)よりも古いＳB909・944 建物跡や、同様に重複する遺構群の中で最も古く、方向の振れが小さいＳB928・932 建物跡、ＳＩ987 竪穴住居跡などもこの時期に属する可能性が考えられる。

ｃ　B期の遺構

本区画内は 2 条の東西方向の材木塀によって南北に三分されている。今日の調査ではおもにＳA823 以南を対象にして行っている。以下では、ＳD553･991･624 の北と南に分けて、それぞれに遺構の変遷を検討し、遺構期を設定する。

①南半部

南半部は遺構の密度が高く、廂付建物跡や総柱建物跡をはじめ多数の掘立柱建物跡が重複して存在する。建物の方向はもとより、廂付建物跡にはほぼ同位置での建て替えが認められることや総柱建物跡が棟を揃えて並んでいることなど、建物の配置には計画性が窺える。

ここで、南半部の中心的な建物とみられる廂付建物跡を中心に重複関係をみてみると、ほぼ同位置で“ＳB749(3×2 間東西棟)→ＳB589(三面廂東西棟)→ＳB588(二面廂東西棟)→ＳB570(二面廂南北棟)→〈基本層位Ⅲｃ層(灰白色火山灰)〉→〈基本層位Ⅱ層〉→ＳB789(三面廂東西棟) ”の 5 時期(B1

→B2→B3→B4→C期）の変遷が認められる。これを規準にして、遺構および堆積層との重複関係や柱筋の揃い方、出土遺物などを検討し、整理すると第41図のようになる。なお、方向は必ずしも一様ではないが、B1期が8度前後振れるものが多いのに対して、それ以降のものは振れが大きく12～15度前後のものが多く、区画内を細分する材木塀の変化とほぼ一致する傾向にある。

各建物跡群の年代は、柱穴出土の遺物や重複する井戸や土壙出土の遺物などからみて、概ねB1期が第2群土器を主体とする9世紀前半代、B2・B3期が第3群土器を主体とする9世紀後半代、B4期が第4群土器を主体とする10世紀前半代、C期が10世紀後半代以降と推定される。

②北半部

北半部は南半部に比べるとやや掘立柱建物跡の密度が低く、井戸跡や土壙、小溝状遺構群などが目立つ。掘立柱建物跡は小規模なものが多く、また小溝状遺構群と前後してみられるなど、南半部とは遺構の構成や土地利用のあり方に違いが認められる。

掘立柱建物跡は北半部のほぼ全域に分布し、多い場所で5時期の重複が認められる。方向は全体的に振れの小さいものから大きいものへと変化しているが、必ずしも一様ではなく、また柱筋の揃い方や建物配置についても、南半部ほどの計画性は認められない。そこで、遺構期の設定にあたっては、建物跡の方向性を加味しつつも、柱穴出土の遺物や重複する遺構の年代をもとに、建物群相互の関係を推定した。概ね“第2群土器を主体とする建物跡群→第3群土器を主体とし、同位置での建て替えが認められる建物跡群→第4群および第5群土器の古段階のものを主体とする建物跡群→〈基本層位Ⅲc層(灰白色火山灰)〉”という変遷が把握でき、それぞれ南半部のB1期、B2・B3期、B4期に対応する（第41図）。

以上のように、区画存続期の遺構は大きく4時期(B1→B2→B3→B4期)の変遷として捉えられ、SD553・991・624を隔てた南半部と北半部では、遺構の構成や土地利用のあり方などに違いが認められた。本区画の宅地割については、前述のとおり区画が成立する9世紀初頭以降10世紀前半頃まで変わらなかった可能性が高く、南半部と北半部は一貫して宅地内の分割あるいは別々の宅地として利用され続けたものとみられる。両者の関係については、i）南北に分割する材木塀(SD553・991・624抜き取り溝跡)が改修とともに徐々に北に移動しており、最終的に初期の地割線と約4mのずれが生じていること、ii）東西に分割する区画施設がなく、材木塀により形成された横長の小区画を一つの宅地とみるには不自然であること、iii）材木塀が区画のほぼ東西二等分線上で途切れているにもかかわらず、門が取り付かないこと、iv）南半部のB2・B3期の総柱建物跡群やB4期の中心的な建物跡とみられる三面廂建物跡(SB586)が材木塀と極めて近接した位置関係にあり、とくにSB586は古い抜き取り溝の上面に建てられ、同時に存続する材木塀との距離が約1.5mしかないこと、v）B2・B3期には、南半部・北半部ともほぼ同規模の総柱建物跡が柱筋を揃えて配されている。しかも、南半部のSB863総柱建物跡と北半部のSB858総柱建物跡で出土遺物に接合関係が認められ、これらが同時に建てられた可能性も考えられることなどからみて、両者を別々の宅地とみるよりも、一つの宅地の中で分割された区域とする可能性の方が高いように思われる。ところで、平城京における坪内区画施設と宅地割の関係をみてみると、宅地割施設には道路か溝、宅地内区画施設には塀を用いるという傾向が認めら

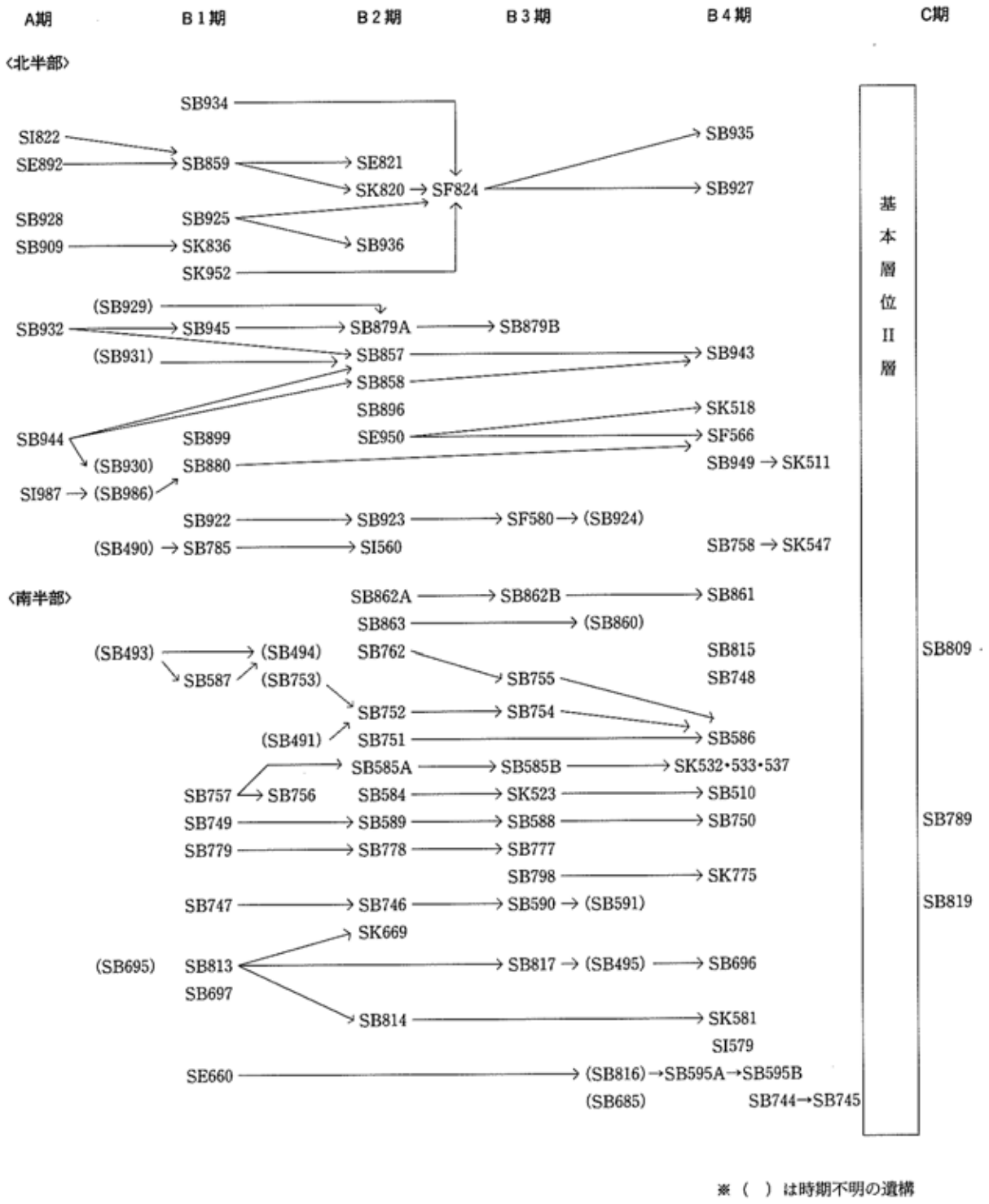

※（　）は時期不明の遺構

第41図　北１西３区主要遺構の重複関係図

れ、後者は宅地班給後の私的な施設である可能性が指摘されている（佐藤ほか：1984）。その一方で、宅地割施設として掘立柱塀が存在することや、ある程度の防御機能を果たしうるような施設の存在も想定されることから、単純に施設の種類によって両者を区別することはできない（本中：1988）が、先に述べたｉ）～iii）のような状況を重視すれば、ＳD553･991･624 が方格地割内を細分するような公的な宅地割施設とは考え難く、同様の構造や変遷をもつＳA823 についても、宅地班給後に設置され、同一宅地内を分割するような施設であった可能性が高いものと思われる。これらのことから、東西大路の北に面した北１西３区は、方格道路で画された方１町相当の宅地割であったことが想定される。

ｄ　C期の遺構

方格道路廃絶後に堆積した基本層位Ⅱ層を堆積土に含む遺構群である。掘立柱建物跡は概して柱穴が小さく、柱の並びや柱間寸法にもばらつきが認められる。

2．遺構の構成

A期　8 世紀後半代。区画成立以前の遺構群で、ＳB928･909･932･944 掘立柱建物跡、ＳＩ822･987 竪穴住居跡、ＳE892･864 井戸跡などによって構成される。これらの遺構は道路の可能性も考えられるＳD763・764 の西側で検出された。遺構の数は少なく、掘立柱建物跡もいずれも小規模なもの（3×2 間、2×2 間）であるが、建物跡や住居跡の方向はいずれも真北～5 度前後東に偏するものが多く、区画施設の方向とほぼ一致している。該期の遺物は少なく、これらの遺構群の性格や多賀城との関わり等については不明である。また、8 世紀末頃にＳX10 東西大路が建設されるが、A期の遺構群や区画施設との関係は明らかではない。

B1 期　9 世紀前半代。区画成立後の遺構群で、把握できたものには掘立柱建物跡 15 棟、井戸跡 2 基、土壙 7 基などがある。南半部では、ＳX20 西 2 道路に面してＳB813 東廂付南北棟やＳD553･991･624 のすぐ南にやや大きめのＳB587 東西棟があり、その周囲に一定の間隔を置いてＳB697･749･779 東西棟、ＳB757･756 総柱建物を配している。ＳB813 のすぐ東にはＳE654 があり、題箋軸が出土している。一方、北半部では、調査区の北西隅でＳB859 南廂付東西棟とＳB945 西廂付南北棟が柱筋を揃えて建ち、その東にはやや大きめのＳB945 東西棟、ＳB880･765 南北棟、小規模な南北棟ＳB922 を配している。建物の建たない区域には土壙がみられる。このうちＳK836･952 からは漆紙がまとまって出土し、またその周辺からは漆付着土器が集中する傾向が認められた。漆工房の存在が想定される。

B2 期　9 世紀後半代。B1 期とは建物の構成が大きく変化し、整然とした建物配置が確認できる時期で基本的にはB3 期まで踏襲される。掘立柱建物跡 17 棟、井戸跡 2 基、竪穴遺構 2 基、土壙 9 基、小溝状遺構群 2 面などがあるが、同位置で建て替えや他の遺構との重複が認められないものについては、B3 期との帰属が区別できないものもある。方向は北で 12～16 度前後東に振れるものが多いが、ＳD553・991･624 付近では、材木塀の部分的な振れに沿って 20 度前後振れるものもみられる(ＳB585･584)。以下、南半部と北半部に分けてみていくと、南半部では南と東西に廂の付くＳB589 東西棟を中心に、東前面には柱筋を揃えてＳB778 南北棟をおき、これら全体を総柱建物(8 棟)がコ字型に取り囲むような計画的な配置を採っている。ＳB589 の北側では、ＳB762･752･751･585Ａ･584･862ＡがＳD553･991･

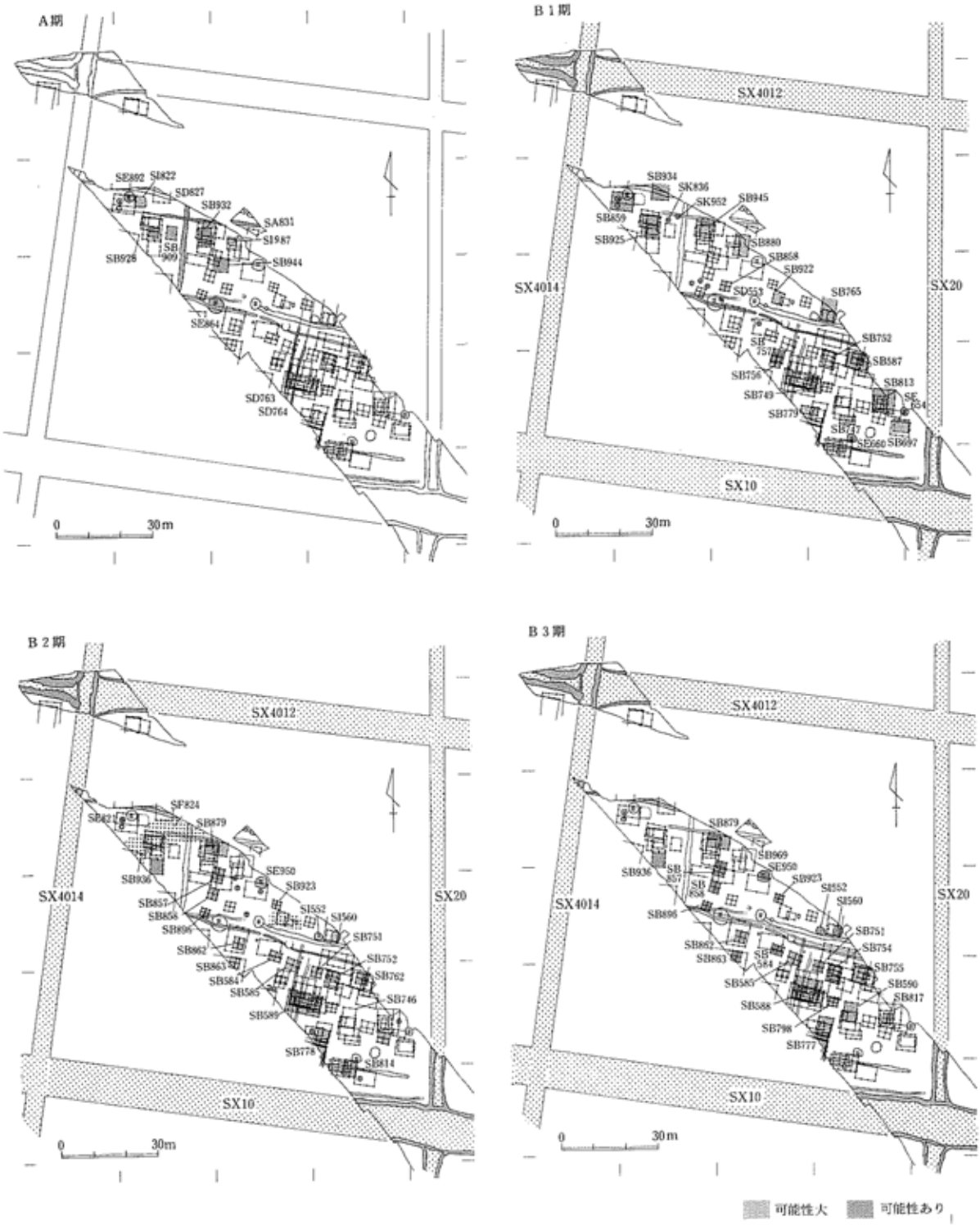

第42図　北１西３区の遺構変遷図（１）

624 に沿って、一定の間隔をあけて東西一列に並ぶ。総柱建物群の東辺をなすＳＢ814 と西辺をなすＳＢ862Ａ・863 との距離は建物の中心で約 50mを測り、ＳＢ778 はそのほぼ中心に位置している。また、ＳＢ778 の周辺にはＳＫ541・542・558 などの土壙が分布する。なお、総柱建物についてはいずれも桁行 2 間、梁行 2 間、床面積も 11 ㎡前後の小規模なものであるが、細部では建物の規模や方向、建物間の距離に違いが認められ、必ずしもこれらすべての建物がＢ2 期造営時に建てられたものではないことを示唆している。一方、北半部では、桁行 4 間、梁行 3 間の東西棟ＳＢ879Ａと柱筋を揃えて、桁行 3 間、梁行 2 間のＳＢ857 総柱南北棟および桁行 2 間、梁行 2 間の小規模なＳＢ858・896 総柱南北棟が南北に並ぶ。この東側には、ＳＥ950 井戸や何らかの貯蔵施設の可能性も考えられるＳＩ552・560 竪穴遺構、土器が一括廃棄されたＳＫ521 土壙(土器溜)などがみられ、空閑地は耕作域(ＳＦ580)として利用されている。ＳＢ879Ａの西側についても同様で、ＳＢ936 南北棟やＳＥ821 井戸、ＳＫ820 土壙などもみられるが、空閑地は耕作域（ＳＦ824）にあてられている。

B3 期　9 世紀後半代。B2 期の建物配置を踏襲し、部分的に増改築を施した時期にあたる。南半部の中心的な建物であるＳＢ588 南東廂付東西棟とＳＢ777 南北棟が、B2 期のＳＢ589・778 からそれぞれ 1 間分北にずらして建て替えられ、ＳＢ585Ｂ・862Ｂ総柱建物は同位置で改築される。またＳＢ762・752 総柱東西棟がほぼ同位置で桁行 3 間、梁行 2 間のＳＢ755・754 南北棟にそれぞれ建物構造が変化する。北半部ではＳＢ879 東西棟が同位置で建て替えられる。

B4 期　10 世紀前半代。小規模な総柱建物群が姿を消し、建物の構成や配置が大きく変化する時期である。掘立柱建跡 12 棟、竪穴遺構 2 基、土壙 20 基以上、小溝状遺構 1 面がある。前段階までと比べて、概して建物規模(床面積)が大きく、方向は 10～14 度前後東に振れるものが多くなる。南半部では、南東廂付東西棟が、ＳＢ750 南東廂付南北棟に建て替えられ、柱筋を揃えてすぐ北側に南と東西に廂の付くＳＢ586 東西棟がおかれる。さらに、ＳＢ750 の対面にはＳＢ748 東西棟とＳＢ815 総柱建物が棟を揃えて建ち、ＳＢ586 を中心としたコ字型構成の配置をとる。区画内で主屋を構成する一郭が、やや北側に移動したことが知られる。また、ＳＤ553・991・624 に沿って、やや規模の大きい桁行 3 間、梁行 2 間のＳＢ510 東西棟と桁行 4 間、梁行 3 間のＳＢ861 が東西に並ぶ。これらの建物の周辺にはＳＩ531 竪穴遺構やＳＫ507 土器溜・ＳＫ532・533・537・539・540 などの土壙群が集中してみられる。北半部にはＳＢ949・943 東西棟や小規模な総柱建物があり、その周辺にはＳＫ503・551 土器溜やＳＫ568・511～515 などの土壙群が重複して多数分布している。ＳＢ943・949 の背後の空閑地は耕作域(ＳＦ566)として利用されている。なお、ＳＤ553・991・624 のすぐ北側には土師器甕を単体正位で埋設したＳＸ990 があり、地鎮の可能性が考えられる。ところで、ＳＢ586・750・510・861 などの柱痕跡や柱抜き取り穴には灰白色火山灰の堆積が認められ、この時期の主要な建物は少なくとも灰白色火山灰降下以前には廃絶していたことが知られる。ただし、ＳＤ553・991・624 が灰白色火山灰降下後にも 1 度改修されていることやＳＢ744Ａ・Ｂ東西棟が新たに建てられていることなど、区画としては主要な建物が廃絶した後もしばらくの間機能していたものとみられる。

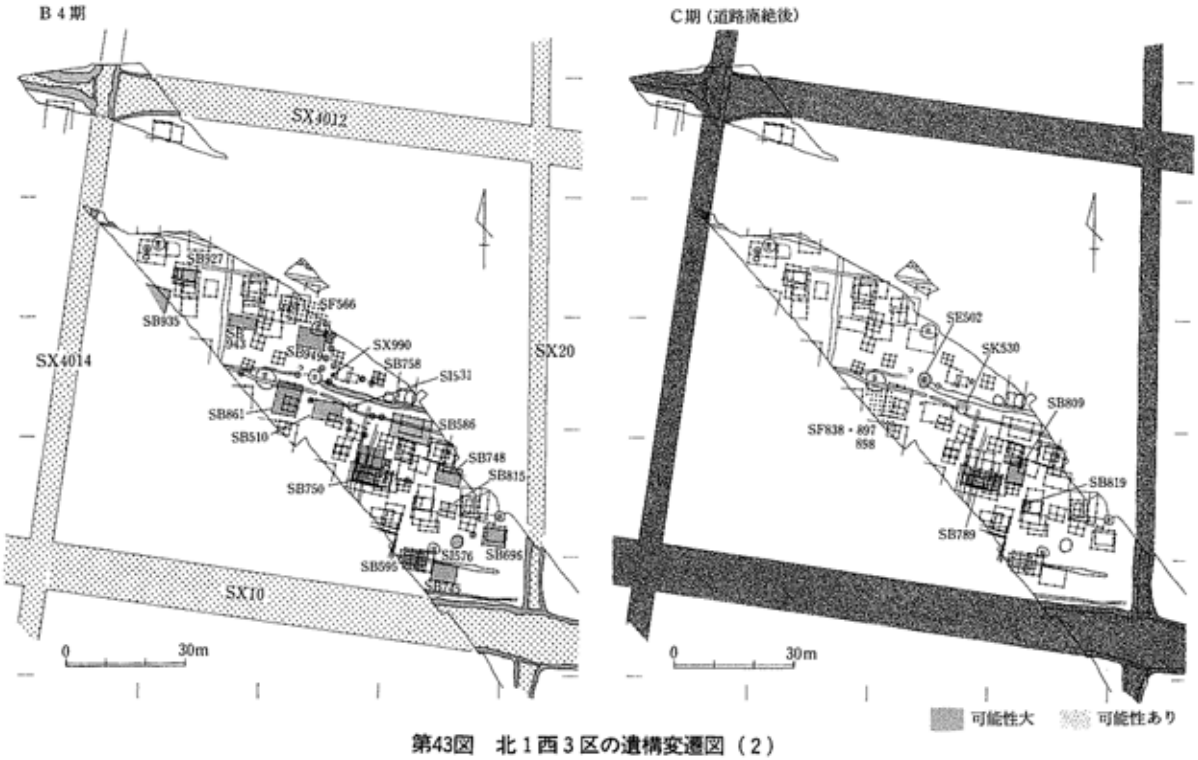

第43図　北１西３区の遺構変遷図（２）

C期　10 世紀後半代以降。方格道路廃絶後の遺構群で、8 期との間には時間的な断絶が想定される。B期に比べて遺構の数は極端に少なく、分布もごく限られた区域に限定される。把握できたものとしては、南と東西に廂の付くＳB789 東西棟、ＳB809 北廂付南北棟、ＳB819 南北棟、ＳE502 井戸、ＳK530 土壙、ＳＦ838･897･898 小溝状遺構群があるのみである。

3．区画の利用状況と性格

以上のように、本調査区からはおもに 8 世紀後半から 10 世紀後半代にかけての遺構群が検出された。これらは、大きく方格地割施行以前（A期）、地割存続期（B期）、道路および地割の廃絶後（C期）の 3 段階に分けられ、年代はA期が 8 世紀後半代、B期が 9 世紀前半～10 世紀前半代、C期が 10 世紀後半代以降と推定された。このうちA期とC期については、遺構数も少なく、A期が真北～5 度前後東に偏するものを基調とし、C期がB4 期の方向をほぼ踏襲していることを特徴として指摘できる以外に、遺構群の性格的な位置付けや多賀城との関係等についても論じることができない状況にある。以下では、調査区のほぼ全域で遺構が検出され、方１町相当の宅地割が明らかになったB期における区画内の利用状況と性格等についてみていくこととする。

B期の遺構には 4 時期（B1→B4 期）の変遷が認められた。ただし、B3 期は、前述のとおりB2 期の部分的な改修期とみられることから、建物の構成や配置からみた変遷は大きく 3 時期として捉えることができる。

このうち 9 世紀後半代のB2・B3 期は、南半部のやや東寄りに、廂付東西棟(B2：SB589→B3：SB588)と南北に長い南北棟(SB778→SB777)からなる“主屋＋副屋”の中心的な建物群をL字型に配し、これらを総柱建物がコ字型に取り囲むような計画的な配置をなしている。総柱建物については、いずれも桁行 2 間、梁行 2 間の小規模なもので、礎板を有するものが多くみられ、中には鼠返しを転用しているものもみられるなど高床倉庫であったことが知られる。一方、北半部はやや大きめの東西棟（SB879）と総柱南北棟 3 棟をL字型に配し、その両側には井戸や貯蔵施設などの家政関連施設がおかれ、空閑地は耕作域として利用されている。すなわち、南半部と北半部は異なる土地利用がなされ、大まかに“南半部：主屋・副屋＋高床倉庫群、北半部：家政関連施設＋耕作域”という用途分担が認められる。出土遺物としては、灰釉陶器・緑釉陶器の豊富さが目立ち、中国産の白磁・青磁も出土している。このほか、土師器・須恵器の供膳具や煮沸具・貯蔵具、硯、木製の挽物高台付皿・漆器皿・曲物容器・編み台・木錘・農耕具、鉄製の容器・紡錘車、鞴の羽口、土錘、砥石などといった多種多様の生活用品が出土しており、この場で日常生活が行われたことを示唆している。敷地の規模や建物の計画的な配置、出土遺物の種類や質をみる限りにおいては、山王遺跡千刈田地区（北 1 西 7 区）で検出された国守の館（相沢・石川：1991、1993）にひけをとらない状況にあり、国司クラスの館跡の可能性が考えられる。

ところで、B2・B3 期の特徴は、多数の総柱式高床倉庫が主屋を構成する一郭を取り囲むようにコ字型に配されている点にある。こうした建物構成や配置は、都城における中央貴族の邸宅や多賀城内ではみられず、とくに多賀城の場合には、倉庫が極めて少なく、官衙ブロックに付属する形で数棟が存在するのみであり(進藤：1986)、本区画は極めて特異な様相を呈している。これら倉庫群の性格的な位置付けについては、確定的なものではないが、文献史学の立場から国司館の機能を論じた鬼頭氏に拠れば、館には稲の出挙や職分田経営などの経済拠点としての役割を果たした例もあったと推定されており(鬼頭：1986)、本区画におけるあり方はそうした一例を示しているのかもしれない。なお、同様に国府周辺に位置し、複数の総柱建物が計画的に配される例としては、肥前国府久池井B遺跡がある。1 辺 50m以上の敷地に、廂付東西棟など 3 棟をL字型に配し、その北側に小型の総柱式高床倉庫 5 棟を一列に並べた構造をなしており(七田ほか：1985、田中ほか：1990)、山中氏は倉庫の規模から穎稲を収納し出挙などを行っていた国司の館の可能性を指摘している(山中：1991、1994)。本区画の場合も、倉庫の規模という点においては、いずれも 2 間×2 間と小規模であり、天平 9 年（737）の和泉監正税帳、天平 8 年（736）の伊予国正税出挙帳、延喜 10 年(910)の越中国官倉納穀交替帳に記載された倉の規模（松村：1983）に従えば、稲を刈り取り束ねた状態の稲穂を収納した穎倉の可能性が高く、さらに区画の性格や倉庫の数を考えれば、国司による出挙経営が行われていたことも考えられよう。

10 世紀前半代のB4 期には、建物の構成や配置が一変し、高床倉庫群はみられなくなる。ただし、区画南東部における廂付東西棟(SB586)を中心としたコ字型の建物構成は踏襲され、建物規模についてみればB2・B3 期に比べてむしろ大きくなっている。周辺からは灰釉陶器・緑釉陶器、中国産の青磁などの奢侈品が多く出土している。また、主要な建物の周辺を中心に、大量の供膳具が一括廃棄された

土壙が急増しており、区画内で饗宴が催される頻度が高まったことを示唆している。このように主要な建物の周辺に、いわゆる土器溜が多数分布する状況は、前掲の千刈田地区で検出された国守館や時代は下るが中世平泉の柳之御所（松本：1992）でもみられる傾向であり、主屋を構成する一郭で饗宴が催されたことを示している。これらのことから、B4 期についても国司クラスの館跡として利用された可能性が高いと思われる。

一方、区画成立直後のB1 期については、廂付建物や同規模の建物が棟を揃えて配されるなどの計画性が窺えるが、主屋をはじめ、敷地の具体的な利用状況は明らかではなく、区面内の性格を推測するまでにはいたらなかった。ただし、区画の立地や敷地の規模、建物の構成、灰釉陶器・緑釉陶器、題箋軸の存在などからみて、後述する南２西１区に比べると階層の高い宅地であったことは明らかであり、B2 期以降と同様に官人クラスの館の可能性も考えられる。

(2) 南１西２区

北がＳＸ10 東西大路に面し、南をＳＸ1300 南１道路、東をＳＸ1250 西１道路、西をＳＸ30 西２道路によって画される。区画の形状は平行四辺形状を呈し、道路の路心座標による区画の規模は南北が約 139m、東西が約 118m程と推定される。本区画は敷地のほぼ中央部を鈎手状に流れる溝跡（ＳＤ1020）とこれに沿って建ち並ぶ掘立柱建物跡群や井戸跡などによって構成されており、これ以外に区画全体を細分するような施設が認められないことから、方１町相当の宅地割であったと考えられる。区画の成立は、北１西３区と同様に道路Ⅱ期による方格地割が施行される９世紀初頭頃とみられる。

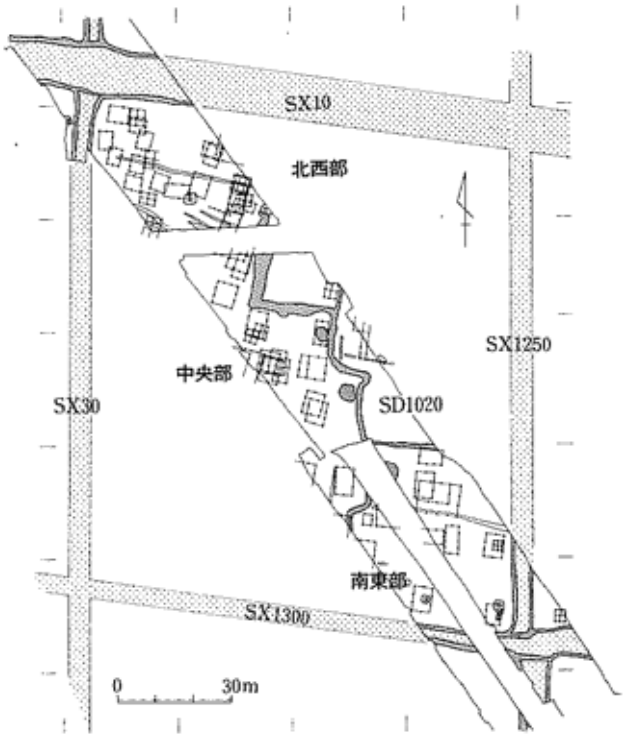

第44図　南１西２区

1. 遺構の変遷

本区画からは、掘立柱建物跡 63 棟、竪穴住居跡１軒、井戸跡７基、竪穴遺構１基、土器埋設遺構３基をはじめ、土壙、区画施設、溝跡、小溝状遺構群などの遺構が多数検出された。これらの遺構は、前述のとおりＳＤ1020 に沿って調査区のほぼ全域に分布しており、相互にかなりの重複が認められた。

ａ　ＳＤ1020 溝跡

まず、本区画の中央部から南東部にかけての広い範囲で検出されたＳＤ1020 についてみてみる。ＳＤ1020 は、調査区の北西部から南に向かってやや蛇行しながら流れるＳＤ1111 河川跡を埋め立てて、整地(ＳＸ2121)を施した上面に構築されたもので、大きく３時期(ＳＤ1020Ａ→ＳＤ1020Ｃ)の変遷が捉えられた。年代は、Ａが第２群土器の中でもやや古い段階に位置付けられることから９世紀初頭頃、

Ｂが第 2 群および第 3 群土器を主体とし、堆積土の中位には灰白色火山灰の一次堆積層が認められることから 9 世紀前半～10 世紀前半代、Ｃが基本層位Ⅱ層に覆われ、堆積土中から第 5 群土器がまとまって出土していることから 10 世紀中頃～後半代と推定される。また、ＳＸ1111 を埋め立て区画のほぼ全域を造成したＳＸ2121 についても、ロクロ調整を施した土師器が出土していることから概ね 9 世紀代と考えられる。

すなわち、ＳＤ1020 は区画の成立とほぼ同時に河川を埋め立てて構築したものとみられ、少なくとも方格道路が廃絶するまで存続していたことが知られる。一方、ＳＤ1111 については出土遺物がなく、詳細な年代は明らかではないが、ＳＤ1020 およびＳＸ2121 との重複関係からみて 8 世紀代に遡る可能性が高いものと思われる。

以下では、北 1 西 3 区と同様に方格地割施行以前（A期）、地割存続期（B期）、道路および地割の廃絶後（C期）に分けて述べることとする。

ｂ　A期の遺構

方格地割施行以前で、ＳＤ1111 存続期の遺構群である。後述するＢ期に比べ遺構の数は極端に少なく、区画成立以前の本調査区付近は、おもに耕作域として利用されていたことが知られる。これらは重複関係から“方向の振れが大きく、まとまりのない遺構群(A1 期)→北で 7～10 度前後東に振れる遺構群(A2 期)”の変遷が認められる。各期の詳細な年代については明らかではないが、ＳＸ76 土器埋設遺構とＳＸ10 東西大路の下層で検出されたＳＤ317 溝跡は 8 世紀中頃、ＳＫ1094 土壙は 8 世紀後半代と推定される。

ところで、A2 期の遺構のうちＳＡ19 材木塀跡とＳＤ2228 溝跡は、北 1 西 3 区で検出された方格地割以前の区画施設ＳＡ831 材木塀とも平行し、その距離はほぼ同間隔で約 100mを測る。ＳＤ831 の年代はおおよそ 8 世紀後半代と推定されており、ＳＡ19・ＳＤ2228 の年代とも矛盾しないことから、これらが同一の計画で構築されたものである可能性も十分に考えられ、東西大路建設以前の 8 世紀後半頃に多賀城外郭南辺築地の方向とほぼ一致する約 100mを 1 単位とした地割が存在した可能性も指摘できる。

ｃ　B期の遺構

区画が成立し、ＳＤ1020 を中心に施設の配置がなされた時期である。今回の調査では区画の北西部から南西部にかけてを対象としており、区画の約3分の1の面積を調査したことになる。前述のとおり、区画内を明確に分割する施設が存在しないが、区画の北西部、中央部、南東部ではそれぞれ施設の構成や配置が異なっており、土地利用のあり方に違いがあったことが想定される。以下、各区域ごとに遺構の変遷を検討していくが、あくまでも遺構相互の重複関係や柱筋の揃い方、ごく限られた遺物にもとづく推定であり、必ずしも確定的なものではない。ここでは、いくつか想定しうる遺構変遷のうちの一案として提示しておく。

①北西部

桁行 3 間、梁行 2 間程の小規模な掘立柱建物跡や総柱建物跡が相互に重複して、多数分布している。北西部の中でも道路に近い場所では比較的掘り方の大きい建物が多くみられるのに対して、やや中央

寄りの場所では概して掘り方が小さく、柱の並びや柱間のばらつく小規模な建物が多い傾向にある。また、井戸跡や小溝状遺構群などもみられるが、建物と重複して存在するなど土地利用のあり方にも変化が認められる。

掘立柱建物跡は北西部のほぼ全域に分布し、4〜5 時期の変遷が認められる。同位置で建て替えられるものはほとんどなく、規模や棟方向を変えて建て替えられるものが多くみられる。このため、建物の方向は必ずしも一様ではなく、柱筋の揃い方や配置についても後述する中央部や南東部のような計画性は認められない。そこで、遺構期の設定にあたっては、柱穴出土の遺物や重複する遺構の年代をもとに推定した。概ね“第 2 群土器を主体とする建物跡群（B1 期）→第 2・3 群土器を主体とする建物跡群（B2→B3 期）→第 4 群土器を主体とする建物跡群（B4 期）→〈基本層位Ⅱ層〉”という変遷が把握できる(第 45 図)。なお、B2 期の建物跡は、弘仁 11 年銘の木簡が出土したＳX10・30Ｃを覆うＳX999 整地層上面で検出していることから、9 世紀中葉を中心とした時期が想定される。

②中央部

中央部は全体的に掘立柱建物跡の密度が低いものの、一貫して掘立柱建物跡のみで構成される。とくにＳD1020 の西側では、これに沿って廂付建物跡や床束をもつ建物跡をはじめ平面規模の大きい建物跡が一定の間隔をもって建てられている。中には柱筋を揃えて建つものもみられるなど、建物の配置には計画性が窺われる。また、これらの建物の周辺には、土壙が集中して分布する傾向がみられる。これに対してＳD1020 の東側は、遺構が極めて少なく、概して空閑地となっていたことが知られる。

掘立柱建物跡には多い場所で 4 時期の変遷が認められる。方向は、いずれもＳD1020 に沿った配置を採っているため必ずしも一様ではないが、概して新しいものほど振れが小さくなっている。これらの方向性を加味しつつ、柱穴出土の遺物や重複する遺構の年代をもとに重複する建物群相互の関係を推定してみると、概ね“第 2 群土器を主体とする建物跡群（B1 期）→第 2・3 群土器を主体とし、ほぼ同位置・同規模での建て替えが認められる建物跡群（B2→B3 期）→〈基本層位Ⅲｃ層（灰白色火山灰）〉→第 4 群土器を主体とする建物跡群（B4 期）→〈基本層位Ⅱ層〉”という変遷が把握できる(第 45 図)。

③南東部

南東部は、北西部や中央部に比べ掘立柱建物跡の密度が低く、井戸跡、竪穴遺構、小溝状遺構群が目立つ。ただし、掘立柱建物跡は廂付建物跡や柱筋を揃えた建物跡など平面規模が大きく、しかも同位置での建て替えが認められるものが多い傾向にある。

ここで、南東部の中心的な建物であるＳB1241 廂付建物跡付近の変遷を、重複関係や出土遺物、重複する遺構の年代などをもとにみてみると、“ＳA3045 材木塀跡・ＳF2260 小溝状遺構群（B1 期）→ＳB1241A・B二面廂東西棟(B2 期)→ＳB1242 南北棟(B3 期)→ＳB1245 南北棟(B4 期)”という関係が捉えられる。これを規準にして、重複関係や柱筋の揃い方、出土遺物を整理すると第 45 図のようになる。年代はそれぞれ北西部および中央部と同様で、B1 期が 9 世紀前葉、B2 期が 9 世紀中葉、B3 期が 9 世紀後葉、B4 期が 10 世紀前半代と推定される。9 世紀中葉と 10 世紀前半頃を境にして、南東部の使われ方が“耕作域→計画的な建物群→小規模な建物群”と大きく変化したことが知られる。

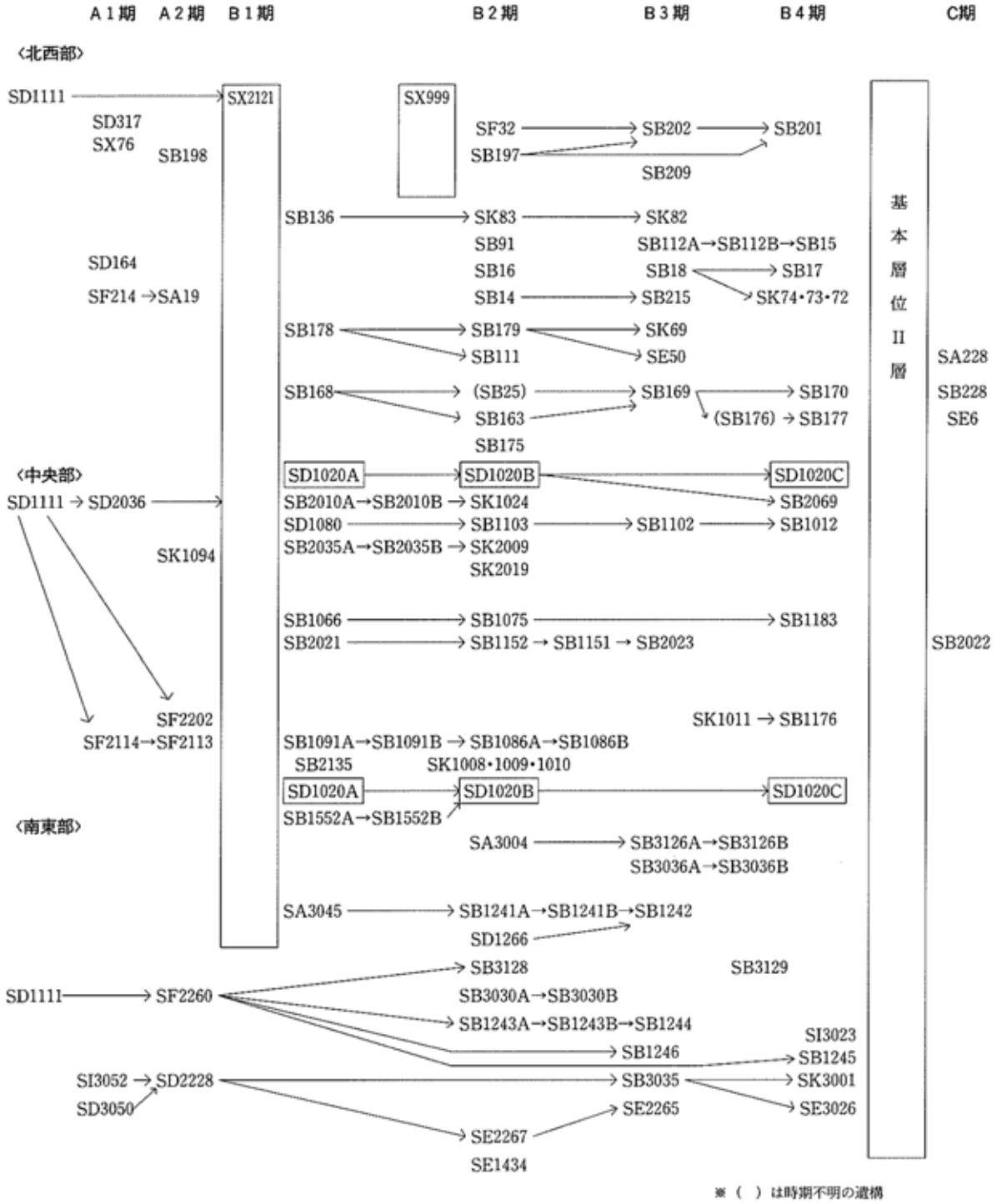

第45図　南1西2区主要遺構の重複関係図

ｄ　Ｃ期の遺構

方格道路廃絶後に堆積した基本層位Ⅱ層を堆積土に含む遺構群である。掘立柱建物跡は概して柱穴が小さく、柱の並びや柱間寸法にもばらつきが認められる。

2．遺構の構成

A1期　8 世紀代。区画成立以前の遺構群で、ＳＩ3052 竪穴住居跡、ＳX76 土器埋設遺構、ＳD164･317･2036 溝跡、ＳＦ214･2114 小溝状遺構群などによって構成される。方向の振れが大きいものが多く、とくに遺構相互で規則性が認められない。

A2期　8 世紀後半代。区画成立以前の遺構群で、ＳB198 掘立柱建物跡、ＳK1094 土壙、ＳA19 材木塀跡、ＳD2228 溝跡、ＳＦ220･2113･2202･2260 小溝状遺構群などによって構成される。北で 7～10 度前後東に振れるものが多く、多賀城外郭南辺築地の方向を規準としたものと思われる。このうちＳA19･ＳD2228 は、北１西３区で検出されたＳA831 とともに、東西大路建設以前の地割施設の可能性が考えられた。これによると、ＳA831 とＳA19 によって地割された区域はおもに居住域として、またＳA19 とＳD2228 によって地割された区域はおもに耕作域として利用されており、これらは居住域と耕作域とを区画する施設であった可能性も考えられ、約 100mを 1 単位とした地割の存在が想定される。なお、同様にみてみると、南１西１区の西端で検出されたＳD2235 溝跡と北１西３区のＳD827 溝跡との距離は、ＳD2228 とＳA831

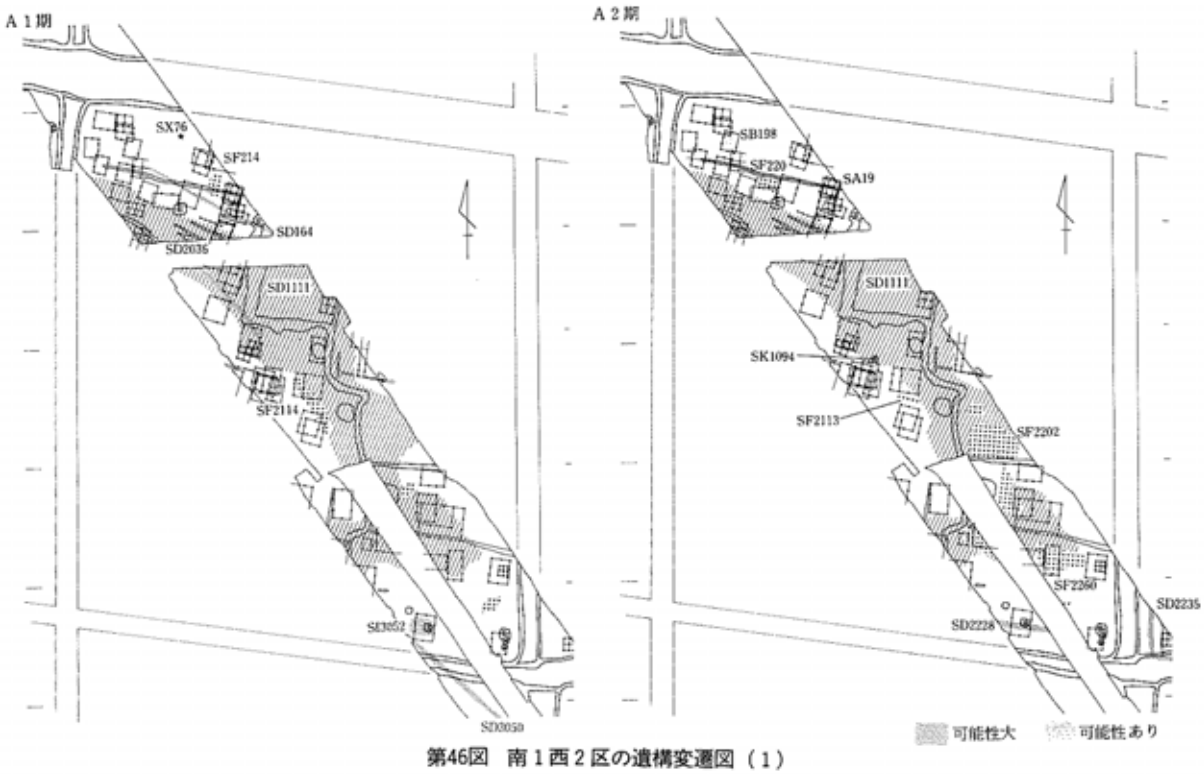

第46図　南１西２区の遺構変遷図（１）

間の距離にほぼ相当する。ＳＤ2235 の方向がなお確定的ではないため論拠に乏しいが、道路Ｉ期の施行以前に南辺築地を規準とした東西・南北の地割が存在した可能性も考えられる。

B1 期　9 世紀前葉。区画成立直後の遺構で、この時期に鈎手状に流れるＳＤ1020Ａ溝跡が構築される。掘立柱建物跡 10 棟、土壙 4 基以上、材木塀跡 2 条、小溝状遺構群 1 面などがある。以下、区画の中央部、南東部、北西部に分けてみていくと、中央部にはＳＢ2035Ａ・Ｂ南廂付南北棟や床束をもつＳＢ1091Ａ・Ｂ南北棟、ＳＢ2021 東西棟、ＳＢ1066 総柱建物がＳＤ1020Ａに沿って建ち並ぶ。ＳＤ1020 の東側にはＳＢ2010 総柱建物が建てられるが、これ以外には遺構がほとんどなく広い空閑地となっている。南東部ではＳＢ1552Ａ・Ｂ東西棟とＳＢ3135 南北棟が柱筋を揃えて建てられる。中央部と南東部の建物のうちＳＢ2035・1091・2010・1552 といった廂付建物や規模がやや大きめの建物には同位置での建て替えが認められる。また、ＳＢ1552 の前面は耕作域(ＳＦ2260)として利用されており、ＳＡ3045 材木塀が居住域とを画している。一方、北西部にはＳＢ136・168 南北棟、ＳＢ178 東西棟といった小規模な建物が建てられる。

B2期　9 世紀中葉。ＳＤ1020 の流路が大きく変わり、区画のほぼ中央付近で東に折れる(ＳＤ1020Ｂ)。掘立柱建物跡 18 棟、井戸跡 2 基、土器埋設遺構 1 基、土壙 27 基以上、材木塀跡 4 条、小溝状遺構群 1 面などがあるが、これらの中にはB3 期との帰属が区別できないものもある。中央部では床束をもつＳＢ1086Ａ・Ｂ南北棟がB1 期のＳＢ1091Ａ・Ｂから 1 間分南にずらして建て替えられ、その西側にはやや大きめのＳＢ1152(→ＳＢ1151)南北棟とＳＢ1075 総柱建物がＳＤ1020Ｂと方向を揃えて建ち並び、南側には柱筋を揃えたＳＢ3028 南北棟が建てられる。これらの建物群の周辺にはＳＫ1008・1009・1010・1032・2009・2019 などの土壙群が集中してみられるが、ＳＤ1020Ｂの東側については遺構が少なく、B1 期と同様に広い空閑地となっている。南東部には、北をＳＤ1020Ｂ、西をＳＡ3004 材木塀によって画された 1 辺約 50m程の一郭に、ＳＢ1241Ａ・Ｂ南東廂付東西棟が建てられ、これを中心に東にＳＢ1243Ａ・Ｂ南北棟とＳＥ2267・1437 の大小刳り貫き井戸、西にＳＢ3128 南北棟とＳＢ3030Ａ・Ｂ南北棟を配したコ字型構成の配置をなしている。これらには同位置での改築が認められ、周辺からは「守」の墨書土器が出土している。北西部は、B1 期と同様に小規模な建物によって構成されるが、ＳＢ197 東西棟とＳＢ14 南北棟、ＳＢ111 南北棟とＳＢ91 総柱建物、ＳＢ16 南北棟とＳＢ179 南北棟、ＳＢ163 南北棟とＳＢ175 南北棟というように、南北に柱筋を揃えて並ぶ傾向が認められ、建物の建たない空閑地は耕作域(ＳＦ32)として利用されている。

B3 期　9 世紀後葉。北西部の建物構成に大きな違いは認められないが、中央部では建物の数が激減し、南東部では建物の構成や配置が大きく変化している。とくに南東部では、廂付建物を中心としたコ字型構成の配置から、ほぼ同規模の南北棟(ＳＢ1242、ＳＢ3126Ａ・Ｂ、ＳＢ3026Ａ・Ｂ)が柱筋を揃えて建つ並列型の配置へと変化しており、区画内の用途分担にも変化が生じた可能性が高い。一方、中央部については、B2 期の遺構がほぼ同位置で改築されるなど、ある程度の時間幅も想定される。B2 期の建物の中にはB3 期段階まで存続するものもあった可能性が考えられる。

B4 期　10 世紀前半代。掘立柱建物跡 11 棟、井戸跡 1 基、竪穴遺構 1 基、土器埋設遺構 1 基、土壙 10 基以上、小溝状遺構群 1 面などがある。ＳＤ1020 の改修が施され、中央部付近に新たに南北溝が付される

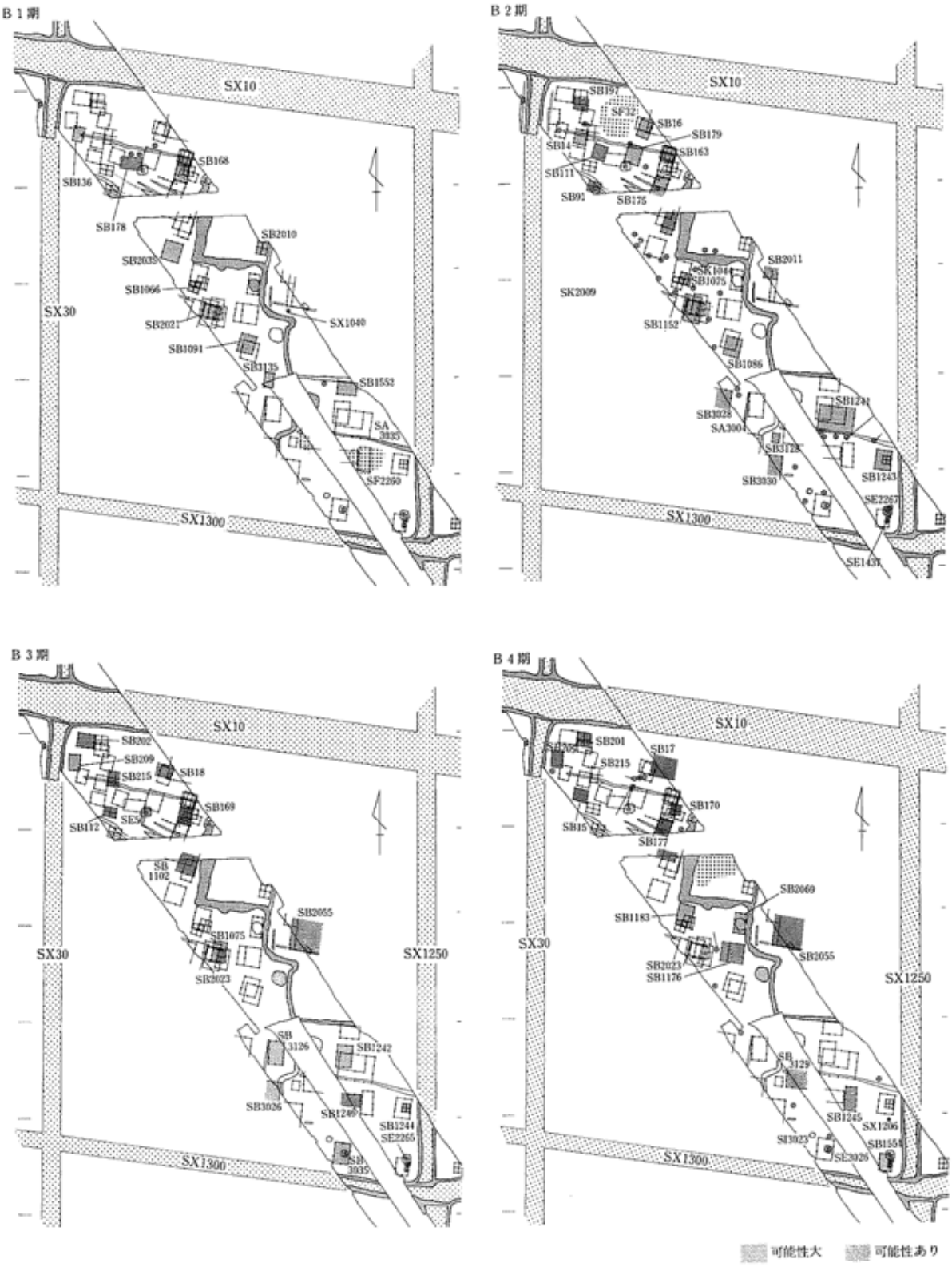

第47図　南１西２区の遺構変遷図（２）

（ＳＤ1020Ｃ）。ＳＤ1020Ｃの西側にはＳＢ1176 西廂付南北棟およびＳＢ1183・2069 南北棟が柱筋を揃えて建つが、ＳＤ1020Ｃの北半部はおもに耕作域として利用されている。また、南東部についても、桁行４間、梁行２間のＳＢ1245 南北棟や小規模なＳＢ1551 南北棟、ＳＥ3026 井戸、ＳＩ3023 竪穴遺構（貯蔵施設？）がみられるだけで、B2・B3 期に比べるとかなり計画性の乏しい配置となっている。北西部の建物構成には大きな違いが認められないが、この時期に区画全体の性格が変化した可能性も考えられる。

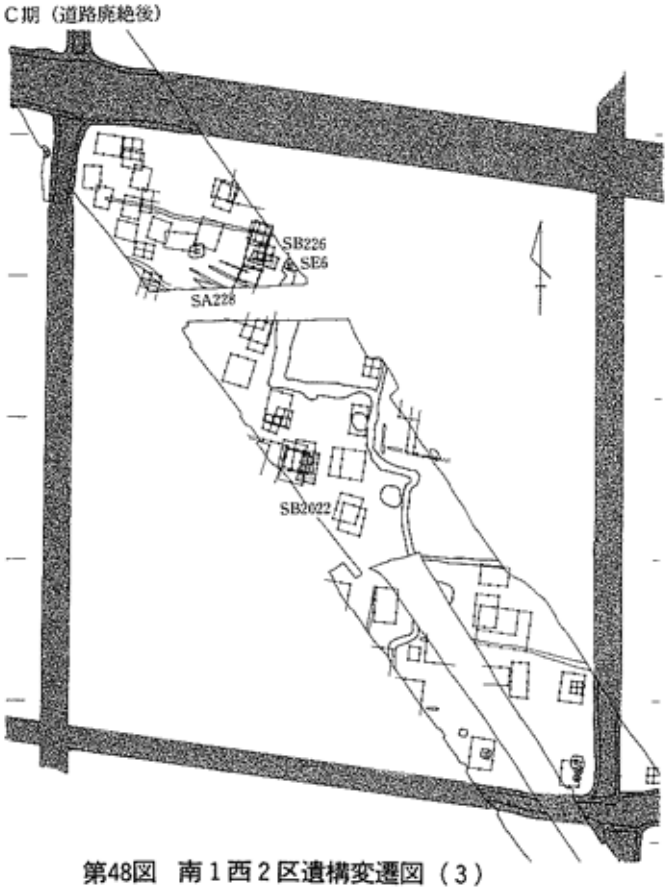

第48図　南１西２区遺構変遷図（３）

C期　10 世紀後半代以降。方格道路廃絶後の遺構群で、B期との間には時間的な断絶が想定される。B期に比べて遺構の数は極端に少なく、分布もごく限られた区域に限定される。把握できたものとしてはＳＢ226 東西棟、ＳＢ2022 南北棟、ＳＥ6 井戸、ＳＡ228 柱列があるのみである。

3．区画の利用状況と性格

以上のように、本調査区からはおもに 8 世紀中頃から 10 世紀後半代にかけての遺構群が検出された。これらについては、北１西３区と同様に、方格地割施行以前(Ａ期)、地割存続期(Ｂ期)、道路および地割の廃絶後(Ｃ期)の３段階に分けられ、それぞれ８世紀後半代、９世紀前葉～10 世紀前半代、10 世紀後半代以降の年代が推定された。ここでは、調査区のほぼ全域で遺構が検出され、方１町相当の宅地割が明らかになったＢ期における区画内の利用状況と性格等についてみていくこととする。

ａ　Ｂ期における敷地利用の特徴と性格

Ｂ期の遺構は、遺構相互の重複関係や柱筋の揃い方、出土遺物の特徴などから、大きく４時期(Ｂ1→B4 期)の変遷として捉えられた。区画内には地割の成立と同時に、区画のほぼ中央部に旧河道を利用した鈎手状に巡る流路(ＳＤ1020)が造成され、これを取り囲むように廂付の東西棟建物や床束をもつ南北棟建物、小規模な南北棟建物や総柱建物などが整然と配されている。ＳＤ1020 には流路の変更を含む３時期の変遷が認められるが、区画が廃絶する 10 世紀後半代まで改修を繰り返し存続したことが判明しており、一貫して区画の中心をなす施設であったことが知られる。

以下では、４時期の変遷のうち、建物配置の計画性が高いとみられるＢ1・Ｂ2 期における敷地利用のあり方とその性格について検討してみる。まず、９世紀中葉のＢ2 期は、中央部に南北棟を中心とし

たやや大きめの建物を、一定の棟間距離を保ちながらＳＤ1020 に沿って少数整然と配し、南東部には“主屋＋副屋”からなるコ字型構成の一郭を形成する計画的な配置をなしている。これに対して北西部は、いずれも小規模な南北棟や総柱建物によって構成されており、中央・南東・北西部でそれぞれ異なる土地利用がなされていたことが窺われる。この時期の遺構からは、ＳＤ1020 の周辺を中心に越州窯系青磁や邢窯系白磁、長沙窯系黄釉、および多量の灰釉陶器･緑釉陶器が出土している。また、土師器・須恵器の供膳具や煮沸具・貯蔵具、硯、木製の挽物高台付皿・曲物容器、銅碗、鉄製の容器・獣脚、土錘、砥石などといった多種多様の生活用品が出土しており、この場で日常生活が行われたことを示唆している。このほか、鋳造関係(坩堝・鞴の羽口・鉱滓)や漆関係(漆付着土器・漆紙文書)などの生産関連遺物も出土しており、この区画内の一郭にそうしたが工房が存在した可能性も考えられる。B2 期におけるこの区画の性格については、領有する敷地の規模や建物構成、遺物の質、主要な建物周辺にみられる供膳具の廃棄土壙の分布状況などからみて、千刈田地区（北１西７区）や北１西 3 区と同様に、国司クラスの館跡と推測され、とくに整然とした建物構成や奢侈品の種類・量からみて、「国守」の館の可能性も考えられよう。なお、本区画で出土した墨書土器の中に「守」と記したものがある(第 49 図)。１文字のため「まもる」の意味で書かれた可能性も否定できないが、今回出土した 5 点すべてが本区画の南東部に限って出土していることを重視すれば、あるいは「国守」を示しているかもしれない。

次に、区画の造成を行いＳＤ1020 を構築した 9 世紀前葉のB1 期についてみてみる。B2 期の南東部にみられたような計画性は認められないが、B2 期中央部におけるＳＢ1096・1152（1151）・1075 にみられるような建物構成や配置はB1 期のＳＢ1091・2021・1066 を踏襲したものであり、少なくともＳＤ1020 周辺における場の性格は変わらなかったものとみられる。また、本区画において施釉陶器の組成の主体をなす猿投窯黒笹 14 号式期の灰釉陶器や洛北系の緑釉陶器の多くは、在地産の土器との共伴関係からみてこの時期の所産のものとみられる。すなわち、この時期に奢侈品を消費し得る場が成立していたことを示唆しており、B1 期についてもB2 期と同様に国司館跡の可能性が考えられる。ところで、今回の調査では主屋に相当する建物を検出することはできなかったが、区画中央部のＳＤ1020 付近にとくに集中する施釉陶器・中国陶磁器の分布状況（『山王遺跡Ⅲ』第 9 図）や東西大路のすぐ南に面すること、ＳＤ1020 の前面に建物をはじめとする諸施設が置かれない空間（空閑地）が広く存在することなどからみて、主屋を構成する一郭（主郭）は区画の北東部付近に存在した可能性が高いと思われる。このことは、B2 期についても同様であり、主郭は北東部付近に想定され、南東部のコ

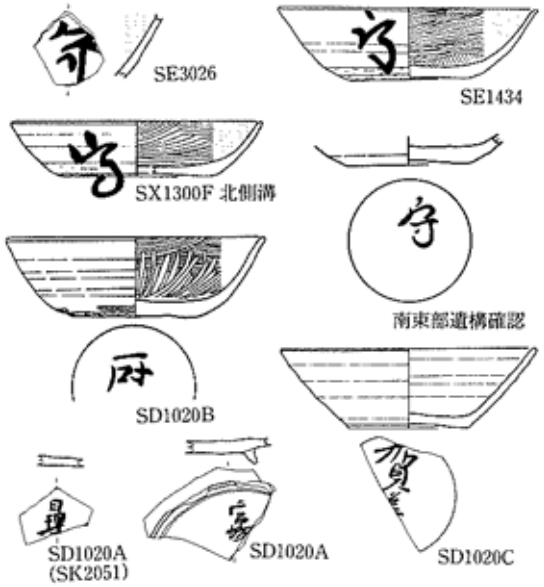

第49図　南１西２区出土墨書土器

字型構成をなす一郭については主屋の規模や施釉陶器・中国陶磁器の分布状況などからみて、いわば副郭的な場であった可能性が考えられる。

一方、B4 期については、ＳD1020 の改修が行われるものの、周辺が耕作域として利用されていることや建物構成・配置がB1～B3 期と大きく異なっていることなどから場の性格は踏襲されなかったものと思われる。

ｂ　ＳD1020 の性格について

ここで、本区画の中心的な施設であるＳD1020 の性格について考えてみたい。ＳD1020 は、ＳD1111 河川跡の流路内に位置し、これを埋め立て整地(ＳX2121)を施した上面に構築されたものである。溝幅は 0.5～3m前後と一定せず、とくに鈎手に曲がったコーナー付近ではやや膨らむ傾向がある。また、コーナーのやや下流付近には溝水の浄化のためとみられる枡や貯水的な施設とみられる土壙を伴っている。

ＳD1020 の性格については、区画内における配置や溝の形状・規模、浄化および貯水施設を伴うこと、建物との位置関係などからみて、単なる区画溝や排水路とは考え難いことから、遣り水状の溝を配した庭園の可能性を考えたい。これに対しては、遣り水はあくまでも池の導水および排水施設であり、ｉ）本区画内には園池が想定できないこと、ii）遣り水に直角に曲がるものや土壙を伴うものがないこと、iii）素掘りであることなどの対案も指摘できよう。確かに、これまでの考古学的な調査によって明らかにされてきた庭園とは様相を異にしており、庭園に限定して考えるにはいくつかの問題点も残る。ただし、何よりも国司館の中央部に位置することや少数整然とした建物配置、広い空閑地の存在は庭園としての鑑賞的な一面を備えたものと考えることもできよう。また、周辺で奢侈品が集中してみられることや供膳具を中心とした廃棄土壙が多数分布することは、ＳD1020 周辺で頻繁に饗宴が営まれたことを示唆しているものと思われる。なお、『北野天神縁起絵巻』の「紅梅殿の庭園」（第 50 図）には建物の間を曲折しながら巡る遣り水が描かれているが、本例と極めて類似しており、性格を考える上で一つの傍証となり得るものと思われる。なお、新聞報道によると、筑後国府跡で 11 世紀末

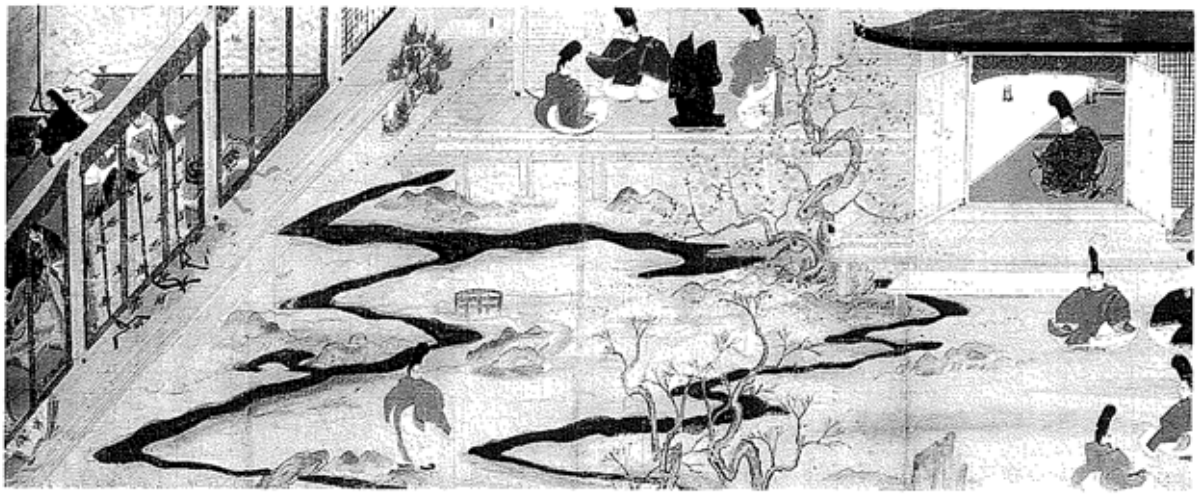

第50図　紅梅殿の庭園（『北野天神縁起絵巻』、京都市文化観光局（1990）より転載）

～12 世紀前半の庭園をともなう国司館の存在が明らかになっている（西日本新聞・福岡 1994.3.25 夕刊）。

ｃ　小結

以上のように、本区画は方 1 町規模の敷地に庭園を有する国司館の可能性が考えられ、B2 期についてみれば、国守の館の可能性も考えられた。国司館をめぐっては、『万葉集』の中に国司館で饗宴が開かれたことが記され、国守の館には庭園が存在していたことが推定されている（鬼頭：1986）。また、下野国府跡出土の墨書土器の中には「池殿」と記されたものがあり、国司館に設けられた池にともなう殿舎の可能性が指摘されており(山中：1994)、国司館が居住施設の場であるとともに、饗宴の場であり、地方での支配者層が文化の享受を行う場所であったと考えられている（鬼頭:1986、山中:1994)。先に述べたＳＤ1020 が遣り水だとすれば、本区画がそうした国司館の饗宴の場として機能を果たしていた可能性も十分に考えられる。なお、本区画のＳＤ1020 およびその周辺に限って「宮城」「宮」「亘理」「賀美」といった郡名を示すとみられる墨書土器が出土している（第 49 図）。これらが饗宴の際に用いられたものかは明らかではないが、あるいは属僚や在地豪族らを懐柔し服従を誓わせる重要な手段として（山中：1994）、郡司らを集めた饗宴が開かれたことを示している可能性も考えられる。また、1 点のみであるがＳＤ1020 からは「厨」の墨書土器が出土している(第 49 図)。国司館付属の厨の存在あるいは国厨家が国司館での饗宴に動員されたことを示しているものとみられる。

ところで、国司館と推定された本区面内からは、前述のとおり鋳造関係や漆関係といった生産関連遺物が多数出土している。こうした状況は、平城京右京三条三坊一坪の長屋王邸（毛利光ほか：1995）をはじめ、平城京の大規模宅地内に工房が存在する例が知られ、また筑後国府の国司館跡でも館の一郭に臨時的な鍛冶工房が存在した可能性が指摘されている（松村：1983）。遺物の出土状況からみて、本区画内にも館内で使用する金属製品や漆製品を製作するような館付属の工房が存在した可能性が考えられる。遺構としての工房は明らかではないが、北西部で検出された小規模建物群の一部がこうした作業にあてられていた可能性も考えられよう。

(3) 南 2 西 1 区

北をＳＸ1400 南 1 道路、南をＳＸ1900 南 2 道路、東をＳＸ1250 西 0 道路、西をＳＸ1350 西 1 道路に画される。区画の形状は台形状を呈し、道路の路心座標による区画の規模は東西が約 126m、南北が東辺で約 142m、西辺で約 154mと推定される。本区画内は、調査区のやや南寄りを東西に流れるＳＤ1602 河川跡、および河川埋没後の上面に造成されたＳＸ3461 南 1 - 2 間道路によって細分される。なお、区画の成立は、道路Ⅲ期により方格地割の範囲が拡大された 9 世紀後半頃とみられる。

1．遺構の変遷

本区画からは、掘立柱建物跡 43 棟、竪穴住居跡 23 軒、井戸跡 4 基、竪穴遺構 1 基、土器埋設遺構 2 基をはじめ、土壙、区画施設、溝跡、小溝状遺構群、水田跡などの遺構が多数検出された。

まず、調査区を南北に二分するＳＤ1602 河川跡とＳＸ3461 南 1 - 2 間道路についてみてみると、既に述べたとおりＳＸ3461 はＳＤ1602 埋没後の上面に整地を施し造成したもので、ＳＤ1602 が埋没するのは

9 世紀後半頃で、ＳＸ3461 の年代は 9 世紀後半〜10 世紀後半代と推定されている。南 2 西 1 区の成立は、道路Ⅲ期により方格地割の範囲がＳＸ1900 南 2 道路まで拡大される 9 世紀後半頃と推定されており、本区画を細分するＳＸ3461 の造成はこれとほぼ同時に行われた可能性が高い。以下では、ＳＤ1602 およびＳＸ3461 の北と南に分けて、遺構の変遷をみていくこととする。

①北半部

北半部は遺構が少なく、極めて散在的な分布状況にあり、北 1 西 3 区や南 1 西 2 区の分布状況とは大きく異なっている。また、全体的に遺存状況が悪く、遺物も少ない。ここでは、遺構の重複関係や方向、ごく僅かな出土遺物から遺構の変遷をみていく。

まず、主な遺構の重複関係と土器群との関係を整理すると次のようになる。

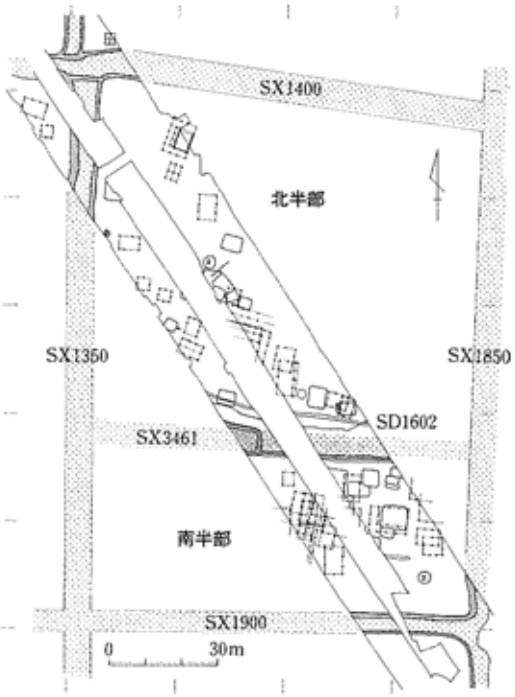

第51図　南 2 西 1 区

・SB3206（1 群）

・SB1508（2 群）

・SB1880A → SB1880B（3 群）→ SK1889（4 群）

・SB1553A → SB1553B → SB1554 → SB1555

・SI1513 → SI1515 → SB1512A → SB1512B →〈基本層位Ⅱ層〉→ SA1863
　SI1513 → SI1541 → SI1542 → SI1514（2 群）→ SI1543（2 群）→ SB1512A
　SI1541 → SE189

・SD1538（3 群）→ SB1536A → SB1536B（4 群）→〈基本層位Ⅱ層〉→ SB1495

・SD3217（3 群）→ SB3216

・SE1739（1 群）→ SI1738（2 群）→ SB1617A → SB1617B → SB1616
　SI1615（2 群）→ SB1616

・SI3435（2 群）→ SD1618（3 群）

以上のように、掘立柱建物跡と竪穴住居跡が重複する場合にはいずれも“竪穴住居跡→掘立柱建物跡”といった変遷が認められる。年代的には第 2 群土器を主体とする 9 世紀前半代までは竪穴住居跡で構成され、第 3 群土器を主体とする 9 世紀後半以降に掘立柱建物跡が出現する。すなわち、北半部においては道路Ⅲ期の施行を境にして、建物構造が竪穴住居跡から掘立柱建物跡に大きく変化した可能性が考えられる。方向は、第 2 群土器段階（B 期）が、ＳＤ1602 周辺ではこれに沿って北で 10 度前後東に偏するものが多いが、やや離れた場所では 20 度以上と振れが多くなっている。また、第 3 群土器段階（C 期）は 5〜10 度前後の振れのものが多く、第 4 群土器段階（D 期）は 15 度以上と概して振れが大きい傾向が認められる。

②南半部

南半部は、北半部に比べて遺構の密度が高く、竪穴住居跡や小規模な掘立柱建物跡群が集中してみられる。北半部と同様に、主な遺構の重複関係と土器群との関係を整理すると次のようになる。

・SI1635(3 群)→ SI1639(4 群)→〈基本層位III c 層(灰白色火山灰)〉→ SB1873

・SI1932(3 群)→ SB1864(4 群)

SK1648(3 群)→ SX1799(4 群)

・SK1603 → SB1690(3 群)→ SB1691A → SB1691B(4 群)

→ SE1606(4 群)

・SF3627(2 群)→ SF3700B(2・3 群)→ SB3443 →〈基本層位III c 層(灰白色火山灰)〉→ SB3441 → SB3438

→ SA1609(2 群) → SX1749(4 群)

以上のように、南半部の土地利用のあり方は、大きく“小溝状遺構群→水田跡→竪穴住居跡・掘立柱建物跡”といった変遷が認められる。年代的には、耕作域から居住域への変化は概ね 9 世紀後半頃とみられる。方向は、北半部とは異なり、概して振れの小さい建物が多い傾向にある。

2. 遺構の構成

A期（第 1 群土器）8 世紀代。北半部にＳＩ3206 竪穴住居とＳE1739 井戸がある。

B期（第 2・3 群土器）9 世紀前半～後半頃。北半部はＳＩ1508・1543・1515・3213・1738・1615・3435 竪穴住居とＳD1740 溝などによって構成されるが、ＳD1602 河川を挟んだ南半部はおもに耕作域として利用されている。北半部のＳＩ1508・1738・3435 はカマドがなく、ＳＩ3435 には床面に炭化物と焼土の分布が認められた。工房の可能性が考えられる。周辺からは「宇多」と記された墨書土器が多数みられ（第 52 図）、「陸奥国宇多郡」と深い関わりのある区域であった可能性も考えられる。

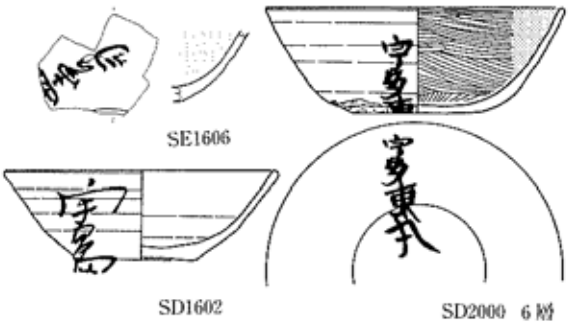

第52図　南 2 西 1 区出土墨書土器

C期（第 3 群土器）9 世紀後半代。道路III期の施行期にあたり、台形状の区画が成立する。ＳD1602 も埋没し、その上面には区画を二分するＳX3461 南 1-2 間道路が造成される。これにより南半部も居住域として利用されるようになり、3×2 間の小規模なＳB1690・1931・3448 建物とＳＩ1635・1932 竪穴住居によって構成される空間が造成される。ただし、竪穴住居はいずれもカマドがなく、工房の可能性が高いと思われる。一方、北半部は 3×2 間や 2×2 間の小規模な建物群のみによって構成され、南半部と異なる場の使われ方がなされたものと思われる。

D期（第 4 群土器）10 世紀前半代。北半部には桁行 5 間、梁行 3 間大型のＳB1553 南北棟、棟通りが揃うＳB1555 西廂付南北棟とＳB1556 総柱建物が棟を揃えて建ち並び、ＳX3461 付近にもＳB3216 東西棟とＳB3215 南北棟が棟を揃えてＬ字型に建つ。また東側にはＳB1536 南北棟、ＳB1616 東西棟、ＳＩ1560

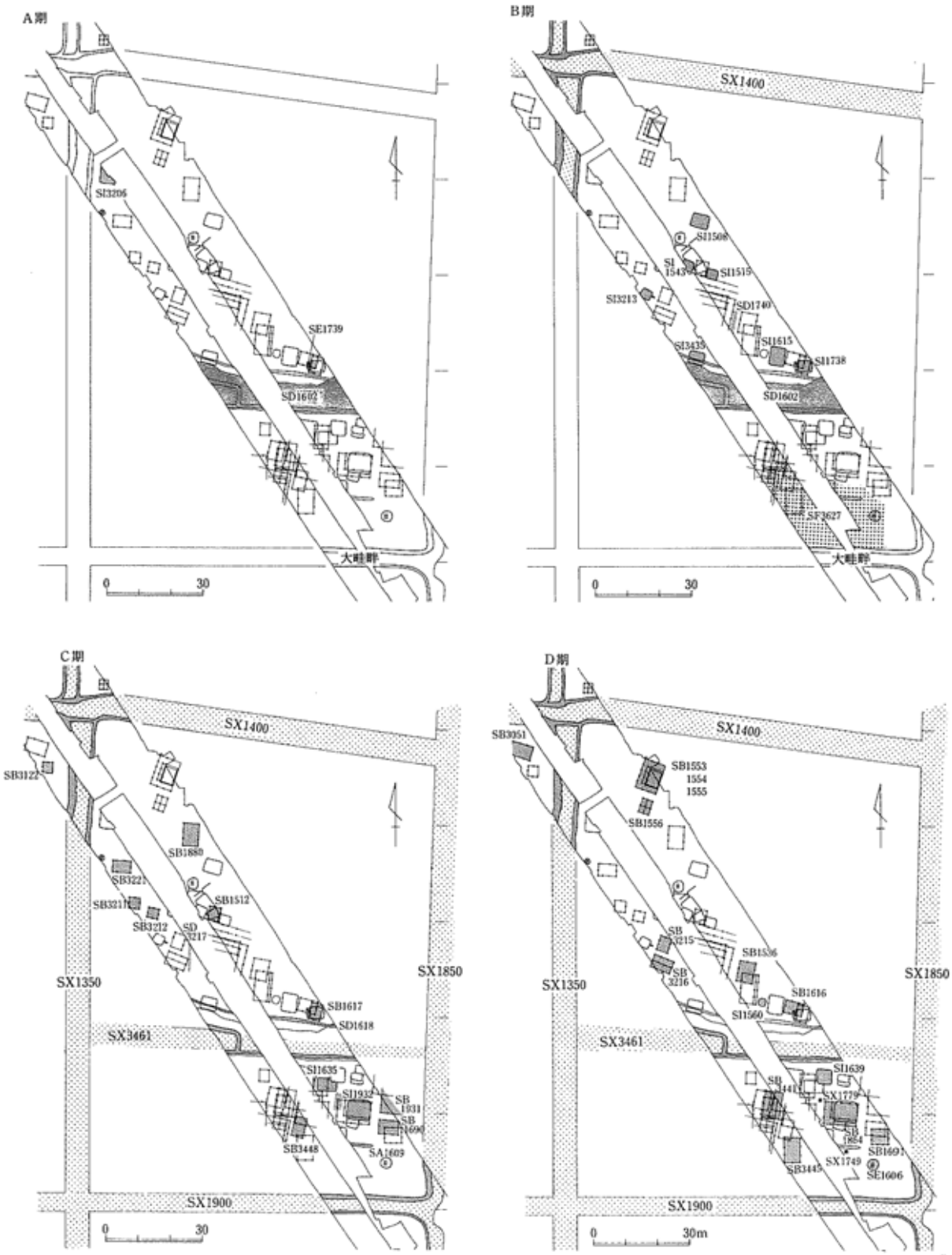

第53図　南２西１区の遺構変遷図

竪穴遺構（貯蔵施設？）がみられる。一方、南半部は、C期と同様に掘立柱建物と竪穴住居によって構成される。建物にはB1864 南西廂付東西棟、ＳB1691 東西棟、ＳB3441･3445 南北棟などがあり、区画の南東部にはＳE1606 井戸が配される。なお、この井戸からは「西曹司」と記された墨書土器が出土している。ＳＩ1639 竪穴住居はカマドをもつものであるが、炭化物の分布状況や主柱穴の数および位置からみて、工房の可能性が考えられる。この時期の建物は方向の振れが大きいが、概して規模の大きな建物が多く、しかも柱筋を揃えたものもみられるなど、計画的に配された建物もみられる。また、南半部では同時期のものとみられるＳX1749・1799 土器埋設遺構がある。

E期（第５群土器）10 世紀後半代以降。方格道路廃絶後の遺構群で、基本層位Ⅱ層を堆積土や埋土に含む遺構群である。極端に遺構数が少なく、ＳB1549･1822 建物やＳA1567･1863 柱列、ＳE3207 井戸があるのみである。

以上のように東西大路から南にやや離れた区域は、全体的に遺構の密度が低く、分布も散在的である。区画成立後の施設は、掘立柱建物と工房とみられる竪穴住居によって構成されており、北１西３区や南１西２区ような国司館のあり方とは大きく異なっている。遺物についても、ＳX1300 南１道路を挟んで、灰釉陶器や緑釉陶器などの奢侈品はほとんどみられなくなり、このことからも居住する人々の階層の違いが知られる。

<引用・参考文献>

相沢清利・石川俊英　1991　「山王遺跡－第9次発掘調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第26集　多賀城市埋蔵文化財調査センター

相沢清利・石川俊英　1993　「山王遺跡ほか－発掘調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第34集　多賀城市埋蔵文化財調査センター

鬼頭清明　1986　「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第10集

京都市文化観光局　1990　「京都の庭園－遺跡にみる平安時代の庭園」『京都市文化財ブックス』第5集

坂井秀弥　1994　「庁と館、集落と屋敷－東国古代遺跡にみる館の構成」『城と館を掘る・読む－古代から中世へ』

佐藤　信　1984　『平城京左京三条二坊三坪発掘調査報告』　奈良国立文化財研究所

進藤秋輝　1986　「多賀城創建をめぐる問題」『東北古代史の研究』　吉川弘文館

田中徳栄ほか　1990　「惣座遺跡」「九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書(11)」『佐賀県文化財調査報告書』第96集　佐賀県教育委員会

七田忠昭ほか　1985　「肥前国府Ⅲ－昭和50～59年度発掘調査報告書」『佐賀県文化財調査報告書』第78集　佐賀県教育委員会

平川　南　1993　「「厨」墨書土器論」『山梨県史研究』創刊号

松材一良　1983　「筑後国府の調査」『古代文化』第35巻第7号　古代学協会

松村恵司　1983　「古代稲倉をめぐる諸問題」『文化財論叢』　同朋舎

松本建速　1992　「柳之御所におけるかわらけ存在の意味－柳之御所跡のかわらけの系譜と平泉におけるかわらけの出現から見た文化変化の一様相」『紀要Ⅻ』　（財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター

本中　真ほか　1985　『特別史跡 平城京左京三条二坊宮跡庭園復原整備報告』　奈良市

本中　真　1988　「宅地利用の実際」『特集古代の都城－季刊考古学』第22号

本中　真　1994　『日本古代の庭園と景観』　吉川弘文館

毛利光俊彦ほか　1995　『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査』　奈良県教育委員会

山中敏史　1991　「古代の倉庫群の特徴と性格－前期難波宮の倉庫群をめぐって」『クラと古代王権』ミネルヴァ書房

山中敏史　1994　『古代地方官衙遺跡の研究』　塙書房

3．土器埋設遺構について

今回の調査において、土器埋設遺構は、道路上で 9 基、区画内で 7 基検出された(第 54 図)。いずれも坑を穿ち、その中の土器を埋設したものであるが、道路検出の土器埋設遺構と区画内検出の土器埋設遺構とでは、埋設される場所の違いだけでなく、埋設状況等にも違いが認められた。以下、道路と区画内に分けて述べていく。

(1) 道路検出の土器埋設遺構

1. 位置

北 1・西 3 道路の交差点付近で 5 基（ＳＸ4041･4042･4051･4064･4065）、南 1・西 1 道路の交差点付近で 2 基（ＳＸ1227･ＳＫ1207）、南 2・西 0 道路の交差点近くで 2 基（ＳＸ1893･1964）発見された。

これらと交差点との位置関係を詳しくみると、交差点内かその付近に位置するもの(ＳＸ1227･4041･4042･4051･4064･4065、ＳＫ1207)と、交差点からやや離れた場所（15～23m程）に位置するもの（ＳＸ1893･1964）とがある。また、路面との関係をみると、ほぼ中央にあるもの(ＳＸ1227･4064･4065)と、どちらかの端に寄っているもの（ＳＸ1893･1964･4041･4042･4051、ＳＫ1207）とがある。

2. 年代

埋設された土器や路面との重複状況などから、9 世紀後半以降のもの(ＳＸ1227、ＳＫ1207)、9 世紀,末～10 世紀前葉のもの(ＳＸ4041･4042･4051･4064･4065)、10 世紀前半頃のもの(ＳＸ1893･1964)とがある。

3. 埋設状況

掘り方のあるものとないものとがある。掘り方のない 2 基(ＳＸ4064･4065)は道路建設時に埋設されたものと考えられる。

土器の埋設状況は、土師器甕を 2 個横位に合わせ口にしたもの(ＳＸ1893･1964･4042)、土師器甕と土師器坏を横位に合わせ口にしたもの(ＳＸ4051)、土師器甕を 1 個横位に据えたもの（ＳＸ4041･1227、ＳＫ1207）、土師器坏を 2 個正位に入れ子にしたもの（ＳＸ4064）、須恵器坏 1 個を正位に据えたもの（ＳＸ4065）とがある。

4. 周辺の検出例（第 55 図, 第 27 表）

同様に道路上で検出された土器埋設遺構は、本遺構八幡地区に 5 基（ＳＸ01･133･292･581･5313）、東町浦地区に 2 基（遺構番号なし）ある。これらについても同様に検討してみる。

位置は、交差点内かその付近に位置するもの（ＳＸ292･581･5313、東町浦地区の 2 基）と、交差点からやや離れた場所（15m程）に位置するもの（ＳＸ01･133）とがある。路面との関係は、ほぼ中央にあるもの（ＳＸ5313）と、どちらかの端に寄っているもの（ＳＸ01･133･581）とがある。ＳＸ292 は路面の中央部に存在するかと思われるが、西側溝が検出されていないため断定できない。

年代は、9 世紀前半頃～10 世紀前半頃(ＳＸ292)、9 世紀中頃～10 世紀前半頃(ＳＸ01･133)、10 世紀前半頃(ＳＸ581･5313、東町浦地区の 2 基)と考えられており、本地区のものとほぼ同時期である。

埋設状況は、ＳＸ581 と東町浦地区の 2 基が不明であるが、他はいずれも掘り方を持つものである。土器の埋設状況は、土師器甕を 2 個横位に合わせ口にしたもの(ＳＸ133･581)、土師器甕を 1 個横位に

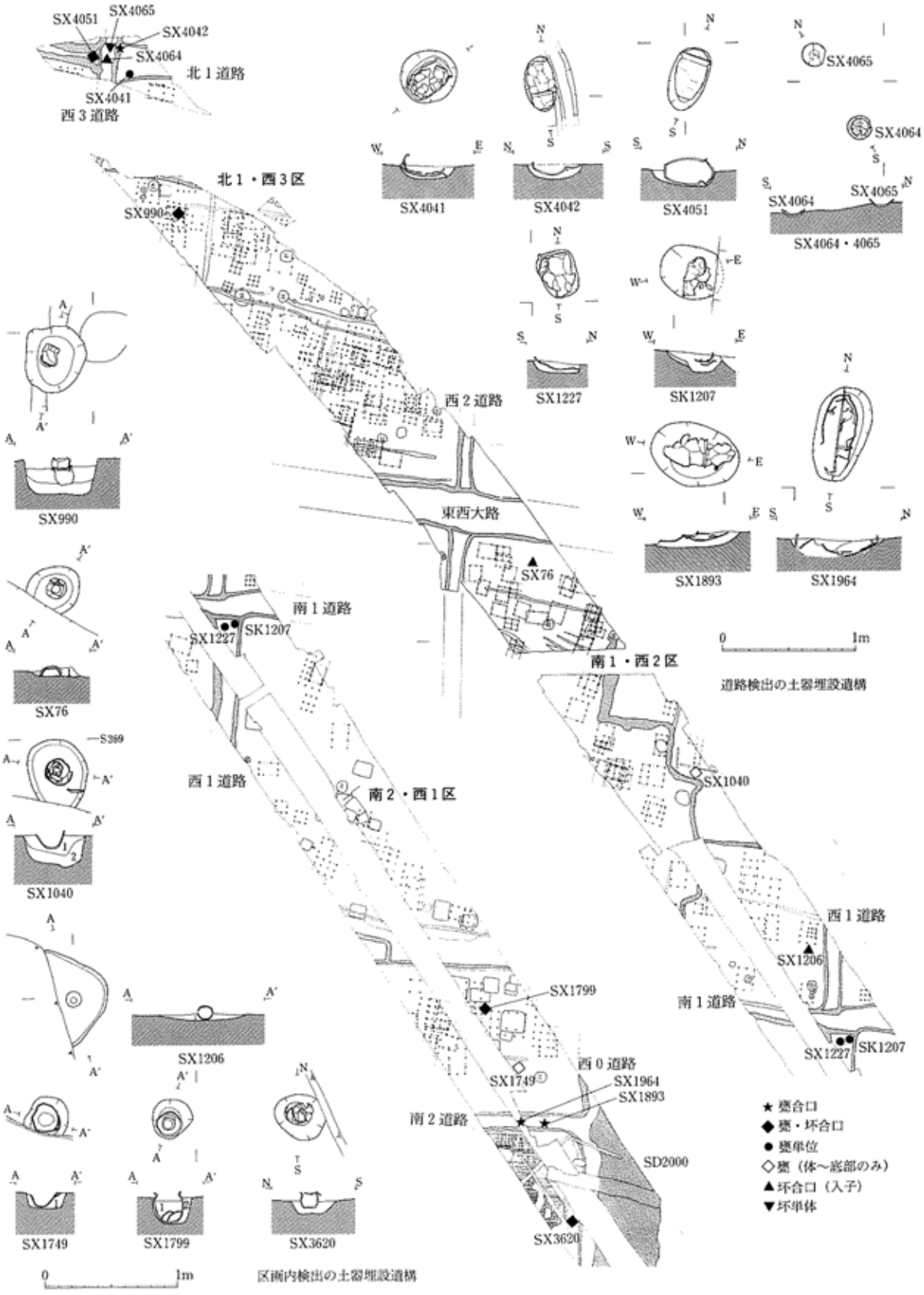

第54図　多賀前地区検出の土器埋設遺構

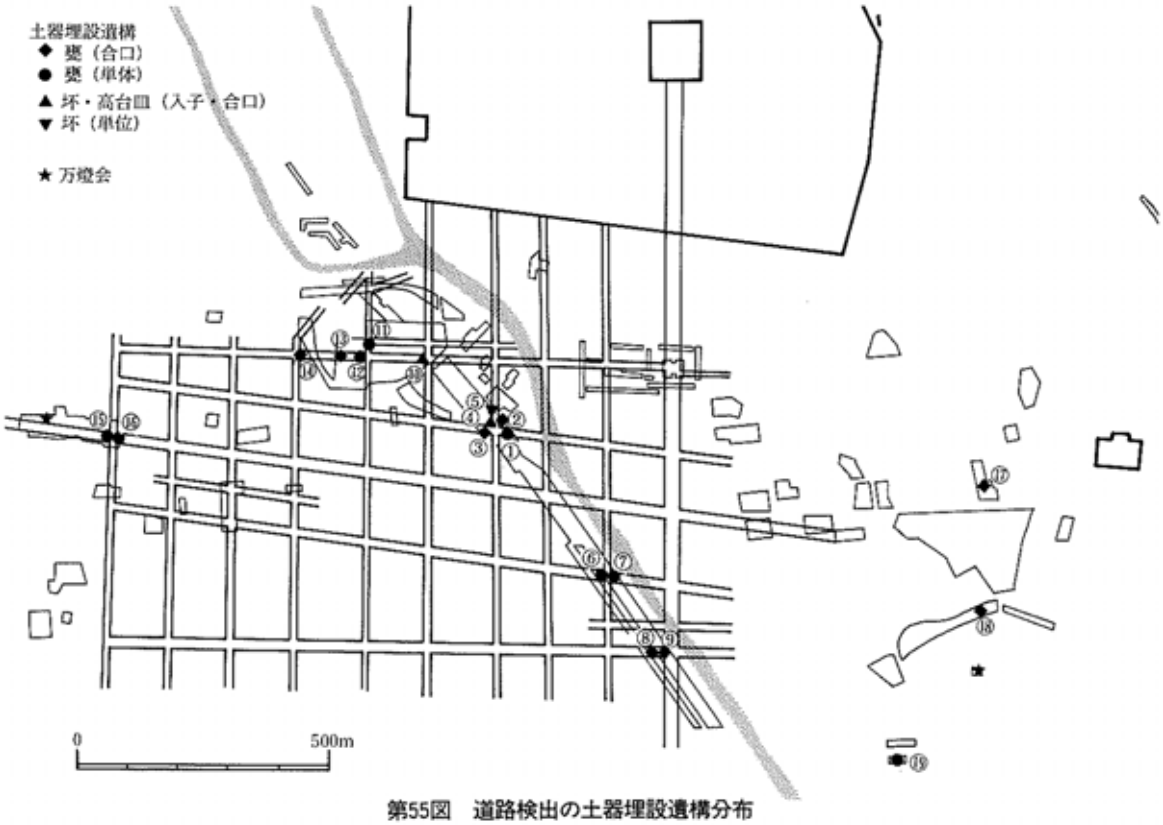

第55図　道路検出の土器埋設遺構分布

〈道路検出の土器埋設遺構〉

No.	遺跡名		地点	遺構名	掘り方の形態	規模(cm) 長径	短径	深さ	土器の種類	出土状況	土器の方向	内容物	年代	文献
1	山王遺跡	多賀前地区	北1・西3道路交差点	SX4041	円形	40	40	15	土師器甕(非ロクロ)	単体横位	E-40°-N (東向き)	無	10C前半	本書
2				SX4042	長楕円形	40	20	10	土師器甕(非ロクロ) 土師器甕(非ロクロ)	合口横位	S-5°-E (南向き)	無	10C前半	
3				SX4051	長楕円形	50	30	15	土師器大形坏(ロクロ) 土師器甕(非ロクロ)	合口横位	N-20°-E (北向き)	無	10C前半	
4				SX4064	掘り方なし				土師器小形坏(ロクロ) 土師器大形坏(ロクロ)	入子正位	－	無	10C前半	
5				SX4065	掘り方なし				須恵器大形坏	単体正位	－	無	10C前半	
6			南1・西1道路交差点	SX1207	楕円形	(50)	(40)	20	土師器甕(ロクロ)	単体横位	W-5°-N (西向き)	無	9C後半～	
7				SX1227	楕円形	35	30	10	土師器甕(ロクロ)	単体横位	N-10°-W (北向き)	無	9C後半～	
8			南2・西0道路路面上	SX1893	長楕円形	70	50	15	土師器甕(ロクロ) 土師器甕(ロクロ)	合口横位	E-5°-S (東向き)	無	10C前半	
9				SX1964	長楕円形	70	40	(20)	土師器甕(?) 土師器甕(?)	合口横位	S-約7°-W (南向き)	無	10C前半?	
10		八幡地区	北2・西4道路交差点	SX1513	不整形	17	14	7	土師器高台付皿(ロクロ) 土師器高台付皿(ロクロ)	合口正位	－	無	10C前半	市30集(1992)
11			北2-3間・西5道路交差点	SX292	楕円形	30<	(30)	(40)	土師器甕(ロクロ)	単体横位	N-15°-E (北向き)	無	9C代～	県141集(1991)
12			北2・西5道路交差点	SX101	長楕円形	46	33	25	土師器甕(非ロクロ)	単体横位	N-45°-W (北向き)	無	9C代～	県138集(1990)
13			北2道路路面上	SX133	長楕円形	58	34	28	土師器甕(ロクロ) 土師器甕(ロクロ)	合口横位	N-0°-E (北向き)	無	9C代～	
14			北2・西6道路交差点	SX581	掘り方不明				土師器甕(ロクロ) 土師器甕(ロクロ)	合口横位	N-23°-E	無	10C前半	市29集(1992)
15		東町浦地区	東西大路・西9道路交差点	－	掘り方不明				土師器甕(ロクロ)	単体横位	?	無	10C前半	市22集(1990)
16				－	掘り方不明				土師器甕(ロクロ)	単体横位	?	無	10C前半	

〈多賀城周辺における道路以外の土器埋設遺構〉

No.	遺跡名		地点	遺構名	掘り方の形態	規模(cm) 長径	短径	深さ	土器の種類	出土状況	土器の方向	内容物	年代	文献
17	高崎遺跡	弥勒地区	多賀城の南東部の丘陵上	SX211	長楕円形	70	40	10	土師器甕(非ロクロ?) 土師器甕(ロクロ?)	合口横位	N-50°-E (?)	石数個	平安時代前半	市19集(1989)
18		井戸尻地区	多賀城の南東部の丘陵上	SX01	隅丸長方形	76	55	23	土師器甕(ロクロ) 土師器甕(ロクロ)	合口横位	S-27°-E (南向き?)	無	平安時代前半	市12集(1987)
19		表地区	多賀城の南東部の丘陵上		長楕円形	73	40	?	土師器甕(ロクロ?)	単体横位	N-10°-E (北向き)	無	平安時代前半	市史(1991)

第27表　道路検出の土器埋設遺構一覧表

据えたもの(ＳＸ01･292､東町浦地区の 2 基)､土師器高台坏を 2 個正位に合わせ口にしたもの(ＳＸ5313)とがある。

なお、道路や区画との関係は不明なものの、多賀城跡の南東部の丘陵上で、土師器甕を横位に埋設したものが3基（2個を合わせ口にしたもの2基、1個のもの1基）発見されている。年代はいずれも平安時代前半頃とされている。

5. 小結

以上のことをまとめると、以下の特徴が指摘できる。

ｉ）位置は交差点かその周辺に限られる。調査区が交差点に片寄っており、即断はできないがこの傾向は指摘できると思われる。なお、調査された交差点13ケ所あるが、埋設土器が発見されなかったのは5ケ所である。これを方格地割の道路の交差点に限ると9ケ所のうち、埋設土器が発見されなかったのは東西大路と西2道路の交差点だけである。したがって、交差点ではかなりの確立で土器が埋設されていることになる。また、大路で埋設土器が発見されたのは西9道路との交差点で、多賀城に近い場所や、国司の館があるような場所では発見されていない。こういったことがこの遺構の性格の一端を表している可能性が考えられる。

ところで、交差点外にあるもののうち、大路に近い側に存在するのは1基(ＳＸ4041)のみで、他は大路からみて外側に存在する。したがって、土器を埋設する場所にも何らかの規制（約束事）があった可能性がある。

ⅱ）年代は、伏石地区では9世紀後半～10世紀前半頃であり、他の地区では9世紀中頃～10世紀前半頃で、道路建設時には存在せず、方格地割完成後に盛行したと思われる。

ⅲ）埋設された土器が甕の場合は横位に、坏の場合は正位に据えられている。掘り方を持たないＳＸ4064・4065と、これらの周辺にある掘り方を持つＳＸ4041・4042・4051は、検出状況から道路Ｃ期の盛土整地時に埋設されたものと考えられる。この場合、これは道路建設に関わる祭祀と考えられよう。しかし、道路に関わる祭祀で5基が同時に埋設されることは考えにくいこと、5基はバラバラに存在しており、規則性が窺えないことなど疑問点も多く、道路建設時のものかどうか保留しておきたい。この他は路面堆積土や道路盛土との関係がつかめておらず、道路建設時または道路機能時に埋設されたものと考えられる。

(2) 区画内検出の土器埋設遺構

1. 位置

道路や敷地内を細分する区画施設の周辺に存在するもの、言い換えると敷地内の端の方に存在するもの(ＳＸ990･1206･1799･1749･3620)が大部分である。ＳＸ1040 は道路による区画のほぼ中央に位置するが､そばにＳＤ1020 遣り水状遺構がある。遣り水状遺構は､結果的に敷地内を区画しており､ＳＸ1040は敷地内の端の方に位置しているとみることもできる。

なお、ＳＸ76については、この時期の他の遺構が不明確で、検討することができない。

No.	区　画	遺構名	掘り方の形態	規模(cm) 長径	短径	深さ	土器の種類	出土状況	内容物	年　代
1	北1西3区	SX990	ほぼ円形	50	40	27	土師器甕(ロクロ)	単体正位	無	10世紀前半代
2	南1西2区	SX76	円　形	40	40	7	土師器坏(非ロクロ) 土師器坏(非ロクロ)	入子逆位	無	8世紀中頃
3		SX1040	ほぼ円形	50	50	25	土師器甕(ロクロ) 土師器坏(2個入子)	入子正位	炭塊	9世紀中頃
4		SX1206		(70)	(70)	(10)	土師器坏(ロクロ) 赤焼土器坏	合口正位	無	10世紀前半頃
5	南2西1区	SX1799	円　形	30	30	21	土師器甕(ロクロ) 赤焼土器坏(2個)	合口正位	無	10世紀前半頃
6		SX1749	円　形	35	35	12	土師器甕(ロクロ)	単体正位？	無	10世紀前半頃
7	南3区	SX3620	楕円形	40	35	10	土師器甕 赤焼土器坏(4個)	合口正位	無	10世紀前半頃

第28表　区画内検出の土器埋設遺構

2. 年代

8 世紀前半(ＳＸ76)のものと、9 世紀以降(ＳＸ990・1749)のもの、9 世紀中頃(ＳＸ1040)のもの、10 世紀前半頃(ＳＸ1206･1749･1799･3620)のものとがある。

3. 埋設状況

いずれも掘り方を掘り土器を据えたものである。土師器甕 1 個体を正位に据え、凝灰岩を上に載せたもの(ＳＸ990)、土師器甕 1 個体を正位に据え、土師器坏 2 個体を入れ子にして、蓋としたか、あるいは甕の中に納めたもの(ＳＸ1040)、土師器甕 1 個体を正位に据え、赤焼土器坏を重ねて蓋としたもの(ＳＸ1799･3620)、土師器坏と赤焼土器坏を合わせ口にして据えたもの(ＳＸ1206)、土師器坏を重ねて伏せたもの(ＳＸ76)とがある。ＳＸ1749 は土師器甕 1 個体を正位に据えたものであるが、上部は削平されており不明である。

掘り方は土器に比べて大きく掘られるものが多く、土器とほぼ同じ大きさのもの(ＳＸ1749･1799)は少ない。

4. 周辺の検出例

本遺構の伏石地区で 2 基発見されている（ＳＸ3048・3091）。これらについても同様に検討する。

位置は、区画溝が集中する場所に存在する。しかし、年代的に区画溝と同時期に存在したかどうかは不明である。

年代は、ＳＸ3048 が 8 世紀代、ＳＸ3091 が 8 世紀後半以降である。

埋設状況は、須恵器坏 1 個体を伏せて据えたもの(ＳＸ3048)と、上部が削平されており不明だが、土師器甕 1 個体を正位に据えたもの(ＳＸ3091)とがある。

5. 小結

以上をまとめると、以下の特徴が指摘できる。

ⅰ）区画施設のそばに存在するものが多い。特定の建物などとの関係が推定できるものはない。

ⅱ）年代的には、道路による方格地割成立以前から存在する。土師器甕に坏で蓋をしたものは 10 世紀前半頃に集中している。

ⅲ）土器は正位に据えられるものが多く、横位に据えられたものはない。また、掘り方は土器に比べて大きく掘られている。こういったことは、道路上の埋設土器とは大きく異なる点である。

〈引用・参考文献〉

相沢清利　1990　「山王遺跡－第8次発掘調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第22集　多賀城市埋蔵文化財調査センター

赤澤靖章　1990　「山王遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第138集　宮城県教育委員会

石川俊英・相沢清利・石本　敬　1987　「高崎遺跡」『多賀城市文化財調査報告書』第12集　多賀城市教育委員会

石川俊英　1989　「高崎遺跡調査報告書－中央公園関連調査報告」『多賀城市文化財調査報告書』第19集　多賀城市埋蔵文化財調査センター

石川俊英　1992　「山王遺跡－第15次調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第29集　多賀城市埋蔵文化財調査センター

佐藤則之・菅原弘樹　1993　「山王遺跡」『宮城県文化財調査報告書』第141集　宮城県教育委員会

多賀城市史編纂委員会　1991　『多賀城市史』第4巻　考古史料

千葉孝弥　1992　「山王遺跡－第12次発掘調査概報」『多賀城市文化財調査報告書』第30集　多賀城市埋蔵文化財調査センター

第Ⅲ章　ま と め

調査地である山王遺跡多賀前地区は、古代陸奥国府多賀城の南西約１ｋｍの自然堤防上に位置する。今回の調査は仙塩道路建設に伴うもので、幅15～30m、総長約750m、面積にして約17,500㎡という長大な範囲を対象として行った。その結果、古墳時代前期と奈良・平安時代の遺構が多数検出された。古墳時代前期のものとしては水田跡と水路跡、奈良・平安時代のものとしては道路跡や200棟以上におよぶ掘立柱建物跡、竪穴住居跡、井戸跡、土器埋設遺構、竪穴遺構、土壙、区画施設、溝跡、水田跡、小溝状遺構群など多数の遺構があり、調査区の南半部では旧砂押川とみられる河川跡も検出された。そしてこれらの遺構や堆積層からは、施釉陶器や中国陶磁器を含む多量の土器や瓦、硯、木製品、金属製品、土製品、石製品、骨角製品などの生活用品、鋳造や漆関係などの生産関連遺物、木簡や漆紙文書、墨書土器などの文字史料、人面墨書土器や木製形代、卜骨などの祭祀関係遺物、動植物遺体などの多種多様の遺物が出土した。以下、今回の調査成果と今後の課題についてまとめてみる。

1.方格地割について

今回の調査成果の一つとして、まず古代陸奥国府多賀城の南西部一帯に南北・東西道路による方格地割の存在が確定的となったことをあげることができる。今回の調査によって、多賀城外における方格地割は“8世紀末頃の基幹道路（大路）の整備（Ⅰ期）→9世紀初頭頃の東西大路を中心とした方格地割の形成（Ⅱ期）→9世紀後半頃の方格地割の範囲拡大（Ⅲ期）”といった3段階の変遷(第39図)を経て形成されていることが明らかになった。ただし、これらの規準となる方向は場所や時期によって異なり、また間隔も110～140mとばらつきが認められるなど、必ずしも都城における条坊制地割のような整然としたものではなく、やや変形した碁盤目状の地割となっている。これらの施行規準については、南北が一貫して政庁中軸線と平行しているのに対して、東西はⅠ・Ⅱ期が外郭南辺築地と平行し、Ⅲ期が政庁中軸線と直交することが明らかになり、Ⅲ期については方格地割施行以前の地割を踏襲したものである可能性が考えられた。これに対してⅡ期の整備は、後述する区画内の様相をみても、東西が南北大路から西9道路までの約1.1㎞、南北が東西大路をはさんだ幅約260mの範囲に新たな都市的空間を造成することを目的としたものとみられる。地割の施行にあたっては東西・南北で異なる規準を用いているが、多賀城からやや離れた地域に異なる規準で地割を遂行している点においては、かなり計画性の高いものであったことが窺われる。

ところで、古代地方官衙周辺においては、大宰府で条坊の存在が一部明らかになっているが(狭川：1990)、このほかの国府周辺ではこうした方格地割の存在は知られていない。しかも、広範囲にわたる地割の存在が、発掘調査によって明らかになったのは全国的にみてもはじめてのことであり、今後国府周辺の様相を解明する上で大きな契機となるものと思われる。ただし、前述のとおり、Ⅰ・Ⅱ期に東西と南北で地割の方向が異なることや場所によって間隔にばらつきが認められることなど、方格地割の施行規準については未解決な部分もある。多賀城における方格地割が、都城における条坊制地割に倣ったものなのか、あるいは従来からの歴史地理学による国府研究によって指摘されてきたような条里制地割を反映したものなのかなどを含め、今後の課題としたい。

2.区画内の様相について

①大路沿いの区域

今回の調査では、東西大路の北に面する「北１西３区」と、南に面する「南１西２区」で、ⅰ）方1 町相当の敷地を領有すること、ⅱ）廂付東西棟建物を中心に、やや大きめの南北棟建物や小規模建物、総柱建物、井戸などを計画的に配した建物構成をとること、ⅲ）中国陶磁器や多量の施釉陶器などの奢侈品が豊富に出土すること、ⅳ）主要な建物の周辺に、供膳具を中心とした一括廃棄土壙が集中してみられることなどから、国司館の存在を推定した。

南１西２区では、主屋の存在は明らかではないが、区画の中央部に遣り水状の溝を配した庭園とみられる施設が検出され、居住の場としてのみならず、文献史料にみられるような饗宴の場としての性格も兼ね備えた国司館の可能性も考えられた。少なくともB1～B3 の時期（9 世紀前葉～後半頃）には国司館として機能したものとみられ、このうち 9 世紀前葉を中心としたB2 期には、猿投窯黒笹 14 号式期の灰釉陶器や洛北窯系の緑釉陶器がとくに豊富に出土し、中央部における少数整然とした建物配置および庭園周辺の広い空閑地、南東部（副郭？）におけるコ字型構成の配置をはじめ最も建物構成や配置が整っており、国司の中でも「守」の可能性が考えられる。

一方、北１西３区では、B2～B4 の時期（9 世紀後半～10 世紀前半頃）に国司館の存在が想定され、区画成立直後のB1 期についても官人クラスの館の可能性が考えられた。このうち 9 世紀後半代のB2・B3 の時期には、多数の高床倉庫が主屋を構成する一郭を取り囲むようなコ字型の配置をとる特異な建物構成をとっている。これらの建物群の性格については、なお確定的なものではないが、この区画の性格や倉庫の規模および数を考えれば、国司による出挙経営が行われていたことを示しているかもしれない。国司館の政務・饗宴の場とならぶ経済拠点の場としての性格を反映している可能性も考えられる。

このように、東西大路を挟んだ北と南の区画は、いずれも方格地割の施行以降、少なくとも 10 世紀前半頃までは国司館として利用されたことが明らかになった。また、大路に面した「北１西７区」は、桁行９間、梁行４間の四面廂付建物をもつことや直接右大臣家との文書のやりとりを示す題箋木簡、中国陶磁器や多量の施釉陶器の存在などから、10 世紀前半代の「国守の館」の可能性が推定されている（相沢・石川：1991、1993）。これらのことから、大路に面した区域は国司クラスの館が建ち並ぶような宅地割がなされていたものと思われ、Ⅱ期による方路地割の施行は本来こうした上級官人の官舎街の造成を目的としたものであった可能性も考えられる。ただし、北１西３区や南１西２区における変遷をみてみると、必ずしも区画全体で建物構成や配置は踏襲されておらず、国司の中での階層の違いを含め、土地利用のあり方にも変化が認められる。鬼頭氏に拠れば、国司の交替にあたっては、国司が館の改造や新築をしきりに行い、他の場所に官舎を移し建てることもあったことが指摘されており(鬼頭：1986)、区画内における土地利用の変化はこうした状況を反映している可能性も考えられよう。

②大路からやや離れた区域

南２西１区は、東西大路からやや離れた、南１西２区の南東部に接する区画である。区画の成立は

Ⅲ期の9世紀後半頃で、区画内は南1‐2間道路によって細分されている。大路に面した区域に比べ、遺構の密度は低く、分布も極めて散在的である。また、施釉陶器や中国陶磁器などの奢侈品はほとんどみられず、大路沿いの区画とは歴然とした階層の違いが認められる。区画成立以前のB期（9 世紀前半～後半頃）は、南1-2間道路の下層にある河川を境にして“北：竪穴住居＋工房、南：耕作域”といった土地利用がなされ、竪穴住居の方向にも場所によるばらつきが認められるが、区画成立後のC・D期（9世紀後半～10世紀前半代）には“北：建物、南：建物＋工房”に変化し、方向も概ね一致する傾向がみられる。とくに10世紀前半代のD期では、柱筋を揃えたやや大きめの建物群がみられるようになる。前述の北1西3区や南1西2区では、この時期に国司館が維持されなくなり、宅地全体としては衰退化傾向にあるのとは大きく異なっている。なお、B～D期にみられる工房の具体的な性格は明らかではないが、焼け面やカマドを伴うものがみられるなど鋳造に関わるものの可能性も考えられる。また、B期には「宇多」の墨書土器が多数みられ、「陸奥国宇多郡」との深い関わりが想定される。

③方格地割の南外側の区域

方格地割Ⅱ期の南外側地域については、上記のとおり河川(ＳD1602)を境にしてこれより南側はおもに耕作域として利用される。とくに、Ⅲ期に整備される南2道路以南の区域は、8世紀後半代以降10世紀前半代にかけて、一貫して耕作域として利用されている。部分的な調査のため確定的なものではないが、条里の可能性も想定される。

なお、旧砂押川とみられる河川からは人面墨書土器や木製形代などの祭祀遺物がまとまって出土しており、この河川が陸奥国府における祓所の一つであった可能性が考えられる。また、河川からは大量の土器とともに、ウマ・ウシをはじめとする解体された動物遺体が多量に出土している。骨角器のみならず未製品なども出土しており、周辺に皮革生産や骨角細工などを目的とした斃牛馬処理工房が存在した可能性も考えられる。

以上のように多賀城外の南西部一帯は、前述のとおり道路による方格地割が施行されており、その内部には道路とほぼ方向を揃えた住居や工房、倉庫、井戸などの諸施設が配されている。区画内は掘立柱建物が住居の主体をなしており、中には廂付の大型建物を中心に数棟の建物によってＬ字あるいはコ字型構成の計画的な配置をとる建物群もみられる。そして、本地区の北1西3区・南1西2区や千刈田地区などの東西大路沿いの区画は国司クラスの館跡、また本地区の南2西1区や八幡・伏石地区などの大路からやや離れた区画はこれらに比べて階層の低い人々の生活の場として利用されていたことが明らかになった。

一方、多賀城外の南東部でも、多賀城廃寺や国司館もしくは官衙とみられる館前遺跡、市川橋遺跡大臣宮地区などの多賀城と密接な関わりをもつ寺院や施設の存在が知られ、市川橋遺跡高平地区・水入地区、高崎遺跡弥勒地区などでも、多賀城との強い関連性を示すような遺構・遺物が検出されている。また、水入地区では東西大路の東延長上の道路が検出され、市川橋遺跡館前地区の調査でも南北大路と交差する北2道路の存在が確認されており、多賀城の南東部一帯にも道路による方格地割が存在した可能性も指摘できる。ただし、その範囲や施行規準などの実態は不明であり、これらの寺院や

施設との関係についても明らかではない。同様に、方格地割の西外側地域にあたる山王遺跡西町浦地区や新田遺跡北寿福寺・南寿福寺地区でも、多賀城との強い関連性を示すような遺構・遺物が多数検出されている。とくに西町浦地区や北寿福寺地区では東西大路の延長と考えられる東西道路が検出されており、方格地割の西外側地域にも多賀城と密接な関わりをもつ地域が広がっていたことが明らかになっている。が、これらの地域と方格地割の関係や利用状況および性格的な位置付けについては不明な点が多く、多賀城外の南東部と同様に今後明らかにしていかなければならない課題といえる。

なお、多賀城外の南西部における方路地割の施行や、南東部を含めた周辺地域の造成および諸施設の配置がなされるのは9世紀初頭頃で、多賀城政庁第III期の時期にあたる。この時期は城内でも大畑地区をはじめ各地区で実務官衙が急増し、国府の実務が充実したものと考えられており、方路地割の施行をはじめとする城外の整備についても、陸奥国府多賀城の整備の一環として行われたものである可能性が考えられる。一方、多賀城外の諸施設が廃絶する年代については、必ずしも一様ではないが、東西大路をはじめとする方格道路は少なくとも10世紀後半代には廃絶しており、多賀城の終末年代ともほぼ一致している。ところで、多賀城政庁第IV期は貞観の大地震後に改修され、復興したもので、城外ではこの頃に方格地割の範囲の拡大が図られている(道路III期)。道路III期の年代については、9世紀後半頃に位置付けられており、貞観の大地震後の可能性も考えられたが、なお確定的なものではなく、政庁第IV期との関係については明らかではない。ただし、『三代実録』の記事に従えば、貞観の大地震による被害は城内のみならず、城外にも多大な影響を及ぼしたものとみられ、道路III期の整備が、地震後の復興を契機にして行われた可能性も十分に考えられよう。このIII期の整備以降、南2西1区では居住域の拡大や竪穴住居から掘立柱建物への建物構造の変化がなされ、また八幡地区や南東部一帯でも諸施設が増加するなど、城外における施設の拡充がより進んだものとみられる。これらのことから、平安時代における多賀城の周辺地域の整備は、以下のように多賀城内の画期とほぼ同時期に行われ、盛衰を共にしたものと思われる。

8世紀末～9世紀初頭頃：城内の整備拡充(政庁第III期)・基幹道路の整備(道路Ⅰ期)と方格地割の施行(道路Ⅱ期)
9世紀後半頃　　：大地震後の復興(政庁第IV期)・地割の範囲拡大(道路III期)
10世紀後半代　　：政庁および方格道路の廃絶

〈引用参考文献〉

相沢清利・石川俊英　1991　「山王遺跡－第9次発掘調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第26集　多賀城市埋蔵文化財調査センター
相沢清利・石川俊英　1993　「山王遺跡ほか－発掘調査報告書」『多賀城市文化財調査報告書』第34集　多賀城市埋蔵文化財調査センター
鬼頭清明　1986　「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第10集
狭川真一　1990　「大宰府条坊の復原－発掘調査成果からの試案－」『条里制研究』第6号

付編１　山王遺跡の地形学的背景

東北大学理学研究科　松本　秀明

1．仙台平野と山王遺跡

仙台平野は北･西･南を海抜高度 50mから 200mの台地･丘陵地に囲まれた南北約 50 ㎞の海岸平野である。地盤高は大部分が 5m以下であるが広瀬川、名取川の合流点付近や阿武隈川に沿った内陸部の角田･大河原方面では 10mから 15mに達する。平野地下には層厚 30～60mに及ぶ沖積層が堆積し、その基底部には場所により 30mを越える厚い洪積砂礫層が堆積している。地表には自然堤防、後背湿地等の微地形が発達し、とくに海岸線付近には海岸線とほぼ平行に 3～4 列の浜堤列が認められる（松本、1984）。流入する主な河川は七北田川、名取川および阿武隈川であり、名取川には同規模の支流である広瀬川が平野部で合流している。

多賀城市山王遺跡は仙台平野のほぼ北端部に位置し(図 1)、利府町沢乙方面から流入する砂押川右岸にあたる。地表面の高度は 3～4mであり、遺跡部分を含めて周囲は極めて低平である。砂押川は山王遺跡から約 1 ㎞上流地点まで小規模ながら自然堤防を形成しているが、遺跡周辺およびさらに下流側では顕著な自然堤防の発達は見られない。山王遺跡付近の砂押川の流路は人工的に固定されているものの、河床を構成する堆積物は中粒砂～粗粒砂であり、その平均粒径は 1～0（直径の平均が 0.5～1 ㎜）である。一方、山王遺跡から南西方約 2.5 ㎞を流下する七北田川は仙台平野部に入る岩切付近から河口付近まで河道まで両岸に顕著な自然堤防地形を形成している。七北田川の自然堤防の一部は洞ノ口付近から分岐しその東方にあたる山王遺跡千刈田地区へ延び、砂押川流路付近で地表では確認できなくなるものや、高砂付近で左岸側に大きく膨らんで分布するものなどが認められ、七北田川の河道は仙台平野の地表面の概形が完成していた過去数千年間において、その位置を大きく変化させながら流下してきたものと判断される。

山王遺跡の今回の発掘調査地点（多賀前地区）は、七北田川の自然堤防として形成された微高地の背後にあたり、地形的にはいわゆる後背湿地部分に相当する。地表面を構成する表層部は腐植混じりシルト～粘土層からなり、その層厚は 1～2m、厚いところでは 5mに達している。

隣接する多賀城台地は海抜 50m前後であり、塩釜、松島方面へ海抜高度を上げながら連続する。地質は主として第三紀の塩釜層および佐浦町層であり、火山角礫岩、凝灰角礫岩および凝灰質砂岩が広く分布している。台地の平坦部は赤色に風化した厚いローム層により覆われ、同台地の形成は最終間氷期（約 12 万年前）以前に遡るとされている。

2．沖積層の堆積と仙台平野の地形変化

沖積層は約 2 万年前とされる最終氷期最盛期の海面低下に対応して形成された埋没谷に、その後の海面上昇期に河川や海から供給された土砂が堆積して形成された地層である。仙台平野を構成する沖積層については堆積物の粒径や堆積時の地形環境をもとに沖積層基底礫層、沖積陸成粘土層、沖積海

成粘土層、沖積海成砂層、沖積風成砂層および沖積最上部粘土層に細分されている（図2）。

沖積層基底礫層は基底をなす谷地形の谷底部分を埋積する砂礫層で、砂礫層内部に堆積するシルト粘土層によって上下2枚の砂礫層に細分される場合がある。そのうち下位の砂礫層は直径数㎝～十数㎝の礫を中心として構成され、層厚は 10～30mの厚い堆積物である。これに対し上位の砂礫層は 10㎝前後と比較的薄く、直径2～5㎝の小礫と粗粒な砂によって構成される。これらの砂礫層はその上面の高度分布から扇状地性の堆積物と考えられているが、上位の砂礫層は約26,000年前には堆積がほぼ終了していたと考えられている（松本、1988）ことから、ここで示す沖積層基底礫層は広義の基底礫層であり、本来の意味での沖積層基底礫層には含まれない。

沖積陸成粘土層は現在の海岸線直下において、－20～30m（現海面を0mとする）に堆積する軟弱な粘土層であある。層中には腐植ものを多量に混入しており、層序関係から、海面上昇による海進期の底湿地性の堆積物と考えられる。沖積海成粘土層は現海岸線直下において－20～－15mに堆積する泥質堆積物であり、マガキなどの貝殻を多量に混入し、海進時の内湾ないし潟湖底に堆積した海成粘土層である。沖積海成砂層はウバガイやハマグリなどの貝殻やその破片を多量に混入し、中粒砂ないし粗粒砂で構成され比較的淘汰が悪く、海岸の波打ち際や浅海底の堆積物と考えられる。沖積風成砂層は、貝殻片をほとんど含まない淘汰の細砂層であり、汀線背後の小規模な砂丘地などに堆積した風成砂層と考えられる。そして、沖積最上部粘土層は腐植物を多量に混入する粘土層であり、しばしば河床堆積物および自然堤防堆積物としての砂の薄層がレンズ状に狭在されている。同層は海浜背後の後背湿地堆積物と考えられ、内陸側では下位の沖積陸成粘土層に連続している。

これら沖積層の堆積状況をもとに、沖積低地の地形変化が求められている（松本、1981）。図3は、約2万年前以降の海面上昇期における平野の広がりの変化を示したものである。海水準が－20m付近に到達する約8,200年前には海面の上昇による海岸線の内陸側への後退により、現在の七北田河河口付近や名取川河口付近一帯に潟湖やこれを取りまく湿地帯が広がりはじめていた。低湿地の地盤高は海面より高いものの、ほとんど当時の0m地帯であったと考えられる(図3－ａ)。七北田川河道周辺は砂礫地かん広がる扇状地はしだいに低湿地性堆積物により覆われはじめていたと考えられる。海面上昇が継続し海水準が－10mに達する約7,500年前は、仙台平野の多くの部分において、海岸線が最も内陸に後退していた時期と考えられる。七北田川一帯においても内湾としての海が最も拡大しており、山王遺跡東方の高崎付近の台地の裾から南西方向に砂州が発達していたと考えられる。砂州の北側および北西側は潟湖およびそれを縁取る湿地帯が広がっており、潟湖内に七北田川および砂押川が土砂を排出していたと考えられる(図3－ｂ)。一方、約8,000年前以降海水準の上昇速度はしだいに鈍化し、海水準の上昇による海岸線の内陸側への後退速度に対して、河川による内湾堆積速度がしだいに勝るようになり、海水準は上昇しながらも海岸線は徐々に海側へ前進し、平野が拡大する可能性は池田（1964）によって提示され、松本（1981）により確認されている。海水準が－5mに到達する約6,700年前(図 3－ｃ)には、仙台平野北部においては名取川および広瀬川沿いの地域で海岸線が海側に前進し、低地の拡大が見られる。七北田川流域においては、海側の砂州は前進したものと考えられるが、内湾の縮小速度は緩慢である。これは、河川からの土砂供給量が名取・広瀬に比較して小さかったこ

とによると考えられる。

3．浜堤列の形成と海面の微変動

海浜においては、波浪により海浜に打ち上げられた比較的粗粒な砂質堆積物と、それが風により内陸側に運ばれ、小規模な砂丘を構成する淘汰された細粒な砂質堆積物とにより幅0.5～1㎞の砂からなる微高地が形成される。これを浜堤列と呼ぶが、浜堤列は現在の海岸線に沿うものの他に、内陸部にも何列かの同様の地形が連続的に認められる。仙台平野では3列ないし4列の浜堤列が認められ（松本、1984）ているが、内陸部の列ほどその後の堆積等により連続性は不明瞭である。仙台平野北部においては、沼向を通る列が地表で確認できる最内陸部の列であり第Ⅰ浜堤列とされている（第1図参照）。第Ⅱ浜堤列は七北田川右岸の長屋敷付近を通る列であり、現在の海岸線に沿うものは第Ⅲ浜堤列として位置づけられている。沖積平野の拡大期において、砂浜としての海岸線は徐々に海側に進出してきたが、その期間において海水準にわずかな上下微変動が存在し、海側へと連続的に堆積してきた風成・海成堆積物のうち、相対的に高い水準期に堆積した海浜の砂堆が現在地表でそれぞれ浜堤列として確認される。したがって、浜堤列が形成された時期はすなわち海水準が相対的に高かった時期であり、それぞれに引き続く時期は相対的に海水準が低かったことを示す。松本(1984)では、幾つかの海岸平野の年代資料をもとに浜堤列の形成時期を求めるが、第Ⅰ浜堤列は約5,000年前頃、第Ⅰ´浜堤列は3,100年前頃、第Ⅱ浜堤列は2,000年前頃、そして第Ⅲ浜堤列は700年前前後から形成がはじまったことが示されている。このことは、沖積低地の形成の最終段階である平野の拡大期において、約5,000年前、約3,100年前、約2,000年前および700年前から現在の4回、相対的な高海水準期(それぞれ海水準は＋1、－1.5、－1、±0m)が存在し、その間において相対的な低海水準期が存在したことを示している。また一方では、仙台平野に分布する幾つかの遺跡の発掘調査に際して、これに対応するように、低海水準期の存在を示す複数の河川跡の存在が報告されている。山王遺跡にみられる幾つかの河川跡において、現海面高度を下回る河床高度をもつ流路跡が検出されているが、これらは、凡世界的な海水準微変動との関わりにおいても注目される。

4．山王遺跡地下の沖積層の堆積環境

山王遺跡を通る高架橋建設に伴う地質ボーリング調査資料をもとに、沖積層堆積構造を解析した。図4には調査地点を、図5には沖積層断面図を示した。当地域の沖積層の層厚は南部（多賀前地区）で薄く北部（伏石地区、山王一区、八幡地区方面）で厚い。

山王遺跡南部（多賀前地区）の沖積層

山王遺跡南部の地下では－8～－12mの深度で砂質凝灰岩に着岩し、その直上には直系10～30㎜の硬質の円礫と粗粒砂からなる砂礫層が凝灰岩の起伏を埋めるような状態で堆積している。砂礫層は層厚1～6mで、その上面高度は一様に－6m前後である。周辺地域への連続性については現在調査中であるが、上面高度が一定であることから埋没した河岸段丘堆積物である可能性が高い。この段丘堆積物の具体的な堆積年代は不明であるが、最終氷期の海面最低下期以前のものと考えられる。

当地区の沖積層の堆積は、上述の砂礫層を覆って堆積する貝殻混じりの中粒砂層によって開始される。同層の堆積開始時期は海面上昇曲線（図6）から、およそ6,500年前・前後と考えられる。また、当時の周辺地域の地形環境は、ほぼ図3－cに示されるように、七北田川の河口部一帯に内湾が広がる状況であったことから、この貝殻混じり砂礫層は内湾と外洋とを隔絶していた砂州堆積物の一部と考えるのが妥当である。貝殻混じり中粒砂層は－1m付近で堆積が終了し、その後は腐植物を多量に混入する粘土層と砂層の互層へと変北しており、海岸線の前進にともない、当地区が海浜背後の河川の流入を伴う低湿地的な環境へと変化したことを示している。遺物・遺構等が検出される層準はこの砂・粘土の互層に相当すると考えられる。同層は、堆積途上において、前述の海水準の微変動の影響を受けていたはずであり、海水準の低下期には表面は比較的乾燥し、海水準の上昇期には低湿な地盤へと変化を繰り返していたと考えられる。

山王遺跡北部（伏石地区、山王一区、八幡地区方面）の沖積層

山王遺跡北部の地下では、30mを越える沖積層が堆積している。基盤岩は山王遺跡南部と同様に砂質凝灰岩であり、その深度変化の状況から、最終氷期の海面低下期に対応して下刻・形成された埋没谷の１つと考えられる。基盤岩直上には砂礫・砂・シルトの互層である堆積物（堆積層ａ）が見られ、その上位には腐植混じりシルト層(堆積層ｂ)が－25～－12mにかけて堆積している。さらにその上位には－2m付近まで貝殻片を多量に含む細粒～粗粒砂層（堆積層ｃ）が堆積し、これを覆って一部にシルトを挟む河成の中粒砂層(堆積層ｄ)が堆積している。表層付近は腐植物を多く含むシルト層を主体とする堆積物（堆積層ｅ）が数mの層厚で堆積している。各堆積物は仙台平野地下の沖積層層序とよく対応する。すなわち、堆積物ａ、ｂ、ｃはそれぞれ沖積層基底礫層、沖積陸成粘土層、沖積海成砂層に対応し、堆積物ｄとｅは沖積最上部粘土層に対応する堆積層である。

これらのことから、当地区は、ｉ）最終氷最盛期において下刻し形成された谷地形を埋積するように陸地の土砂が堆積し(堆積層ａ)、ii）海水準が－25mに到達する約8,400前・前後から低湿地的な環境(堆積層ｂ)へ変化し、iii）海水準が－12mに達する約7,800年前頃には内湾の拡大に伴い比較的砂質な底質をもつ内湾が広がってきた(堆積層ｃ)と考えられる。その後は、iv）河成堆積物により潟湖が埋積、縮小され(堆積物ｄ)、ｖ）最終的には河川の流入を伴う低湿地的な地形環境へと変化してきたものと考えられる。なお、1979年に施工された幹線下水道工事において－1ｍａ.ｓ.ｌ.から採取された木片の年代値が 3,380±140ｙＢＰ(ＴＨ-355)、そして砂押川左岸の同工事において－2.5mから採取されたカキ貝殻の年代が 3,880±120ｙＢＰ(ＴＨ-356)であり、それぞれ堆積層ｄ、堆積層ｃ上部の堆積年代に相当する年代資料である（図5参照）。

以上のように、山王遺跡北部の地形環境については、約8,400年前～7,800年前の低湿地的な環境,約7,800年前～約4,000年前の内湾的な環境、そして約3,300年前以降は現在とほぼ類似した、小河川が流入する低湿地的な環境といった変遷が求められる。

文献

池田俊雄（1964）：東海道における沖積層の研究、東北大学地質古生物学研究室邦文報告、60，1-85

松本秀明（1981）：仙台平野の沖積層と後氷期における海岸線の変化、地理学評論、54、72-85
松本秀明（1984）：海岸平野にみられる浜堤列と完新世後期の海水準微変動、地理学評論、54、720-738
松本秀明（1988）：仙台平野における沖積層基底の形態。日本における沖積平野・沖積層の形成と第四紀末期の自然環境とのかかわりに関する研究（科学研究費補助金総合研究報告書）、53-58
松本秀明（1993）：地形学の立場から見た古代～現代の気候変化。『社会・文明・環境』、梓出版、222-232
松本秀明（1994）：仙台平野の成り立ち。仙台市史特別編『自然』、264-277

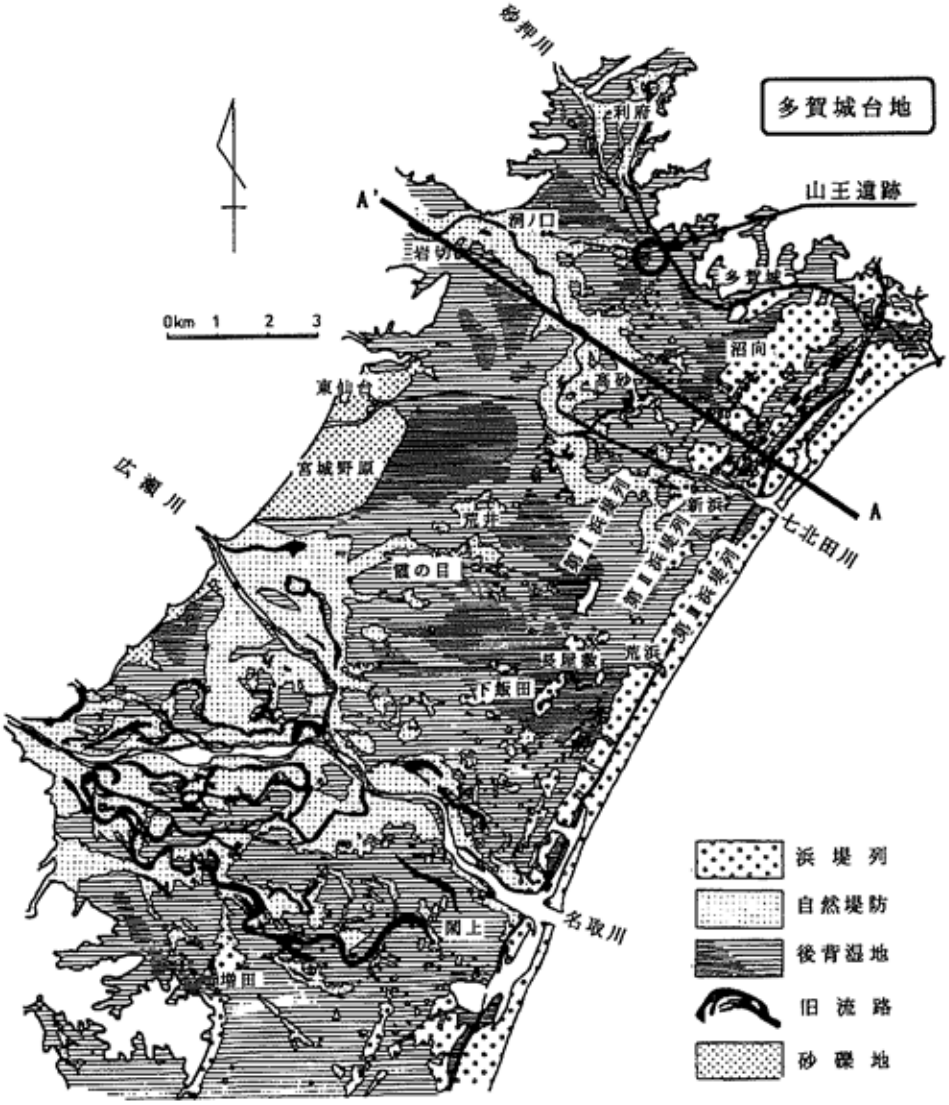

図1　仙台平野北部の地形

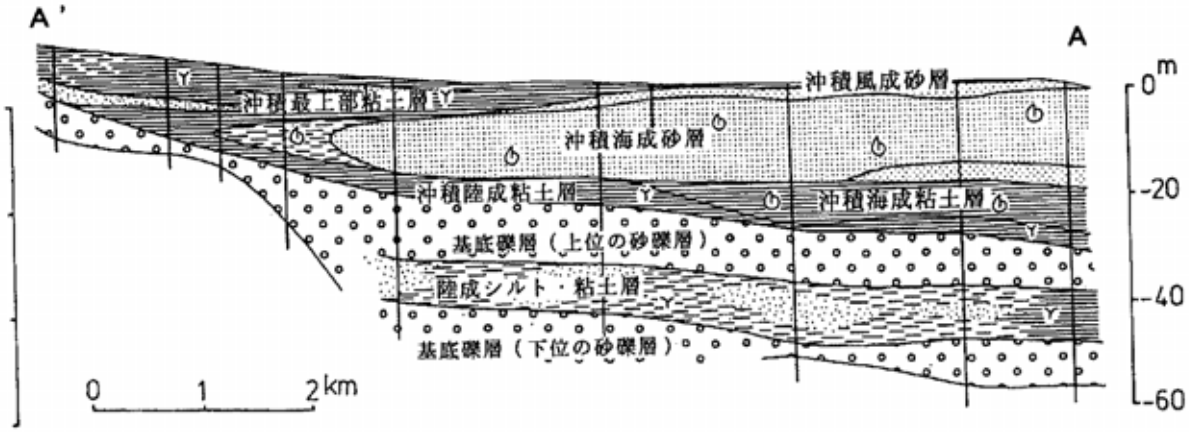

図2　七北田川に沿う沖積層断面図

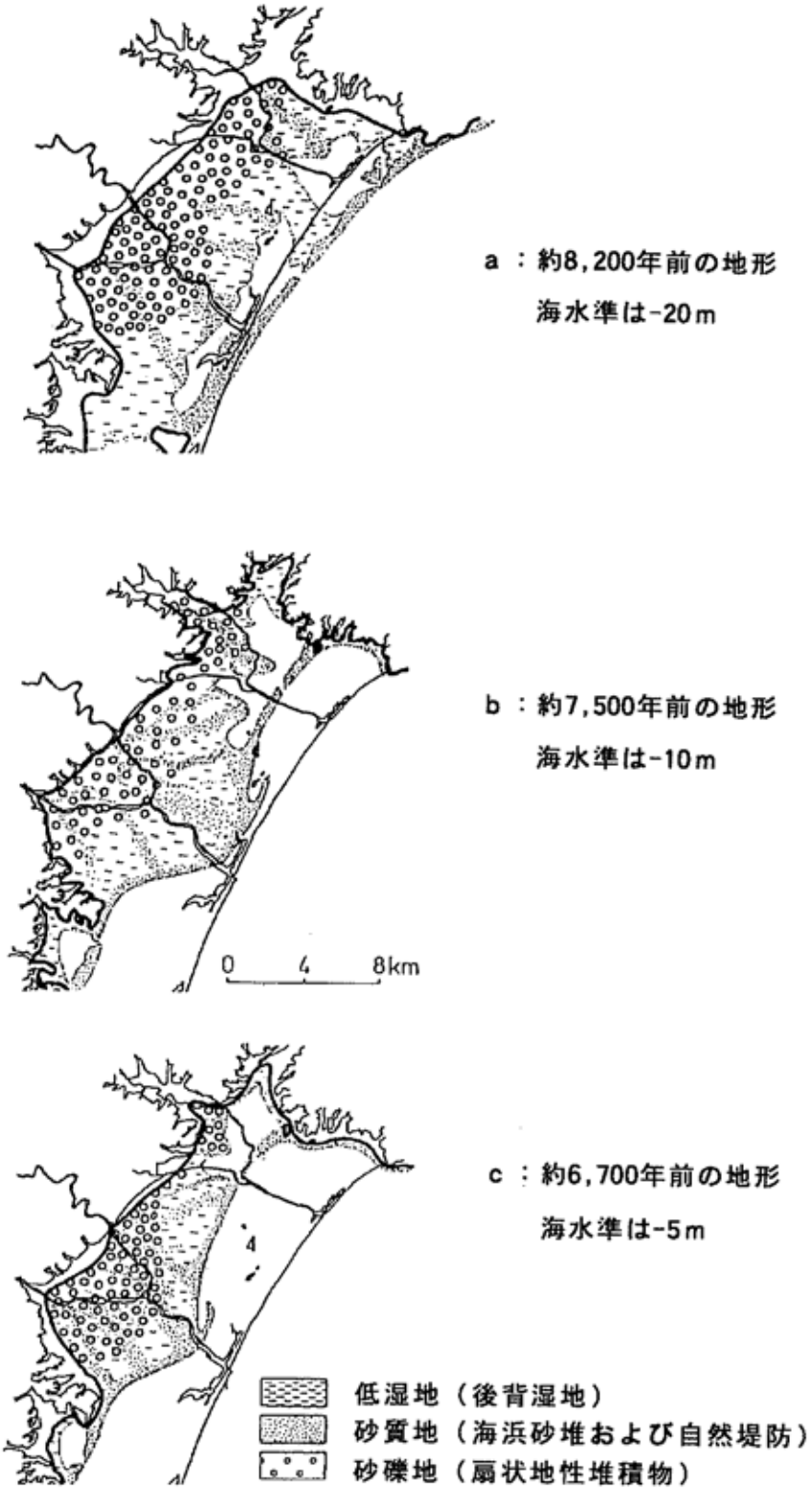

図3　仙台平野北部の海面上昇と地形変化

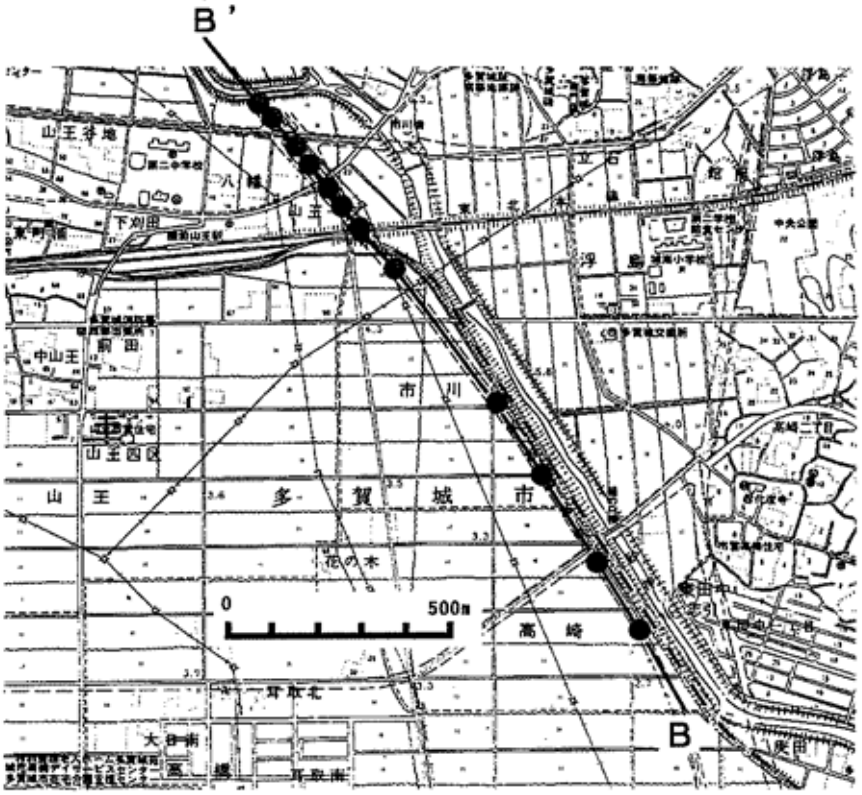

図4　山王遺跡周辺の沖積層断面位置図

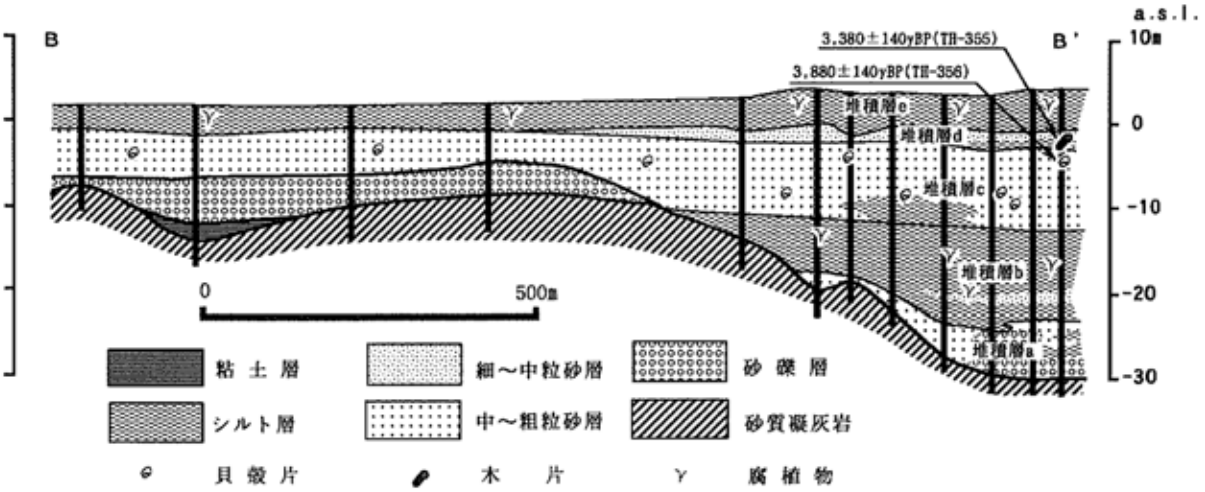

図5　山王遺跡地下の沖積層断面図

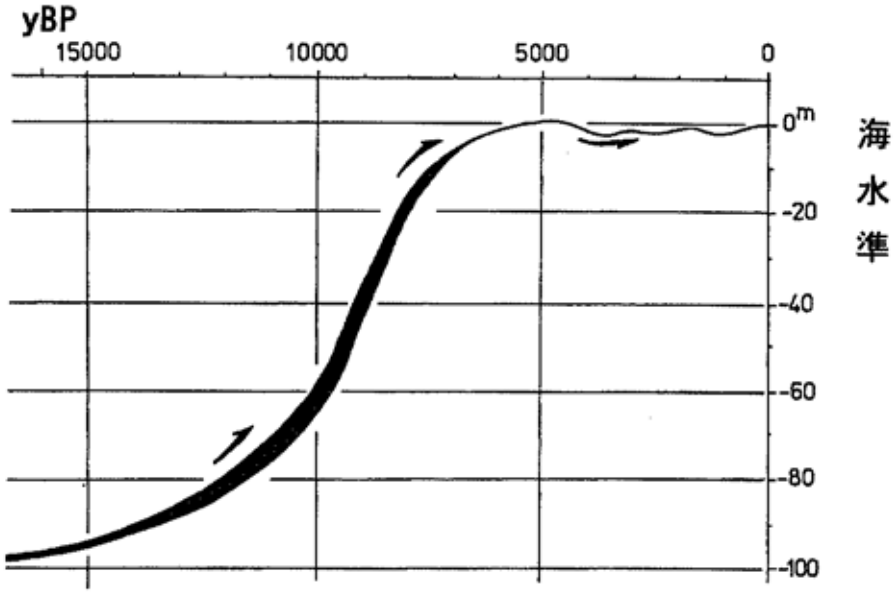

図 6　仙台湾岸の沖積層から求められた後氷期海面変動曲線（松本，1994による）

報告書抄録

ふりがな	さんのういせきⅣ
書名	山王遺跡Ⅳ
副書名	多賀前地区考察編
巻次	
シリーズ名	宮城県文化財調査報告書
シリーズ番号	第171集
編著者名	菅原弘樹・佐藤憲幸・伊藤裕・古川一明・山田晃弘・吉野武・佐藤則之
編集機関	宮城県教育委員会
所在地	〒981　宮城県仙台市青葉区本町3-8-1　TEL　022-211-3682
発行年月日	西暦　1996年　3月30日

ふりがな 所収遺跡跡	ふりがな 所在地	コード		北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡番号					
さんのういせき 山王遺跡	みやぎけん 宮城県 たがじょうし 多賀城市 いちかわあざたがまえ 市川字多賀前		18013	38度 17分 46秒	140度 59分 00秒	一次調査 19920511～1225 二次調査 19930303～1224 三次調査 19940407～1025	約17,500	道路建設

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
山王遺跡	耕作域	古墳	水田跡　1面 河川跡　1条	土師器 鍬　竪杵　石製模造品	
	都市	奈良 平安	道路跡　9条 掘立柱建物跡　211棟 竪穴住居跡　26軒 井戸跡　19基 土器埋設遺構　15基 竪穴遺構　6基 土壙　400基 区画施設　9条 材木塀跡　15条 柱列　7条 溝跡　110条以上 小溝状遺構群　19面 水田跡　3面 河川跡　5条	土師器、須恵器、貿易陶磁、施釉陶器、瓦、硯、木製品（容器・祭祀具・建築部材など）、金属製品（鏡・帯金具・刀子・鎌・鏃など）、土製品（土器片製円板・土錘など）、石製品（石帯・砥石など）、骨角製品、動植物遺体、木簡、漆紙文書、他	陸奥国府多賀城の城外における方格地割の成立過程、および地割内の様相が明らかになった。とくに東西大路に面した南北の区画では平安時代前期の国司館の存在が推定された。